

平成 26 年 第 1 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（2 月 26 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	4
1. 事務局出席職員	4
1. 説明員	4
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定（20 日間）	5
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	5
1. 休憩宣告	15
1. 再開宣告	15
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○質疑（熊谷吉正議員）	16
○原案可決	18
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○質疑（奥村英俊議員）	18
○原案可決	19
1. 休憩宣告	19
1. 再開宣告	20
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市基金条例の一部改正について	20
○提案理由説明（加藤市長）	20
○原案可決	20
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市税条例の一部改正について	21
○提案理由説明（加藤市長）	21

○原案可決	2 1
1. 日程第 9. 議案第 6 号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	2 1
○提案理由説明（加藤市長）	2 1
○原案可決	2 1
1. 日程第 1 0. 議案第 7 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	2 1
○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○原案可決	2 2
1. 日程第 1 1. 議案第 8 号 名寄市社会教育委員設置条例の一部改正について	2 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○原案可決	2 2
1. 日程第 1 2. 議案第 9 号 名寄市風連米乾燥調製施設条例の一部改正について	2 2
○提案理由説明（加藤市長）	2 2
○原案可決	2 3
1. 日程第 1 3. 議案第 1 0 号 名寄市職員住宅に関する条例の一部改正について	2 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 3
○原案可決	2 3
1. 日程第 1 4. 議案第 1 1 号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について	2 3
○提案理由説明（加藤市長）	2 3
○質疑（奥村英俊議員）	2 4
○原案可決	2 5
1. 日程第 1 5. 議案第 1 2 号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて	2 5
○提案理由説明（加藤市長）	2 5
○質疑（熊谷吉正議員）	2 5
○原案可決	2 7
1. 日程第 1 6. 議案第 1 3 号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正に ついて	2 7
○提案理由説明（加藤市長）	2 7
○質疑（竹中憲之議員）	2 7
○原案可決	2 8
1. 日程第 1 7. 議案第 1 4 号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について	2 8
○提案理由説明（加藤市長）	2 8
○質疑（奥村英俊議員）	2 9
○経済建設常任委員会付託	3 0
1. 日程第 1 8. 議案第 1 5 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	3 0
○提案理由説明（加藤市長）	3 0
○原案可決	3 1
1. 日程第 1 9. 議案第 1 6 号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更	

○提案理由説明（加藤市長）	47
○原案可決	47
1. 日程第27. 議案第24号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）	48
○提案理由説明（加藤市長）	48
○原案可決	48
1. 日程第28. 議案第25号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	48
○提案理由説明（加藤市長）	48
○原案可決	48
1. 日程第29. 議案第26号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号）	49
○提案理由説明（加藤市長）	49
○原案可決	50
1. 日程第30. 議案第27号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）	
議案第28号 平成25年度名寄市水道事業会計資本金の額の減少について	
議案第29号 平成25年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分について	50
○提案理由説明（加藤市長）	50
○原案可決	51
1. 日程第31. 議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算ないし議案第40号 平成26年度名寄市水道事業会計予算	51
○提案理由説明（加藤市長）	51
○予算審査特別委員会設置・付託	52
1. 日程第32. 報告第1号 専決処分した事件の報告について	52
○提案理由説明（加藤市長）	52
○報告済	52
1. 日程第33. 報告第2号 専決処分した事件の報告について	52
○提案理由説明（加藤市長）	52
○報告済	53
1. 日程第34. 報告第3号 専決処分した事件の報告について	53
○提案理由説明（加藤市長）	53
○報告済	53
1. 日程第35. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	53
○提案理由説明（加藤市長）	53
○適任と認める	53
1. 日程第36. 請願	53

○議会運営委員会協議	5 3
1. 休会の決定	5 3
1. 散会宣告	5 4

第 2 号（3 月 4 日）

1. 議事日程	5 5
1. 追加議事日程	5 5
1. 本日の会議に付した事件	5 5
1. 出席議員	5 5
1. 欠席議員	5 5
1. 事務局出席職員	5 5
1. 説明員	5 5
1. 開議宣告	5 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5 7
1. 日程第 2. 議案第 1 4 号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について	5 7
○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）	5 7
○原案可決	5 8
1. 休憩宣告	5 8
1. 再開宣告	5 8
1. 追加日程第 1. 議案第 4 1 号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定 について	5 8
○提案理由説明（加藤市長）	5 8
○質疑（奥村英俊議員）	5 9
○原案可決	5 9
1. 追加日程第 2. 議案第 4 2 号 財産の無償貸付けについて	6 0
○提案理由説明（加藤市長）	6 0
○質疑（奥村英俊議員）	6 0
1. 休憩宣告	6 1
1. 再開宣告	6 1
○経済建設常任委員会付託	6 4
1. 追加日程第 3. 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度名寄市一般会計補正予算（第 8 号）	6 4
○提案理由説明（加藤市長）	6 4
○経済建設常任委員会付託	6 4
1. 休会の決定	6 4
1. 散会宣告	6 5

第 3 号（3 月 1 0 日）

1. 議事日程	6 7
1. 本日の会議に付した事件	6 7
1. 出席議員	6 7
1. 欠席議員	6 7
1. 事務局出席職員	6 7
1. 説明員	6 7
1. 開議宣告	6 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	6 8
1. 日程第 2. 一般質問	6 8
○質問（大石健二議員）	6 8
○質問（高橋伸典議員）	7 9
1. 休憩宣告	8 7
1. 再開宣告	8 7
○質問（佐々木 寿議員）	8 7
○質問（奥村英俊議員）	9 7
1. 散会宣告	1 0 6

第 4 号（3 月 1 1 日）

1. 議事日程	1 0 7
1. 本日の会議に付した事件	1 0 7
1. 出席議員	1 0 7
1. 欠席議員	1 0 7
1. 事務局出席職員	1 0 7
1. 説明員	1 0 7
1. 開議宣告	1 0 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 8
1. 日程第 2. 一般質問	1 0 8
○質問（日根野正敏議員）	1 0 8
○質問（川村幸栄議員）	1 1 9
1. 休憩宣告	1 3 0
1. 再開宣告	1 3 0
○質問（山田典幸議員）	1 3 0
○質問（上松直美議員）	1 4 1
1. 東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	1 4 8
1. 休会の決定	1 5 2
1. 散会宣告	1 5 2

第 5 号（ 3 月 1 7 日 ）

1. 議事日程	1 5 3
1. 本日の会議に付した事件	1 5 3
1. 出席議員	1 5 4
1. 欠席議員	1 5 4
1. 事務局出席職員	1 5 4
1. 説明員	1 5 5
1. 開議宣告	1 5 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 5 6
1. 日程第 2. 議会運営委員会委員の選任	1 5 6
1. 日程第 3. 議案第 4 2 号 財産の無償貸付けについて 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度名寄市一般会計補正予算（第 8 号）	1 5 6
○経済建設常任委員長報告（竹中憲之委員長）	1 5 6
○原案可決	1 5 8
1. 日程第 4. 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 4 0 号 平成 2 6 年度名寄市水道事業会計予算	1 5 8
○予算審査特別委員長報告（駒津喜一委員長）	1 5 8
○原案可決	1 5 9
1. 休憩宣告	1 5 9
1. 再開宣告	1 5 9
1. 日程第 5. 議案第 4 4 号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	1 5 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 5 9
○原案可決	1 6 0
1. 日程第 1 1. 意見書案第 1 号 TPP 交渉からの撤退を求める意見書 意見書案第 2 号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書 意見書案第 3 号 食の安全・安心の確立を求める意見書 意見書案第 4 号 農地中間管理機構設置に関する意見書 請願第 1 号 国へ「TPP 交渉からの撤退を求める意見書」提出の請 願について	1 6 0
○意見書案第 1 号ないし意見書案第 4 号（原案可決）	1 6 0
○請願第 1 号（採択）	1 6 0
1. 日程第 7. 報告第 4 号 例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等 に対する監査報告について	1 6 0
○報告済	1 6 0
1. 日程第 8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	1 6 0
○継続審査（調査）決定	1 6 0

1. 閉会宣告	1 6 1
1. 質問文書表	1 6 3
1. 議決結果表	1 6 6

平成26年第1回名寄市議会定例会会議録

開会 平成26年2月26日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第18 | 議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第19 | 議案第16号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第20 | 議案第17号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第18号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第2号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について | 日程第22 | 議案第19号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 日程第23 | 議案第20号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第4号 名寄市基金条例の一部改正について | 日程第24 | 議案第21号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第5号 名寄市税条例の一部改正について | 日程第25 | 議案第22号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第6号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について | 日程第26 | 議案第23号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第7号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について | 日程第27 | 議案第24号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第8号 名寄市社会教育委員設置条例の一部改正について | 日程第28 | 議案第25号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第9号 名寄市風連米乾燥調製施設条例の一部改正について | 日程第29 | 議案第26号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第10号 名寄市職員住宅に関する条例の一部改正について | 日程第30 | 議案第27号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第11号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について | | |
| 日程第15 | 議案第12号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について | | |
| 日程第16 | 議案第13号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について | | |
| 日程第17 | 議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について | | |

	議案第28号 平成25年度名寄市水道事業会計資本金の額の減少について	日程第2	会期の決定
	議案第29号 平成25年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分について	日程第3	行政報告
日程第31	議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算	日程第4	議案第1号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について
	議案第31号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算	日程第5	議案第2号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	議案第32号 平成26年度名寄市介護保険特別会計予算	日程第6	議案第3号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第33号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計予算	日程第7	議案第4号 名寄市基金条例の一部改正について
	議案第34号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	日程第8	議案第5号 名寄市税条例の一部改正について
	議案第35号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	日程第9	議案第6号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第36号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	日程第10	議案第7号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第37号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	日程第11	議案第8号 名寄市社会教育委員設置条例の一部改正について
	議案第38号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	日程第12	議案第9号 名寄市風連米乾燥調製施設条例の一部改正について
	議案第39号 平成26年度名寄市病院事業会計予算	日程第13	議案第10号 名寄市職員住宅に関する条例の一部改正について
	議案第40号 平成26年度名寄市水道事業会計予算	日程第14	議案第11号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について
日程第32	報告第1号 専決処分した事件の報告について	日程第15	議案第12号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第33	報告第2号 専決処分した事件の報告について	日程第16	議案第13号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について
日程第34	報告第3号 専決処分した事件の報告について	日程第17	議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について
日程第35	諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	日程第18	議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第36	請願	日程第19	議案第16号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
<hr/>			
1. 本日の会議に付した事件			
日程第1	会議録署名議員指名	日程第20	議案第17号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第7号）

- | | | |
|-------|---|---|
| 日程第21 | 議案第18号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | 議案第34号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第19号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 議案第35号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第20号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 議案第36号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第21号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号） | 議案第37号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第22号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） | 議案第38号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第23号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第3号） | 議案第39号 平成26年度名寄市病院事業会計予算 |
| 日程第27 | 議案第24号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号） | 議案第40号 平成26年度名寄市水道事業会計予算 |
| 日程第28 | 議案第25号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | 日程第32 報告第1号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第29 | 議案第26号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号） | 日程第33 報告第2号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第30 | 議案第27号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号） | 日程第34 報告第3号 専決処分した事件の報告について |
| | 議案第28号 平成25年度名寄市水道事業会計資本金の額の減少について | 日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて |
| | 議案第29号 平成25年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分について | 日程第36 請願 |
| 日程第31 | 議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算 | |
| | 議案第31号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算 | |
| | 議案第32号 平成26年度名寄市介護保険特別会計予算 | |
| | 議案第33号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計予算 | |

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員

12番	駒	津	喜	一	議員
13番	熊	谷	吉	正	議員
15番	日根	野	正	敏	議員
17番	山	口	祐	司	議員
19番	東		千	春	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	益	塚		敏
書記	山	崎	直	文
書記	鷺	見	良	子
書記	佐	藤		潤

1. 説明員

市長	加	藤	剛	士	君	
副市長	佐々	木	雅	之	君	
副市長	久	保	和	幸	君	
教育長	小	野	浩	一	君	
総務部長	扇	谷	茂	幸	君	
市民部長	中	村	勝	己	君	
健康福祉部長	田	邊	俊	昭	君	
経済部長	高	橋	光	男	君	
建設水道部長	長	内	和	明	君	
教育部長	鈴	木	邦	輝	君	
市立総合病院事務部長	松	島	佳	寿	夫	君
市立大学事務局長	鹿	野	裕	二	君	
営業戦略室長	常	本	史	之	君	
上下水道室長	斎	藤	一	彦	君	
会計室長	山	崎	真	理	子	君
監査委員	手間	本		剛	君	

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成26年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

10番 高橋 伸典 議員

19番 東 千春 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月17日までの20日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月17日までの20日間と決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、平成26年第1回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

平成26年度の予算編成について申し上げます。

国の平成26年度予算編成は、経済成長につながる施策を果敢に実行していくとともに、未来に向けて持続可能な制度を構築し、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環を達成していくことが必要との考え方に立ち、社会保障をはじめとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に

見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図るという基本方針が、昨年12月12日に閣議決定されました。

地方財政対策については、地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税などの一般財源総額について、社会保障の充実分などを含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保したものととなり、地方財政計画の規模は、東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比1.8パーセント増の83兆3,607億円となりました。また、一般財源総額では前年度比1.0パーセント増の60兆3,577億円となりました。

このうち地方交付税は、前年度比1.0パーセント減の16兆8,855億円となりました。また、地域の元気創造事業費の設定や、市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定項目の設定など地域の厳しい財政事情に一定の配慮がなされました。

こうした中、本市の平成26年度各会計予算は、骨格予算となりますが、地域経済や雇用の安定などを考慮し、継続事業を中心にできるだけ多くの事業を盛り込んだ予算を編成しました。

主な事業については、ハードでは北斗・新北斗公営住宅建設事業、消防・救急無線デジタル化事業、名寄南小学校校舎・屋内運動場等改築事業、大学図書館建設事業、（仮称）市民ホール整備事業などを、また、ソフトでは地域外の人材を受け入れて地域力の強化と人材の定着を図る地域おこし協力隊事業や、子育て支援の充実を図るため「親子おでかけバスツアー」などにより、子育て中の親と幼児を対象に、多世代交流、子育て世代間の交流を実施する地域活動事業などを盛り込みました。

一般会計の予算案は、前年度比17.1パーセント増の220億6,719万8千円となりました。

また、8つの特別会計予算案は前年度比2.3パーセント減の78億6,515万7千円、企業会計

予算案は前年度比10.2パーセント増の149億4,785万5千円、全会計の総額では前年度比10.9パーセント増の448億8,021万円となりました。

財源調整的に、財政調整基金で5億5,021万6千円の取崩しを、また、老朽化した施設整備の更新に係る事業の財源として、公共施設整備基金で1億1,820万円の取崩しを、また平成25年度に交付された地域の元気臨時交付金基金から普通建設事業の財源として2億5,200万円を取り崩しましたが、今後の起債償還などの義務的経費に備え、減債基金などの積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、転入者の受け入れについて申し上げます。

本市への年間転入者数は、概ね950世帯、1,450人となっています。

昨年春から開催している転入者向け市民見学会に加えて、本年から、公共施設を無料でお試しいただける「転入者向け公共施設無料おためしチケット」を転入手続き時に配付し、より早く、より多く本市の魅力を知っていただけるよう、取り組んでまいります。

次に、北海道日本ハムファイターズ「北海道179市町村応援大使」について申し上げます。

本事業は、北海道日本ハムファイターズが地域を応援する企画として実施するもので、稲葉選手、村田選手が名寄の応援大使として1年間協力いただけることとなりました。

既に、両選手の等身大パネルや成人式へのメッセージなどをいただいております。今後においては球団が企画する応援ツアーのほか、北海道日本ハムファイターズなよろ応援団をはじめとする関係団体と連携しながら、両選手や球団との交流を通じて、本市のPRと市民の盛り上げに努めてまいります。

次に、地域連絡協議会について申し上げます。

昨年4月に、名寄市地域連絡協議会等活動交付金の見直しを行うとともに、代表者会議等を開催し、活動の助長を図ってきたところです。

この間の交付金の申請状況は、運営費助成は前年比1件増の5件、活動費助成では前年比4件増の11件となっており、新たな事業として「防災共同訓練」や「おもちつき大会」「町内会交流事業」などの取組が行われています。

今後とも情報交換会の開催や地域連絡協議会はもとより複数町内会による事業等を支援し、活動の助長を図ってまいります。

次に、男女共同参画社会の推進について申し上げます。

昨年12月8日、駅前交流プラザ「よろ一な」においてTVなどでも活躍されている漫画家倉田真由美先生を講師に招き、男女共同参画セミナーを開催しました。

第1部の講演会には91人、第2部のグループ討論には20人が参加して、性別に関わらず、一人ひとりがストレスなく自分らしく生きるための方策を学びました。

今後とも男女共同参画社会の実現に向け、市民の皆様と一緒に考える機会を提供してまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

本年度の東京なよろ会スキーツアーは、6コースに217人が参加される予定であり、旧名寄市から通算すると延べ120回、5,892人に参加いただくこととなります。訪れていただいた皆様には、日本一の雪質やカーリング体験、なよろ市立天文台での星空観察、北国の味覚など、本市の魅力をご堪能いただいております。今後とも、本市のPR、情報発信に努めてまいります。

ふるさと会交流事業については、旭川風連会の総会が2月2日に、さっぽろ名寄会の総会が2月21日にそれぞれ開催され、会員の増強運動などに取り組むことが確認されました。

東京都杉並区との交流事業では、首都圏を襲った大雪の影響により、「なよろ雪質日本一フェス

ティバル」と「ふうれん冬まつり」への代表団の訪問が中止となりましたが、それぞれの雪像コンクールに区長賞及び区議会議長賞を提供いただきました。

国際交流では、昨年、名寄・ドーリンスク友好委員会を中心に出席した道北6市によるユジノサハリンスク道北物産展の成果と課題を市民に広く周知するため、1月23日に「ユジノサハリンスク道北物産展2013 [名寄] 報告会」を開催しました。

台湾との交流では、市内の中学生16人が交流自治体中学生親善野球大会に参加するため、昨年12月25日から6日間、台北市などを訪れ、言葉も文化も歴史も異なる国で、台湾、東京都杉並区及び福島県南相馬市の中学生と野球を通じた交流を行いました。

なお、昨年12月28日には、本市と台湾との青少年の交流が深まるよう、中国青年救国団と宣言書を取り交わしました。

また、昨年7月に実施した台湾教育旅行モニターツアーの成果として、モニターツアーに参加した台湾の高校から、1月26日、27日は国立鹿港高級中学が、2月19日、20日は桃園縣立平鎮高級中学が、2月25日、26日には国立玉井高級工商職業学校などの計5校が本市を訪れ、高校生と交流を深めたほか、なよろ市立天文台の見学、スキーやカーリング、餅つきなどを楽しんでもいただきました。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

農業支援員2人については、昨年10月の委嘱以降、風連日進地区を拠点として農業者宅や農業振興センターなどで農業研修に励むとともに、地区の高齢者宅の屋根雪降ろしや、市営スケートリンクでのスケート指導など、地域貢献活動を行っています。

また、平成26年度の新規隊員として、2月14日まで農業支援員2人の募集を行ったところ、6人からの応募があり、現在、選考を行っている

ところ です。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺13市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」では、昨年に引き続き、1月31日から2月2日は本市と下川町・幌加内町のエリアで、2月7日から9日は和寒町・剣淵町・士別市のエリアで「天塩川住民再発見ツアー」を実施しました。今後、ツアーの様子や楽しんでいる様子をパンフレットや動画サイト上で発信する予定です。

また、2月22日には、「天塩川フォーラム」が開催され、日本を代表する観光地域づくりプロデューサー坂元英俊氏の基調講演や、天塩川周辺地域で地域おこしに尽力されている方によるパネルディスカッションを通して、地域の今後の可能性などについて意見を交わしました。

なお、協議会に対する北海道の地域づくり総合交付金は2カ年の支援が終了するため、新年度以降は、財源規模を縮小しながら構成市町村で応分の負担金を拠出し、継続する方向で調整を行っているところです。

次に、健全な財政運営について申し上げます。

昨年12月に滞納管理システムを導入し、市税滞納繰越分の収納額が前年比13パーセント、916万円の増となりました。

今後ともシステムを有効に活用し、税負担の公平性確保に努めてまいります。

次に、自衛隊関係について申し上げます。

昨年12月17日に閣議決定された「国家安全保障戦略」及び新たな「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」において、北海道は良好な訓練環境であることが明記され、陸上自衛隊は、道内に所在する師団・旅団を機動運用する部隊として位置づけました。

これは、名寄駐屯地が有する最北の防衛・警備に追加されたものであり、第4高射特科群の存続を含め、所在する部隊削減への影響はないものと認識しており、この間の地域との絆及び陸上自衛

隊名寄駐屯地増強促進期成会をはじめ、関係諸団体による要望活動の成果と考えているところです。

今後も引き続き、現状体制の強化・拡充について取り組んでまいります。

次に、大人の風しん予防接種緊急対策事業について申し上げます。

20代から40代を中心に風しんが全国的に流行したことに伴い、妊婦と生まれてくる赤ちゃんの健康を守ることを目的に、昨年7月から緊急対策として、風しん予防接種費用の一部助成を行っています。

対象者については、ワクチンが一時的に不足することが懸念されたため、優先度を考慮し、19歳以上の市民で妊娠希望者と妊婦の配偶者とし、1月末までの助成申請者は131人で接種者は98人となっています。

現在、風しんの報告数は全国的に激減してきていますが、引き続き、将来にわたって流行を阻止するため、予防接種の一部助成を推進し、予防対策の普及啓発に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

昨年4月から12月までにおける、一般科と精神科を合わせた患者取扱い状況については、入院患者数が延べ7万7,368人で前年比3,122人、率にして3.9パーセントの減少となっています。また、外来の取扱い患者数は、16万3,763人で前年比6,539人、率にして4.2パーセントの増加となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は37億8,090万円で前年比9,650万円、率にして2.6パーセントの増加となっています。また、一般科と精神科を合わせた外来収益は15億4,060万円で前年比1億2,100万円、率にして8.5パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、53億2,150万円となり、前年比2億1,750万円、率にして4.3パーセントの増加となっていま

す。

次に、平成26年度の診療体制について申し上げます。

全国的な医師不足の中で、当院においても、小児科で短時間勤務者の転出を含む2人が減員になります。このほかの診療科については、自治医科大学卒業後3年目の医師1人が、主に外科分野の研修のため1年間派遣される予定となっていますが、全体として大きな変更はありません。

次に、精神科病棟改築事業について申し上げます。

2月17日現在、工事の進捗率は82.2パーセント、内訳は建築主体工事が84.4パーセント、空調設備工事が82.0パーセント、給排水衛生設備工事が75.0パーセント、電気設備工事が78.0パーセントとなっています。

3月に予定する竣工後は、4月下旬に新館へ引越し、5月に新館での診療開始を予定しています。また、6月からは現精神科病棟の解体工事及び外構、駐車場整備工事が始まります。引き続き市民をはじめ御利用の皆様には御迷惑をお掛けしますが、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

平成25年度新規事業の「名寄市お祝い誕生もち引換券交付事業」については、3月末日までに満1歳の誕生を迎えた252人に贈呈し、お祝いするとともに、駅前交流プラザ「よろーな」、市役所名寄庁舎及びイオン名寄店において写真展を開催しました。

今後とも、さらなる子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、内淵一般廃棄物最終処分場において、本年度は12日間、延べ71人により、各町内会などの環境衛生推進員の協力のもと、搬入ごみの分別指導を実施し、ごみの適正処理について、市民への啓発を

行ってきました。

また、広域最終処分場の建設については、平成30年4月の開設を目指して、現在は、処分場建設に係る生活環境影響調査を実施しているところです。

次に、新エネルギー・省エネルギーについて申し上げます。

家庭用節電モニターを募る「エコチャレンジ2013」については、名寄市消費者協会に事業の一部を委託して実施しており、冬季の取組に対し12人の参加がありました。

また、旧風連中学校跡地におけるメガソーラー発電施設については、昨年12月9日に竣工式が執り行われ、発電が開始されており、これまで2団体が施設見学を行うなど環境意識の広がりにも貢献いただいています。

今後とも、民間と連携、協力しながら、新エネルギー・省エネルギービジョンを推進してまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

平成25年中の火災件数については、13件で前年比3件の増となり、負傷者が3人となっています。また、火災種別では、建物火災9件、車両火災3件、その他火災1件となっています。

救急出動件数については、1,238件で、前年比156件の増となり、過去最高の出動件数を記録しました。事故種別では、急病781件、一般負傷160件、交通事故67件、転院搬送147件、その他83件となっています。

予防行政については、昨年起きた京都福知山花火大会露店爆発事故を教訓に消防法施行令の一部改正が行われました。これにより多人数が集合する催しにおいて、対象火気器具などを使用する方への消火器の準備が義務付となり、本市においても「なよろ雪質日本一フェスティバル」や「天文字焼きを見る集い」の会場において、露店関係者や行事主催者に対し、火気器具などの取扱いや消火器の準備について指導を行いました。

次に、交通安全対策について申し上げます。

路上駐車が他の車両や緊急車両の通行の妨げ、除雪作業の支障となることから、昨年12月と1月に名寄警察署、名寄交通安全協会連合会をはじめ、関係機関による「路上駐車一掃作戦」として、市街地の駐車違反車両71台に警告書を貼り、車両の速やかな移動を促し、啓発を行いました。

次に、生活安全対策について申し上げます。

全国的に子どもや女性が被害に遭う事件が発生しており、本市においても、子どもや女性への声かけや付きまといなど、不審者による事案が発生しています。

今後とも、市民が事件や事故に巻き込まれないよう、関係機関や団体と連携を図り、犯罪防止に向けた情報の提供や共有により、安全安心な地域づくりを進めてまいります。

次に、消費生活相談について申し上げます。

消費生活センターでは、複雑化する相談内容から弁護士との連携を図り、解決に結びつける事案が発生していることから、2月に名寄東小学校コミュニティセンターとの共催で、名寄ひまわり基金法律事務所の押田朋大所長を講師に迎え「消費生活セミナー」を開催しました。

今後とも、消費者被害を防止するため、消費者教育や啓発を推進するとともに、迅速な対応や適切な相談業務に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、昨年9月に着手した北斗団地の鉄筋コンクリート造2階建て1棟12戸の1月末進捗率は約20パーセントとなっており、平成26年度工事分の実施設計については昨年8月に着手し、1月に完了しています。

ノースタウンなよろ団地の長寿命化型改善工事については、1棟30戸を昨年7月末に着手し、12月に完成しています。

また、平成26年度に着手を予定している風舞団地の長寿命化型改善工事の実施設計については、

昨年7月末に着手し、1月に完了しています。

次に、水道事業について申し上げます。

老朽管更新工事については、16線道路老朽管更新工事ほか12路線、5,553メートルが昨年12月下旬に全路線完了しました。配水管網整備については、風連29線配水管網整備工事ほか5路線、延長1,724メートルが昨年12月下旬に全路線完了しました。

また、簡易水道事業については、智恵文八幡地区浄水場の増補改良工事が1月下旬に完了しました。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した設備の改築工事については、施工中の名寄下水終末処理場における沈砂池機械設備外更新工事が3月上旬の完成を予定しています。また、名寄下水終末処理場長寿命化更新実施設計の業務委託については、2月末の完了を予定しています。さらに雨水管渠新設工事では、豊栄川3号幹線、延長129メートルが1月中旬に完了しました。

また、個別排水処理施設整備事業については、新たに18基の合併浄化槽が供用開始されています。

次に、道路整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めていた南11丁目東通、昭和通、西4条仲通、東1条通の4路線、地域の元気臨時交付金により採択された南6丁目仲通、風連西町5丁目線の2路線の工事を完了しました。

また、南10丁目西仲通は昨年12月に、徳田18線緑丘連絡線については1月に発注を終え、現在、工事を進めています。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

昨年12月20日に第一弾の見直しを行い、実証運行を継続しています。路線については、東西を乗継なしとする「東西まわり」と「西まわり」の2路線とし、ダイヤについては、早朝の時間帯を除き、従来の西まわり区間においては30分に

1便、東まわり区間は1時間に1便のパターンダイヤとしています。

また、今回の見直しに併せて、高齢者等にはバスアテンダントによるきめ細やかな利用案内、市内バス路線・時刻表を簡単検索できるインターネット情報サイトの開設、バス路線沿線商店との連携事業など緊急雇用創出推進事業を活用した利用促進策を展開しています。

今後とも市民の皆様の意見や利用状況などを踏まえて、利便性や効率性の高い公共交通機関となるよう改善を図ってまいります。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪延長443キロメートル、排雪延長145キロメートルを対象に進めています。

排雪については、2月中旬までに生活道路の作業を終了しており、幹線道路では、降雪状況に応じた対応を考慮しながら、年度末まで継続して実施してまいります。

また、さらなる冬の道路環境向上のため、本年度から除雪幅員の設定、積上除雪、重要幹線排雪、雪堆積場の確保を進めているところです。

今後とも、市民の皆様の声を伺いながら、結果や課題の分析を行い、冬の道路環境の向上に努めてまいります。

次に、名寄市ホワイトマスターについて申し上げます。

2月22日、名寄市民文化センターにおいて、名寄東小コミュニティセンター運営委員会と江島絵美さんに名寄市ホワイトマスターの称号を授与いたしました。

名寄東小コミュニティセンター運営委員会は、スノーフェスティバルを継続して実施し、地域の連携、絆を深め、コミュニティ活動を推進されました。

また、江島絵美さんは、ピヤシリスキー場で技術向上に励み、全日本スキー技術選手権大会に連続出場しているほか、道内女性では3人のみの認

定となるナショナルデモンストレーターを取得するなど、今後のスキー人口拡大や競技発展に対し、大いに期待されるところです。

受賞された皆様には、今後とも本市の冬の暮らしにおいて、他の模範となる活動に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、農業農村行政について申し上げます。

昨年12月7日に市内18団体の協力のもと、「2013地産地消フェア in なよろ」を開催しました。地産地消の推進と、食育を通じた食文化の向上を目的とした取組に、多くの市民で賑わいました。

また、2月18日には、北海道農政事務所旭川地域センターの協力のもと「新たな農業・農村政策説明会」を開催し、生産者に新制度の情報提供を行いました。また、併せて同日に、生産力の向上と魅力ある農村を築くことを目的に「名寄地域農業セミナー」を開催し、北海道大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科特任教授の林美香子さんから「食と農」に関わる講演をいただきました。

2月21日には、「もっともち米プロジェクト」の第1回市民講座を開催し、もち米の新たな料理方法や商品開発などについて、市民に情報発信を行いました。

次に、平成25年産米の出荷状況について申し上げます。

出荷総数は、もち米28万9,413俵、うるち米2万3,316俵、合計31万2,729俵となり、合併以降で最も多い出荷量となりました。

次に、米政策について申し上げます。

昨年12月に平成26年産米の生産数量目標が配分され、もち米が前年比3.27パーセント減の1万1,389トン、うるち米は3.52パーセント減の1,458トン、合計で3.30パーセント減の1万2,847トンと示されており、現在生産者への配分に向けて事務作業を進めているところです。

次に、人・農地プランについて申し上げます。

2月に市内7カ所で、「人・農地プラン地域別懇談会」を開催し、今後の担い手への農地集積などについて、地域での意見交換を行いました。今後、いただいた意見をもとに、よりよいプラン作りに努めてまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

上川北部森林組合のチップ機更新事業については、1月31日に起工式が執り行われ、4月からの操業に向け、工事が進められています。今回の更新計画では、製造能力が3万488立方メートルから4万9千立方メートルに増加することとなり、チップが暗渠疏水材や木質バイオマスなどの新たな活用が見込まれ有望であることから、今後伐齢期を迎え増加するトドマツ、カラマツ材の地元受入につながり、本市の林業活性化に資するものと期待しています。

木質バイオマス利活用調査については、「新エネルギー・省エネルギービジョン」「名寄市森林整備計画」に基づき、木質バイオマスの賦存量や利活用の可能性について調査を行っています。調査は3月中旬完成の予定となっており、これをもとに木質バイオマスの利活用について検討してまいります。

次に、商工業について申し上げます。

北海道が実施している地域別経済動向調査によると、昨年10月から12月の上川北部地域の景況感は「横ばい」となっています。

生産動向については、前期の「やや上昇」から「上昇」となりましたが、消費動向については、車や住宅などが消費税増税前の需要により上昇傾向にあることから、消費動向は引き続き「やや上昇」となっています。

融資関係では、1月末現在、経営資金、設備資金ともに件数は増加傾向で推移しています。経営資金は87件で、融資額は4億9,678万6千円となっており、前年同期比で2件の増、金額では1.1パーセントの減少となっています。また、設備資金は15件で、融資額は1億141万1千円

となっており、前年同期比で3件の増、金額では55パーセントの増加となっています。

中小企業振興条例による各種中小企業者助成制度については、名寄商工会議所及び風連商工会から中小企業者の意見をまとめた要望を受けており、経済情勢の変化とともに改善すべき内容を見極め、関係機関と相談しながら、中小企業者に使い勝手の良い制度を具体的に検討してまいります。

次に、公設地方卸売市場について申し上げます。

指定卸売業者の経営破綻に伴う業務停止以降、市場の早期再開に向けて関係機関や民間業者などと最大限の協議を重ねてきました。

この間、市内流通への影響を最小限に止め、安全安心な食を確保するため、市内買受人に冷蔵施設を利用いただいております。今後においても、青果物について、地場の農産物受入も含めて市場流通機能を安定的に確保するため、必要な準備、調整に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における昨年12月末の月間有効求人倍率は0.94倍で、前年同月比0.3ポイントの上昇となり、27カ月連続して前年同月を上回っています。

新規高等学校卒業予定者の求職、求人、就職の状況については、就職希望者は151人で、前年比13人、7.9ポイントの減、うち管内就職希望者は92人で、前年比9人、8.3ポイントの減、管内求人数は165人で、前年同月比21人、14.6ポイントの増となっています。

就職内定者数は129人で、前年比2人、1.6ポイントの増、就職内定率も前年比8.0ポイント増の85.4パーセントとなっています。

今後とも、関係機関や団体と連携して求人要請、求人開拓などに取り組んでまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

ピヤシリスキー場については、雪不足のため予定より4日遅れて昨年12月18日に今シーズンの営業を開始しました。今シーズンは指定管理者

の名寄振興公社において、レディースデー、シニアデーなどの各種割引やSAJナショナルデモンストレーターによるレベルアップレッスンなど、新たな企画により集客に努めています。

また、冬の最大イベントである「なよろ雪質日本一フェスティバル」が2月6日から9日まで、「ふうれん冬まつり」が2月8日から9日までそれぞれ開催され、市民など多くの来場者で賑わいました。「なよろ雪質日本一フェスティバル」では、国際雪像彫刻大会ジャパンカップに4カ国8チームが出場し、雪柱の彫刻で芸術性を競い合ったほか、韓国の学生を含め7チームが出場した全日本学生対抗スノーオブジェ競技会や、おらの雪像みたくれコンクールも行われ、南広場を素晴らしい雪像が埋め尽くしました。ふうれん冬まつりでは、全日本長靴飛ばし選手権などが行われ、子どもから大人まで楽しい冬のひと時を過ごしました。

なお、なよろ雪質日本一フェスティバルと同時開催で、冬の風物詩「北の天文字焼き」が3年ぶりに復活し、「天」の文字が厳寒の夜空を美しく彩りました。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、教師の指導力や学校の組織力の向上を図るため、文部科学省指定の「学校のマネジメント力を強化するための実践研究事業」の一環として教育講演会を2回開催しました。1月21日には、高知県教育委員会スーパーバイザーを招き「学力向上の処方箋」と題して講話をいただきました。約130人の参加者は、子どもたちの主体的な学びを促す指導方法や、学校行事などのスリム化などについて研修を深めました。1月28日には、名寄市教育研究集会に国立教育政策研究所の総括研究官を招き「実践的な指導力の向上及び校内の組織力の向上」と題して講話をいただきました。約220人の参加者は、教師の指導力などを高める授業研究のあり方や、教師間の連携を重視した学校の組

織づくりなどを学びました。

また、1月22日に名寄市教育改善プロジェクト委員会から、教育長へ本年度の取組についての報告がありました。本年度は、学力の向上を図るため、学習指導の工夫改善に関する研究グループでは、チャレンジテストの効果的な活用など、また校内研修の充実に関する研究グループでは、各学校の校内研究の概要の集約など、さらに教育資源などの活用に関する研究グループでは、人材活用の実践例などが取り組まれました。

次に、学校の再編・施設の整備について申し上げます。

東風連小学校については、少子化による児童数の減少のため、平成28年3月末をもって閉校することで地域の合意が図られたところです。閉校後の児童は、風連中央小学校へ通学することから、交通手段など、必要な対策を学校や地域と協議してまいります。

名寄南小学校の校舎などの改築については、2月末に実施設計が終了することから、建築確認申請など、建設に必要な各種申請事務を進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

平成26年度の学生募集の状況については、昨年11月21日に推薦入試を実施し、保健福祉学部栄養学科では15人、看護学科では21人、社会福祉学科では20人の計56人、短期大学部児童学科では25人の合格者を決定しました。

2月1日に実施した短期大学部児童学科の一般入試は、25人の募集に対して54人の受験があり、28人の合格者を決定しました。また、大学入試センター試験利用入試では、5人の募集に対して26人の志願状況となっています。

保健福祉学部の一般入試前期日程では、71人の募集に対して志願者数は昨年度から2人少ない334人で倍率4.7倍となりました。学科別では、栄養学科21人の募集に対して志願者数が79人で倍率3.8倍、看護学科25人の募集に対して志

願者数は155人で倍率6.2倍、社会福祉学科25人の募集に対して志願者数は100人で倍率4.0倍となりました。

また、後期日程では、14人の募集に対し志願者数は昨年度から44人少ない236人で倍率16.9倍となりました。

3月に卒業見込みの学生の就職内定状況は、2月14日現在、栄養学科で71.8パーセント、看護学科で97.9パーセント、社会福祉学科で84.2パーセントの内定率となっており、保健福祉学部全体では84.8パーセントの内定率となっています。短期大学部児童学科では、83.3パーセントの内定率となっています。

平成26年度の精神保健福祉士養成開始に伴う演習室の改修、備品、図書などの整備については完了し、教育と学術研究の中心になる大学図書館の整備については、基本構想・基本計画に基づき基本設計をまとめたところです。また、老朽化による損傷を改善する本館の屋根改修工事を終えたところです。

次に、食育の推進について申し上げます。

食育の意識高揚を図るため、本年度も中学校3年生を対象に、カラー写真を掲載した「かんたんお弁当レシピ」を配布し、高校進学後に弁当持参となつてからの栄養バランスについて啓発を行いました。

また、学校給食費については、平成9年の改定以降、据え置いてきましたが、4月から消費税増税分として小学生7円、中学生8円の値上げを実施し、物価上昇などに伴う値上げについては、今後の食材価格の変動を勘案しながら学校給食会理事会で検討し、平成27年4月から値上げを予定しています。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

名寄ピヤシリ大学は、2月25日に卒業式・修了式を行い、11人の卒業生と9人の大学院修了生を送り出しました。また、風連瑞生大学は、3月3日に卒業式・修了式を行い、5人の卒業生と

9人の大学院修了生を送り出します。卒業生の皆様には、今後とも生涯学習活動を継続されることを期待するところです。

「地域の良さや課題を発見し、共通認識を持つ」をテーマとした市民講座「なよろ入門」は、2月6日に本年度12回目の講座を開催し、学習活動を終了しました。本年度は、市内各校の教員初任者も研修として参加し、見聞を広めていただくことができました。

次に、市立図書館について申し上げます。

昨年12月15日に、名寄市立小中学校読書感想文コンクールの表彰式を行いました。本年も市内全ての小中学校から作品総数130点の応募があり、名寄教育研究所の国語班により選出された、学年毎の最優秀賞1作品、優秀賞2作品を受賞した児童生徒に表彰状、副賞を授与しました。

また、昨年12月7日には大人を対象として、愛読の文庫本の表紙をハードカバーに装丁する製本講習会を行い、7人の参加がありました。12月25日には「冬のおはなし会」を風連児童館で行い、40人を超える参加者で賑わいました。1月10日には本館で「冬の工作会」を行い、参加した小学3・4年生13人がペットボトルを素材とした万華鏡を作成しました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

2月16日に、なよろ市立天文台と石垣島国立天文台との間で交流協定の締結を行いました。

国立天文台が市立の天文台と協定を取り交わすのは、初めてのことであり、直線距離で約3,200km、緯度で20度以上離れた天文台同士が互いに協力することは観測や研究面で有意義なことであり、今後、交流と連携を進めてまいります。

なよろ市立天文台は、本年度末で開設4年を経過することから、利用の実態を調査するため、4歳から75歳までの895人を対象にアンケート調査を実施しました。回答率は約31パーセントでしたが、50歳以上の方の回答率が48.5パーセントと高かったことや天文台を知っていると答

えた人が約97パーセントで、うち利用したことがあると答えた人が54パーセント、満足度においては75パーセントとなっています。今後は、いただいた貴重な意見や要望をもとに、さらなる改善に努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

昨年12月23日に市民会館において、第2回目となる「ナヨロ寄席」をなよろ舞台芸術劇場実行委員会との共催で開催しました。出演された柳家さん喬師匠、林家正蔵師匠の巧みな話芸に、多くの市民が楽しいひと時を過ごしました。

次に、北国博物館について申し上げます。

昨年11月29日からの巡回展「北海道開拓記念館から北海道博物館へ」や関連講座の「アイヌ語と口承文芸の世界」「アイヌ民族の狩りとわな」を北海道開拓記念館、道立アイヌ民族文化研究センター及び北国博物館の連携事業として開催しました。また、昨年12月21日から1月26日まで、特別展「九度山と道北の山々」を開催しました。ピヤシリスキー場として市民に親しまれている九度山が、平成21年にアイヌ文化の景勝地名勝「ピリカノカ」として国の文化財に指定されていることや、その周辺の山々の成り立ちなどについて紹介し、市民など多くの方々が訪れました。

子どもたちを対象にした冬休み企画、理科実験教室「実験で納得地震と地震災害」では、建物で異なる揺れ方や液状化現象などについて、模型を使った実験で理解を深めました。また、「森のたんけん隊2014冬」では、真冬の森での探検や遊びを通して森の仕組みと動物たちの様子などを学び、生きた体験学習の機会となりました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

冬期のスキー競技会は、昨年12月14日の第44回名寄ピヤシリジャンプ大会以降、各種6大会が開催され、延べ千人以上の選手が参加し、白熱した戦いが繰り広げられました。各会場では市民など多くの方々が観戦に訪れました。

スポーツ交流は、昨年度に引き続き南相馬市スポーツ復興記念「第26回野馬追の里健康マラソン大会」と「第2回みらい夢こども交流事業」に昨年11月30日から12月1日の2日間、名寄市代表団として小学生参加者8人を含む12人が参加し、交流を深めました。

また、本市でのジュニアオリンピックの開催について、この間、全日本スキー連盟に要望を行ってきたところですが、昨年12月に開かれた全日本スキー連盟の理事会で、平成28年度からのノルディック種目開催の候補地として本市が内定しました。

今後、JOCへの働きかけをはじめ、開催に向けて関係団体と連携し、準備を進めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

1月8日に第41回新春こども書き初め広場を開催し、42人が新年に寄せる思いを込めて力作を書き上げました。作品は市民文化センターで展示し、多くの市民に鑑賞していただきました。

1月12日に平成26年名寄市成人式が実行委員会の主催により開催され、187人の新成人を迎えての人生の大きな節目を祝いました。成人を迎えた皆様には社会を支える一員として、誇りと使命感、さらには思いやりの気持ちを持って社会を築く原動力となることを期待するところです。

東京都杉並区との小学生名寄自然体験交流事業については、昨年12月26日から28日まで、東京都杉並区の小学生25人が本市を訪れ、冬の自然探検、天体観測、カーリングなどを体験しました。

また、本市の小学生25人が対面交流会、自然体験などを通して子ども同士による友情の絆を深めました。

次に、放課後児童クラブ・児童会館について申し上げます。

南児童クラブ及び風連児童クラブ・児童会館では、小学校の1日入学に合わせ、新1年生の保護者を対象に児童クラブ、児童会館説明会を開催し、

57人が参加しました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

青少年センターでは、冬休み期間中は一般巡視のほか、名寄市児童生徒補導協議会との連携で特別巡視を行いました。今後も、関係機関と連携しながら青少年の問題行動の未然防止や指導に努めてまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

適応指導教室では、1学期から毎日通室している3人の児童生徒に対し、3学期から給食の提供を開始しました。給食により通室者同士の交流が深まっています。

次に、放課後子ども教室について申し上げます。

放課後子ども教室は、2月4日に名寄中学生の部、19日に名寄小学生の部、20日に風連小学生の部の閉講式を行い、本年度の活動を終了しました。参加した子どもたちは、自学自習やテーマ学習などを通して、自ら学び自ら考える力を育みました。今後は、子ども、保護者、指導者のアンケート結果を踏まえ、次年度の計画について検討を進めてまいります。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第1号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について、提案

の理由を申し上げます。

平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無年金期間が発生しないように国家公務員と同様の措置を講ずるために本条例の一部改正を行うとともに、あわせて文言の整理を行うものです。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 第1号議案提案をいただきましたけれども、遅きに失したぐらいということで、内容的には賛成をする立場でありますけれども、この職員の再任用に関連する関係で、職員のほかに名寄市役所は全体的にも相当数の臨時職員や嘱託職員等がかなりのウエートを占めていまして、今までも予算、決算の追加資料なんかでも数字が出ていますが、職員と臨時職員全体で市役所を支えているわけでありまして、現状についてこの機会に人数だとかパーセンテージ等お知らせをいただくと同時に、職員の再任用に関する年金との差額との関係ではもちろん非正規と言われる皆さんも同様の生活状況にかかわる人が多いのではないかというふうに思っていますから、改めて現状についてお話をいただければと思っていますし、そういう臨時職員等の今後の要綱、規則の見直しなどについての影響についてもお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 昨年4月1日付で高年齢者の雇用安定法というのが施行されておまして、それでいわゆる高齢者の再任用の道につきましては一定程度法律の整備はなされてきたという経過がございます。国家公務員、それから地方公務員につきましては適用除外ということになっておまして、今回の措置につきましても国が

らの通達によって雇用と年金の接続を図るといって、そんな手続の一環ということになります。御指摘のとおり、私どもこの間行財政改革を進めまして、職員にかかわる、いわゆる臨時職員、それから嘱託職員に依存するというような、そんな組織的な状況も抱えておまして、数としては職員の半分程度にも及ぶような、そんな状況にも至っているという状況は1つございます。職員以外の臨時職員、それから嘱託職員の扱いにつきましては、これまでそれぞれ規則なり要綱なりで定められておまして、それで嘱託職員におきましては基本63歳までの雇用、再任用が可能と。状況によりましては65までということの規定をしておりましたが、臨時職員に関しましては60歳までの雇用と。そして、状況によりましては若干程度延ばすことが可能ということでありまして、今回65歳という規定は持っておりませんでしたので、基本的にその法律の趣旨にのっとりまして、雇用と年金の接続の観点から考えますと当然職員と同程度の再任用が可能な体制をやっぱりつくるべきと、そんな認識は持っております。

一方、これまで同様でありますけれども、新たな雇用を創出する必要性でありますとか、それから業務の継続性、そしてまた平成26年度から本格的に今回の再任用、職員に対して運用するということがありますので、そういった状況もしっかり検証する必要もあるという判断もありまして、一定程度制度としての整備を図っていくという考え方は持ちつつ、各職場の状況などもよく聞きながら、検討させていただければというふうに考えております。

実は、平成26年3月末で退職をします臨時職員、これは60歳で退職をされる方は5名ほどおまして、それから嘱託、63歳で退職をされる方は12名おられるということになりますので、これらにつきましても規則、要綱等の扱いにつきましては若干今回の条例の改正にあわせて検討してきてはおりますが、こういった対応が可能なの

か、もしくは職場の状況等改めて確認をさせていただきまして、検討させていただければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） ちょっとお答えいただいているのですが、名寄市役所全体的に臨時職員の取り扱い要綱に適用する人数というのは具体的に何人で、全体の何%に至っているのか、あるいは18歳高卒あるいは大学を出て臨時職員で長期にいるということよりも、いわゆる中途退職だとか退職後、ほかの企業、会社、事業所で退職をされて再雇用ということだとか、年齢的にはかなり職員の年齢構成とは違って臨職全体の年齢構成というのは高齢化をしつつありまして、特にそれは資格を持った方、あるいは専門技術を持った方、まさに職員にかわって市役所の仕事を支えているわけでありまして、もう少しそこら辺についてつぶさにお答えをいただきながら、具体的に現状60歳あるいは63歳までという2段階で要綱は定められてはいるのですが、現実的には職員と全く同様な次元で見直しは当然図っていかねばならないし、それでなければ年金がつかないという現実がございますので、そこに差があってはならないのではないかと思いますので、改めて現状と今総務部長から要検討というふうに言われていましたけれども、直ちに職員の再雇用の一部改正終わった後、できるだけ早くやっぱり対応してもらわなければならぬのではないかとこのように思っていますので、特に年齢が職員の年齢構成とは違ってかなり高齢化しているというそれぞれの職場の状況ではないかというふうに考えていますが、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 全体の臨時職員、嘱託職員の構成につきましては、今資料を用意をさせていただきますので、若干お待ちいただきたいと思っておりますが、いずれにしてもさまざまな職種の中で臨

時職員、それから非常勤職員の雇用を抱えているという状況であります。御指摘のとおり、相当年齢的にも幅があるということでもあります。ただ、再任用が可能な、継続雇用が可能な上限年齢というのは定めておりますので、そのところで一定程度職場の状況等を勘案しながら、いわゆる再任用を継続をしてきたという状況があります。この間職員にかわって一定程度専門的な知識を持って、もしくは資格を持って臨時職員、嘱託職員としての雇用をされている方も多数おられます。当然そういう意味では、いわゆるそういう方がなくなると業務の継続性含めて影響が出るというような可能性も十分これは考えられます。ですから、今回そういった職場の状況もしっかり勘案しながら対応を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 数字のほうは、また議会のほうの予特関係等の資料や決算、これまで数字が出ていますけれども、およそ正式な場でやりとりをした経過がないものですから、改めて公にさせていただいた上でお願いをしたいと思います。

それで、職員の場合、これで希望する方は65歳までしっかり働くということを前提にしていますから、当然今要綱を見ますと職名的には清掃作業員及び処理場の運転作業員、土木作業員、営繕作業員、学校技師、天文台、農作業作業員、調理関係だとか、保健師だとか、看護師、栄養士とか、さまざまな分野にそれぞれ活躍をいただいているわけでありまして、しっかり年齢構成や技術の継承やサービスの継承を考えると、欠かすことができないものだということに思っていますから、職員同様に希望される方については要綱、規則を整備をされて、できるだけ早い時期に具体化をしていただかなければなりません。総務部長もその方向で考えておられるようですけれども、副市長なり市長のほうで責任持ってそれを今巻き取って答弁をいただければと思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 熊谷議員のおっしゃるとおりでありまして、従前から見ると雇用形態が相当変わってきておりまして、そういう状況の中で正職員の数が行革ということも含めて、合併算定がえもにらみまして、一定の絞り込みをしながら効率的な運営をしている中で、片一方では専門知識を持って長い間働いてもらって役所の重要な部分も支えてもらっているという実態もありますので、先ほど総務部長からもありましたようにその辺については今回の改正につきましては2年ごとに1歳ずつ再任用を延ばしていくという改正でございますので、それらも含めてさまざまな検討をしてみたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第5 議案第2号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、

提案の理由を申し上げます。

本件は、市立総合病院における手術室に勤務をする看護職員及び病棟に夜間勤務をする看護職員の確保を図るため、本条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 今回の条例の一部改正については、これは新設ということだというふうに思いますけれども、その点の確認とこの新設に当たって他市でもいろんな手当を持っているかというふうに思いますけれども、名寄市立総合病院にかかわる独自の手当なのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。独自に必要なということで今回設置をするということであれば、その実態、働く状況なんかも含めてお知らせをいただきたいというふうに思います。何でそういうことを聞くかといいますと、名寄市の特殊勤務手当の関係について、この間行財政改革の中で職員の皆さんと独自に協議をした中で、他市ではたくさんある特殊勤務手当を大きく整理をしているというふうに思います。ほかと比べて特殊勤務手当と言われる部分が非常に少なくなっているというふうに認識をしているところであります。そういう中で新たにということでもありますので、やはり実態に合った状況でこの条例を提案されたというふうに思いますので、それについてお知らせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） まず、手術室勤務手当の月額3,500円につきましては、新たな創設といいますか、追加というふうに考えております。この理由といたしましては、看護職では現在は精神科病棟なり透析に勤務する職員には出しております。その一つの大きな考え方とい

うのは、危険手当というふうに病院側では考えております。特に手術室の勤務につきましては、透析室と同じように針刺しですとか注射の対応、あるいは性格上血が出る現場といたしますか、そういうようなのも含めて危険手当という部分と、また他市の状況につきましては各病院でいろいろございまして、手術室出している病院もあれば出していない病院もありますし、そこは幾つかありますけれども、全体としてはそんなに多くの手当は出していないのかなというふうに調査をしております。

また、今回の夜間看護手当につきましては、特に産休、育休の期間が長くなったりいたしまして、その復帰した後、どうしても時短勤務者などが多くなりまして、病棟に勤務する夜勤の勤務者が少なくなっているといえますか、そういう現状を踏まえて、これは500円アップしますと他市よりも少し多くなるのですけれども、病院全体の中で賄っていかうということで、看護職員の確保ということで考えました。また、手術室勤務につきましても手術室勤務の人材を確保するということで、大事な要素であるということで追加をさせていただきますということをお理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今説明あったように、仕事の内容での危険性であったり、人材確保という観点から新たに創設したということについては理解できるところであります。他市と比べても多少高い設定をしているということの話ですね、今の話。

（「夜間看護です」と呼ぶ者あり）

○2番（奥村英俊議員） それも含めて人材の確保に寄与できればというふうに思います。

そこで、さっき言った名寄市全体としての特殊勤務手当の考えで、一定整理をしてきた部分があります。今松島部長からありましたように、危険であったり、人材確保という観点では新たにこう

いうふうに創設をされるということがあり得るということで、この条例について賛成する立場でありますけれども、基本的に今後の見直し、例えば新たな創設なんかについての考え方をお聞かせいただいで、質問を終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 名寄市全体の特殊勤務手当の見直しということですが、この間制度も持ちながらも業務の改善含めてさまざまな手当につきましては整理をさせてきたという経緯もございまして、今現状新たに業務形態が変わってこうした手当を設定をしないといけないという状況は基本ないというふうな認識を持っておりますけれども、現在さまざまな形で行財政改革を進める中で、職員の勤務状況等も含めていろんな課題も出していただいているという経緯もありますから、そういった中で一定程度このような手当等の扱いにつきましても議論の俎上に上げながら、ちょっと考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございせんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

休憩をいたしまして、13時から再開をいたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第3号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、法律の施行により障害程度区分が障害支援区分に変更されることから、所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第4号 名寄市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市基金条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

北海道立トムテ文化の森の名寄市への移管に関する確認書を平成25年10月2日付で北海道と締結をし、これによりトムテ文化の森の移管に係る北海道からの支援について確認ができたことから、平成26年4月1日を目途とし、所要の進めることとしております。

本件は、北海道立トムテ文化の森の名寄市への移管に伴う北海道からの支援金について、移管後の施設運営に要する経費に充てるための基金として設置をするため、本条文の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第5号
名寄市税条例の一部改正についてを議題といた
します。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市税条
例の一部を改正する条例について、提案の理由を
申し上げます。

本件は、本年度税制改正のうち、地方税法の一
部を改正する政令及び省令が公布されたことに伴
い、名寄市税条例の一部を改正する必要が生じた
ものでございます。

改正の主な内容につきましては、公的年金等に
係る個人市民税の特別徴収並びに株式等に係る配
当所得など金融所得課税の一体化に関連をする規
定を改正をするほか、地方税法等に規定をする申
請拒否処分及び不利益処分について、行政手続条
例に規定をする理由付記を行うための改正であり
ます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し
上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略
し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第6号
名寄市国民健康保険税条例の一部改正について
を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 名寄市国民
健康保険税条例の一部改正について、提案の理由
を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が平成
25年3月30日に公布をされ、同法による改正
のうち一部のものについて同法施行令及び施行規
則の一部を改正をする省令が平成25年6月12
日にそれぞれ公布をされました。これに伴い、名
寄市国民健康保険税条例に規定をする金融所得課
税の一体化関連部分について所要の改正をするも
のであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し
上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入り
ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略
し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 議案第7
号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを
議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正法が平成25年5月に公布をされ、法律の名称がエネルギーの使用の合理化等に関する法律に改められたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料において規定されている同法の名称の整備を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 議案第8号 名寄市社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 名寄市社会教育委員設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成24年3月9日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法案が国会に提出をされ、平成25年6月14日に公布をされたことから、社会教育法第15条2項の規定に基づき社会教育委員の委嘱の際の委嘱の基準については、改正後の社会教育法第18条の規定により文部科学省で定める基準を参酌をし、条例で定めることとなったため、名寄市社会教育委員設置条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 議案第9号 名寄市風連米乾燥調製施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 名寄市風連米乾燥調製施設条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

風連米乾燥調製施設については、道北なよろ農業協同組合を指定管理者として施設運営を行っております。利用料金においては、前回の消費税率

の改定以降据え置いておりましたが、近年の燃料の高騰や電気料金の値上げ、さらには平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、施設運営の適正化を図るために利用料金の上限を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 議案第10号 名寄市職員住宅に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 名寄市職員住宅に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

改正の内容は、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税及び地方消費税相当額を加算するための改正であり、名寄市職員住宅に関する条例中における住宅に係る貸付料は消費税法では非課税とされておりますが、車庫は課税対象とされているため、車庫の使用料を改正をしようとするものであります。

また、別表中の注2にあります使用料を貸付料に改正をし、文言の整理をさせていただくものであります。

対象者は6人ありますが、議決後速やかに文書での周知を行う予定であります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 議案第11号 名寄市総合療育センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 名寄市総合療育センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成24年4月1日の児童福祉法の改正施行に伴い、平成27年3月末日までに児童発達支援事業所に通所の保護者に対し、通所支給要否決定を行うに当たり、指定障害児相談支援事業者が作成をする障害児支援計画案の提出を求めることとなりました。市町村は、当該調査を障害者総合支援法に規定をする指定特定相談支援事業者、

指定障害児相談支援事業者等に委託をすることができますが、名寄市において委託できる事業者がない状況となっております。新制度へ対応するため、名寄市総合療育センターに指定障害児相談支援事業所を開設をし、施設名を現行制度に合わせて改名をするため本条例の一部を改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 今市長から説明ありましたように、今回の条例の一部改正については名称の変更と、それから相談支援にかかわる業務ということで、これが新たに加わるということだというふうに思いますが、この相談支援にかかわる業務というのがどういうものなのかもう少し詳しく教えていただきたいのとこれまではどういうふうになっていたのかということもあわせてお知らせをいただきたいというふうに思います。相談ということでついていますから、これまでもそういう関連のことがあったのかなというふうにもちょっと思ったところもありましたので、そういうことであれば、その件数とか等についてもあれば、わかる範囲で教えていただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 4月から現療育センター内に設置をいたします指定障害児相談支援事業所でありまして、これまでは障害者自立支援法の規定によりましてセンターに通所されるお子さんたちは児童デイサービス事業という形で通所をいただいております。その場合、事業所と、それから保護者の方が利用契約を締結していただき、通所のサービスを受けていただくという形になっております。それが平成24年4月に児童福祉法が改正になりまして、これまでの

児童デイサービス事業が児童発達支援事業に改正をされたところであります。これまでは、事業所のサービスの管理者のもとで指導員と保護者の方が相談して個別計画という形でサービスの内容ですとか量とかを決めていただいて、サービスの利用をしていただいていたところでありまして、法改正によりまして平成27年4月以降このサービスを利用する場合には、指定障害児相談支援事業所の専門的研修を修了した相談支援専門員が作成する利用計画の作成が必須ということになったところでありますので、センター内に相談支援事業所の設置を行うものであります。

相談事業所の詳細な事業の内容につきましては、障害児支援利用援助として障害児の心身の状況、それからその他置かれている環境、当該障害児またはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、その他事情を勘案いたしまして利用する障害児通所支援の種類、内容を定めた障害児支援利用計画を作成するというところであります。

今後利用計画の部分なのですが、今大体50名程度在籍児童がおりますので、この4月からまず最初に初期相談ということで一回計画をつくりまして、その後モニタリングということで1カ月に1回ずつ3カ月、3回、半年に1回、モニタリングはですから年4回作成するというような事業になっております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今お聞きした中身でいいますと、業務的にはかなりの業務量があるということとそういう意味では専門性が必要だということとそういうことだというふうに思います。そうであれば人員の配置についても専門性、これから養成というか、する場合もあるかもしれませんが、そういった配置についてどういうふうにお考えになっているのか。

それから、名寄市に設置をとということでありま

すけれども、広域的な対応というか、そういうことも関係があるのかどうか、これについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 現センターには、相談支援従事者研修の修了者が3名おります。うち2名を相談事業所に配置してまいりたいと考えております。

現在議員おっしゃるとおり、名寄市が40名、下川町が4名、美深町が7名、中川町が1名ということで、音威子府は今現在おりませんが、約50名程度が通所されているという状況でありますので、それらの子供も含めて計画、相談をさせていただくということでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 広域の関係でいきますと上川北部ということだというふうに思いますけれども、それは幌加内とか、そういうのも今後は含まれてくるのかどうかというか、もし必要な人がいればということと、それから今新たに2名の配置ということでありましてけれども、正職員で配置になるのかどうか。直接お子さんなり親御さんも含めてしっかりした体制、かかわりをしていく必要があるというふうに思いますから、そういった意味では正職員が配置をされて対応すべき、運営としてはセンター全体ということだと思いますけれども、そういうことが必要だというふうに思いますけれども、その辺についてお考えをお聞きしたいのと、私としてはやはり正職員化を強く求めていきたいというふうに思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 定住自立圏の協定の関係で、幌加内町は土別のほうの圏域に入っております。

それと、相談事業所の職員2人ですが、1名は正職員を配置してまいりますが、もうお一方につきましては一応嘱託という形でお願いしていくような準備を進めております。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第15 議案第12号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市立総合病院の精神科病床は、現在165床となっているところでありますが、精神科医療が入院中心から在宅、入院予防へと変化をしている中で、入院実績や医師確保の観点から、今回の改築工事にあわせて病床数を55床へと病棟規模の縮小を行っていることから、病床数の変更による本条例の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） もう既に精神科のベッド数は改正をしようとする数字を上限にしながら対応されていますから、実態の次に条例の改正ということになるのですが、それはそれとして了とするものなのですけれども、この機会に改めて交付税への影響や病院経営全体にどのような変化があるのか、今までも議会の中ではいろいろ聞いてはいましたけれども、条例改正を機に少し状況をお知らせをいただきたいと思います。

それと、実態的には既に165ありながらも50前後ぐらいで推移をしているというふうに聞いていますので、実際に心を病む患者さん等のニーズというか、ベッド数との実際の患者数のニーズについて、外来を中心に、あるいは在宅を中心という一つの流れにはなっていますが、ニーズがしっかりこの改正をするベッドにマッチングしている状態なのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

あと、現在精神科関連の医療従事者数について、今後どのような変化があるのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） まず、地方交付税への影響なのですが、精神科は不採算部門ということでありまして、普通交付税プラス特別交付税というのが措置されております。25年度の単価で申しますと、普通交付税が71万3,000円で、特別交付税が115万円ということで、これが110床減りますので、特別交付税はいわゆる26年ですから、27年から1億2,600万円余りが減って、普通交付税は改革プランにのせまして、5年間の猶予がありますので、7,800万円ということで、合わせますと5年後からは2億円ちょっとが減るということになります。

それから、今後の経営の見通しなのですが、精神科は御存じのように一般科に比べまして、一般科は今平均入院単価が6万円ぐらいなので

けれども、精神科は1万6,000円台ぐらいで推移しております、なかなか精神科単独でこの減った部分を賄うというのは困難な部分がございます。今回診療報酬改定がさまざまな分野で出ておまして、今院内にチームを組みまして、できるだけそれに合った急性期、7対1の死守ですとか、あるいは包括ケア病棟を目指すですとか、さらには精神科も地域移行の充実なんかのメニューが出てきておますので、それらを含めまして院内全体でこの部分は経営を賄っていかうというふうに考えております。

それから、2点目の患者ニーズの関係なのですが、ここ数年入院の平均は50人以内でおさまっております、大体40台後半から50以内で推移しております、基本的には55床という数字は一定程度賄えるというふうに判断しております。

また、精神科の医療従事者の関係なのですが、医師は常勤医師が2名、プラス出張医が来ているのですが、院長も大学訪問の際にはプラス1名ということで要請はしているのですが、なかなか常勤3名体制にはまだ至っていない状況でございます。今後地域、特に訪問看護ですとか、デイケアですとか、そういった部分はこれから重要になってきますので、その部分のスタッフについてはこれから増員も含めて院内で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） 後段のニーズと医療従事者との関係、あるいは医師の数との関係などを含めて、病院の完成を含めて環境はよくなるけれども、なかなか一般入院患者との点数も含めて低いということでいくと、経営的には引き続き全体でカバーしていかなければならぬということなのですが、非常に昨今の患者の状況だとか、いろんな社会変化の中で、決して人が減っていくという状況ではないのかなというふうに、潜在的には

結構あるやに聞いていますし、ベッド数を縮小するときには若干言葉悪いですけども、追い出し的な、深川だとか、あちこちの病院で受け入れてもらったり、家庭に帰ったりということでは、当時社会的にも少し話題になったような気がしますけれども、十分ニーズを受けとめるような医療体制に一層御努力をお願いをしたいというふうに思っておりますので、終わります。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第16 議案第13号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

今回改築をされました精神科病棟内のテナントといたしまして、訪問看護ステーション、コンビニエンスストアが新たに入居することに伴いまして、使用料及び徴収方法を定めるべく、本条例の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

○8番（竹中憲之議員） 1点だけちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

今説明では、新たに精神科病棟内にコンビニを置くということで、図面を見たときはかなり広い面積だなというふうには思っていましたけれども、現状コンビニ入居していただくということになるわけですけれども、中身的には通院患者だけでなく入院患者も使うという、利用するということになるのだらうと思うのです。そのときの中身としてどのような品物が置かれるのか、あるいは営業している時間帯の問題も含めて、わかる範囲でちょっとお知らせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） まず、品物につきましては、基本的にお酒だとかたばこは除きまして、日用品ですとか食事関係ですか、それから入院患者さんへの対応といたしまして、いわゆる今売店にも一部入院患者さんの幾つか、おむつだとか置いていただいているのですけれども、そういうものも置いていただくようにお話ししております。

時間帯につきましては、正確にはこれからなのですけれども、大体朝の7時ないしは7時半から夕方7時、8時ぐらいまでということで、その時間に合わせてエントランスコリドールの鍵もかけますので、それと合わせる時間で今調整をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 本館にある売店、現在の売店とも中身的に今回答いただいた中身でいきますと、入院患者さんの使用するものもというふうに言われました。結果的には、現状の売店とコンビニエンスストアに置く商品もバッティングを

するという形になるわけですが、両方においてのメリットとか、そんなところの扱いはどのように考えているのか、ちょっとわかる範囲で、あるいは頭の中で描いている範囲であればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） メリットということで、なかなかちょっとすぐ浮かばないのですが、利用者さん、通院者、入院者の皆さんについては当面どちらを利用されてもいいということになっておりまして、例えば売店はどこの部分、コンビニはどこの部分という明確なすみ分けは持っておりませんで、利用しやすいほうがというのですか、それは利用者さん、患者さん等の選択になってくるのかなと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 入院患者さんの利用しやすいほうにというふうに言われて、中身的に同じ商品を扱うことによって、大量に仕入れするところは安くなるわけで、そういった意味からすると中にいる売店の方が高いというわけではないのですが、その辺の調整というのはどういうふうに考えているのか。中身的に、名寄ではないのですが、あるところの売店の話を書きますと、かなり仕入れも高いので、どうしても置いてもほかで買ってきて、今外で買えるというところ結構ありますから、そうすると品物を置かざるを得ないけれども、回転が悪いという話も実は聞いたことがあるのです。現状そうなってくると、一方で回転が早くても一方で回転が悪いと。そういうことになってくると、2つの売店が要るのかどうかということも私の頭の中にちょっとありまして、そういうことも含めて今後の対策も一定程度進める中、総括をしながらということになるのかもしれませんが、今後の扱いも含めてもう少し細かいところまできちっと分析をしたほうがいいのかというふうに思っていますので、もしこのことで何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 商品の価格というのは、仕入れですとか、いろんな状況によって異なりますので、病院側が幾らにしてほしいだとか云々というのはちょっとなかなか言えないことだと思います。それで、御指摘の件につきましては、商品がダブるですとか、その部分については当面5月からコンビニが入る予定ですので、何カ月か様子を見て、今言ったような御指摘の件も検討させていただきたいなと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第17 議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

昨年8月末の丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社の準自己破産により、9月1日から公設地方卸売市

場が休止の状態となりました。その後、後任の利用者を探すべく北海道市場協会加盟業者等とも協議を重ねてまいりましたが、市場を取り巻く環境が非常に厳しく、市場再開に至る合意を得ることができませんでした。公設地方卸売市場を再開するためには、北海道地方卸売市場条例に基づく指定卸売業者を市場施設使用者として指定をしなければならず、現在のところ該当業者が見つからない状態であり、公設地方卸売市場が休止してから6カ月経過をし、再開のめどが立っていないところであります。つきましては、北海道地方卸売市場条例第6条に基づき地方卸売市場廃止届を提出するため、名寄市公設地方卸売市場条例を廃止するものであります。

なお、名寄市公設地方卸売市場条例に基づく名寄市特別会計条例に定めている名寄市公設地方卸売市場特別会計につきましては、本条例の公布と同時に廃止をする名寄市特別会計条例及び名寄市職員定数条例の一部改正を行い、経過措置として平成27年3月31日までの間の償還金等の返済に係る支払い区分を明確化するため、本条例を根拠とした名寄市公設地方卸売市場特別会計を継続して設けようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 今市長から説明がありましたけれども、市場条例の廃止、それから特別会計も廃止するということがあったというふうに思います。事業がなくなって条例も廃止するというのであれば、あそこの施設については普通財産に所管がえになっていくということでしょうから、今後一般会計で処理するというふうになるのではないかとこのように考えますけれども、特別会計を一旦廃止をするのですけれども、同じ名前でまた特別会計を27年3月31日まで設けるというこ

とについて、少しというか、わかりづらいので、それについてなぜそうする必要のあるのかも含めて詳しく説明をしていただければと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今回本来の事業運営がなされなくなったという状況がございまして、この間北海道との協議も踏まえまして、市場条例を廃止をするということとなったということでありまして、今市長のほうから提案理由をさせていただきますけれども、施設における起債償還の処理がまだ残っているということがございまして、また当面の維持管理に係る経費も計上が必要という判断もありまして、そうした処理が終了する、いわゆる経過措置の期間を設けないといけないということが1つありまして、そのためには一定程度お金の出し入れがあるわけですから、支払い区分の明確化、それから透明化が必要と。そういったことを図るためにも今回の措置が必要と判断をしたということであります。

これまでの市場条例、それから市場特別会計につきましては、市場法、それから北海道地方卸売市場条例に根拠を置くものでありますから、結果、その任を失っているということで、これは根拠を失ったので、現状の条例につきましては廃止をさせていただきますということが1つ。しかし、今申し上げましたとおり経過措置における対応でお金の出し入れ、当然出てくるということでありますから、このところは透明性の確保を含めて、これは自治法で規定をされております義務規定というのがありまして、この中で特別会計の設置に係るものについては条例によるというふうにされておりますので、改めまして義務規定によることの特別会計を設置をするということで、経過措置含めて今回の廃止条例に根拠を持たすことがより明確、いわゆる支払い区分の明確化と透明性に係るということで、特別会計を設けさせていただくということであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今今後の取り扱いの中での支払い区分の明確化をしていくということで、改めて特別会計をということでの説明だったというふうに思いますけれども、今のお話の中にも出し入れということでの話がありました。その事業が終わったということでは、出すほうは維持管理も含めてあるのかというふうに思いますけれども、出し入れの入れというのは何か。先ほど償還金もということ、それは出すほうだというふうに思いますけれども、その辺それぞれ想定されている歳入、それから歳出の関係、それを取り扱うための特別会計だということでしょうから、その辺を想定されているもの何か少し教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 済みません。ちょっと言葉が間違っておりまして、今回の提案にありますとおりあくまでも支出に係る特別会計を新たに設置をするということでありまして。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 支出に係るということ、会計上はそうなるというふうばかりの会計ですよということになってしまいますか。当然支出に対する歳入があつてということだというふうに逆に思いますから、そういう意味での歳入、例えば一般会計の繰り入れなのか、そういうことかなというふうには思いながらちょっと聞いていましたけれども、それはそうではなくてただ出すためということですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） あくまでも目的を持った特別会計という意味でありまして、その中に起債もありますけれども、償還金、それから施設の維持等に係る点検費用なり光熱水費ということでありまして、あくまでも自治法による目的を持った特別会計を新たに設置をさせて、支出区分に係る明確化を図るという趣旨で特別会計を設けさ

せていただくということでありまして。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 歳入については、あくまでもかかる経費につきましては一般会計からの繰り入れがあるということでございます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第14号は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

ただいま経済建設常任委員会に付託いたしました議案第14号については、3月3日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第14号については、3月3日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第15号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市も組織団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表の変更について協議をするため、地方自治法第286条及び290条に基づいて議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第16号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第16号 名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更しようとするものであります。

変更の内容といたしましては、法律の施行により障害程度区分が障害支援区分に変更されることから、所要の条文整理等を行い、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第17号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第17号 平成25年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり事業の確定に伴う事業費や人件費などの調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ3,550万円を減額して、予算総額を203億9,721万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして一般管理事業費のうち備荒資金組合超過納付負担金1億円の追加は、今後見込まれる地方交付税の合併算定がえの終了、公債費対策、公共施設の老朽化対策など将来の安定的な財政運営に備え負担金の超過納付を行おうとするものであります。同じく2款総務費におきまして基金積立金のうち公共施設整備基金積立金1億9

1万円の追加は、公共施設の老朽化に備え積み立てを行おうとするものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金9,720万3,000円の追加は、名寄市立総合病院に係る交付税の算定において精神科などの不採算部門の単価アップがあったこと、また基礎年金拠出金に要する経費の算定があったことなどから、繰出金を増額しようとするものであります。同じく4款衛生費におきまして病院運営事業費で備荒資金組合超過納付負担金（東病院分）で7,641万円の追加は、名寄東病院における将来の安定的な病院運営に備え負担金の超過納付を行おうとするものであります。

6款農林業費におきまして林業・木材産業構造改革事業費で木材加工流通施設整備補助金5,420万円の追加は、上川北部森林組合で実施をする木材加工施設、チップ工場の整備に対し補助しようとするもので、財源として道補助金と起債を充当しているものであります。

8款土木費におきまして公営住宅環境整備事業費のうち風舞団地改修工事1億1,000万円の追加は、国の補正予算により平成25年度に前倒しをして実施をし、円滑な着工と改修を実施しようとするものであります。

10款教育費におきまして小学校維持管理事業費のうち備品購入費800万円の追加は、名寄市立豊西小学校のボイラー故障に伴い、緊急にストーブ、燃料タンクなど21台分の購入に要した事業費を計上しようとするものであります。

同じく10款教育費におきまして大学一般行政経費のうち備荒資金組合超過納付負担金5,000万円の追加は、将来の大学運営のうち主に大学図書館整備に係る財政負担の軽減に備え、負担金の超過納付を行おうとするものであります。同じく10款教育費におきまして大学振興基金積立金3,998万6,000円の追加は、将来の大学整備や維持管理経費等の増大に備え基金を積み立てようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加及び確定に伴う国庫支出金、道支出金、市債などの特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断をして市税、使用料及び手数料などで必要な調整を行いました。

11款地方交付税におきまして普通交付税1億5,653万円の追加は、平成25年7月本算定での決定額に合わせて予算を計上しようとするものであります。

19款繰入金では、財政調整基金の繰入金を減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては、（仮称）市民ホール整備事業の平成26年度分の予算を変更しようとするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正につきましては、設備資金利子補給補助金ほか5件の追加をし、散水車購入事業の廃止をしようとするものであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、林業振興施設等整備事業ほか1件の追加をし、また事業費の確定に伴い町内会活動支援事業ほか29件の変更をしようとするものであります。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない議会運営事業費ほか2件を繰り越ししようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 議事は進行しております。

補足説明を扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

議案第17号の30ページから31ページをお開きください。2款総務費、1項8目企画振興費で日本ハムファイターズ応援大使事業費63万7,000円の追加は、北海道日本ハムファイターズによる北海道179市町村応援大使で、稲葉選手と村田選手が名寄市の応援大使に決定したことに伴い、看板制作費などの経費を計上しようとするものであります。

38ページから39ページをお開きください。3款民生費、1項7目障害者福祉費で介護給付事業費のうち障害介護給付費5,590万円の追加は、制度改正により主に就労継続支援や共同生活援助に対する給付費の増によるものであります。

60ページから61ページをお開きください。10款教育費、1項2目事務局費で名寄市教育振興事業補助金250万円の追加は、本年度のスポーツ少年団や部活動の遠征増に伴い、係る補助金を追加しようとするものであります。財源としまして同額を教育振興基金繰入金を充当しようとするものであります。

66ページから67ページをお開きください。同じく10款教育費、5項4目、大学費での図書館費におきます図書整備事業費30万円の追加は、このほど寄附をいただきました同額の30万円を財源として図書の購入をしようとするものであります。

70ページから71ページをお開きください。同じく10款教育費、6項6目図書館費で図書館資料整備事業費30万円の追加は、大学図書館費と同様に寄附をいただきました30万円を財源としまして、図書の購入をしようとするものであります。

74ページから75ページをお開きください。同じく10款教育費、7項3目給食センター費で給食センター維持管理事業費のうち需用費316万9,000円の追加は、主に給食の残滓を粉碎処理する設備の修繕を299万6,000円で実施しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。20ページから21ページをお開きください。18款寄附金354万円の追加は、既に予算化したものを除き2月5日までに寄附採納した一般寄附金、ふるさと納税寄附金等を予算計上するもので、寄附者の意向に沿い地域振興基金に253万6,000円、地域福祉基金に7万8,000円を積み立てるほか、歳出で申し上げました図書購入の財源などとして充当しようとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。
○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） ただいま上程されました議案第17号 平成25年度名寄市一般会計補正予算にかかわり、本日正誤表が配付されましたが、6ページ、第3表、債務負担行為補正、1、追加に掲載され、さきの議会運営委員会でも説明がされました消費税対策地域商品券発行事業補助金がなよろ地域商品券販売事業補助金の誤りとなっておりますが、主目的の変更が含まれており、正誤の範囲を超えていると思われま。議長において精査をお願いいたしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 私に求められているのですか。執行者側から変更申し入れがありましたので、私は許可をいたしました。理事者に答弁を求めているのですか。

○15番（日根野正敏議員） いいえ、議長の精査をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） だから、私は許可をしましたと。

ほかに質疑があれば受けたいというふうに思います。

熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 議長は、この場合は議長とのやりとりも別に避けるものではないですけ

れども、正誤表、きょう机の上に載っかって、いわゆる債務負担行為のタイトルが変わったのか、内容が変わったのかというのが全く今の説明でも聞き取れないわけでありますから、議長の判断が適正かどうかということについてしっかり議会運営委員会、休憩とって検討していただくことがよりベターではないかというふうに考えていますから、議長が判断をしたという理由そのものを強弁されるのなら、お聞かせをいただきたいなと思うのです。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） わかりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時04分

○議長（黒井 徹議員） 再開をいたします。

当然私は許可をしているのですけれども、今までの正誤表を配付するときにはそれぞれの会派に正誤の理由を説明するというふうに、説明したというふうに私は思っていましたけれども、今の内容でいくと一部説明をしていないところがあったというふうに聞きましたので、その内容について担当のほうから変更の内容と説明不足について答弁をいただきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいまの御質問にお答えいたしたいと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○営業戦略室長（常本史之君） ごめんなさい。本今朝に正誤表のほうを配らせていただきまして、全員の方がおられなかった会派もございましたけれども、おられなかったところには後ほどまた回りまして説明させていただいたのですが、時間の関係上間に合わなかった部分もあったかというふうに思います。改めましてこの名称の変更について説明を申し上げたいと思います。

消費税対策地域商品券発行事業補助金ということで提案をさせていただいておりましたが、これにつきましては消費税対策ということで誤解を招く可能性があるというお話もございまして、基本的にはこの事業については、消費税の増税といったことが4月からあるわけですがけれども、そのほかに依然としてこの地域の経済状況というのは厳しいという部分もございまして、そういった部分で消費を消費刺激策ということで、個人消費を喚起をするという一面もあるというふうに考えております。そういう意味で地域経済の活性化と市民の経済的負担の軽減を図るためにもこの事業に取り組むということで、名称もなよろ地域商品券販売事業補助金ということで今回御提案を申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ただいま正誤の名称変更についての説明がございました。

全般にもかかわりますけれども、質疑を受けたいというふうに思います。御発言ございませんか。

日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） 今の関係、債務負担行為……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（日根野正敏議員） これは、全体の質疑ということで議長は発言を許したということでよろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 全体。補正に関する全体です。

○15番（日根野正敏議員） 今の債務負担行為の消費税対策からなよろ地域商品券へ事業名変わったということで、名称の変更の理由については誤解を招くというような話もあったのですけれども、その意味合いについてもちょっとどういうふうに誤解を招くのか教えてほしいと思います。

それから、この対策については、消費者庁の関係の国の方針では消費税云々という文言を出してはいけないというような話で、恐らくそういうこ

とから名称が変わったのかどうかもお伺いしたいのと、またこれは補助事業なのかどうかも教えていただきたいというふうに思います。

それから、商工会議所あるいは風連商工会からの事業だということだということでもありますけれども、それらに対する事業内容について、もし概略でわかれば全体的な事業概要を教えてくださいというふうに思います。

4月1日で債務負担行為で急ぐ理由という部分をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） まず、1点目の誤解を招く部分ということでございますけれども、これにつきましては消費者庁といいますか、国のほうで消費税転嫁対策特別措置法というのがございまして、その部分で正式には回答はいただいていませんけれども、場合によってはこの消費税対策といった文言を使ったことが抵触するといえますか、そういう部分も可能性もあるということで、今回商品券事業の名称を変えさせていただいたということでもあります。

それと、2点目の補助事業であるかどうかということですが、補助事業として対応させていただきます。

そして、事業内容であります、事業内容につきましては実施主体が名寄販売促進事業実行委員会ということで、これは名寄商工会議所と風連商工会議所の合同事業として実施をされるものがあります。事業内容として、商品券ですが、1,000円券を11枚、額面1万1,000円を1セットとして1万円で発売をするということでございます。販売目標額としては1億円ということで、1万セットの販売ということで、チラシを全戸配布をして1人5セットまでの購入ということと聞いております。販売期間は、4月1日から完売までということでございます。使用期間につきましては、平成26年4月1日から26年9月28日まで、参加見込み店舗数については市内の大型店を

含む180店舗を見込んでいるということでございます。そのほかこの事業に付随をした取り組みということで、今の段階ではまだ具体的になっておりませんが、各お店のほうでそれぞれの独自の企画事業を今呼びかけているということをお聞きしております。内容としてはそんな事業概要であります。

以上でございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○営業戦略室長（常本史之君） 4月1日から事業をやるということでもありますけれども、消費税が4月1日から税率が上がるということで、当然3月までの駆け込み需要というのが予想されております。そういった中で増税後の需要の落ち込みというものも懸念をされておりますけれども、そういったものも含めて消費者の消費喚起を促すような対策ということで、切れ間なくやっていきたいというような考え方で実施をするということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） ちょっと舌足らずだったのですけれども、補助事業というのは国の補助事業に乗っかっているのかどうかということ、それから消費者庁では消費税分の、それは表示がだめなのか、内容がだめなのか、私も詳しくは調べては……判断難しいところなのですが、そういう部分において4月1日からこういった行政が消費税対策というふうにとられる可能性が大きいのではないかなという気がするのです。国のほうではスムーズな転嫁ということになっていまして、それに対する還元セールだとかいうのは禁止になっているというか、文言がだめなのか、だけれどもこれは実際中身的には還元セールというか、消費税対策ということで始まったことだと思うのですが、その辺の国の判断で、今後完全に大丈夫なのかどうかという部分で、その辺の判断の見解をお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） まず、補助事業でありますけれども、これは市の補助事業として実施をするというものであります。

それと、表示の関係でありますけれども、これにつきましては商品券自体にそういった消費税増税分を還元するだとか、そういった部分の表示については当然できないということはお聞きをさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今回の地域商品券事業、これ別に悪いとは言っていないのです。心配しているのは、4月1日に発行することがさっき誤解を招くという表現がありましたけれども、消費税対策ということで4月1日に発行するという。当然ながら商工会議所の申し入れもそれを見通した市からの助成をお願いしたいという申し入れでありましたので、全体の流れは消費税対策なのです。幾ら誤解を招くからと名前を変えても消費税対策なのです。これが4月1日ではなくてほかの時期にずれ込むのなら、要するに市内経済を活性化したいという市の施策として独自に商工会議所に支援するというのはおかしいことではないのです。それはなぜおかしいかということ、さっき日根野議員も言っていましたけれども、平成26年度国から出ている予算編成の基本方針、あるいは平成26年地方財政の見通し、予算編成上の留意事項などについて総務省から出ている文書、これについても消費税のことは書いてあるのです。要するにスムーズな転嫁をさせなさいと。それに対する対策を講じてはだめですよ。市からの補助金と言ったけれども、市からの補助金というのは単費です。国からの補助金はなくて市が1,000万円出すということ、一般財源、一財から。それを補助金とは、市からは補助金だけれども、市から出すのは単費です。単費が何で国から来る補助金がなく、市からの単費になるかといったら、消費税対策ととられるからです。それを心配しているの

です。だから、今回全国的に消費税の増税をスムーズにいかすということで、これは「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」というカラーパンフレットも出て、この中で転嫁を阻害する表示の是正というのがあって、消費税転嫁対策特別措置法では、あたかも消費者が消費税を負担していない、または軽減されているような誤認を消費者に与えないようにする。プレミアム商品券あるいはこういう商品券を4月1日に発行するということは、あたかも消費税が転嫁されていないように思わせることに当たるのではないのとこれでは言っているのです。それを市が率先して1,000万円出していいのかと。私は、そこは非常に微妙なというか、危ないという感じがする。幾ら名称を変えたって趣旨は変わらないのだ。それは、常本室長おっしゃるとおり、さっき事前の説明と何の趣旨も変わっていない。4月1日発行する。取り組みは悪くありません。方向性は悪くありません。こういうふうに債務負担行為で4月1日にやるということがこれにひっかかるのではないですかと。今回は総務省、このパンフレットは内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省、総務省、それぞれがみんな一緒になって転嫁をスムーズにさせようというふうに行っている取り組みです。それに名寄市は、4月1日に当市はここでいえば消費税対策1,000万円出す。インターネットで少し調べていただければわかると思いますが、ヒットしないのです、4月1日行政支援で消費税って。1つ、鎌倉市だけ。鎌倉市は、4月1日に第2回目のプレミアム商品券出す。これは、25年と26年度に3回やるといううちの2回目です。1回目は去年やっている。2回目がたまたま4月1日にぶつかって、3回目まであって、これは市から上乗せ分を補助している。ほかのまちでは6月、秋にやったり、ことしの1月にやったり、4月1日はみんな外しているのです、危ないから。ところが、うちのまちは4月1日で発行するというものに債務負担行為を発生させてやると。その事業の

取り組みがどうのこうのというのは、これから予算委員会の中で審査できると思うのですけれども、方向性は間違っていないけれども、4月1日にやるための債務負担行為というのは、私はこれちょっと危ないというか、考え物だと思うのですけれども、改めて見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 確かに私もいろいろ調べさせていただきまされたけれども、鎌倉市もこの4月にやるということで見ておりました。道内ではまだないようでありますけれども、いずれにいたしましても私どもとしては先ほども申し上げましたとおりこの地域の経済活性化という部分では非常に必要な事業であるというふうに思っておりますし、私も消費者庁のほうには一度電話でお聞きをいたしまして、この部分についてはそのような否定的な話ではなかったというふうに考えておりますので、私どもとしてはこの事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） それでは、何で誤解を招くというふうに、名称変えるのですか。そこまで自信持ったのでしょうか。そのまま消費税対策で出せばいいではないですか。だけれども、誤解を招くからと変えたのでしょうか、名前を。この誤解を招くというのは、危ないということでしょう。ひょっとしたらひっかかるかもしれないということでしょう。だから、方向性は全然悪くない。名寄の今の少子高齢化の中、あるいは過疎化の中で消費がこれだけ、アベノミクスもなかなか名寄まで響いてこない。もうちょっとやっぱり商店街を含めて活性化させたい、力を上げたい、そういうときに商工会議所なり商工会がやろうということに行政が支援するというのは全然悪いことではない。問題は時期なのです。4月1日というのと既にここに消費税対策とうたうことなのです。だから、極端でないけれども、4月1日と言わないで4月頭とか上旬とか下旬ならいいのかもしれない

です。4月1日と言ったら消費税ということになるから、5%から8%、次には10%が控えるのですから。この間の2年間の中でどうやって景気を維持していくか、市内の経済を維持していくか、もっと消費が高まるように取り組んで、通算でいくのだという意識がこれがスタートという、あるいはその前にスタートというのならわかります。だから、債務負担行為だから、それは4月1日と言ってしまったらアウトなのです。そこが大丈夫かという……

（何事か呼ぶ者あり）

○9番（佐藤 靖議員） 大丈夫。いや、私一番心配しているのは、市民ホールの3分の1、3分の2の議論もそうです。そうしないと補助金が出ないといって議会の場で言ったのです。その後道新さんが調べてみたら、そんなこと言っていないから大丈夫だと。この前は、市場ので2年間大丈夫だと言ったのです。道がそうやって言いましたと。調べて見たら、法的根拠がないので、だめですと。だから、これは大丈夫ですかと。自信持っているのなら、大丈夫と言ってください。私は、4月1日やっても大丈夫だと思う、それだったらそういう判断をさせていただきますけれども、その点はいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 常本室長が消費者庁のほうに照会をしたということであります。総務省、それから消費者庁も含めて、禁止している分につきましては消費税率8%の還元とかということを確認にうたったものについてはアウトです。ただし、新生活応援セールであるとかということについては特に問題なしということであります。今回の問題につきましては、国の低所得者対策の関係で臨時福祉給付金と、それから子育て世代に対する給付金に関係につきましても25年度の所得の確定をもって26年の住民税の均等割の非課税世帯について1万円なり1万5,000円なり、それから児童手当については1万円という形で国

のほうから交付をされて、これにつきましては消費税の負担軽減をするということもありますけれども、ただ一方では公共工事だけに頼らない消費者に対する一部手当てということで、低所得者に限定はしていますけれども、そういう対策を打たれようとしています。先ほどの消費税対策という問題につきましては、こちらのほうで考えたのは消費税還元対策というふうに疑念を持たれるということにつきましては、国の政策に転嫁すべしという政策に対して名寄市は12月に議会で議決いただきまして、今回も一部議決いただきましたけれども、消費税を転嫁するという形で進めてまいりました。そういう中で過去に地域振興券という形で地域内における消費の拡大、それから商店街の振興も含めて名寄地区、風連地区の商工会、商店街もあわせてこれら共同するような事業も含めて取り組んできましたので、今佐藤議員おっしゃる4月1日から消費税が始まる時にがっちりぶつかるということについてどうなのかということにつきましては、事業をする委員会のほうともちょっと協議が必要かと思っておりますけれども、趣旨としては公共事業だけではなくて、消費者の皆さん方に消費税負担の軽減も含めて、8%ではなくて10%のプレミアムというのはこれまでも地域商品券の中で取り組んできた内容でもあります。この辺につきましては、準備期間も含めて、4月というのは小中学校の入学も含めて何かと年の初めについては物入りのときに、そこに合わせて消費を喚起する、促すと、そういう部分の考え方でありますので、現在の調査している中身につきましては、特に8%のプレミアムをつけて消費税還元セールという形をとっておりませんので、それよりも10%も含めて消費の喚起を促すということで対応しておりますので、これについては特に禁止行為で法に触れるものではないと思っています。

参考までに京都府におきましても4月から実施をしたいというような、商品券を配るということについても検討されているということで聞いてお

りますので、4月1日ぴったりとということが消費税に対して転嫁をしないという意思表示になるかどうかについてはちょっと意見が分かれるのではないかなというふうに考えておりますので、この辺につきましては議員の心配される分についても当然理解できることでありまして、この辺についてしっかり精査をして、とりあえずはこの予算を認めていただいた段階につきましては3月から準備行為を始めて、市民の皆さん方に周知をするという、そういうことも含めまして、予算につきましては26年度予算、それを周知活動を始めるために25年の、26年3月の議会で債務負担行為の設定をお願いしている状況でありますので、この辺については趣旨を十分御理解いただいて御審議をお願いしたいなというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 何回も言いますが、この商品券を出すことを悪いとは一言も言っていません。ただ、先ほどのパンフレットあるいは予算の留意、あるいは基本方針もそうであります。それとか2月17日に出たものもそうでありますけれども、これは総務省から出たものですけれども、消費税率。行政側がそういう姿勢を持つという書き方は一つもないのです。確かに名寄市議会、名寄市としても、議会としても12月には各使用料の消費税増税分をちゃんとオンをしているから、円滑な運営をしてきていると。行政は、まさかそんなことしないよねというのが前提。ただ、事業はあり得るかもしれないから、監視とPRと、それはしっかりしてくださいよというのがこの通達にかかっている。ずっとそういうふうにかかっていることなのです。ところが、うちの場合は4月1日にやろうということに対して1,000万円出すということだから、これは危ないのではないですか。しかも、消費税対策、名称変更したとはいえ。だから、今副市長がおっしゃったように、開始時期を本当に慎重に考えたほうが、危ないことはやっぱりしないほうがいいし、かつ

消費税対策というか、増税の中で市民負担を含めて考えたときにいろんな施策を講じるというのは必要なことであるし、それが4月1日、導入のスタートの日を目指してとやると消費税対策というふうにとられる。だから、それでもやるのだというのなら、しっかり自信を持ってやってください。そのかわりその後の責任も含めてしっかり持っていただくことをお願いして終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 関連して御質問したいと思います。

私も確かに経済も厳しい中、地域経済の活性化に向けて商品券の事業に取り組むということに反対するものではありませんが、今回行政報告の中でもありました。商工業の振興の中で上川北部地域の景況感は横ばい、また消費動向も上昇傾向にあることから、やや上昇と。こういう報告をされているという中で、4月1日からこの事業に取り組むというのはいかがなのかというふうに思うわけですが、しかし、この補正予算の中の53ページの中小企業経営等融資事業費の中の新規開業資金預託金の中では5,000万円ずつの予算がついていたところ、1,000万円ほどしか使われていなかった。新規開業ができなかったというようなことですから、やっぱりこの地域の経済は厳しいということなのだというふうに思うのです。このところをやっぱりきちっと表明する必要があるかなというふうに思います。

また、市民の暮らしを守るということで、10%のプレミアということでした。ただ、今の御報告伺いますと1万セットということですが。市の世帯数でいうと1万四千何がしの世帯がある中で、皆さんの中にくまなく利用していただけるのかどうか。やはりこの経済厳しい中で、消費税が上がる中で負担が大きくなるというところら辺でどのようにお考えなのか。

また、今回副市長のほうから4月1日から発行するということでの事前の周知も含めて債務負担

行為を行ったという御説明がありましたけれども、報告の中でこういった報告をしている中で、やはり3カ月、半年、様子を見てから実施でもよかったのではないかと考えているのですが、御説明をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま川村議員のほうからこの地域の経済状況も含めてお話がございましたけれども、やはり先ほど行政報告の中でもさせていただいたとおりの調査期間でのそういった状況でありますけれども、実感としてはそういった実感がなかなか持てないような状況にあるというふうに考えております。そういった中でこの事業に取り組んで、少しでも地域経済の活性化といいますか、そういった部分に貢献できる事業となるのであれば、私どもとしても当然支援をするということで判断をさせていただいたところであります。

また、1万セットの販売ということで、1人5セットまでということに実行委員会のほうでは決めておりますので、この部分についてはそちらの実施主体側と協議の中でもっと広くということも可能であるというふうに考えておりますので、これ実行委員会のほうも始まったばかりでありまして、内容についてはまだ詰められる部分というのがあると思いますので、私どものほうからもそういった部分についてはお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 市民の中には、報道で知った方々からやっぱり市の1,000万円の補助といったところら辺では、商工会等から要望が出されて補助を出しているというようなことでは巨額というふうな受けとめもあります。そんな中で私たちのところまでそれが回ってくるのだろうかという思いもある中ですので、事業の内容これからということでしたけれども、やはり1,000万円のお金を使った、市民の暮らしに還元できた、

有効に使われたというふうな事業になってくるところを望んでいるところであります。その部分についてお答えいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 市のほうからの1,000万円の補助ということで、この事業として対応させていただくわけでありませけれども、当然実施主体側にはこの地域商品券、単なる地域商品券の事業ではなくて、それぞれの個店あるいは商店街でもあわせていろいろな取り組みをしていただいて、そういった事業に取り組んでいただく。そういった相乗効果によって地域経済も潤ってくるというふうなふうに考えておりますので、また大型店なども含めた実施となっておりますので、そういったところに対抗するわけではありませけれども、なるべく地元の商店のほうにお金が落ちるような、そういうやり方というのを考えていただきたいというふうに私どものほうとしても申し入れをしておりますし、当然有効な事業として、私どもとしてはやれるというふうに判断をした中でのこの対応でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷吉正議員。

○13番（熊谷吉正議員） 議長にもう一度お伺いしますけれども、それとあと本体予算の中にもこれは既に計上されているのですね、商工費か何かで。入っているのですね。中身については、またそちらのほうでしっかり審議もさせていただく。佐藤靖議員が言ったように、方向性的には何ら否定するものではありませんけれども、私もこだわりとして持っているのは、議長、議長が許可したのだからいいのだと。それは、もう安倍さんの言っていることと同じことになってしまうのです。タイトルと内容、我々は何も知らないのです。きょうから1枚もらって、77ページかい。17号の77ページ、正誤と。正誤といたら、普通今回の議会でもちゃんと丁寧にならずかな訂正、間違いでも説明に来る職場もあれば、担当者もいれば、

今市長の提案にも総務部長の提案にも全くそのことについて触れられていませんよね。何回も言っているようにタイトルと内容、私どもが初めて知って、議会運営上これが本体予算と今回の補正予算の中に審議にたえられるものなのかという判断はやっぱりちょっと相談してもらわなければ困るのでないですか。朝は議運やっていただいて、議長の考え方伝えていただいて、いやいや、こういうわけだと。だけれども、明らかに今答弁聞いていたら、正誤でなくて変更だと言っているでしょう、室長。そんな簡単に内容、債務負担行為といながらも、議案として通ることそのものがやっぱりおかしいでしょう。何も難しいことないわけでしょう。一旦取り下げて新たに地域振興商店街対策でも消費者対策でも、単費なのだからどういう名前つけようといいのです。だから、中身は悪くないのだから。だけれども、さっきから指摘しているように消費税関連だということあたりにわざわざ消費者庁に問い合わせしたり、うちの議員もきのうからこれ本当に大丈夫なのかという心配をあえてしているわけです。それを真摯に受けとめないというのはとんでもないです。議長、しっかり議会運営の相談をしてもらわなければ、つまらないことで本当に入り口でこんな論議しなければならぬわけで、何も出し直してその部分だけしっかりやれば、本当に1,000万円でもいいのか、補助1億円分の1,000万円だけれども、実行委員会に口を突っ込むことはできないかもしれないけれども、出す以上は市民全体が喜んだり、商店街の人が喜ぶような使われ方がほかにないのかということだってあるわけでしょう。1人5セットで5万円だ。それ貯金おろしてきて5万円いく人もいるかもしれないけれども、なかなかそこまでいけないという人も多分いると思うのです、確かに10%余計買い物できるからという恩恵はあっても。私いろいろきのう喜多方市の商工会議所の、これは非常に良心的だなと思うけれども、去年の秋あたりからこういうことでは、東北とい

うこともありますけれども、同じようなことを一生懸命やって地域活性化に取り組んで好評を得ているというような話もあったり、同じ新聞に、これ10月の新聞だけれども、消費税に向けた経過措置の対応ということで、丁寧に商業者の皆さんにこうしたらだめです、ああしたらだめですよということで、いわゆる措置法に関する注意事項、プレミアついたり何かしたらだめと。そして、かぶることないから、乗せてやってもらうしかない。零細企業いじめるわけにいかないわけだからというようなことで、丁寧にやっぱり取り組んでいるのです、シリーズ組んで。そういう微妙な時期なのだから、やり方は十分考えた上で議案をつくらなければいけないのではないですか、それは市長も副市長も。ただ要望来たから、はいと。商工会議所から来ているもの何でもオーケーかという話、誤解を受けるわけです、それは。しっかり両方で答弁いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 私にも求められたものがありますので、表題を変えたということについては若干私のミスがあったのかというふうに思いますけれども、これは提案されましたので、私のミスは皆さんにお許しをいただきたいと思います。久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 先ほど表題の関係で、変更というお話で担当室長から説明がありましたけれども、基本的に消費税対策というタイトルそのものが疑念なり、あるいは不適切というふうに判断されたということで訂正をさせていただいて、説明不足であったかもしれませんが、その点についてはそういうことで対応させていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

さらに、先ほど関連で佐藤靖議員のほうから実施時期の関係も含めてございました。さらに、今熊谷議員のほうから実行委員会サイドの取り組みも含めて商工振興、さらには消費税ではなくて消費対策ということで、それぞれさらにこの事業の精度を高めていく必要があるのではないかという

ことも含めて実行委員会、商工会議所、商工会と今後詰めさせていただきたいと思いますので、この点については御理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 熊谷議員。

○13番（熊谷吉正議員） もう一度聞きますけれども、議長、執行者議案上がってきますけれども、消費税絡みだというにおいては消せないわけで、どうやってもあれなのですけれども、やっぱりこれはちょっと相談しなければならぬなと執行者にアドバイスするぐらいの対応があっただけでよかったのではないですか、議運でも相談をしてみたり、代表者会議でも。私が判断したのだからという、そういう傲慢な対応はちょっと理解できないのです。ちゃんと説明していないでしょう、なぜオーケーしたかという理由について。ただ、私が許可したのだからという。これは2回も3回も言いませんけれども、これを機にやっぱり反省をしていただいて、ぜひ柔軟に対応する、あるいは執行者とそういう面ではキャッチボール何回もやってもらって、これ出し直したほうがいいのではないかとか、そういうようなことで何も余計な時間費やさなくていいわけだから、そこを答えは要りませんが、次の議運の段階でもこのやりとりは少しお互い研究したり、正誤の範囲というのはどの辺なのかということところあたりも、超えるようなものであってもやっぱり事前に説明がちゃんとあればそれもよしとする場合もあるでしょうし、ここからはだめでここからいいという硬直的な考えは私も持っていませんから、ぜひ次の議運の中ではこれを少しテーマにして研究をしていただければなと議長にはお願いをしておきたいと思いますので、お答えをいただきたいと思います、やるかやらぬかだけ。

先ほども言いましたように、今の提案について、債務負担行為について、内容については本当は予算の審議の中で、本当に1,000万円でもいいのかと。あるいは債務負担行為しなくたって何も準備

ぐらい実行委員会でどんどん、どんどんやればいいわけです。3月16日に予算決まるわけだから、なぜあえて債務負担行為まで提案をしてというややこしいことするかどうかという。あるいは、それが消費税で国の対策で安易に何かくれそうだぞという話に乗っかって単費を想定していなかったではないかというふうに思いますけれども、もう少しやっぱり知恵を使ってもらったほうがせっかく生きる金を生かしていくためには、それからいろいろ1,000万円しか、例えば今1,000万円が最終的に決まれば1,000万円でもいいのかどうかということと1,000万円出すのだからもっとこういう使い方したらいいのではないかとか、そういう話も恐らく予算委員会の中で私どもも言いたいなというふうに思っています。一市民の立場でも、あるいは商業者の立場も含めて、実際には大型店に行かざるを得ない。商品の多さということからみると、今までどおりのやり方でいいのかどうかということだとか、地域振興券の経験だとか、さまざまな何回かの商品券のやりとりもあるので、実行委員会だけというよりもできるだけ有効にそれを生かすための知恵みたいのは全市民からもらってもよかったような気がするのです。何だかんだ4月1日にこだわるかというような対応になったのだらうと思いますので、これは本当に指摘として言っておきますけれども、改めて両方からいただいて、きょうはこれで終わりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 私のほうからは、まずは正誤の範囲については議運で協議をしたいというふうに思います。

それから、今回のことについては、今答弁があった消費税という文言については若干誤解を招くというふうに受けましたので、そういうことであれば変えることについてはよろしいというか、ということで私も考えました。

以上です。

久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 今般の地域商品券販売

事業という形で商工会議所から企画書で提案があり、市に要請のあった分については、先ほど説明したとおりであります。ただし、内容についての精度を高めるという意味でいけば、今回川村議員からもいろいろ御指摘もございましたので、この辺については債務負担行為の中での議決をいただいた後に4月1日実施という部分を含めて対応させていただきたいというふうに思っていますので、これは実行委員会と十分に協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東千春議員。

○19番（東 千春議員） 6ページ、債務負担行為の補正というところの上から4番目の風連西町5丁目の舗装工事ということで1,200万円の債務負担行為が設定をされておりますけれども、少しこの詳しい内容についてお知らせをいただきたいのと今後のスケジュールについてお知らせいただければというふうに思います。

それと、どこということではないのですが、4月から消費税が上がるということで、通常でしたら無理してお金を使わないで不用額に残していくというのが名寄市のスタンスだったのかなというふうに思いますけれども、特に紙だとか消耗品については若干消費税上がる前に買っておいで備蓄をするということも一つの方法かなというふうにも思いますので、そこら辺の対応についての考えをお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 債務負担の1,200万円、風連西町5丁目線の道路改良舗装工事でありますけれども、これは元気臨時交付金で残っていた残で事業をやろうということで、今すぐ動ける路線がここしかないということで、全て調査が全部終わっておりますので、それでここでこの路線を整備しようということで債務負担ということにしたところであります。

これからのスケジュールということでありまして、けれども、西町5丁目については表層だけの整備でありまして、路盤改良はいたしませんので、これは26年度だけで終わりませんので、また何年か続いていくと思います。ただ、今ちょっと資料がないので、その計画、何年度というのはわかりませんが、続く事業でありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 4月1日から消費税が増税がなされるということで、当然4月以降の市に係る消耗品の扱いですとか、備品等の扱いですとか、さまざまな費用がかかるというのはこれは間違いのない事実であります。しかしながら、これまで特に消耗品等の扱いにつきましては適正な管理、在庫管理ということを常としておりまして、余り過剰な在庫を抱えるということは適切ではないという言い方も一方ではしてきております。どうしても目の先に値上がりをはっきりしているということと、一定程度通常の枠を超えてある種対応という考え方も1つ、御質問のとおり出てくるということも考えられますけれども、そのところはいわゆる適切に対応させていただくということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 東議員。

○19番（東 千春議員） 備蓄といいましょうか、消費税上がる前に買っておくということに対しては、今までの流れだとか、物を買う趣旨、買い方だとかというのは今まであったのでしょうか、そこをねじ曲げてという話にはならないかもしれませんけれども、一定程度そういう考え方があっても今回の場合は認められるのかなというふうに思いましたので、柔軟に対応していただければありがたいというふうに思います。

道路の表層工事をするということで、何年か続くということとございましてけれども、こういった雪解けすぐに工事ができるというのはいいことだなというふうに思いますので、今後もこういっ

たところがあれば見つけていただいて、予算化に努めていただきたいというふうに思いますけれども、何か見解があればちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 議員も御承知のとおり、今道路整備が少しおこなわれているという状況も含めまして、なかなか補助金がつきづらいことばかりでありまして、いろいろな交付金の中でも補助金につかない路線について、こういう元気臨時交付金みたいなものをつくということになりますと、まだまだやりたい路線が実はたくさんありますけれども、それも額の中身によっては路盤までできないという部分1つありまして、今回のものはほとんど表層でということと、それで調査をして、名寄地区、風連地区ということで整備していこうということなのでありますけれども、この交付金がこれからもずっと続いてくれば相当舗装率も上がるのではないかと考えております。今後もいい交付金あるいは補助金など模索しながら、事業を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第21 議案第18号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして保険給付費の伸びによる追加及び年度末における事業見込みによる事業費の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ4,871万1,000円を追加をし、予算総額を34億2,966万7,000円に、直診勘定におきましては診療収入などが増額になったことから一般会計繰入金の減額など費目間の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ291万2,000円を減額をし、総額を1億8,083万円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。1款総務費では、人件費の減額及びシステム導入と更新に伴う費用の追加と合わせ総額188万3,000円を減額しようとするものです。

2款保険給付費では、療養給付費及び高額療養費についての増額を中心に6,675万円を追加しようとするものであります。

7款共同事業拠出金につきましては、拠出額の確定により1,867万5,000円を減額しようとするものです。

8款保健事業費につきましては、事業費の不用額225万2,000円を減額しようとするものであります。

11款諸支出金では、国庫金の精算に伴う償還金を中心に476万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、各種補助金、交付金の確定に伴い総額200万8,000円を減額しよう

とするものであります。

3款療養給付費等交付金では、変更決定額の通知に伴い1,070万円を減額しようとするものであります。

5款道支出金では、各負担金の精算に伴い総額85万1,000円を追加しようとするものであります。

6款共同事業交付金につきましては、交付額の確定により1,868万4,000円を追加しようとするものであります。

8款、一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金で1,225万6,000円を減額しようとするものであります。

9款繰越金では、前年度繰越金の最終補正額として5,413万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では人件費等で261万2,000円、2款医業費では医療用器械器具費で11万6,000円、3款施設整備費では備品購入費等で18万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では診療報酬収入等で1,209万5,000円、3款道支出金では電源立地地域対策交付金で5万7,000円をそれぞれ追加をし、4款繰入金の一般会計繰入金では1,486万1,000円、5款諸収入では20万3,000円をそれぞれ減額をし、調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第22 議案第19号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ3,672万8,000円を減額をし、予算総額を22億7,744万円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ4,444,000円を減額をし、予算総額を2億5,958万1,000円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出それぞれ20万6,000円を減額をし、予算総額を7,991万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款保険給付費では給付費の減により2,967万2,000円を、3款地域支援事業費では事業費の減により595万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。保険給付費の減額により、4款国庫支出金では945万6,000円、5款支払基金交付金では969万7,000円、6款道支出金では2,774万2,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。また、道支出金の介護給付費負担金が年度内に全額交付されないことから、それを補填する形で介護給付

費準備基金繰入金を2,242万8,000円増額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄及びサービス事業勘定・風連におきましては、それぞれ人件費の減額を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第20号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ2,987万5,000円を減額をし、予算総額を11億3,858万円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により2,257万4,000円を減額しよう

するものであります。

3款諸支出金では、国庫返納金で5万7,000円を、消費税で724万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では下水道事業受益者負担金に32万5,000円を、5款諸収入ではリサイクル品売払収入等で8万5,000円をそれぞれ追加をし、2款使用料及び手数料では使用料の減少により757万9,000円を、3款国庫支出金では事業費の確定により1万7,000円を、4款繰入金では一般会計繰入金で1,688万9,000円を、6款市債では事業費の確定により580万円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第24 議案第21号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備

事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ137万6,000円を減額し、予算総額を9,076万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では事業費の確定に伴う調整により127万6,000円を、3款諸支出金では消費税で10万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款諸収入では消費税の確定により54万8,000円を追加し、1款分担金及び負担金では8万1,000円を、2款使用料及び手数料では116万円を、3款繰入金では68万3,000円をそれぞれ減額をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第25 議案第22号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第22号 平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ39万8,000円を減額をし、予算総額を1億1,122万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、事業費の確定に伴う調整により39万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、水道使用料で25万9,000円を減額し、給水工事検査手数料で4万6,000円を追加しようとするものであります。

3款繰入金では、一般会計繰入金で128万5,000円を減額しようとするものであります。

5款市債では、簡易水道事業債で110万円を追加をして収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 議案第23号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、公設地方卸売市場の営業停止に伴う市場使用料並びに繰入金について歳入予算を補正しようとするもので、予算総額は変わらず6,418万2,000円になります。

1款使用料及び手数料では、昨年9月から市場施設使用者であった丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社の準自己破産により、公設地方卸売市場が営業停止の状態となったため、市場使用料110万円を減額しようとするものであります。

次に、繰入金では、110万円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第27 議案第24号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、工事完了による額の確定に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ170万7,000円を減額をして予算総額を2億378万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センター施設整備事業費で170万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では一般会計繰入金で7,000円を減額をし、2款市債では食肉センター施設整備事業債170万円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第28 議案第25号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第25号 平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ261万5,000円を減額をし、予算総額を3億3,408万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容について歳出から申し上げます。1款総務費では、人件費の確定及び委託料の追加に伴い一般管理費を総額167万9,000円減額しようとするものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定により94万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。3款繰入金では、保険基盤安定繰入金の確定に伴い123万6,000円を追加、総務費の減額により事務費繰入金について386万円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第29 議案第26号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第26号 平成25年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の各収支を見通し、必要な調整を行うとともに、地方公営企業法第33条第2項の規定に基づき定める取得する重要な資産の設定、各種業務委託について債務負担行為の設定及び継続費の補正をしようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして入院患者数の減少により入院収益で1億6,868万6,000円を減額をし、外来患者数の増により外来収益で5,072万2,000円を、他会計負担金では救急医療確保に要する経費等で563万円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

次に、医業外収益におきまして他会計補助金では基礎年金拠出金に要する経費等で3,847万1,000円を、他会計負担金では精神科病棟運営に要する経費等で3,875万6,000円を追加をしようとするものであります。

次に、特別利益におきまして過年度の入院診療報酬調定等で610万1,000円を減額をし、収

益の総額を89億923万2,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で共済組合に係る市町村負担金追加費用の利率減少等により1億783万5,000円を減額をし、材料費では薬品、診療材料等で1億8,153万4,000円を、経費では消耗品費、燃料費等で1,736万9,000円を、資産減耗費ではMRI更新に伴う現有機の除却費等で1,144万6,000円をそれぞれ追加をしようとするものであります。

次に、医業外費用におきまして雑支出で貯蔵品非課税売り上げ対応消費税等で1,036万5,000円を追加をしようとするものであります。

次に、特別損失におきまして過年度損益修正損で5,780万9,000円を追加をし、費用の総額を92億4,515万円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして出資金で施設整備に要する経費等で387万6,000円を減額をし、負担金では建設改良に要する経費で1,822万2,000円を追加をし、総額を32億1,201万7,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして建設改良費で外来改修工事設計委託、精神科病棟改築事業等で76万1,000円追加をし、総額を34億9,721万9,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をするものであります。

次に、棚卸資産購入限度額について申し上げます。5款貯蔵品におきまして薬品で5,885万1,000円を、燃料で2,470万8,000円をそれぞれ追加をし、給食材料で110万4,000円減額をし、総額を9億2,795万5,000円にしようとするものであります。

次に、重要な資産の取得の設定について申し上げます。MRI更新に際し検査時の患者動線等を考慮し、計画をしておりましたMRI検査室の増築を消防法等の基準を満たすには大規模な改築が必要となることが判明し、取りやめたことから、MRI検査室を消去し、また経年劣化により更新が必要となったエックス線テレビシステムを設定しようとするものであります。

次に、各種業務委託に係る債務負担行為について申し上げます。市立病院巡回警備業務、院長公宅設計業務、東病院指定管理業務の委託についてそれぞれ期間及び限度額を設定をしようとするものであります。

次に、継続費の補正について申し上げます。精神科病棟改築事業に関し設定をした継続費に平成26年4月実施の消費税率改定、人件費等工事事務費の設定により1,522万4,000円を追加をし、総額を29億9,825万円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第30 議案第2

7号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第28号 平成25年度名寄市水道事業会計資本金の額の減少について、議案第29号 平成25年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第27号 平成25年度名寄市水道事業会計補正予算について、議案第28号 平成25年度名寄市水道事業会計資本金の額の減少について、議案第29号 平成25年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第27号の平成25年度名寄市水道事業会計補正予算についてであります。年度末の収支を見通し、予算の調整を行おうとするものであります。

収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、給水収益の減額や水質検査手数料等の減額により1,634万9,000円を減額し、総額を5億9,143万円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、事業費の確定に伴う各費目の調整を行い、費用全体で1,178万8,000円を追加をし、総額を6億1,488万9,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び資本的支出について申し上げます。3款資本的収入では1,484万6,000円を減額をし、総額を3億332万1,000円に、また4款資本的支出では1,909万5,000円を減額をし、総額を5億9,283万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第28号の平成25年度名寄市水道事業会計資本金の額の減少についてであります。地方公営企業法の改正、会計基準等の改正が行われ、平成26年度予算及び決算から新会計基準が

適用されます。制度移行に伴い、平成25年度末日までに資本金等の整理が必要となることから、資本金を減額をし、資本剰余金へ振りかえするものであり、地方公営企業法第32条の第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号の平成25年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分についてであります。水道事業会計におきまして補助金をもって取得した資産の撤去により発生する損失について、資本剰余金をもって補填をしようとするものであり、地方公営企業法第32条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第27号外2件について一括して質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号外2件について関連がありますので、一括して採決を行います。

議案第27号外2件について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第31 議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算、議案第31号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第32号 平成26年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第33号 平成26年度

名寄市下水道事業特別会計予算、議案第34号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第35号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第36号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第37号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第38号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号 平成26年度名寄市病院事業会計予算、議案第40号 平成26年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算及び議案第31号から議案第40号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、平成25年11月1日付市長訓令に基づき、将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、新名寄市総合計画の後期計画の具現化に取り組むことなど、大きく5項目の方針に沿って予算を編成をいたしました。平成26年度各会計予算案は、骨格予算となりますが、地域経済や雇用の安定などを考慮をし、継続事業を中心にできるだけ多くの事業を盛り込んで予算編成をいたしました。

一般会計予算案は、前年度比17.1%増の220億6,719万8,000円となりました。（仮称）市民ホール整備事業や名寄南小学校校舎、屋内運動場等改築事業等の継続中の大型事業を計上をしたほか、消費税の影響による増額が主な増加要因でございます。また、収支不足を補う財政調整基金の取り崩し額は5億5,021万6,000円を予定をしております。

次に、特別会計について申し上げます。平成26年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は、前年度比2.3%減の78億6,515万7,000円となっております。増減の主なものは、

介護保険事業特別会計のサービス事業勘定で老朽化した施設の改修を平成25年度で計上していたため、サービス事業勘定・名寄分で22.4%、風連分20.3%、それぞれ減となりました。また、簡易水道事業特別会計、浄水場基幹改良工事、簡易水道事業、統合整備調査委託料等の計上により前年度比39.0%の増となりました。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は、前年度比10.2%増の149億4,785万5,000円となりました。企業会計においては、消費税の影響や会計基準の変更による引当金等の計上に伴う増加要因はか病院事業会計で名寄東病院の電子カルテ整備事業などにより10.4%増の136億2,247万1,000円、水道事業会計では8.1%増の13億2,539万4,000円となっております。

以上によりまして、平成26年度全会計の予算総額は前年度比10.9%増の448億8,028万円となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出をいたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議案第30号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第32 報告第1

号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、名寄市営住宅リンゼイ団地に入居している借家人が家賃を平成18年7月分から平成25年10月分までのうち16カ月分の家賃を滞納しており、再三にわたり電話、文書、訪問等による納付催告を行ってまいりましたが、納入の意思を確認できないため、滞納家賃が30万円未満ではありますが、名寄市営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱第9条第1項第4号の規定に基づき、納入の意思が認められないものとし、本人及び連帯保証人に対し滞納家賃の支払いを求める少額訴訟を提起をしたものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第33 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、平成25年11月27日午後2時30分ごろ、名寄市西2条南8丁目におきまして健康福祉部所管の公用車が市道を走行している際に相手方車両が一旦停止のある交差点をとり切れずに左方より衝突され、破損したものであり

ます。過失割合は本市が20%であり、相手方車両の修理代として本市が3万1,859円を負担することで示談が成立し、和解をしたところでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第34 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、平成25年11月7日午後9時15分ごろ、山下浩史氏が所有自動車にて名寄スポーツセンター駐車場から市道南西8条仲通の1に出たところ、路面劣化により生じたアスファルト欠損による穴に右の前輪のタイヤが入り込み、車両が損傷したものでありまして、これに伴う車両修繕料5万8,275円のうち8割に相当する4万6,620円を本市が負担をすることで示談が成立いたしました。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第35 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成26年6月30日をもって古瀬和之委員及び猿谷由利子委員が任期満了となります。

本件は、再度古瀬和之委員を候補者として推薦をし、今田佳子氏を新任候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第36 請願を議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり議会運営委員会で協議をしておりますので、報告を申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日2月27日から3月3日までの5日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、明日2月27日から3月3日までの5
日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全
て終了いたしました。
本日はこれをもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高 橋 伸 典

署名議員 東 千 春

平成26年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年3月4日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程	4番	大石健二	議員
日程第1 会議録署名議員指名	5番	山田典幸	議員
日程第2 議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について（経済建設常任委員長報告）	6番	川口京二	議員
	7番	植松正一	議員
	8番	竹中憲之	議員
1. 追加議事日程	9番	佐藤靖	議員
追加日程第1 議案第41号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について	10番	高橋伸典	議員
	11番	佐々木寿	議員
	12番	駒津喜一	議員
追加日程第2 議案第42号 財産の無償貸付けについて	13番	熊谷吉正	議員
	15番	日根野正敏	議員
追加日程第3 議案第43号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	17番	山口祐司	議員
	19番	東千春	議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について（経済建設常任委員長報告）
追加日程第1 議案第41号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について
追加日程第2 議案第42号 財産の無償貸付けについて
追加日程第3 議案第43号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第8号）

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井徹	議員
副議長	14番	佐藤勝	議員
	1番	川村幸栄	議員
	2番	奥村英俊	議員
	3番	上松直美	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	益塚敏
書記	山崎直文
書記	鷺見良子
書記	佐藤潤

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	佐々木雅之君
副市長	久保和幸君
総務部長	扇谷茂幸君
市民部長	中村勝己君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経済部長	高橋光男君
建設水道部長	長内和明君
教育部長	鈴木邦輝君

市立総合病院 事務部長	松島	佳寿夫	君
市立大学 事務局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	常本	史之	君
上下水道室長	齋藤	一彦	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 奥村 英俊 議員

12番 駒津 喜一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、平成26年第1回定例会初日の2月26日に当委員会に付託されました議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止についての審査経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は、2年27日に開催し、熱心な質疑、審査を尽くしました。審査に当たりまして高橋経済部長、常本営業戦略室長、水間営業戦略課長の出席を願い、廃止に至る経過説明を受け、慎重に審査を行いました。

質疑について報告をいたします。1月10日開催の第1回常任委員会における理事者側の説明では、名寄市公設地方卸売市場条例を廃止しなくても施設の一部は貸し付けることができるとの答弁でとまっていました。その後、自治法上で疑義が生じたため、今回条例を廃止して整理をすることにしたとの説明を受けましたが、委員各位から納得のいく説明ではなく、再度説明を求めた結果、上位法との関係、法解釈等を含め検討しましたが、

本条例を存置したままでの無償貸し付けには疑義があると判断をしたため、第1回の常任委員会での説明を訂正し、本条例を廃止したいとの答弁と陳謝がありました。

また、丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社倒産後に条例の廃止提案にかかわる重要な案件にもかかわらず、市場運営委員会を開催しての説明、報告等がなされていないとの質疑に対しては、日程的にも厳しい状況にあったため、開催できなかったが、運営委員長と相談し、1月24日には運営委員個々に面談し、廃止提案に至る経過も含めて報告をさせていただいたとの答弁がございました。

条例廃止に伴う経過措置では、特別会計を残すとなっているが、償還金及び施設の維持、保守、点検費用及び光熱水費は含まれている理由と条例廃止となれば事業収入はないと考えるが、事業費の収入とはどういう性格のものなのかとの質問に対しては、現時点で市場条例及び特別会計も残っており、既に平成26年度の予算が提案されており、条例の廃止は議決案件のため平成26年度の予算につきましては従前による予算とせざるを得なかったとの答弁でありました。

以上を踏まえ、審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもって当委員会に付託されました平成26年第1回定例会付託議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止についての審査の経過並びに結果について報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（3月17日 委員長発言により削除）

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

この採決は、地方自治法第244条の2第2項の規定及び議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決となります。また、特別多数議決の場合、議長も出席議員となり、表決権を持ちますので、御了承願います。

お諮りいたします。議案第14号について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで市長より追加議案の提出が求められてお

ります。追加議案協議のため、議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前11時30分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に市長から議案第41号、議案第42号、議案第43号が提出されました。お手元に配付の追加日程のとおり日程を追加をし、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第41号、議案第42号、議案第43号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 追加日程第1 議案第41号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 提案の理由を申し上げる前に、この間の名寄市公設地方卸売市場の廃止条例に関しまして、十分な御議論と慎重な御審査、本会議での議論をいただきましたことにこの壇上から改めてお礼を申し上げたいと思います。また、これらの御審査を通じまして、私から次の議案を提出することにいたしましたので、御説明をいたします。

議案第41号 特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。名寄市公設地方卸売市場の事業に関しまして、市場施設使用者として北海道から指定を受けている丸鱈名寄魚菜卸売市場の破産により、9月1日から公設地方卸売市場の事業を再開できない状態が続いており、後任の市場施設使用者を探すべく北海道市場協会加盟業者等とも協議を重

ねてまいりましたが、市場を取り巻く環境が非常に厳しく、市場再開に至る合意を得ることができませんでした。この間名寄市公設地方卸売市場事業に関しまして、市民の皆様、生産者の方々に大きな不安と心配をおかけをいたしましたことに対して、執行責任者として私と風連庁舎担当副市長の給与の減額措置を提案をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 傍聴者の皆さん、静かにしてください。

これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 今提案のありました特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の関係であります。市長のほうから提案理由が述べられましたけれども、市民の方や生産者の方々に不安と心配をかけたことに対して今回の処分を出すということであります。この間、市長が4年前に市長になって以降、市民の皆さんへの混乱や迷惑ということは何回かあったというふうに思います。例えばこれまでもよろ一なエアコンの設置や駐車場の買い取りの問題、そして市民ホールにかかわる座席の取り扱いの問題や交付金の関係もあったというふうに思います。そして、この市場ということで、最終的な責任をとる形というふうになったというふうに思います。この時期に提出ということでありますから、多くの市民の人からすれば、これらの4年間の行政運営の失敗や判断の誤りに対するみずからの処分というふうに捉えることになると思いますけれども、市長のお考えどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回の御提案については、繰り返しになりますけれども、このたびの名寄市公設地方卸売市場の事業再開が早急に何とかという思いでこれまでもさまざまな議論を重ねてきた

わけでありますけれども、それが結果としてここまで再開に至る合意をできなかったということに対する、市民の皆さんに直接結果として直接的な不安、御心配あるいは不利益もこうむることがあったのではないかと、そのようなことに対しての責任をとる形での提案ということでありまして、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今回のことに限ってというふうなことだというふうに思いますけれども、この4年間市長はその都度議会や市民の皆さんと協議をしながら、意見を交わしながら最善の方策、選択をしてきたというふうにこの間言ってございます。ただ、こういった混乱に対して、市長そういうふうには言っていますけれども、市民と向き合っている説明責任を果たしているというふうにはちょっと言えないというふうに思います。多くの市民の方から説明不足だというふうに言われていると思います。私もそういうふうには聞いています。今回提案された処分の内容、給料月額の100分の10、1カ月ということでありますけれども、市長の今後の任期、4月までの任期ということからすれば、こういった物理的には提案で認めることにはなりますけれども、今回の処分をこれまでの市長の市政運営に対するみずからの処分というふうには考えたときには十分ではない内容だというふうに考えています。さらに、この量定や程度について不満を持っている市民の方は大勢いるというふうに思います。そういったことを肝に銘じておくべきだというふうに思いますし、そのことをぜひ忘れないでいただきたいということを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 追加日程第2 議案第42号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。
加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第42号 財産の無償貸付けについて、提案の理由を申し上げます。

名寄市公設地方卸売市場の再開のめどが立たないことから、北海道地方卸売市場条例に基づき地方卸売市場廃止届を提出をするため、名寄市公設地方卸売市場条例を廃止する条例を可決いただいたところであります。公設地方卸売市場が休止状態になって以来、名寄市を初め道北地域への安全、安心、安定的な生鮮食料品等の流通に係る影響は大きく、青果物の流通を図ることは公設地方卸売市場の開設者であった本市の責務であります。このことから、使用施設を有効に活用し、青果物の流通を担っていただくために、買い受け人で3月中に法人格取得予定の名寄市西4条北6丁目6番地2、藤田生鮮、荒井正樹氏に無償で貸し付けを行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 何点かちょっと確認と

うか、質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回の無償貸し付けの相手方でありますけれども、藤田生鮮さん、荒井正樹さん、この方のこれまでの取り扱い高というか、実績がどのくらいあったのかというのを教えていただきたいというふうに思って、できれば5年ぐらいの間に毎年どのくらいあったのか。そのうち名寄市内の取り扱い、今回の無償での貸し付けの大きな理由は生産者の方たちの流通がしっかりいくということも大きなことだというふうに思いますので、そういった取り扱いをどのくらいされていたのかというのもちょっと教えていただきたいというふうに思います。

もう一点は、4番、無償貸し付けの条件ということで、ここには2行ほどしかありませんけれども、条件としてこれだけなのか。通常は、契約書を交わすに当たって相当な項目というか、があるかというふうに思いますけれども、それについてはどういうふうになっているのかお知らせをいただきたいというふうに思います。

もう一点、無償貸し付けの期間でありますけれども、当初から2年間ということでの提案でありますけれども、なぜ2年間なのか。普通財産の貸し付けということでありますから、1年の貸し付けで、条件が例えば特に疑義が生じなければ1年更新というか、そういう形の契約というのは普通ではないかというふうに思いますけれども、なぜ2年なのか、どうして1年の更新ということになっていかないのかについてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま奥村議員のほうから御質問いただきました藤田生鮮、荒井さんのこの間の取り扱い実績ということでありますけれども、過去5年ぐらいという話をいただきましたけれども、私どもでお聞きをしていますのはこの1年、24年度ですか、についてはおよそ1億円程度があるということで、詳しい数字に

ついては今持ち合わせておりませんが、そういうこととお聞きしております。

それと、市内の分についても額としてはちょっとわからないのですが、受け入れもされているということとお聞きをさせていただきます。

そして、無償貸し付けの条件でありますけれども、基本的にはここに書いてございますことでもありますけれども、詳しい中身については今後もきょうの議決をいただいた後にも協議する部分もございまして、無償貸し付けということで行政としてはこの地方の流通を確保するということが我々の責任だというふうに思っております。そういった対応をするためにも今回無償貸し付けということで提案させていただきましたけれども、条件というふうになるかどうかわかりませんが、今回の荒井さんにつきましては市内の市場の買い受け人だったということがまずございまして、そして、本市はもとよりですが、道北各地に青果物の流通に貢献をしてきたということでございまして、そういった部分では今後のこの地方の経営を青果物の流通について担っていただくという部分では、一定の御本人の御負担等も今後出てくるというふうに思いますが、そういった部分では、先ほどもう一つ御質問がありましたけれども、2年間ということで、期間はどのようにしてなのだということがございまして、一定程度2年間をめどとして貸し付けをした上で事業者としてのしっかりとした基盤をつくっていただいて、今後しっかりとした流通を確保していただきたいという思いも含めて、今回荒井さんのほうに無償でお貸しをするような形をとってきました。十分な答弁になっているかどうかわかりませんが、条件という部分でいけばちょっと難しい部分もあるのですが、そんな答弁で私のほうからは終わらせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 補足という形で答弁させていただきますけれども、なぜ2

年間なのかという期間の部分ですけれども、これ基本的に北海道から卸売業の許可を受けないと卸売業者としての認定になりません。荒井さんについては、今まで仲買ということで卸売業の実績がないものですから、その期間については2年もしくは3年の実績がなければ北海道のほうに申請をしたとしても北海道のほうで許可の対象になる期間運営されていない部分ありますので、その部分で2年間という期限を設定させていただいたということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 確認します。

○2番（奥村英俊議員） 2つ目の答弁もらっていないので。

○議長（黒井 徹議員） 内容確認。

○2番（奥村英俊議員） 無償貸し付けの条件。

○議長（黒井 徹議員） 条件。

ちょっと休憩させていただきます。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 4番の無償貸し付けの条件なのですが、基本的には流通機能を確保していただくということの条件を付させていただいております。ということは、普通財産の貸し付けに当たっては使用者がどんな目的に使用してもいいという形ではなくて、きちんと目的を持った条件で貸し付けというか、借りていただくということなので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） お答えいただいた分で過去までわからないということでしたけれども、24年度で1億円程度あるということでしたね。1億円ぐらいの取り扱いがあるとなれば、条例上普通財産の貸し付け無償でできることにはなっ

いますけれども、あえて無償でなぜ貸すのかというのがそういう意味ではよくわかりません。普通財産の通常の貸し付けに当たっての積算の方法をとって、例えば1カ月幾らだったり、そういうふうな貸し付けで、これが取り扱いが少なくてという話であれば、無償なり減免ということも当然考えられるかと思えますけれども、1億円もあって、これからはもっとふえるということでものね。名寄含めて大きくやっていただく。当然認可を得るに当たっては、1億円程度の取り扱いだけで認可がとれるということではないというふうに思いますので、その辺1つ疑義がありますので、なぜかということをお知らせいただきたいというふうに思います。

名寄市分の取り扱いがよくわかっていないということもこの方というふうに決めたに当たっては、ちょっと不十分ではないかというふうに思います。なぜそういうことになったのか、その辺についてもお知らせいただきたいというふうに思います。

先ほど言った条件の関係、当然目的をしっかり持って契約をすると。それはそのとおりでいいと思えますけれども、今後細かい部分、どういうふうな契約条項を持ってやるのかということをやっと聞いたかったので、例えば今の約定にあってはこういうことをうたっているとか、特徴的なことがあれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、期間の関係ですけれども、この藤田生鮮さんにこの後市場またできるように資格を取っていただきたいということ、その気持ちはわかりますけれども、二、三年かかるとすれば何で3年にしていなかったということがありますし、ここで何か疑義が生じたり、公益上の理由から解除が必要と認めるなり、そういうことがあり得るといって一方にはありますから、そうだとすると1年ずつの更新で3年間はやっぱり頑張ってもらおうということでもいいのではないかと

に思えますけれども、なぜそういうふうにしなかったのか、その辺についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 平成24年度の1億円の部分の売上げの関係ですとか、そういった部分で無償貸し付けとしたことについての対応でありますけれども、市場での販売手数料、委託料というか、一般的には8%程度と言われておりまして、1億円でいけば単純に800万円くらいの、単純に計算した場合、そういった形になると思うのですが、そこからいろんな経費あるいは人件費等も生んでいかなければならないというようなこともありますので、そういった部分では非常に経営的には楽なものではないというふうに考えておりまして、当然販売額もこれから取引がふえていくわけですから、1億円ということではなくてもっと伸びていくというふうに思えますけれども、そういうこともありまして、当面2年間は無償貸し付けをして、個人の経営基盤も含めて対応していただきたいという思いで無償貸し付けというふうにしてございます。

あと、約定の関係でありますけれども、この議決をいただいた後にその約定の関係についてはお話をさせていただくこととなりますが、約定は施設維持機能に係る負担区分ということで、電気料ですとか、そういった維持経費については負担の区分を明確にするといったことですか、取り扱いに係る品質管理体制、あるいは取り扱い内容の定期報告といったようなことも約定の中で盛り込んでいきたいというふうに考えております。また、危険負担というようなことで、何かあったときの対応についてもその約定の中で決めていきたいというふうに現時点では考えてございます。

契約期間ですけれども、2年間ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり荒井さん個人の考え方もあるのですけれども、将来的に公設市場としてやっていきたいという考え方も

持たれる可能性もございますけれども、そういったときに道知事の指定卸売業者の許可が必要になってきます。そういう部分では、道知事の判断としては2年程度のそういった取り扱い、業務実績といったものも判断材料としてあるということでございますので、そういう部分からもこの2年間ということにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 十分なお答えをいただいているのではないかとこのように思いますけれども、藤田生鮮さんの1億円の取り扱い高もあるけれども、大変だから無償でみたいな話に聞こえるのです。それでは、無償貸し付けとする理由にはならないのではないかと思います。正規の形で、例えば維持経費なんかも含めて普通財産の貸し付けするときは算定をされていくのではないかとこのように思いますし、その中で減免の措置をとるという方法もあるのだというふうに思います。そういったことが一方であるにもかかわらず、無償でということでの理由としては不十分だということに思いますので、その辺について御見解をもう一度いただければというふうに思います。

最初に聞いた中で、市内分の取り扱いどのくらいあるかということ聞いたのですけれども、それについてもう一度お尋ねをしたいというふうに思います。市として将来的に公設市場もう一度再開をとということも含めての今回の提案だということに思いますので、その中で冷蔵庫使って、ほかのところの地方で商売をしているために貸すのだと、あそこを使うのだとすれば、それはちょっと無償でという話も理屈に合いませんし、お金ちゃんといわせて使ってもらえばいいということになると思いますので、やっぱり名寄の取り扱い高がどれだけあったのかということも重要なことだと思いますので、それについて教えていただきたいというふうに思います。

それから、年数の関係も何回も同じ答弁もらう

ことにしかっていないのだけれども、別に何年間やってもらってもいいのです、条件さえあれば貸し付けするというので。だけれども、1年更新ということで特に問題がなければ、この手ものは1年間で更新をして、当然名寄市としての思いをきちっと伝えて藤田生鮮さんに具現化してもらおう。公設市場の開設に向けて一緒になってやってもらおうということをしていただければいいというふうに思いますので、その辺の考え方についてももう一度お答えがあればいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） それでは、先ほど市内の取り扱いの部分について、取り扱いがあるということをお答えしましたけれども、ちょっと訂正させていただきますと思います。

これまで藤田生鮮さんについては、市場の仲卸業者だったということで、市内の取扱いは25年8月まではなかったということでございます。大変申しわけございません。9月以降は受け入れをされているということで御理解をいただきたいと思っております。

それと、無償貸し付けの関係でありますけれども、経営上大変厳しい状況が今後続くのではないかとこのように2年間というようなことにも聞こえるということで御指摘をいただきましたけれども、いずれにいたしましてもこの地域の青果物の流通をしっかりと担っていただく、そしてその基盤をつくっていただくということで、そこを大変私どもとしては思っております、そういう部分での無償貸し付けになるというふうに考えておりますので、御本人も今後先ほどありましたとおり法人化をした上で、社会的信用も含めてしっかりとした基盤をつくってやっていくということで、重大な決断をいただいたというふうに思っております。そういう部分では、私どもとしてはこのような対応でお貸しをしたいというふうに考えております。

それと、2年間についても先ほども申し上げましたとおりですけれども、卸売業者としての道知事許可の判断ですとか、そういった部分も含めて2年間というのが妥当であるというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 以上で質疑を終結いたします。

議案第42号は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

ただいま経済建設常任委員会に付託いたしました議案第42号については、3月16日までに審査を終了するように期限をつけることにいたしましたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第42号については、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 追加日程第3 議案第43号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第43号 平成25年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、なよろ温泉サンピラーの経営安定に資するための補助金を計上しようとするもので、歳入歳出それぞれ2,743万7,000円を追加して、予算総額を204億2,465万1,000円にしようとするものであります。

補正の歳出から申し上げます。7款商工費のスキー場費におきましてなよろ温泉サンピラー経営安定補助金2,743万7,000円の追加は、平成

24年度のなよろ温泉サンピラーに係る決算の赤字額が株式会社名寄振興公社全体の累積欠損金を大きく増加をさせ、資本金を大きく取り崩すことになり、名寄振興公社が債務超過寸前の経営状況となりました。名寄振興公社は、名寄市の観光振興、交流人口の拡大などの事業だけではなく、温浴施設の運営により市民の憩いの場を提供しており、その公共性を考慮して温泉経営の安定化を図るため、なよろ温泉サンピラーに起因をする累積欠損金額を補助するものであります。また、昨年10月には温泉ボイラーの交換に伴う40日間の営業を休止せざるを得ない状況となったため、今年度の決算額に大きく影響を及ぼすため、休業期間中の施設維持等に係る経費額もあわせて経営安定補助金として支出をするものであります。

次に、歳入について申し上げます。19款繰入金では、財政調整基金2,743万7,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第43号は、経済建設常任委員会に付託をいたします。

ただいま経済建設常任委員会に付託いたしました議案第43号については、3月16日までに審査を終了するように期限をつけることにいたしましたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

議案第43号については、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月5日から3月9日

までの5日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月5日から3月9日までの5日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時01分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 駒 津 喜 一

平成26年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年3月10日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 中 村 勝 己 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建設水道部長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市立総合病院 松 島 佳 寿 夫 君
事 務 部 長
市 立 大 学 鹿 野 裕 二 君
事 務 局 長
営 業 戦 略 室 常 本 史 之 君
長
上 下 水 道 室 齋 藤 一 彦 君
長
会 計 室 山 崎 真 理 子 君
長
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 川口 京二 議員

15番 日根野 正敏 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

加藤市長4年間の市政執行に関して外2件を、大石健二議員。

○4番（大石健二議員） 皆さん、おはようございます。新緑風会の大石健二でございます。議長より指名を賜りましたので、これより通告に従い質問を行います。

最初に、加藤市長4年間の市政執行についてお尋ねをいたします。早いもので、加藤市長1期目の任期も残りわずかとなり、今定例会が任期中最後の議会となりました。4年前の市長選の立起に際して、市長は市政推進の基本的な考え方として市民と行政との協働、行財政改革の推進など4点を掲げ、民間会社名寄市的発想での行政運営を目指すことを初め公約、6つの約束を行政課題に位置づけ、その実施に向けて取り組んでこられました。この4年間の任期を振り返り、掲げた6つの公約実現について、また市政執行についてどのように総括されているのかお伺いをいたします。

次に、名寄市の行財政運営の新年度予算編成の過程からについてお聞きいたします。平成26年度予算は、骨格予算とはいえ、一般会計で13年度当初予算比17.1%増の220億6,700万円、全会計総額は同じく10.9%増の448億8,000

0万円もあり、予算額は平成18年の合併以後最大の予算規模となっています。歳入面では、前年度対比で市税の伸びを2.7%増見込み、一方で基金の取り崩しも10億6,000万円余と合併以後最大となっています。また、財源別に見ると自主財源比率が27.5%で依存財源比率が72.5%となっており、依然として3割未満自治の脆弱な財政基盤の上に計上されている新年度予算であることが浮き彫りになっています。名寄市の財政健全に向けた考え方と取り組みについて御答弁願います。

続いて、人材登用と組織機構の活性化から、最初に女性市職員の管理職登用についてお聞きをいたします。残すところ20日余りとなった平成25年度は、定年などによる幹部職員の退職者が男女合わせて20人以上見込まれています。こうした幹部職員の大量退職に伴い、新たに後継者となる幹部職員や意思決定過程への女性職員の登用について御見解をお伺いをいたします。また、あわせて女性が輝く名寄をつくるため、自治基本条例及び人材育成基本条例、男女共同参画推進計画に基づく女性職員の能力開発と人材養成の基本的な考え方についても御答弁願います。

次に、2点目の商店街の活性化を真摯に取り組む組織づくりについてお尋ねをいたします。昨年7月にオープンした駅前交流プラザよろーなの利活用が高まる中で、長く停滞、沈滞を余儀なくされている市街地の商業集積地を核とした商店街振興についてどのような施策と構想を計画準備されているのかお知らせ願います。また、あわせて振興推進に際して新たな発想と着想に加え、従来とは異なる視点と切り口を変えた手法で真摯に取り組む組織づくりについてもお考えをお伺いをいたします。

続いて、不成立に伴う公共工事への施策等についてお尋ねをいたします。昨春以降道内外で大型公共工事の入札不成立が相次いでいます。名寄市においても（仮称）市民ホールが2度にわたって

応札業者がない入札不調が起きています。新年度以降南小学校の改築を初め、名寄大学図書館建設整備事業などの大型公共工事の計画が進められている中で、（仮称）市民ホール建築主体工事発注での苦い経験を踏まえた施策と組織づくりなどの対応について御見解をお聞かせください。

次に、市民の声から、今冬の雪害と除排雪対策についてお聞きをいたします。今冬の降雪は、昨冬よりも10日間早い11月11日に初雪を見ました。旭川気象台によると1月上旬の降雪量は、上川地方で平年並みか平年より多かったが、中旬から下旬以降は平年並みか平年より少なかったとしています。昨シーズンよりも6,500万円増の3億9,100万円の除排雪予算を計上して臨んだ今冬の除排雪対策について、どのように総括されているのかお聞かせ願います。

最後になりますが、同じく市民の声から、（仮称）空き家等の適正な管理条例制定に向けた取り組みについてお聞きをいたします。市内外の各所で長期にわたり管理不全に陥り、荒れ果てている空き家や建物などが散見されます。ちょうど1年前になりますが、平成25年度一般会計予算審査特別委員会の質疑応答の中で、名寄市として（仮称）空き家等の適正管理条例を本年度中に提案するとの答弁をいただきましたが、今定例会の議事日程に搭載されておりません。これまでの策定に向けた取り組み過程と今後の対応についてお聞かせください。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。大石議員から大項目で3点にわたっての御質問をいただきました。大項目1を私から、大項目2の小項目1及び小項目2、女性職員の管理職等への登用、公共事業等については総務部長から、大項目2の小項目2の商店街等の活性化については営業戦略室長、大項目3の小項目1については建設水道部長、小項目2については市民部長、それぞれ

答弁をさせていただきます。

まず、この4年間の市政執行についてであります。平成22年の選挙において市長に就任をさせていただきました。島前市長から受け継いだ財産を生かし、また市民の皆様との協働のもと総合計画の政策を基本としながら6つの公約を推進をし、明るく元気なまちづくりに取り組んでまいりました。まず、民間的発想での行政運営についてであります。映画「星守る犬」のロケ地としても注目をいただいたひまわり観光を初め台湾との新たな交流の推進や中心市街地のにぎわい創出、交通の拠点となる駅前交流プラザよろーなの整備、名寄観光大使、名寄ふるさと大使の任命などトップセールスを含めて本市を積極的に売り込んできたところです。あわせて圏域13市町村の中心地として北・北海道中央圏域定住自立圏の協定を締結をし、医療や福祉を初めとした新たな広域行政の推進も図ってまいりました。

また、市民が主役のまちづくりとして、名寄市自治基本条例に基づき広報やホームページ、さらにはフェイスブックなど多様な媒体による情報発信を行うとともに、市長室開放事業を実施をするなど市民と行政との情報共有、市民参加を推し進めてまいりました。さらには、総合案内窓口の設置や杉並区等への派遣など職員研修も充実をさせ、より丁寧で市民に身近な市役所づくりに努めてまいったところです。

基幹産業の推進についてであります。農業団体への支援を初め食肉センター施設の改修、もっちもち米プロジェクト事業、薬用作物振興事業など地域資源を活用した新たな振興策とともに、地域おこし協力隊など外部人材を活用した担い手対策についても取り組んできたところであります。

名寄市立総合病院のさらなる充実については、ドクターヘリポートの整備もあわせた精神科病棟の改築、道北4市町によるポラリスネットワークの構築などにより、より安心して暮らせる医療環境を整備をしてまいりました。

名寄市の財産を生かしたまちづくりについては、なよろ市立天文台のグランドオープン、大学図書館建設など特色ある教育環境の整備や有森裕子なよろひまわりリレーランなど野外イベントの開催のほか、新エネルギー・省エネルギービジョンの策定、施策推進などにより本市の持つ魅力をさらに輝かせる取り組みを進めてきたところであります。

自衛隊名寄駐屯地の堅持については、昨年名寄駐屯地創立60周年を迎えたことを契機に市中パレードを初めとした記念行事が行われ、市民と自衛隊とのさらなる交流と理解を深めました。また、危惧されておりました第4高射特科群の廃止等については、この間の要望活動が実り、新たな国の防衛大綱及び中期防衛力整備計画が策定をされ、部隊削減への影響はない見込みとなりました。

市民福祉充実については、親子お出かけバスツアー、お祝い誕生もち引きかえ券交付事業、民間児童クラブ利用支援など子育ての支援や広域最終処分場の整備事業、あるいは災害時要援護者支援事業など暮らしの安全、安心の向上、名寄南小学校の改築、学校力実践事業、（仮称）市民ホール整備事業など教育、文化の充実にも努め、進めてまいったところです。

この間、これらの施策は10年先、20年先を見据え推進をしてきたところでありまして、その確かな手応えを感じているところですが、まいた種が花を咲かせ、実を結ばせるため、今後とも全身全霊より一層市政の推進に邁進をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、まず大項目の2、名寄市の行財政運営に関しての新年度予算の編成の過程から、健全財政に向けた取り組みについてお答えをいたします。

平成26年度予算案におきましては、自主財源割合が27.5%、依存財源割合が72.5%ですの

で、依然として自主財源の割合が低く、また自主財源には基金繰入金が入りますので、財政構造としては緊急の財政出動に対応が難しい弾力性の低いものであると認識をしております。健全財政に向けた取り組みにつきましては、自主財源の確保が重要と考えるところであります。自主財源の確保につきましては、基本となる市税の適切な徴収に努めることや課税対象そのものを増加することも必要ですので、その前提となる地域経済、地域振興の活性化、企業への支援や雇用の拡大策などさまざまな形で取り組むことが重要と認識をしております。

また、試験的な取り組みとして比較的大きな区画で個人住宅建設などにも対応できるような名寄市の保有地21カ所につきまして、平成26年2月1日にホームページに掲載をいたしました。早速2件の問い合わせをいただいたところであります。今後は、条件を整理した上で公募を行っていく予定であります。

続きまして、小項目の2、人材登用と組織機構の活性化等から、女性職員の管理職等への登用についてお答えをいたします。本市におきましては、平成20年3月、名寄市男女共同参画推進計画を制定して取り組んできており、その方針の中でも市の政策、方針決定の場合の男女共同参画の促進を目指しております。現在の女性職員の管理職登用の現状といたしましては、全ての部署では25.6%となっております。

また、国におきましては平成25年4月に安倍首相の3本の矢の一つとして掲げております成長戦略において、女性が輝く日本を目指しており、その内容としましては、1つとして待機児童の解消、2つとして女性役員、管理職の増、3つとしまして職場復帰、再就職の支援、4つとしまして子育て後の起業支援を必要としているところであります。こうした動きを受け、本市におきましても平成25年4月に名寄市特定事業主行動計画を策定し、子育てと仕事、生活の調和を推進し、より子

育てをしやすい環境づくりに取り組んでおります。さらに、人事における管理職や係長職の登用につきましても適材適所、男女公平な対応を進め、男女双方の考え方や意見が市の政策、方針決定の場に反映できるように努めているところであります。

続きまして、不成立が相次ぐ公共事業についてお答えをいたします。平成25年度における（仮称）市民ホール整備事業に係る工事発注におきましては、3回目の入札で落札をいたしました。応札する業者があらわれなかった、また業者の入札辞退という経過をたどっての落札となりましたが、各地で同様の入札不調の事例が発生をしております。労務単価や資材費の高騰、また東日本大震災に係る復興公共事業などの影響による人手不足が背景にあるのではと推測しているところであります。平成26年度予算では、名寄南小学校校舎、屋内運動場建設事業に係る工事の発注を予定をしております。本事業も総体で27億円を超える大型事業であり、義務教育施設であることを鑑みますと、円滑な発注、契約を行い、年度当初から新校舎で新学期を迎えることが望ましいと考えております。

各地で入札不調が数多く発生する中、各地方公共団体の契約担当課で情報交換を行いながら、事態の打開に努めてまいりました。積算単価の上昇はもとより、人手不足が大きな課題であります。市内金融機関の景況レポートにおいても、建設業の経営上の問題点としまして人手不足、材料価格の上昇が挙げられている状況にあります。こうした中、国土交通省は従前4月に見直しをしてきました労務単価につきまして、2月時点での見直しを実施をいたしました。名寄市におきましてもこの新単価で事業積算を実施する予定であります。また、単価の見直し期間も短縮されるものと思われ、常に新しい単価を反映し、予定価格を設定してまいります。国土交通省は、単価見直しのほかにも発注ロットの大型化、技術者、技能者の効率的活用、地域の建設業者の受注機会の確保など公

共事業の円滑な施行確保に向けて各地方公共団体に要請しているところであります。名寄市におきましても既に市内業者の受注確保や資金調達の円滑化などに取り組んでいる事例もありますが、さらに研究し、適切に対応してまいります。また、これらの契約事務の検討のほか、現場の実情、実勢を的確に捉えることが必要でありますので、建設水道部と総務部、財政課と連絡を密にとりながら、入札不調を回避すべく努力をしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、名寄市の行財政運営に関して、小項目2、人材登用と組織機構の活性化等から、商店街等の活性化を真摯に取り組む組織づくりについてお答えいたします。

昨年4月に駅前交流プラザよろーながオープンし、よろーなの立地がよいことなども主な要因となり、オープン時と比較して利用件数が増加しており、中心市街地におけるにぎわいづくりに対し一定の効果を果たしていると考えています。商店街振興には、店舗が集積し、そこに人が流れることが振興を図る上で必要不可欠であり、人が集うきっかけづくりについてはよろーなも寄与しており、その集客効果を活用することが求められています。一方で、店舗の集積につきましては、中小企業振興条例に基づき各種支援を行っておりますが、商店街への店舗集積については都市計画の商業地域、それ以外の地域の2つに区分し、特に商業地域への店舗集積を図り、中心市街地としての機能の維持発展を図るため、手厚く支援を行っております。

中小企業振興条例は、利用者にとって活用しやすい現況の問題点を解決するための制度改正を幾度となく行ってまいりました。しかし、今まで実施してきた制度改正は支援内容の変更などが主なものであり、現行の中小企業振興条例自体が現在の本市における商工業の事情や将来あるべき姿、

行政や事業者の責務などを考慮した制度として検討すべき時期に来ていると考えております。さきの名寄商工会議所、風連商工会からの要望時にも共通した認識として新たな検討が必要であるとの確認をしたところでございます。中小企業振興条例の目的は、本市における中小企業者等の自主的な努力を基調とし、行政が必要なサポートを担うことが目的でありますので、それらのことを念頭に商店街振興策について関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、商店街活性化策などについての新たな発想や斬新なアイデアに基づく取り組みを進めるための組織づくりにつきまして、目まぐるしく変化する経済状況や各種制度に敏感に対応しつつ、自主的な取り組みを促すために事業主に対し真摯に対応するとともに、協働による新たな施策等について取り組む体制づくりが必要になっていると考えておりますので、先進的な事例なども調査も含めて関係機関と検討を行っていききたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大項目の3、市民の声からの小項目1、今冬の雪害と除排雪対策から、現状の課題とその対応についてお答えいたします。

今冬における名寄市の降雪状況につきましては、11月26日に根雪となり、12月下旬まで平年並みで推移していましたが、年末年始にかけて91センチの降雪となり、平年の60センチより約40センチ多い約100センチの積雪深となりました。その後も降雪が続き、1月の最大積雪深は111センチとなったところであります。2月に入りまして気温の低い日が続きましたが、降雪の少ない穏やかな月となり、2月の最大積雪深は112センチの結果となっております。3月に入り日中の気温も上昇し、順調に雪解けに向かうものと思っておりましたけれども、金曜日から日曜日

にかけて約40センチの降雪があったところでありまして。

今冬の除雪は、試行であります。除雪幅員の設定や積み上げ除雪、重要幹線道路の排雪回数増の実施と新たな雪堆積場の確保を進めてまいりましたが、一概に昨年との状況と比較することはできませんが、除雪幅員の確保では現場で確認をし、全区間の評価ではありませんが、一定の効果はあったと考えております。また、幹線道路での積み上げ除雪では、排雪までの間の幅員確保に効果があったものと思っております。本年は、一部の生活道路でも試験的に直営作業班による積み上げ除雪を行っており、次年度にどのように反映させるか、内部で協議を進めているところでありますが、市民意見もいただきながら検証してまいりたいと考えております。

次に、幹線道路の排雪につきましては、シーズン最大6回の排雪を見込んでおりましたが、本年の降雪の状況から現段階については4回の排雪で落ちつくものと考えています。また、雪堆積場につきましては、今年度から市街地近郊に2カ所追加し、排雪作業時のダンプ運搬効率と回送スピードのアップを図ることができ、課題となっておりましたダンプ不足に対する対応として効果があったものと考えているところです。

今年度の除排雪に対する市民からの意見では、生活道路に対する排雪時期などの声が多く寄せられていることから、今後は生活道路対策を重点的に考えてまいります。まだシーズンは終わっておりませんが、具体的な検証に至ってはおりませんが、今シーズンの除排雪状況について市民の声や関係団体などの御意見を伺いながら、次年度に向け検証し、反映させていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、小項目2、快適で安全なまちづくりから、空き家

等の適正管理条例制定に向けた取り組みについてお答えいたします。

平成22年、所沢市で空き家問題に特化した空き家条例が全国で初めてつくられ、その後各自治体において所沢タイプの条例を主流とする空き家の適正管理条例の制定が進んでおります。昨年10月1日現在では、全国208の市町村において条例が制定されているところです。それぞれの条例の主な内容では、所有者に対し勧告、命令、公表等の規定がおおむねうたわれており、代執行について120市町村で規定されており、全体の約6割となっています。空き家問題が全国規模で深刻化していることを受け、多くの市町村で空き家条例の制定が広まる中、法整備を行うことの必要性について国の議員レベルで議論がされ、昨年の臨時国会に空き家対策の推進に関する特別措置法案を議員立法で提案されることが予定されておりました。空き家に関する法案整備を国が行うことの必要性は一致したものの、空き家に対する撤去を強制できる要件や空き家を自主的に撤去する場合の固定資産税の軽減措置の導入について、慎重な検討作業が必要とされたところです。特に固定資産税が市町村税収の基幹税であり、市町村の行政サービスを支える上で不可欠となっていることから、軽減措置について市町村からの意見聴取を行い、改めて審議することとなり、法案は先送りとなったところです。現在の国における空き家に関する法案整備の動きとしては、昨年主体的に法案整備を推進してきた空き家対策推進議員連盟が特別措置法案を議員立法として今通常国会へ提出するといった動きがあり、注視しているところであります。

さて、現在条例制定に向けた取り組みであります。昨年市内の空き家の実態を把握するため、公営住宅等を除く73町内会へアンケート調査を行いました。そのうち回答がなかった15町内会について市で現地を調査したところ、空き家が市内全域で357戸、住宅総数が1万790戸で、

空き家率は3.3%という状況です。また、管理不全な家屋については86戸という結果になりました。条例の制定については、市関係部署や有識者の方などに御意見をいただき、先進都市の状況も参考にしながら、規定の詳細について検討しております。検討内容は、家屋の危険度の判定基準や空き家台帳の整備による管理、根拠法令との整合性、空き家等対策審議委員会の設置などであり、年度内の制定とはなりません。地域の不安を軽減し、安全な暮らしを実現するためには十分な協議を経て策定してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、現在市内において管理不全な状態と認められる空き家については、危険家屋にならないための調査、家屋の所有者に対する連絡指導など必要な措置を講じるために地域住民や町内会、関係機関と連携し、適切な対応を図ってまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。ちょっと質問項目が多いので、順不同になろうかと思いますが、最初に加藤市長の4年間の市政執行について再質問を行います。

るる6つの公約についてのその実現度についてお答えをいただきました。とりわけ存置が危ぶまれていました第4高射特科群の部隊削減が解消されたという、一、二年にわたって政権の交代もあってなかなか流動的な要素がございましたけれども、今回はその削減という懸案が解消されたということでございました。また、各公約とも10年、20年先を見据えて取り組んできて、確かな手応えを感じているというお答えでした。極めて祝着至極だなというふうな感じがいたしました。

ただ、1点だけお願いしたいのは、市長の公約の実現度がなかなか何かの折にインジケータのように見ることができないなというのがあります

ので、ぜひとも名寄市のポータルサイト、玄関口、ホームページに掲げていただいて、これまでも各部署ごとの情報発信はあるのですけれども、市政全般についての市長の公約は全体状況が把握できないというようなところがありますので、経過や実績、時系列で一目瞭然で公約の取り組み状況が、あるいは市政の流れが把握できるようなページを新たに設けていただける余地があるのかどうか、1点だけお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 市政の進捗状況も含めたわかりやすいホームページ等の広報運営についてという御質問だと思います。公約は、ある程度大まかな方向性、あるいはピンポイントなこうした事業、事業のクリティカルな事案に対してのということでありまして、これをもとに市民の皆さんの、あくまでも総合計画があって、そこでいろんな具体的な目標なり事業なり進捗をさせていくと、こういうことだというふうに思います。総合計画については、こちらの進捗状況はホームページ等でお示しをしているというふうに思っていますけれども、それが市民の皆さんにとってわかりやすいことになっているかどうかということは一考しなければならぬのかもしれないかもしれません。含めて、ホームページそのものが大幅リニューアルしてから随分時間が経過していて、これそのものが市民の皆さんにとってわかりやすいのかどうかということも今具体の議論を進めているところであります。そのことも含めてしっかりと市民の皆さんによりわかりやすい市政運営のあり方を発信していく工夫をこれからも積み重ねていきたいというふうに思っております。御指導よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。答弁の中で、今後もまた種が花を咲かせ、実を結ぶよう全身全力で市政推進に当たりたいということでもございました。来たるべき4月6日の告示日が加

藤市長にとって無風快晴で2期目の船出となるように心から御祈念を申し上げ、次の質問に移らせていただきたいと思います。

新年度予算案について、ちょっとお話をお聞きしてまいります。これもお時間の関係で1点だけ集中させてお伺いをしたいと思います。ただ、お話の中で試験的な取り組みとして個人住宅に対応できる市保有地21カ所をホームページに掲載したところ、早速2件の問い合わせがあったという、新たな歳入確保の手だてについては全くの無策ではないということだけはよくわかりました。ただ、私もこれまで職員の皆さんからいろんな場所で利用されている駐車場について駐車料金をいただいではどうか、あるいは公共施設の命名権、ネーミングライツについて検討されてはどうかというようなことを申し上げてきたなという経過がございます。それを踏まえて、ちょうど1年前に、これは第1回の定例会代表質問の中で庁舎の北側にある名寄市の職員組合の事務所について、家賃の徴収についてはぜひとも組合交渉の中で徴収するよう交渉を重ねてみる考えはないかというふうにお聞きした経緯がありますけれども、1年たってその経過について御報告いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 昨年の第1回定例会の中で議員のほうから御質問がございまして、それを受けまして私どもも改めて職員組合のほうと協議をした経過がございます。その中では、これまで使用料等の徴収を行ってこなかった一連の経過がございまして、そういった経緯でありますとか、改めて近隣の類似都市の状況なりを調べさせていただきまして、そういった総合的な観点で検討しました結果、現在徴収については見送るということの結論を出しております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 現在は見送るといって、将来的には徴収するということでもいいのでしょうか

か。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 類似都市の整合を図るというお話もちょっとさせていただきまして、さまざま条件がまたこの先変わるかもしれませんので、そのとき改めて検討させていただきたいということであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） たまたまなのですが、お隣の旭川市で半世紀以上にわたって無償供与していた組合事務所の使用料を昨年10月から徴収するということになりました。伝え聞くところでは、実際に確認はしない、漏れ伝わるところではの年間の使用料は52万1,000円と。昨年は、年度当初の10月からということですので、13万円。総額52万1,000円の25%に相当する13万円、これを徴収したということです。近隣市町村という道北のリーダー的な旭川市において既に徴収が始まったということですから、名寄市が先例をつくるということでもちゅうちよするのであれば、ぜひとも公平負担の原則も照らしているような意味で、こちらはよくてこちらはだめというようなことではなしに、市民の皆さんが理解できるような使用料、手数料の公平負担の原則に基づく徴収をお願いをしたいと思います。確かに前回の答弁のときは、たしか労働組合法の第7条の第3号を準用しながらお話をされていましたが、最小限の広さの事務所を供与するというのはいいのですが、ただ扇谷部長、あのとき水道光熱から全て無償供与しているというお話でした。家賃以外の事務所の管理運営費についても助成するというのは、先ほど申し上げた不当労働行為に当たるのかどうかという、適用除外に当たるのかどうかということも含めてぜひとも継続して、近年中に御回答をいただけるようお願いを申し上げたいと思います。

続いて、女性の管理職登用についてお話を伺いたいと思います。答弁では、全体の職場では2

5.6%の女性の管理職登用率だみたいな、これは病院から何から全て入ったことだろうと思うのですけれども、私が一般行政職で出してみますともうちょっと低い数字になりました。ちょっと洗い出しの方法が違うかもしれませんが、私のほうはいただいている組織機構図から見ると12.7%だということ。1人2人違うと大きな数字の変動があるものですから、捉まえ方によってはかなり数字の違いも出てくるのだと思うのですけれども、お話の中では国の2020年、オリンピックの年でしょうか、目標数値を30%というようなお話がありましたけれども、それでは名寄市は何かの、どこでも構わないのですが、人材育成基本条例にもない、あるいは男女共同参画推進計画の中にも、社会における職場、市職員の、女性に含めても結構なのですが、管理職の登用率は書いていない。ただ、行政委員会のほうの女性の委員と委員長の就任の数値は出ているのですが、どうも名寄市は人口動態、例えば住民基本台帳、あるいは22年の国勢調査で見ても800人ぐらい女性が多いと。女性上位のまちだということになっているにもかかわらず、意思決定に対する女性職員の登用は極めて低いということであるのですけれども、名寄市における目標数値の設定についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 管理職に係る登用につきましては、これ人事に係ることでありまして、なかなか具体的に数値目標を設けるといことがどうなのかということはあるかと思えます。それで、一例なのですが、女性の管理職登用に係る各自治体における統計的な数字、非常に見にくいですが、実は全道市長会のほうで一度取りまとめた数字がございまして、これをちょっと御報告させていただきたいと思いますが、これあくまで一般行政職ということで出されておまして、名寄市の場合、この時点でのいわゆる管理職の総数が69名と。女性の管理職が8名ということで、こ

の数字でいきますと11.6%ということであり
ます。この数字がある種高いか低いかとい
うことなのでありますが、実は割合でい
きますと全道2位であります。非常に全
道的にも女性の管理職登用率が高いとい
う数字になっています。ただ、全体的に
管理職の数が他都市に比べて一定程度差
異があるということでもありますけれど、
おおむね率で出しますと11.6%とい
うことでもあります。ちなみに、女性職
員の数はどうかということで、これもち
よっと出ておりましたので、御紹介をさ
せていただきますが、女性職員の数
が全体の職員の数に比べまして28.7%
という率にはなっておりません。今若
干議員のお話もございましたが、実は
女性職員の数が他の市町村に比べまし
て率としては非常に多いと。これも全道
2位であります。この間施策としまし
て男女共同参画に係るさまざまな施策
を打つ中で、やっぱり男女平等の観点
で男女双方の意見を行政に反映をさせ
るといふ基本的な姿勢を持っておりま
すので、今後もそうした基本的な考え
方に基づいた形でしっかり人事管理に
対しても対応してまいりたいと考えてお
ります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 扇谷部長のお
っしゃることはよくわかりました。た
だ、女性管理職というのは、女性の側
にとっては男性管理職の姿だとか、い
ろいろ見ているリーダー像だとか、な
かなか現実的なものを見て、御自分
の考える管理者像とリーダー像とギャ
ップがあるので、尻込みしてしまう
というふうなお聞きをしています。そ
こで、名寄市は女性職員に対して管
理職者像あるいはリーダー像という、
そういったものを含めて管理職登用に
向けた、あるいは関する意識調査みた
いのを行った経緯があるのかどうかお
聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 特に意識
調査を行った経過はございません。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） それでは、
今女性の管理職登用ということでお聞
きをしているのですが、名寄市の管理
職の登用の基準だとか、あるいは管
理職登用に向けた昇任、昇格試験の実
施ということについてはいかがです
か。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 人事に係
る特段の基準というのは設けておりま
せんし、一部大都市のほうでは昇任
試験を含めてそれぞれ対応されてい
るという事例はございます。私どもの
規模の自治体で昇任試験となりますと
、大都市以上にさまざまな課題があ
ろうかと考えておりますので、現在
は検討した経過はございませんけれ
ども、やはりそこはまさに適材適所
と。しっかり人事管理を行う中で対
応してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間がなくな
ってまいりましたが、安倍首相がたし
か今年の9月ぐらいの国連の一般討
論の中で、女性が輝く日本づくり
というふうにお話をされたなという
記憶があるのですけれども、これと
それと関係あるのかと言われてしま
うとどうかと思いますが、4月の告
示日に加藤市長が2期目の立起を予
定されているところで、加藤市長の
後援会が加藤たけしと輝く名寄をつ
くる会という極めて類似したネーミ
ングだなということがあるのですけ
れども、加藤市長御自身の名寄市
の管理職、あるいは意思決定の場
に女性を登用させていくというお考
えはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総務部長か
らも御答弁をさせていただいていま
すけれども、管理職の女性登用ある
いは各種名寄市においてもさまざま
な委員会とか諮問機関がございま
すけれども、こうしたところにおい
て、さらにはそれぞれの今いろん
な団体がありますけれども、そうし
たところで女性の持つ意見といふこ
の重要性をそれは非常

に感じているところでありまして、当然こうしたことをしっかりと推し進めていかなければならないというふうに思っています。新年度に向けて男女共同参画推進条例を策定するに当たっての準備も進めていくというようなことも委員会の中でも確認をさせていただいているところでありまして、この中で具体的な数値的な目標等々についても市民の皆さんとともに議論しながら、しっかりと進めていきたいと。いずれにしても、女性がしっかりと社会の中で登用されていくということに関しては重要な案件だというふうに思っていますし、その方向で今後も進めていかなければならないというのが私の考えでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

それでは、公共工事についてお伺いをいたしてまいりたいなという思いがあります。答弁にもありましたけれども、ちょっと確認をさせていただきたい。窓口質問で恐縮だなと思うのですが、これまで、平成25年度で結構なのですが、応札業者がゼロか1社で入札不調となった件数と、あるいは設定した予定価格を応札額が超過する不落札が何件、窓口質問で大変恐縮だなと思いますが、お知らせいただけますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 済みません。ちょっと詳しいデータ手持ちがございませんので、今早速調べてお知らせをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） わかりました。

それでは、苦い経験を踏まえて新年度に発注を予定している総額27億円に上る南小学校校舎、屋内運動場整備事業と長いのですが、この入札等に関して現状で推移すれば入札不調も不落札もそれぞれの懸念はない。危惧で終わるかどうかお答えいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） （仮称）市民ホール

で随分市民の皆さんに御心配をおかけしたという経緯がございまして、まさに中身については相当細かく精査をさせていただいたという経過がございまして、今後かかる公共事業の扱いにつきましては二度と同じ轍を踏まない。この轍というのは私どもの対応をしっかりとすべからく進めていくことで、ぜひ入札不調含めて回避をさせていただければというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 請け負う建築業界といいたいでしょうか、こちらはこちらで多分言い分があるのだらうと思います。もちろんお話もございましたけれども、人手不足だとか、資材の高騰だと。入札価格が予定価格よりも上回ってしまうので、入札を見合わせてしまうと。そうした中で私もよくはわからないのですが、名寄市がこういう工事の請負契約のときに多分標準工事契約書というのでしょうか、よくわかりませんが、その25条の中にたしか期間中に物価の変動があったときにはそれをスライドさせるような内容であったかなと思うのですが、こういったものがちゃんとスムーズに行われていて、業者の皆さんが上昇分を市なり発注先に請求しないままに、請求してもだめだというふうに言われて自己負担するというようなケースがあるのかどうか、ちょっと確認でお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今議員が言っているのは、約款のことだろうと思います。私ども名寄市の建築工事請負契約に約款を持っておりまして、この中で賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更という条項がございまして、これがいわゆるスライド条項と言われるものだと思います。契約後の資材でありますとか、それから労務単価著しく上昇した場合に、ここにつきましては請負代金の変更が可能ということにもなっておりまして、実際にこれおおむね1年で終わらない工事、2カ年にわたる工事を主に想定をして

おりますけれども、こういった条項はしっかり持っております。かかる状況が発生したときにはリスクは受注者に一方的に負わせないようにというような形で、これは契約の段階で改めて私どもからも業者の皆さんに周知をさせていただいておりますので、今現在これを採用したというケースはまだございませんけれども、こういった条項を持ってしっかり対応させていただいているということでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） スライド条項の関係につきましては、前例の関係については昭和49年ごろにオイルショックの関係で2カ年継続事業のときにスライド条項を適用したというか、単価の見直しをしたという記憶があります。

それから、先ほどから公共工事の関係につきましては、過去入札における予定価格を設定しておいて、その価格についてはそれぞれ都道府県の示す単価を用いて積算しておりますので、多少時間差の問題があるにしても適切な単価ということで行ってまいりましたが、それが片一方では大都市部において仕事の量が減ったことに伴って競争激化によって非常に低い落札率になったということで、過当競争も含めて労働者の人方についての定年も含めて雇用を打ち切らざるを得なかった。そういう状況の中で、東日本大震災の影響も含めて公共工事が著しく増加したことに伴って労働者の確保が難しかった。名寄におきましては、市民ホールの関係につきましても建築工事の関係については応札が難しかったのですけれども、他の電気、給排水関係等についてはしっかり落札、入札の手が挙がってきましたので、そこについては建築工事特有の労働者の確保と、しかも型枠工であるとか鉄筋工であるとか、さまざまな分野の専門技術屋さんの確保が東日本大震災の復興事業であるとか大都市のほうにかなりシフト化するのかなど、こんなような状況でありまして、先ほども扇谷部長が申しましたように、こちら側のほう

で行政が余り仕掛け過ぎますと官製談合という疑いを免れない部分もありますので、そこはしっかり対策を打って、対策を打つというのは契約担当と工事担当のところでの連絡調整を密にして、さまざまな情報収集をしながら取り進めていきたいなと思っています。

なお、昨年関係につきましては、3月29日に国交大臣のほうから今後労賃については3カ月ごとに適切に見直して適切な価格で仕事をしてもらおうと、こういう方針が出ましたので、その関係を民間業者の方々がどういう思いで見たのかということも含めて、ちょうど一番難しい時期だったのではないのかなというふうに私自身思っております。それがことしにつきましては補正予算事業の関係につきましても2月に単価を公表して、その後労賃の関係についてはどういうふうな方向が示されるかまだわかりませんが、適切な金額をはじいて労働者の確保を今後10年ぐらいかけてもとの状態に戻すという国の大きな方針もありますので、その辺についてはしっかり情報収集して、これから大型事業がまだまだ控えておりますので、しっかり応札していただけるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○4番（大石健二議員） 時間がなくなってまいりましたが、あとちょっと2点ほど確認させてください。

近隣で複数の工事現場があると、技術者は現場には必ず責任者を配置しなければいけないというのは、これは複数の工事現場をまとめて1人の技術者がかけ持ちするというような技能技術者の効率化というか、ことが可能なのかどうか。

もう一点は、小さな小規模の工事をまとめて発注ロット大型化して発注工事の単価が上がるような仕組みができるのかどうか。この可能性についてお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今議員から質問

いただきました技能職、現場における現場代理人あるいは技術者ということでありませけれども、今国の施策の中では先ほど佐々木副市長が言いましたとおり人材不足も含めて、技術者不足も含めて一現場一監督員、あるいは技術者だけではなくて2現場にまたがっても構わないという連絡をいただいておりますので、名寄市もそのように対応しているつもりであります。

それと、もう一つは、小規模工事の大型化という、重ねて一つにできないかというお話でありますけれども、できる業種とできない業種があるかと思えます。例えば建築なんかは、建物、母屋と、あと外構、1つはこれできる可能性ありますけれども、それぞれ工種によって違いますので、非常に難しい状況かなど。例えば道路の舗装工事などは、舗装と道路改良、路盤入れ、これは今まで業者育成ということもあって分けて発注したりしておりましたけれども、それを一つにする。それは可能かなと思っておりますので、業種によってできるものとできないものがあるかと思えます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

ヘルプカードの普及について外1件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。大変申しわけありませんけれども、風邪を引きまして、きれいな声がなお汚くなってしまうと、聞きづらい面があると思えますけれども、御了承願いたいというように思えます。

まず、大きい項目の1番目、ヘルプカードの普及についてお尋ねをいたします。障害があるなしでなく、誰もが安心して暮らせるまちを目指すために支援を必要とする人と支援を行う人を適切に結びつけることを目的として、障害者や難病を抱

えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際には提示して周囲の人たちの配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードを作成、配付する動きが全国の自治体に広がりつつあります。ヘルプカードは、障害者の特性や具体的な支援内容や緊急連絡先などをあらかじめカードに記入したものを本人が持ち歩くことで、緊急時、災害時に周囲からスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があり、何かがあったとき弱者にすぐ支援の手を差し伸べられるということが重要であると考えられております。名寄市の障害者の状況、1つ、障害のある18歳未満の子供、2つ、知的障害のある人、3つ、聴覚、音声、言語障害のある方の状況についてお知らせいただきたいというふうに思います。

また、東京の18区市、また都道府県、政令都市2県4市、社会福祉協議会、障害者団体等は4県3市、それぞれ社会福祉協議会や障害者団体独自に制作されているところはありますが、市として障害者の弱者への安心して日常生活を過ごせるようにヘルプカードの導入をし、市民周知をし、福祉のまち名寄のため、普及のため、理事者の御見解をお願いしたいと思います。

大きい項目2つ目、孤立死対策についてお尋ねをいたします。みとられず死亡したケースは、調査会社の調べで昨年4月、65歳以上の死者数年間推計、東京23区内で孤立死亡者の統計で年間1万5,603人、高齢者1日当たり42.7人死者が出ております。背景には、核家族世帯の増加と2世帯同居の減少などがあります。こうした要因としてはさまざま考えられますが、1つには親の面倒を子が見るといった概念が崩壊しつつあること、そしてその結果、高齢者のひとり暮らし世帯も増加し、孤立死者の増加につながるものと思われております。また、孤立死が発生する要因としては、向こう三軒両隣、近所づき合いや遠くの親戚より近くの他人という助け合いの精神が薄れたことにあると思われております。本市の独居世帯の高齢

者世帯、障害者世帯の状況及び孤立死の状況についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

プライバシーの保護の法律と相まって、他人の生活には口を出さないということも要因の一つではないかと思われております。高齢化社会の日本にあって今後ますます増加していく孤立死を防ぐには、地域住民の協力のもと、地域の見守りを強化していくことも大切であると思われませんが、高齢者が引きこもらないように参加しやすいイベントの開催や郵便受けに新聞や郵便物がたまったら連絡をとり合うなど地域での見守りが重要と思われれます。本市の高齢者及び障害者の独居世帯に対する取り組み状況、また課題について理事者の御見解をお願いいたします。

札幌市では、2年前40代姉妹の孤立死から市の再発防止の柱としてライフライン事業者との6項目の再発防止策の連携強化を挙げましたが、検討会議の中で業者がどんな方に注意すればいいのかわからない、行政との情報共有とあるが、具体的にどうすればいいのかわからないなどの質問があり、3回開かれた会議で課題になりました。行政の対応、困窮者の定義、個人情報保護の問題で、札幌ではライフライン業者の会社にチラシを置くだけしかできなかったのですが、千葉縣市川市では困窮者の定義をはっきりさせ、個人情報保護の生命や身体などにかかわる場合、情報提供に必ずしも当事者の同意は必要ないとの要綱を使い、10業種、約500業者との同様の連携を結び、これまでに6件の通報が寄せられ、病院に搬送され、命を取りとめた成果があるそうです。本市も市川市のように孤立死の対策が急務と思われれますが、課題解決と今後の施策について理事者の御見解をお願い申し上げ、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 初めに、大項目1のヘルプカードの普及について、小項目1の障

害者の状況について申し上げます。

本市における平成25年3月31日現在の身体的、知的、精神障害のある人への手帳交付者数は1,979人で、人口に占める割合は6.69%となっております。また、障害者別では身体に障害のある人は1,458人、知的障害のある人は345人、精神障害のある人は176人となっております。身体障害者手帳を所持している人の障害部位では、肢体不自由が全体の60%を占め、次いで内部障害、聴覚または平衡機能障害の順となっております。

お尋ねの障害のある18歳未満の子供の人数は、身体障害者手帳を所持している子供が17名、療育手帳Aを所持している子供が13名、療育手帳Bを所持している子供が53名で、合わせて83名となっております。

次に、知的障害のある人の人数は、療育手帳Aを所持している人が121名、療育手帳Bを所持している人が224名で、合わせて345名となっております。

次に、聴覚障害のある人が164名、音声機能、言語に障害のある人が21名で、合わせて185名となっております。

次に、小項目2のヘルプカードの普及について申し上げます。ヘルプカードは、視覚や聴覚に障害のある方や内臓などに疾患のある内部障害者、知的障害者など一見ただけでは困難な状況に陥っていることがわからない方が周囲に支援を求めるときに意思表示に役立つカードです。携帯しやすいようにカードの大きさは免許証と同じくらいの大きさで、カードには名前や緊急時の連絡先、困ったときに支援してもらいたいこと、配慮してもらいたいこと等を書くことができます。ヘルプカードは、制度ということではございませんが、みずから申し出てカードを取得するもので、助けが必要な人や助けたいと思っている人にも役立つものとなっております。これまでさまざまな市町村で独自のデザインでつくられておりましたが、統

デザインによる周知効果を考慮して、東京都では都内市区町村に対しヘルプカード作成のためのガイドラインを示し、統一したデザインでカードが使われております。緊急時や災害時等に周囲からの支援が必要な方々によりスムーズに支援が可能になるような方策を考えることは非常に重要なことでありますし、ヘルプカードは障害のある方などが周囲に支援を求めるときに大変効果がある方策だと思われまます。ただ、ヘルプカードを実施している市町村はまだ少なく、東京都も平成24年10月からの取り組みですので、課題の検証が十分にはなされていない状況もあると思われまます。カードの有効性は十分にあると認識をしておりますが、対象者が常時携帯することが重要であり、カードに記載する内容やより効果的な活用の仕方などを今後障害のある方にかかわる団体との意見交換や名寄市障害者自立支援協議会の専門部会等で研究をしてまいりたいと考えております。

また、本年は平成27年度から始まる第4期名寄市障害福祉実施計画の策定の時期になっておりますので、本市の障害福祉施策についてのニーズ調査を実施するなど、広く意見を求めてまいります。今回御質問いただいたヘルプカードを初めとする緊急時や災害時等の対策や日常生活における障害者の方々の意思表示等のコミュニケーションの支援についても市民の方々、関係者の方々の声を聞かせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、大項目2の孤立死対策について、小項目1、独居世帯の高齢者世帯、障害者世帯の状況及び孤立死の状況について申し上げます。近年地域コミュニティの希薄化が指摘される中、福祉的な支援を必要とする方々が死後数カ月たってから発見されるという、いわゆる孤立事案が道内のみならず全国において発生し、大きな社会問題となっているところまます。北海道では、こうした事案の発生をできる限り防ぎ、地域で要援護者を支えるため、関係機関、団体等における連携の充実強

化を図り、要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアルを作成し、道内の各市町村に通知されたところまます。孤立死事案が発生した場合の情報共有を図るために、市町村は孤立死の事案が発生した場合、死後1週間を超えて孤立した状態で発見された場合には速やかに死亡時の年齢、発見までに要した日数、公的サービス等の受給の有無、発見のきっかけ、発見がおくれた理由、安否確認の有無、事後の対応を孤立死に係る状況報告書により北海道に報告することとなっております。

名寄市の単身世帯数ですが、平成26年2月末の住民基本台帳では、単身世帯数が6,030世帯、うち65歳以上の単身世帯が2,363世帯であり、そのうち65歳以上の単身世帯で障害者手帳を有している方が393世帯となっております。

また、孤立死については法的に明確な定義はありませんが、内閣府の高齢社会白書では誰にもみとられることなく息を引き取り、相当期間放置されるような悲惨な孤立死と表現しており、道への報告は1週間を超えて孤立した状態で発見された場合とされております。孤立死の状況につきましては、市が把握しているところではここ数年は孤立死の発生はないものと認識しております。

次に、小項目2、高齢者及び障害者の独居世帯に対する取り組み状況と課題について申し上げます。高齢者、障害者の見守りにつきまましては、地区の民生委員児童委員や社会福祉協議会が事業主体で町内会が実施主体となって住民の安否を確認する見守り、訪問、声かけ活動を基本とした町内会ネットワーク事業、緊急通報システム設置事業、命のカプセル交付事業、さらには配食サービス事業で利用者の安否確認を行うなど、見守り活動を実施しているところまます。また、平成24年11月からは生活関連事業者の協力をいただき、新聞や郵便物がたまっている、日中電気がつきっ放しになっているなど異変を察知し、地域全体で見守り、支え合うことを目的に地域包括支援センターを窓口とした名寄市地域見守りネットワーク事業

を実施しているところであります。本事業の協力事業者等は、公的機関として6機関、協力団体として1団体、協力事業者として郵便局2局、新聞販売店6店、宅配事業者3社、名寄プロパンガス協会、さらには市内の介護保険事業者、障害福祉サービス事業者の協力を得て実施しているところです。課題といたしましては、事業を通じた見守りが必ずしも十分とは言えない状況にあり、個人情報保護やプライバシーの問題により関係機関、関係団体間での情報の共有ができていないのが課題として挙げられるところです。

次に、小項目3、課題解決と今後の施策について申し上げます。孤立死を未然に防止するために行政や地域が孤立死、孤独死のおそれのある世帯を全て把握し、見守ることは困難であると考えております。しかし、孤立死をなくすためには日ごろから地域コミュニティの中心である町内会とのつながりを持ち、コミュニケーションを図ること、いわゆる顔の見えるつながりづくりをしていくことが大切であると考えております。今後におきましても命のカプセル、緊急通報システムや配食サービスの利用の促進を進め、町内会ネットワーク事業や地域見守りネットワーク事業を推進し、地区民生委員児童委員、町内会、社会福祉協議会、生活関連事業者との連携を図りながら、日常的な地域の見守り活動の体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） する説明をいただきました。再質問をさせていただきます。

まず、ヘルプカードの部分はこれから行われる第4期の障害福祉計画の中で話し合う等々ありましたけれども、今ずっと、きっと皆さんもそうだと思うのですけれども、こういう質問をすると第4期の障害者福祉計画が策定される時に何とかそれをやるというのですけれども、障害者だとか高齢者というのは今が必要な困っている部分だと

いうふうに思うのです。施策ができてやるのではなくて、私はもうやれるものはどんどんやっけていかなない限り、まちというのはよくなるかなというふうに思っております。

先ほど東京の部分言われました。東京では、18の区と市で行われて、ある程度のヘルプカードの様式もしっかり統一して、先週東京都のインターネットを見せていただいたら、ヘルプカードを普及させるために15分間の映像が映っているのです。障害者には、こういう困ったことがあるのですよと。私の妻の母も障害者でしたから、やはり耳が聞こえない、言語障害の2つでしたから、普通の方と変わらないのです。だから、何かの災害があった場合、本当に普通の方と同じです。でも、きっとこのヘルプカードが普及になったというのは、3年前の3.11の災害があって、障害者の方々、また難病の方々が自分たちが助けてくれという部分を周りの人に伝えられなかった部分もありますし、障害者の方というのはなかなか自分から言えないのです。自分はこういうことで困っているのだというのをその場では言えない。また、東日本大震災のときに一番あれだったのが障害者の方が地震が起きたときにパニックになってしまって何もできなくなってしまったという状況が起きたというのです。そのときの状況も東京のインターネットの宣伝では出ていました。そういうときは、人のいないところに連れて行って、落ちついてから座らせて話を聞くのですよだとか、私はだからそういう状況が必ず名寄にも起こり得るというふうに思っていますし、北海道がこういうヘルプカードをつくるからつくるのではなくて、名寄市は名寄市独自でもいいと思うのです。東京のようにちゃんとした市民の周知をして、この人はこうやったらこういう助けがほしいのだという部分が欲しい方々もおられますし、私はヘルプカードのことをちょっと勉強させていただいて、ある知的障害を持っている子供の親に今回こういう質問をさせていただきますと言ったら、それはいい

ことです。自分も一日中その子供と一緒にいられるわけではないから、何かあったときに市民の方々にそのカードを見せて、何とかこういう連絡だけでもいいからつけていただいてもいいですというお話をさせていただきました。私は、だから第4期の障害福祉計画のときまで待たなくても、そんなお金がかかる部分でないと思いますし、やれる可能性はあると思います。田邊部長、どうでしょうか。これは、必要な部分だと思いますか、必要でないと思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほど申し上げましたのは、第4期の障害福祉実施計画の策定中のニーズ調査を行いますので、そのときにいろいろ御意見をいただきたいという意味で申し上げましたので、実施計画が策定された後に実施するという意味ではございません。

それで、本市の障害福祉計画におきましても計画の基本理念としておりますノーマライゼーションの理念に基づきまして、障害のある方と障害のない人と同じように生活をする社会を築いていくことが大変重要なことだと認識をしております。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、地域の住民の方たちの障害や、それから障害のある人に対する理解や配慮が必要不可欠であると考えております。このことから議員御提言のヘルプカードは、障害のある人が災害時や、また日常生活の中においても困ったときに周囲の方々に自己の障害への理解だとか支援を求める際にカードを提示することにより、周囲の支援者とのコミュニケーションの手助けとなり、助けが必要な方と助けたいと思っている方、両方に役立つカードであると考えておりますが、先ほどもちょっと申し上げたのですが、先駆的な取り組みをされています東京都におきましても、62の市区町村があると存じますが、そのうちまだ30%程度の実施状況ということもありまして、今後課題等の検証が十分行われていないという状況もござい

ますので、その辺も注視させていただきながら、また地域住民への周知も含めまして、先ほどこれも議員がおっしゃいましたけれども、カードはやはり統一的に活用できるような標準的な様式を例えば北海道が策定していただくなど、道内統一したデザインのカードがより周知効果も高まるのではないかとこの部分も考えております。

また、カードの記載内容は大切な個人情報でありますので、適切な管理が必要となりますし、さまざまな障害の特性ですとか、それから障害のある方が地域で生活をしていく上でどのような困難があるのか、またどのような配慮や手助けをしようとしているのか等につきましても障害者の支援施設ですとか事業所などの専門スタッフの方で構成をしております名寄市障害者自立支援協議会の専門部会の中で研究させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。ぜひ研究をして、私は北海道にこだわる部分ではないと思います。本当ここ教育のまちでもありますし、福祉のまちでもあります。そういった意味で北海道のトップを切って障害者、また難病の方々のためにこういうふうなカードをつくりましたと。北海道はまねしてくださいと。逆輸入でもいいと思うのです。もう本当に名寄が、住んだことが、住んでいることが福祉の方々、また障害の方々、ひいては健康な方も住みやすいまちなだという部分になるというふうに思っていますので、ぜひ障害団体の方々の話し合いで、私はやるなという声は一切出ないというふうに思いますし、きっと全国的にヘルプカードは普及されていく部分だというふうに思っています。必ず普及するでしょう。その中でやはり名寄はぜひ北海道のスタートを切って、障害者の方々のためにこういうまちづくりをしているという部分を見せていただきたいなというふうに思っています。できただけですから、検証、検証といいますが、

この部分の検証というのはきっと検証というよりも、こうつくったのだけれども、こう市民に周知しているのだけれども、なかなか周知が行き渡らないなという発展的な部分の検証に変わっていくというふうに私は思うのです。そういう部分でぜひ早目にやっていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

では、次に移らせていただきます。孤独死についてお尋ねをいたします。先ほど説明がありました。まず、世帯数が6,030名おられて、65歳以上が2,363世帯、そして障害者の世帯の方々が393世帯ということでは言われました。今現状民生委員だとか児童委員、社協だとか町内会の見守り隊で見回っているということでは言われたのですが、やはり札幌でもそうだとということで、困窮者の定義、きっと名寄は先ほど協力団体が全部で6機関1団体ということでは言われてまして、ガス屋さんとかプロパン屋さん、新聞等々言われましたけれども、札幌市でも生活の困窮の定義、業者さん、きっとこの名寄で今やっているのは名寄市全体の部分でやっているというふうに思います。市川市みたいに困窮者、生活保護者というものがある程度業者さんにお知らせをして、ここを見てくださいよという、生活支援を行っているのですが、きっと名寄市ではそこまでしていないと思いますので、業者さんには生活困窮の定義とか、またチラシだとかというのを渡しているのか、ただ新聞受けに新聞がたまった状態であれば連絡が来る、プロパンガスでしたら1カ月に1回集金に行ったときに見守る等々、また配食でしたら1週間に1回食事を持っていったときに安否を確認する、社協でしたらサービスを受けた1週間に2回のときに安否を確認するだとかいろいろな方法があると思うのですが、今現状そういう形で進められているのですが、その方々には市川みたいに生活困窮者、また生活保護者のリストだとか、ある程度の個人的な部分というのは把握をしていただいているのかどうか、

ちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 生活困窮者等のリストと申しますか、名簿につきましては、これまた個人情報の規定がございますので、なかなか難しいと考えております。ただ、議員おっしゃいますように孤立死を防止するためには、行政はもとより民生委員の方ですとか、あと町内会、あと各関係機関、団体等が連携をしながら、社会全体で支援をさせていただくということが必要でないかと考えております。今般当市のほうで平成24年11月から設置をいたしました地域見守りネットワークの協力事業者としては、新聞、郵便、宅配の民間事業者の方や、またプロパンガス協会、あと市の水道事業所などライフラインの事業者との連携を図っておりまして、通報の窓口は地域包括支援センターということで一本化をさせていただいております。特に水道の検針におきましては、市の事業と申しますか、市で把握できることでありますので、メーターが通常より極端に増減していたり、集金業務の中で体調面ですとか、また生活面での異変を感じた場合には危機意識を持って対応するようにすることが重要であると考えておりますように、またそのようにしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、地域で見守りを充実していくためには、行政や福祉関係団体だけでは限界がありますので、地域から孤立しがちな方々を見落とすことがないように日常的な地域の見守り活動に努めてまいりたいと考えております。

千葉の市川市の生活保護というか、生活困窮の方を市のほうに業者さんにお知らせするというようなお話もいただきましたが、そのあたりも当市も電気事業者でございますが、この地域見守りネットワークを立ち上げる際に単一の市町村とはなかなか見守り自体でさえも結ぶことが難しいというような状況も言われておりましたので、今後とも

再度お話し合いを持たせていただきながら、この見守りのネットワークの中に入らせていただくような調整も図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 今北電さんはなかなか見守り隊に入らせていただけないということで、再度やっていただくようになりませうけれども、きっとライフラインですから、電気、ガス、水道、この3つが主流だというふうに思っています。水道に関しては、雪が積もったときには冬の間検針できない場所もあると思いますので、何力所かは。そして、春先になって平均で請求を出すという部分のところもあるように聞いていますので、そこから辺の部分も含めて見守り隊が重要なというふうに思っています。

先ほど個人情報、一番市川市が周到な準備をしていたのがやっぱり先ほど言ったように業者に高齢者支援の課と市で一本化の対応をしていった。そして、ある程度生活困窮者、または生活保護者の部分をリストアップして、そして業者が行ったときに本人に確認して市に報告してもよろしいですかという、個人情報も含めた部分もありますし、一番やっぱりポイントなのは個人情報保護法の個人情報の保護についての見解が情報提供に関する例外規定の部分を見つけて、個人情報保護法では生命や身体などにかかわる場合、情報提供に必ずしも当事者の同意は必要ありませんという項目があるのです。やはりこれを市川さんでは利用して、ある程度の部分の孤独死をなくそうと。まず、そういう方々の命が大事なのだよという部分で係長がスタートしたというのです。生命の危機を最優先で考えていかなければ、個人情報よりも命ということに着目してこの協定を結んでいったというのです。そして、本当にもうガス会社等々で10業種、約500業者、そして今で6件の通報があって、1人は病院に運ばれて命に別状はなかったという事実もありますし、しっかりその部

分で個人情報よりも命を優先する。これは、やれとはなかなか言うのも難しいのですけれども、取り組みとしてはどうにかできないのでしょうか。今個人情報保護法というのがあるのですけれども、名寄市として命にかかわることなのだよということでどうにかできないのか。どうにかしようと思ひ、どうにかできないのでしょうか。それをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 個人情報保護法の例外規定ということで、第三者提供についての例外ということで、個人情報の保護に関する法律の第23条に規定をされておまして、その中で個人情報取得事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人のデータを第三者に提供してはならないということで、その次に掲げる中に人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときというふうに規定されておまして、これが一般的な解釈としましては大規模な災害等があった場合、病院にけがをして収容されると。そのときに意識不明とかで意思確認ができないような場合、その方の御家族等からこの病院に入院していないですかというような情報提供が電話等であった場合には、その方は意思確認できないので、その情報は出してもよいというような例示とかはございますが、この方は生活困窮だということで前もって一般の民間業者の方に情報を流すということとはなかなか難しいのではないかと考えております。

それで、各関係機関等が把握しております個人情報、今申し上げました法律や契約などで保護されて使用制限がありますので、本人からの同意書によって関係機関等が緊急時などに活用できるようにしていくことが今おっしゃったように重要だと考えておりますので、少し研究させていただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願ひします。

また、本当に先ほどのヘルプカードも同じですけども、なかなか札幌の40代の姉妹も立川で起きた45歳と息子さんの孤立死の場合も困ってはいたのですけれども、言えなかった。生活保護をもらわなかった。昔の人ですから、生活保護をもらわないで何とか人に迷惑をかけないで生きていこうという方々が多いのです。資料にもあるように、さいたまの孤独死された方はやはりさいたまに住んでいたのですけれども、住民票を移動していないために生活保護を受けられなかった。そのために孤独死で死んだという方もおられるのですけれども、名寄にはそんな住民票を移さないで生活されている方というのはきっとこんな小さなまちですからあり得ることはないと思うのですけれども、そういう部分で町内会が一番重要になってくるというふうに、先ほど言ったように地域のネットワークが重要になってくると思います。今も町内会もしっかりやっている町内会はなかなか多いのですけれども、民生委員も65歳以上のお年寄りを見に行くのが75歳ぐらいの民生委員の高齢者であったり、やっぱりいろんな状況の町内会があると思うのです。そして、町内会には役員もいないために子供会もつukれないところもあるようにお聞きします。今ネットワーク部分言われていましたけれども、ネットワークの部分、民生委員も含めて、福祉部等々があると思うのですけれども、ネットワークをやられている町内会は全町内会なののでしょうか、それとも見られない部分は先ほど言ったように地域包括支援センターが見ていくような形をとっているのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員おっしゃいましたように、町内会の役員のなり手不足ということが深刻な問題となっております。町内会ネットワーク事業につきましては、同じ地域内でも

もに生活する町内会の御理解と御協力を得てネットワークにより声かけ、見守り活動、それからふれあい・いきいきサロン事業等を行い、きめ細かな安否確認、障害のある人や、それから高齢者が地域で集う場づくりなど地域の人たちの手でさまざまな活動を行っていただいております。

平成25年度は、名寄地区で48町内会、風連地区で10町内会、合わせまして58の町内会でネットワーク事業に取り組んでいただいております。活動の内容といたしまして、基本活動といたしましては訪問、声かけ活動、助け合いチームの組織化や定期的な声かけ訪問活動の実施ということで、今現在市には82町内会がございますが、そのうち58町内会で実施をいただいております。また、いきいきサロン活動につきましては33町内会、高齢者健康づくりは36町内会、それから食事会、茶話会につきましては31町内会、それから除雪ボランティアは31町内会、世代交流会は24町内会、配食サービスは2つの町内会で実施をいただいております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。82町内会のうち58ということで、7割ぐらいしかまだなっていませんけれども、できれば全町内会でこのネットワーク事業が開催されることを願いますし、そのためにも行政がしっかりと取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

先ほどトイレで議長に会いまして、風邪引いているから余りしゃべるなということで言われましたので、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

ここで先ほどの大石議員の質問の答弁を行います。

扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 済みません、おくれまして。平成25年度における入札不調に係る件数でありますけれども、建築主体工事1件につき

まして応札がなかったということと、それから不
落随契が1件、機械設備工事にございました。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 13時まで休憩をいた
します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議
を開きます。

地域づくりについて外3件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいま議長より
御指名と発言の許可を得ましたので、さきの通告
順に従いまして、質問してまいります。

まず、第1点目は、地域づくりについて。まず、
定住促進事業の推進状況と今後の見通しについて
伺います。人口の減少や少子高齢化は、労働力人
口減少と消費の低迷、社会保障費の増大等により
経済規模の縮小を指摘されることが現実となって
きています。加えて地方においては、農林業の後
継者が不足するとともに、地域の持つさまざまな
機能の低下を招いています。この現象は、伝統芸
能や伝統文化の衰退、山林や農地の荒廃と原風景
の喪失、自然環境の貧困化といったこれまでの問
題点だけでなく、生活共同体としての地域コミュ
ニティー、見守りや声かけ、共同作業による生活
環境の維持などの機能が維持できなくなり、やが
ては集落の崩壊につながる、いわゆる限界集落問
題まで発展する危惧を秘めております。本市にお
いても活力、にぎわいの創出、地域産業の振興、
コミュニティー機能の活性が将来において重要な
課題となる定住促進策に取り組んでいるところで
ありますが、住み続けたいまち、定住促進、住み
たいまち、移住促進、帰りたいまち、Uターン促
進の推進状況、今後の見通しの中で強調点につ
いて伺います。

次に、職員の自主研究制度の進捗状況について
伺います。職員相互の啓発、士気高揚の一環とし

て自主的な研究活動が活発に行われ、自由な議論
ができ、豊かな発想を生み出せるような組織風土
を創造することを期待する職員自主活動でありま
すが、本市としても職員相互啓発意欲と市行政へ
の参加意識を高める目的とした自主研究制度を導
入しています。進捗状況について伺います。

2点目は、建設行政の中から街路灯のLEDの
更新状況について伺います。市民から中心部以外
の街灯の暗さを指摘する要望もあり、事故や犯罪
を未然に防ぐ意味からも街路灯や防犯灯の整備に
ついて順次整備を行ってきていますが、増設や灯
具の取りかえについてどのような状況となってい
るのか、特にLEDの更新状況について伺います。

3点目は、子供たちへのごみ減量の習慣づけ施
策の環境行政について伺います。ごみ処理を取り
巻く社会情勢は、焼却施設からのダイオキシン発
生に伴う施設の廃止、最終処分場の狭隘、ごみ処
理技術の高度化と経費の高騰、新たなリサイクル
に関する法令への対応など廃棄物行政において課
題は多く、これらの解決に当たっては長期的な展
望のもと、総合的に検討していかなければなりま
せん。ごみ問題は、私たち一人一人の行動様式が
深いかかわりを持っており、日常生活の中で自分
でできることから行動することが解決の基本とな
ります。したがって、リサイクル社会の実現はま
ず身近な生活習慣や決まりから改める一人一人の
行動が問われております。本市は、ごみ減量傾向
にありますが、まだまだ減量化につながる部分が
たくさんあります。また、ごみ減量化はごみを処
理するコスト削減にもつながっていきます。そこ
で、子供たちへのごみ減量の習慣づけの組み
みをしている自治体もあり、本市としても子供のう
ちからごみ減量に対するきっかけと習慣づけを望
むところですが、本市の現状と見解を伺います。

4点目は、保健施策の中から生活習慣病対策事
業の状況について伺います。市民一人一人が自分
の健康は自分で守るという意識を持って生涯を通
じた健康づくりに取り組むことができるよう環境

の整備や充実に努めてきました。健康なよろ21が平成24年度で終了することに伴い、これまでの取り組みの検証や見直しを行い、健康寿命を延ばすために生活習慣病の発症と重症化予防を重視した第2次計画を策定いたしました。生活習慣病対策事業、特に若年、熟年の具体的な事業にどのように取り組まれたのか、その効果について伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 佐々木議員からは、大項目で4点にわたる質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は建設水道部長から、大項目3は市民部長から、大項目4は健康福祉部長からそれぞれ答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、定住促進事業の進捗状況と今後の見通しについてであります。本市の人口動態につきましては国勢調査ベースで平成12年の3万3,328人が平成22年には8.2%減の3万5,911人となっており、同様に15歳未満人口比率は13.8%が12.3%に、高齢者人口比率は21.4%が26.9%となっており、人口減少と少子高齢化があらわれております。一方、人口問題研究所の調査では、2040年の人口は23.5%減の2万3,412人とされているものの、札幌市を除く道内自治体の31.0%減に比べ、人口減少率は緩やかと推計をされております。

さて、御質問の定住に係る推進状況と今後の見通しにおける強調点についてであります。まず東洋経済新報社が公表します2013住みよさランキングで道内1位と評価されているとおり、病院や福祉施設、買い物環境、上下水道、公園など定住促進の基盤となる社会インフラが充実しており、移住、定住における課題の一つとされる地方生活への不安等が払拭できることが挙げられます。

次に、定住に不可欠な雇用の確保については、この間グループホーム、ケアハウス整備への支援

を通じ新たな雇用が39人生まれるとともに、入所者による成果もあらわれているほか、食肉センターの改築等に伴い20人を超える雇用拡大が図られております。また、市立大学及び短期大学においては、平成22年度から平成24年度までの過去3年間に44人が市内に就業しております。加えて市立病院においても奨学金制度を活用した看護師等が過去3年間で31人が就業するなど定住を後押しをしております。さらに、基幹産業である農業につきましては、農業施策の推進や担い手対策により直近5年間では42人の後継者等が就農し、また地域おこし協力隊、農業支援員として昨年10月から2人を委嘱、現在将来の新規就農に向けた研修に励んでおり、今後の拡大を含め外部人材による新規就農に期待をしております。

このほか移住、定住の促進策として、お試し移住住宅整備事業や首都圏における移住フェア等によるPR活動などに取り組むとともに、今後とも地域の魅力アップや交流事業等を通じ地域に自信と誇りを感じられるまちづくりを推進することで定住促進を図り、地域経済を初め地域コミュニティの強化などに努めてまいります。

続きまして、職員の自主研修制度の進捗状況についてであります。本市におきましては平成18年9月に名寄市職員自主研究活動推進要綱を制定をして職員の相互啓発意欲と市政への参加意識を高めるため、市行政に関する諸課題等についての職員による自主的なグループ研究活動を推進し、かつその成果を市行政に反映することを目的として取り組みを進めてきております。また、合併以降組織のスリム化を進めてきており、新名寄市人材育成基本方針の中でも職員の資質、能力の向上を図るために自主研究等への取り組み支援を行うこととしております。

これまでの自主研究グループの活動状況としましては、平成9年度から自主研究グループT・P・Oが本市の観光資源と特産品の開発等を目指して活動を続けてきており、具体的な取り組みとし

ましては平成14年度から積雪寒冷地における和グルミの生育の可能性の植栽試験を行い、10年目に初めて結実しており、今後新たに本市で結実した実から苗をつくり、定植する予定をしております。また、平成22年度からはスノーボールという耐寒性落葉低木を定植し、4年後の夏にスノードームの完成を目指して栽培を行っているところです。自主研究グループとしては、その後新たな取り組みを育成することはできておりませんが、自主研究は部単位での枠を超えて職員が横断的に市行政における諸問題に対して研究することができることから、お互いの専門知識を活用しながら自主的にグループを組織して調査研究を行い、その成果を今後の本市におけるまちづくりに役立てることができるようにすることが重要と考えているところであります。そこで、職員に対して政策形成に向けたグループづくりを推進するために、平成24年度から政策形成研修を開催してきており、平成25年度においては職員を道外の先進地に派遣し、行政運営の実態についての調査研究を行いながら、職員としての知識と視野を広めて資質の向上を図りながら、市行政の効果的運営に役立てることを目的とする要綱等の整備を行い、平成26年度から職員の募集を開始し、道外の先進地に派遣をすることとしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大項目の2、建設行政について、小項目の1、街路灯のLEDへの更新状況についてお答えをします。

名寄市における街路灯のLED化につきましては、現在3,170基の防犯灯がございますが、平成26年2月末現在でこのうち180基がLEDに更新となっており、割合としては5.6%となっております。LED化の更新については、平成19年度に初めて導入をしたところではありますが、当時は水銀灯80ワット相当照度のもので1基当たり約6万円と水銀灯と比較すると2.5倍程度の

価格でありましたが、技術の進歩や多くの需要などにより現在は水銀灯と比較しても1万円程度の差となっており、課題であった照度不足につきましても解消されてきたことから、平成24年度からは新設や老朽化による更新は基本的にLEDとすることとし、同じく平成24年度、平成25年度では通学路の防犯灯のLED化を実施してきたところであります。また、近隣市町村でもLED化への取り組みを進めている状況であり、財源についても単独費で実施しているところや町内会などで組織している街路灯組合への一部補助の形で実施など各自治体で異なっております。名寄市では、これまで多くても年間70基程度の更新でありましたが、このままいきますと更新に数十年かかることから、一定程度まとまった数をLED化するための有利な補助事業の導入について調査をしているところであります。今後は、整備を進めるLED化の検証などを行い、その結果により名寄市の防犯灯や道路照明などのLED化を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、環境行政について、小項目1、子供たちへのごみ減量化の習慣づけ施策について答弁させていただきます。

本市における一般廃棄物収集は、旧風連町が平成12年度、旧名寄市が平成15年度より有料となりました。有料化以前は、1日1人当たりのごみの排出量が約1,600グラムでしたが、有料化後は約1,100グラムに減少し、平成20年度には約900グラムと順調に減量化が進んできました。しかし、それ以降は横ばいで推移しています。このため、さらなるごみ減量化対策、また最終処分場の延命化対策として昨年4月から古着の回収を繊維全般に拡大したことで、前年度の4倍の回収量となっております。さらに、4月からは小型家電リサイクル法に定める家電製品の受け入れを

行うことで、今後より一層の減量化に期待をするところ です。

さて、御質問の子供たちへのごみ減量化の習慣づけについてですが、子供のうちからごみ減量に対する習慣づけは大切なことと認識しております。本市において平成24年度は、小学校等の授業で221名の子供たちがリサイクルセンターの施設を訪れ、ペットボトルやプラスチック容器包装類、発泡スチロールや缶類、瓶類の分別など再資源化の中間処理について学習をしていただいたところです。実際に作業現場の処理状況を見学してもらい、リサイクルをするためにはしっかりとルールを守り、分別してごみを出すことの大切さを学べたと思います。子供たちからも集められたプラはどこに行くのか、何に生まれ変わるのか、どのくらい集められるのかなどの質問も出されております。この施設見学以外にも名寄市が実施している出前トークでは、「ごみの分別収集とリサイクルの推進」と題したメニューがあります。学校の授業等に効果的に活用いただき、ごみの減量と再資源化の仕組みについて理解いただくことができます。

また、町内会等において実施される資源集団回収は、子ども会育成会を通じて多くの子供たちが参加しています。平成24年度で80団体が取り組んでおり、資源の活用はもちろんのこと、子供同士のコミュニケーションの場になるなど地域にさまざまな貢献をする活動となっているところです。

次に、学校におけるごみの減量化等に関する学習の状況についてです。小学校では、4年生の社会科において子供たちが人々の健康な生活や良好な生活環境を守るための諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚を持つようにするため、ごみ、下水などの廃棄物の処理に係る対策や事業について学習しております。ごみの処理にかかわる学習では、学校や家庭などから出されるごみの種類や量などを取り上げ、名

寄市のごみの分別の仕方、ごみの出し方や集積所に関する決まり、収集車によるごみの収集から炭化処理センターやリサイクルセンター、埋め立て処分地へ運搬する流れ、これらの施設でのごみ処理の方法等について調べます。また、ふえ続けるごみの処理に係る対策や事業として、ごみの処理の仕方の工夫、ごみを資源として活用する取り組みを学んでおります。ごみを資源として活用していることについては、ペットボトルやアルミ缶などの資源ごみを分別収集し、再利用していることについて取り上げ、資源ごみを回収して有効に活用することや再生された製品を利用することの大切さに気づくよう指導しております。このほか小学校5、6年生の家庭科では、子供たちに身近な消費生活や環境をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度を育てるため、物の計画的な使い方を考える学習をしております。学用品の使い方を振り返り、物を粗末に扱ったり、不要なものまで購入したり、使えるものまで捨てたりしてないかなど生活を見直す活動を行っております。

また、学校周辺や校区内の清掃活動に取り組む小学校や中学校もあり、子供たちにボランティアの精神を養うとともに、地域の環境保全に対する意識を高め、みずからもごみの適切な処理や再利用などに協力しようとする態度を育てるよう努めているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目4の保健施策について、小項目1の生活習慣病対策事業の状況について申し上げます。

急速な高齢化や生活習慣の変化に伴い、生活習慣病は年々増加し、脳血管疾患、心疾患、認知症などから介護を必要とする人もふえ続けており、介護予防の視点からも生活習慣病予防に向けた健康づくり対策が重要な課題となっております。このことに伴い、国は平成25年から10カ年計画で健康日本21、2次計画において高齢になって

も介護を必要としない健康寿命の延伸を図ることを主な目的として、生活習慣病の発症予防と重症化予防を重視した取り組みを進めるための基本的な方向が示されたところです。この趣旨を踏まえ、本市においても平成25年3月に名寄市健康増進計画健康なよろ21、2次計画を策定いたしました。この中では、生涯にわたり楽しみながら健康づくりを推進できるよう市民、地域、行政の3者が力を合わせて身近にできる具体的な取り組みについて盛り込みました。その取り組みとしては、広く市民を対象とした名寄市民健康づくりチャレンジデーやなよろ健康まつり、また運動習慣の定着を目的になよろ健康あるキングなどを継続し、健康への意識啓発を図ってまいりました。

また、平成20年度からスタートしたメタボリックシンドローム予防に着目した特定健診、特定保健指導を中心に各地域の中における健康教室や健康相談、さらに冬の健康づくりに向けた健康体操教室、特定健診事後教室として男性のための運動教室などさまざまな機会を利用し、生活習慣病予防に重点を置いた事業の展開を進めてきております。特に特定健診については、早い段階から予防対策を推進していくことを目的に、国の制度より10歳年齢を引き下げ、30歳から74歳までの市国保加入者を対象にがん検診とあわせて無料で健診を受けられる体制を図ってきております。

これらの事業の効果といたしましては、特定健診受診率が平成22年度26.0%、全国平均32.0%、全道平均22.6%、平成23年度29.2%、全国平均32.7%、全道平均23.5%、平成24年度30.1%、全国平均33.7%、全道平均24.0%と全国平均よりは低いものの、全道平均よりは高い状況にあり、わずかではあります。年々受診率が高くなってきております。

また、特定健診事後教室としてメタボリックシンドローム予防のために毎年男性のための運動教室を開催してきており、5カ月間12回の教室終了後には体組成計測定結果、体重、腹囲、体脂肪、

内臓脂肪指数、筋肉率などの項目ごとに6から8割の改善が見られ、自主的サークルに移行するなど活動が継続されている状況にあります。生活習慣病は、バランスのとれた食生活や適度な運動を取り入れ、アルコール、たばこ、ストレスなど生活習慣を改善することで予防が可能と言われております。今後も地域の健康づくり団体である保健推進員、さらに食生活改善推進員等と連携を図りながら、家庭、地域の中から一体となって健康への意識啓発を図り、きめ細かな生活習慣病予防対策の推進に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、定住促進事業について再質問させていただきますが、先ほど御答弁にあったように、確かに若者の減少、これが名寄市においてもかなり危惧されているところで、これがなくなるといことはやはり活力とかにぎわいの創出がなくなるといことで、そのほかにも税収の減少、これらも関係してくると思います。また、地域産業の衰退ということも大きな課題になっているわけでありましてけれども、名寄市に若者を呼び寄せてやるというのはなかなか難しい事業ではあります。今まで御答弁によりますと、雇用環境あるいは農政環境で39人、あるいは市大においても44人、それから病院においても31人というふうな御答弁をいただきました。農業関係でも42人という、それぞれ若者が入ってきているわけです。これは、とめることなく続けて事業を推進していかなければならないと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、まず1つ目は、内面的に向かう施策というのは余りクローズアップされていないのかなというふうに考えているわけでありまして。例えば名寄市の家庭なんかは、実際におきますと親が子供を大学とかに入れるとどうしても名寄ではなくて地方の大都会を勧めるというような、そうい

う現実的な問題もあるわけでありまして、これはやはり名寄の魅力、大学に行ってもまた帰ってこられればいいのですけれども、その魅力がしっかりわかっていないのではないのかなというふうに思うわけでもあります。そのためにも推進事業には、やっぱり地域というか、名寄に住んでいる人たちもしっかりと名寄のよさをわかってもらおうと。本当に名寄に住んでよかったなというふうなことをまず全員が知っていなければいかぬし、定住促進についてもしっかりと一人一人の市民の方がわかってもらえればもっと進むのではないかなというふうに思っております。こういう施策については、今現在どういうふうな方向で事業をやっておられるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 内面的な課題ということで御指摘がございました。まさにお話しいただきましてとおり、私ども市民に地域への誇りですとか愛着を持っていただくことがまずは若者を含めました定住を促進するための大変重要な要素であるというふうに考えておりまして、これ地域の魅力を再発見する、そんな取り組みでありますとか、それからこの間多く申し上げておりますけれども、地域資源を活用すると。こうした活用したさらなる魅力づくり、こういったものも必要だというふうに考えていますし、また改めて国内外との交流事業なども進めさせていただいておりますので、こうしたさまざまな取り組みを通じて、ぜひ名寄に改めての魅力づくりというのを感じていただければというふうに考えております。

また、やはり産業の活性化によります雇用の創出というものも非常に大きな課題というふうに考えておりまして、農業につきましてはこの間取り組みとして進めてきておりますけれども、産地ブランド化、それから生産振興を進めるために担い手をしっかりと確保していくというような、こんな対策としまして後継者育成奨学金制度でありますとか、それから農業青年チャレンジ事業であり

ますとか、また商工業におきましては中小企業振興条例を持っておりますので、これに基づく各種の施策等も行ってきているところであります。さまざまな形で、やはり総合的な対策をそれぞれ打つことによって効果が出てくるというふうなことを考えておりますので、ぜひ今後ともこうした現有の施策をしっかりと活用しながら、対応しながら若者の定住に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） やはりまず、根本的に親御さんがあなただけは地方に行けやと。俺の代では、もう俺で終わりだというような考え方が多分に多いのではないのかなと。その辺をもう少し大々的にというか、そういう部分を何か定住促進でわかってもらえるような施策をしてもらいたいと思います。

いずれにしても、名寄ではいろいろな雇用対策、あるいは住宅、移住関係、あるいは結婚、子育ての事業がそれぞれあるわけですが、ここでやはり実施状況をしっかりと把握をして、そしてどのような実施割合となっているのか検証すべきだというふうな時期に来ているのではないかと思います。そのしっかりとしたそういう定住促進策に対して、本当に本格的に取り組むべきなのではないのかなと思います。それで、それはやはり定住促進の本部となる専門部署を設置するべきではないのかなというふうに思うわけですが、この見解についてはどのようにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 専門部署ということでもあります。今若干申し上げましたけれども、それぞれの私どもの行政の分野の中で取り組みをしているという経過が1つございまして、総合的にはそれらをしっかりと検証するということが御指摘のとおりまさに一番重要なポイントだろうというふうに考えております。この間私どももさまざまな機会を捉えまして、いわゆる農業でありますと

か、商業でありますとか、それからまた建設業等々含めてそれぞれすり合わせする機会は十分確保しているというふうに考えておりますけれども、改めましてそういった施策をより1歩、2歩前に進めるためにどういった組織体制が必要かということにつきましては、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） こういう時代ですからこそ、やはり専門部署というのは必要なのではないかなというふうに考えております。どうぞ前向きに御検討を願いたいと思います。

定住促進に対しては、実は長野県の大町市は大体当市と同じで人口が3万人ぐらいで、やはりあそこも長野県では北陸のほうですから大分寒い。ここも冬は雪が多くて寒い。それも大町の特徴だということで、そういう部分を含めてしっかりと定住促進に取り組んでいるところがあります。そのビジョンというのは、ちょっと御紹介しますとやはりターゲットは20代後半から40代にかけてをメインターゲットとして設けているわけがあります。その中でどういうようなことに基本方針を設けているかということ、1つは人口の増減にとられることなく市民一人一人が住んでよかつたと思える施策を実施する。2つ目は、定住という観点からこれまでの事業を整理、見直し、新施策を展開する。3つ目は、市が持つ特性や多様かつ豊富な地域固有の資源の活用。4つ目が人や地域のきずな、心の豊かさなど価値観を重視する。5つ目が市民が自信と誇りを持ち、市外の人が大町に魅力を感じる施策に心がけるといふ、そういう基本方針を持ってしっかりと専門部署を置いて定住促進事業を掲げております。これは、そういうことをやったことによって大町市はどういうふうになったかといいますと、うちも住みよさランキングにも上位のほうに入っているわけでありませうけれども、「いなか暮らしの本」の中で14年2月号で発表されたものによりますと、日本住み

たい田舎ベストランキングにおいて総合ランキングで第5位、部門別の移住者大歓迎の田舎の部門では第1位となっている実績があります。したがって、今まで申し上げたとおりにしっかりと専門部署を置いて今からやらないと間に合わない。市長も新年の御挨拶にも書いてありましたように、ぜひ前向きに真剣に考えていただきたいと、このように思います。

次に、職員研修についてですけれども、御答弁をいただきました。それで、名寄市も派遣研修やら、あるいは集合研修、あるいは特別研修等を実際にやっておられるわけですが、やはり職員が市の課題をみずから発見して、その解決に向けて挑戦する意欲とか、あるいは具体的な問題解決能力を高めるためにも非常に大切、重要なことだと思いますので、しっかりとこれも取り組んでいただきたいなど、こういうように思います。

次に、LEDについてですけれども、先ほど御答弁いただきました。3,170基あるそうで、180基がLEDの更新ということで、1基6万円程度が1万円程度ぐらいになったということなのですが、まだまだ市としては更新が長期的になるということで、財政もなかなか厳しい状況にはあると思います。それで、実は先ほどのいただきました市の26年度の予算で街路灯修繕に300万円ぐらい予算を組んでおります。それで、さらには新名寄市総合計画での後期計画において防犯灯のLED化、26年度に3,000万円、27年度に3,000万円ということになってはいますが、これは修理についてはどのぐらいの修理ができるのか、あるいは長期計画の中の26年度にまだはっきりとは出ていないのですけれども、3,000万円でのどのぐらいの進捗状況になるのか伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 26年度の進捗状況見込みでありますけれども、3,000万円に対しては約12%の進捗状況になろうかと思いま

す。個数にして約320基ぐらいになろうかと思
います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 立ってちゃんと聞いて
ください、何回もできますから。

○11番（佐々木 寿議員） 街路灯の修繕は、
300万円というものはなかったのですけれど、
何基なのか後でお答えいただきたいと思いますが、
これも私もちょっと見解を伺いたいと思いますが、
あるところではLEDをスポンサーあるいはサポ
ーター化をしてやってもらうということで、もち
ろんそういうふうに取り組んでいるところもあり
ます。これは、各団体とか企業とか、そういうと
ころでLEDを新設したらそのところに看板を張
ってやるという施策なのですけれども、実はやっ
ぱりこういうことによって公共的役割を市と協働
して、企業あるいは団体もそういうことで協働す
るということでは、スポンサーになった人あるい
はサポーターになった人の社会貢献性がなるので
ないかと思うのです。それで、それと同時にスポ
ンサーのイメージアップもできるのでないかとい
うふうに思うわけですが、こういう取り組みにつ
いてはどういうふうにお考え持っていますか。こ
れ将来的に向かっても有効なものだと思
うのですが、どういうふうなお考え、見解お持ち
ですか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今議員言われて
いるのは、宇部市で道路照明灯スポンサー制度と
いうのがございます。また、名古屋市でも街路灯
パートナー制度というのを実施しているというこ
とでお聞きをしております。宇部市につきま
しては、まだ予定ということで実施をしていない状
況でありますけれども、名古屋市の場合は1基当
たり3年分の電気料についての相当額約6万円だ
そうでありまして、寄附していただいて、行政
と民間が一緒になって維持管理をしていくとい
う制度だそうでありまして。今議員おっしゃられ

ました電柱などに社会貢献をする部分で企業名だ
とか張っていくという部分も1つありますけれど、
現在名寄市でLEDを進めているのは防犯灯とい
うことでございまして、防犯灯につきましても議
員御承知のとおり電柱に共架されている小さな街
灯ということもございまして、企業名などの表示
スペースは持っておりません。また、表示をし
た看板を近くに立てる場合、あるいは設置場所、
維持管理なんかもございまして、景観等
の問題も含めていろいろな問題が発生するの
かなと想定をしておりますけれども、もう一つ
は企業名などの表示が可能と思われる大型街
路灯につきましてもLED化するには大きな
コストがかかるのではないかと
思っておりまして、制度導入は非常に
難しいかなと思っておりますけれども、
ただ名寄市独自の取り組みが可能か
どうか、これから調査研究してい
かなければならないと思
いますので、御理解をいただければ
と思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 先ほど答弁にあ
ったように、LED化をすればそれなりの経費
削減にも、当初は直すとか修繕とか、ある
いは新規に立てるとかなりの経費がかか
るわけですが、将来的な財政等を比べ
れば確かに有効な部分があると思
います。隣の美深町あたりも街路灯の
LED化を推進しているというふう
に伺っておりますので、ぜひ
スポンサーを含む、あるいはサポ
ーターを含むことに関しては前向き
に御検討をお願いしたいな
と、こういうふうに思いますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

次に、子供の減量化の習慣づけにつ
きましては、御答弁をいただきました。
これについては、それぞれ小学校にお
いても小学校4年生の社会科のほ
うでやっているということで、ある
いは5、6年生も実際のところに行
って研修をしているというこ
とでございまして、子供というの
は習慣づけるまではなかなか
うまくいかないの
でありますけれども、今は3Rとい
うよりも5Rという

ころまできておまして、あとの2つというのがリファインとリペアという、リファインは分別をすると。それから、リペアというのは修理するということが加わってきています。5Rになってきているのですけれども、やはりこれは仙台では減量のところで小学生向けのリーフレットをつくっているということで、本当にわかりやすい、子供たちに習慣づけるためにリーフレットをつくって、それを全小学校に配布しているということなのです。これは、子供たちがごみの減量化に興味を持って、あるいは関心を持ってやるということになると、大人もそれに子供がやっているのだから大人もやらなければいかぬなという、自然に家庭の環境、ごみの減量化に少し、一歩近づくのかなというふうに考えているわけなのですけれども、今回も予算でいろんなリーフレット等をつくる予定ですが、この辺は今後子供たちにも一歩進んだリーフレット作成ということは今の段階で考えておられるのか、将来的に子供たちはいいのだと。大人がやればいいのだというような考えなのか、その辺はちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、ごみの減量化の習慣づけというのはやはり子供のうちから早期にやるのが非常に大切だというふうには認識をしております。ただ、先ほど5Rというようなこともございまして、学校のほうでは3Rについては学校の社会科の副読本でありますとか、家庭科の教科書の中で取り上げて、この文言については十分指導をしているという状況にあります。先ほど新年度に向けてということでリーフレットの作成についてということでございましたけれども、当面は私も教育部と連携を図りながら、施設見学の際ですとか、あるいは出前トークの際に子供たちがごみの減量化に興味を持っていただけるような資料提供をさせていただきたいというふうに考えて

います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 子供たちが強制ではなくて、本当にそういうような環境に関心を持ってやるということは非常に大事なことだと思いますので、しっかりと進めていただきたいのと、このように思います。

次に、保健行政の中から生活習慣病対策事業について伺いたいと思いますが、健康なよろ21ではいろいろと御答弁をいただきました。それで、その中でそれぞれの役割ということで住民の役割あるいは地域の役割、あるいは職場の役割、あるいは学校の役割、あるいは関係団体の役割、それから行政の役割、いろいろその役割があるのだと思いますけれども、これは検証はされたのでしょうか、今までの。今年度のものは、もう検証は終わったのですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 健康なよろ21、2次計画をつくるに当たりまして、広く市民の皆様のお意見、各種団体の御意見等をいただきながら策定をしておりますので、その中で一定程度いろいろな御意見の中から検証させていただいているというような状況でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） この計画を総合的に進めていくために、本市が設置する名寄市保健医療福祉推進協議会というのがあるわけなのですが、これもある程度進行管理についてはやるのだと思いますけれども、この辺もやってしっかりと検証をしていただきたいなと思います。

それで、先ほど健康を保持するためにいろんな施策をやっているわけなのですが、市民のほうからも運動サークルは日中の活動が多くて働き盛りの世代が運動に取り組む機会が少ないとか、あるいは運動がしたいけれども、子連れで行くのになんかできないとかという部分があるのです

けれども、これはどういうふうに対応されているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほど申し上げましたが、運動の取り組みとして現在本市におきましては5月の最終水曜日に開催しております名寄市民健康づくりチャレンジデーをきっかけといたしまして、健康づくりの取り組みの継続を目的といたしまして、6月から8月のわずか3カ月間ではありますが、身近にできるウォーキングということを奨励しております。今年度は20代から80代の方、81名の参加ということでありまして、上位入賞された方には9月28日に開催しておりますなよろ健康まつりの中で表彰させていただいたり、また参加者全員の方に記念品を贈らせていただくというようなことで奨励をさせていただいております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 大体名寄の運動の取り組みは、30代以降あるいは小学校、ある程度全国に比べて結構高くなっているのではないかなというふうには思って、これも継続しないとだめなことなので、3カ月間だけではやっぱりちょっと何もならないのかなというふうに思いますので、継続した健康に対する講座であり、いろんなサークルであり、そういうものを進めさせていただきたいと、こういうふうに思います。

実は、千葉県の千葉市では若者にスマートフォンを利用した健康づくりのため、アプリをとって、それで歩数の記録とグラフ表示、それから歩数に応じた健康ポイントの獲得、それから血圧や体重などの身体情報の記録、それから健康に関するイベント情報の確認など、こういうアプリでそれができるようになっているのだそうですけれども、これをポイント制に変えて、市ではそのポイントに応じて景品といいますか、そういうものを与えているということなのです。今なかなか皆さんスマホは持っている方、若い方が、20代後半から

30代、40代の方はほとんど持っておられると思うのですけれども、これは結構飛びついてくれるのではないかなというふうに期待しているわけなのですけれども、そういうような施策もやってみたらいいのかなというふうに考えております。ちょっとアプリをとらなければいけないのですけれども、これは若い者には興味があるのかなと。しっかりとした健康管理について、データとしてそのアプリ残りますので、それは飛びつきやすいのかなと、若い者には。こういうふうなことがあるのですけれども、どんなお考えでおられるのか、ちょっと聞きたい思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今御紹介がありました千葉市が昨年ですか、取り組まれておりました健康ポイントの実証実験、アプリで健康ウォーキングの事業に関してでありますけれども、今後実証実験の結果が千葉市のホームページで公表されるということも伺っておりますので、その内容を見せていただきながら、課題ですとか、また効果ですとか、費用ですとか検証させていただきたいと考えております。

また、現在実施しております、先ほど申し上げましたなよろ健康あるキングの参加者は80名程度ということで、議員が御提言していただいております若い世代を含めて市民の皆さんがもっと気軽に参加していただけるような仕組みづくりは必要かと考えております。また、情報通信機器でありますスマートフォンを活用した取り組みは若い世代が気軽に健康づくりに参加することができる有効な手段の一つとも考えておりますので、今後健康管理や、それから疾病の予防など自助努力を行うインセンティブを持てる仕組みの検討など、個人の主体的な健康増進への取り組みを奨励することも考えながら、今後研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 前向きに取り組ん

でいただけるということで、しっかりと進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 済みません。回答がおくれてまことに申しわけありません。300万円に対する灯数でありますけれども、防犯灯、街路灯合わせまして100灯分の予定であります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

放課後の子供の居場所について外2件を、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 議長より御指名をいただきましたので、3点について質問したいというふうに思います。

1点目は、放課後の子供の居場所について伺いたいというふうに思います。昨年12月の議会一般質問において取り上げました東地区の学童保育、放課後の子供の居場所について何らかの形で具体的に手をつけるべきとの私の質問に、市長から全市的な問題と捉えています。子供の放課後の居場所確保というのは、抜本的に見直しをしなければならない時期に来ていると認識している。今どうするという具体的な政策は話せないが、しっかりと横断的に内部協議して、そんなに遠くない近い時期に解決できるようにやっていきたい覚悟と答弁をいただきましたので、市長のお考え、思いも含めてその後の協議経過、協議内容についてお伺いいたします。

2点目は、バスの利用促進、利用拡大について伺いたいというふうに思います。コミュニティバスについては、昨年12月に多くの市民の方からの聞き取りの上で路線変更など大きな見直しを図りましたが、そのうちの利用拡大、利用促進の取り組みについてお知らせいただきたいというふうに思います。

また、サンピラー交流館や健康の森、そしてピヤシリスキー場やなよろ温泉サンピラーに行く場

合に利用することになる路線バスの日進ピヤシリ線の利用拡大、利用促進策についてもお知らせいただきたいというふうに思います。

3点目は、怒り金時の異名をとり、映画「涙の敢闘賞」で名寄市の名を全国に広めていただくことになった元大関、名寄岩関、本名、岩壁静男氏の誕生100年にかかわって伺いたいというふうに思います。これまでも名寄市として周年で記念事業などの取り組みを行ってきています。ことしの誕生100年に当たっては、北国博物館で名寄岩展を開催するという事は聞いていますが、市長の行政報告や平成26年の予算にも特にこのことについて記念事業等という形では触れられていませんので、改めて市長御自身のお考えとあわせて名寄市としての記念事業の考えをお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいま奥村議員から大項目で3点にわたって御質問をいただきました。大項目1と3を私から、大項目2を総務部長から答弁させていただきます。

まず、放課後の安心できる子供たちの居場所づくりということで、昨年12月の私の議会答弁におきまして放課後の子供たちの居場所についての横断的内部協議ということでお答えをいたします。児童館あるいは放課後児童クラブのあり方につきましては、今後子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられてございます。現在平成27年4月実施予定の名寄市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて庁内の健康福祉部、教育部の担当者間で協議を進めているところであります。

事業計画策定に当たりまして、昨年11月に就学前児童及び小学生の保護者を対象に子育て支援に関するニーズのアンケート調査を実施をしたところです。アンケート調査は、就学前児童及び小学生の保護者2,265件に送付をいたしまして、1,227件の回答をいただきました。アンケート

調査の速報値では、児童館を今は利用していないが、できれば利用したいと答えた小学生の保護者が196件、回答数の34.5%です。児童館を利用したいが、近くにないと答えた件数が142件で25%、放課後児童クラブの利用希望は155件で27.3%という結果になってございます。また、自由記述で児童館、放課後児童クラブについての多くの御意見、御要望をいただきました。これらの結果について1月末に庁内の担当者が情報の共有を行いまして、現在担当レベルで今後の対応について鋭意検討中であります。ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

そして、3点目の名寄岩関の生誕100年について、名寄市としての考え方ということでございます。名寄市出身である名寄岩関は、戦前から戦後にかけて活躍した力士であります。全国に名寄の名前を大きく広めた功労者でございます。名寄市においては、昭和56年に名寄相撲協会、市民等の協力を得ながら、名寄岩の逝去10年に当たり輝かしい功績を長く顕彰するためにスポーツセンターの前庭に銅像を建立したのを初め、生誕事業といたしましては平成6年に実行委員会による生誕80年事業、平成16年には北国博物館において名寄岩生誕90年展を開催をしました。生誕100年は節目の年であります。名寄市としては、現在のところ北国博物館で予定をしています企画展、名寄岩生誕100年記念展を記念行事の中心と考えております。具体的には、北国博物館の取り組みについてでありますけれども、9月12日から10月12日に企画展、名寄岩生誕100年記念展を開催し、収蔵しているゆかりの品や資料を展示をしようという考えでございます。関連企画として、生誕の9月27日土曜日に「涙の敢闘賞」のビデオ上映、所蔵資料等々を活用した催しを予定していると。さらには、市民の方が所蔵する名寄岩にまつわる資料の提供を呼びかけるなど、所蔵資料の充実に努めたいということでございます。いずれにしても、名寄岩関は名寄にとって大

切な歴史的な財産であります。その財産を生かすために関係する市民、団体とも連携、協力をさせていただきたいと思っております。連携した事業につきましては現時点で取り組みに向けての動きはございませんけれども、相撲協会等の関係者とも鋭意相談をさせていただいて、今後事業の企画案等がまとまり次第協議をしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目2点目、バスの利用促進拡大につきまして申し上げます。

まず、コミュニティバスについてであります。昨年12月に乗り継ぎなしの東西回りを導入をするなど路線ダイヤの一部見直しを図っております。直近となります2月の利用状況につきましては、昨年同時期と比較をしまして西回り区間は927人増の3,934人、東回り区間は880人増の2,595人といずれの区間も乗車人数が増加しており、実態の聞き取り調査でも好評を得ている状況にあります。また、この春には転入者や市立大学の新生生に対して公共施設の無料お試しチケットとともにバス無料券を配付するほか、利用者には便利帳や見やすい時刻表などを配付し、さらなる利用促進を図ってまいります。

次に、ピヤシリスキー場、なよろ温泉サンピラーへのバス利用についてであります。現在日進ピヤシリ線として路線バスが1日5便運行しており、乗車料金は往復400円となっております。この400円の利用者負担は、従前冬期のバス利用者向けに振興公社が片道無料券を配付していたときと実質同額とすることで利用拡大策としております。また、あわせまして夏期には振興公社の取り組みとしてバスを使って温泉を利用される方に対してポイントに応じて温泉無料券、回数券を受けられる特典を設けるなど利用拡大を図っているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ御答弁いただきましたので、最初に市長のほうから答弁いただきました放課後の子供の居場所の関係について少しお話をしていきたいというふうに思います。

平成27年4月に向けて今部内でのというか、庁内での議論もされているということでのお話だったというふうに思います。27年4月というと、あと1年先ということになります。4月に入学式があって、新しい1年生、小学生が誕生していくという、そういうことになります。そういったお子さんや保護者の方からすれば、今何ができるか、してもらえるかということではないかというふうに思います。この先にこういった計画があるということについては、それはそれとしていいというふうに思いますけれども、今何をやるかということであれば先ほど保護者の方のニーズの中にも出てきていました児童館であったり、放課後児童クラブ、そういったものが身近にあってすぐ使えるようになっているべきかなというふうに思います。そこで、市長にちょっとお伺いしたいのですけれども、市長が言いました抜本的に見直しをしていくという、12月のときのお話もありました。市長が描く子供の安全な放課後の居場所というのはどういうものか、具体的にイメージしているものがあれば、それについてお答えをいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まず、平成27年4月というのは、名寄市子ども・子育て支援計画を策定するのが27年4月ということでありまして、これが全体的ないわゆる保育所も含めた、例えばそうした児童育成のあり方でありまして、放課後も含めた全体のあり方を27年4月に決めていくということでありまして、今回の東地区について27年4月にどうのこうのというようなお話ではないという、これはちょっとまた別の事件だとい

うこととございます。

その上で、考え方でございますが、これもまた12月の答弁と重複するかもしれません。現在の学童あるいは放課後の、とりわけ名寄地区の現状についてでありますけれども、民間と行政の運営等々が一体となっているというか、混在している状況であります。名小、東小校区についてはコロボックルさんと。西小、豊西小校区についてはどろんこハウス学童すまいるさん、南小校区については直営と。風連中央小学校区も直営と。こうしたことで運営形態等々も異なっているという状況であります。これは、今日までの経緯の中で今の形になっているということでありまして、しかしながらこれらが保護者の就労がふえるというか、男女共同参画社会の中で女性も当たり前にも働くことになっている、その現在の状況の中では、この状況を変えていかなければならない。つまりは、学校区ごとの学童保育、利用料金あるいは補助金のあり方について検討する時期に入っているのではないかとということでの先般12月での私の答弁ということで御理解いただきたいといたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 従前のすみ分けから校区ごとに整備をしていくということが必要だという考えに、そういう意味では転換をしていくということだというふうに思います。学童保育でいえば、今ありましたように民間で運営をしていただいているもの、直営でやっているものということでもありますけれども、東地区に例えばつくるとすればどういう形を考えているのか。従前自主運営ということで、学校施設をお借りをしながら、保護者の方が自分たちで運営をしていたということもありました。ただ、それについてはこれからまた実施をするということは相当難しい状況かというふうに思います。そうすると、市で運営したり、民間に任せたりということが考えられますけれども、そういった点については具体的に検討されている段階なのかどうかお聞きします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） さきの12月の奥村議員から市内の東地区の学童保育のあり方、さらには11月でしたか、10月でしたか、地域の市民の皆さんとの懇談会の中でお母さん方からこうした御提言を直接私もいただいておりますし、そのことも含めて担当に東地区の学童保育のあり方について対応の指示を出していきまして、現在先ほども言いましたけれども、庁内で検討を進めている段階です。今その問題点、検討事項の整理の段階ということでありまして、例えば学校内につくるということであれば空間利用の取り組み、現空間をです。さらには、現空間を増改築するだとか、あるいは学校内の敷地に別棟で建設するだとか、そうしたことも考えられるのかなど。しかし、現在施設面においては東小学校は屋根、壁、窓など根本的に大規模改修が必要ということも出てきているということです。その中で現在の学校施設内で空間的な収容人数、構造的なそうした改修、増改築等可能なのか、別棟の施設、校舎との連結、施設内の設置場所についての空間がとれるだとか、そうしたことを今現段階で課題を一つ一つ整理をしている段階ですので、その場合についてどれぐらいのお金がかかるだとかということを経算をしている段階です。また、大変重要な問題として運営のあり方もあるということで、現在民間事業者の方が名小、東小地区で運営を一手に担っていただいているということもありますので、この民間事業者さんとの協力が重要だということでありまして、こうしたことも今議論をさせていただいているというところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 施設をどういうふうにするかということと今市長がおっしゃいましたように運営のあり方、従前市が直接やる方法なんかをとる場合が多かったというふうに思いますけれども、実際に民間、コロポックルやどろんこさん、それぞれ民間ノウハウを使って、自分たちのノウ

ハウを使って運営をされている。それを今度新たに設置しようとしているところの運営を任せるというのもやっぱり一つの方法だというふうに思います。そういったことについてしっかり検討していただきたいというふうに思いますし、やっぱりいつからできるのかなということがあるというふうに思います。施設の改修も含めてということだと、少し時間を要することになるのかなど。先ほども言いましたように、この4月からできれば何らかの形が具体的に何かできればというふうに思いますけれども、それにはちょっと間に合わないのではないかなというふうに思います。例えばもうずっと言っていますけれども、ミニ児童館、それこそ空き家をお借りしてそこに学校帰りの子供が寄ってもらえるような、例えば本を置いたり、スペースをつくったりということをしてみる。それには、地域の人たちの協力をいただいて、今それぞれ校区ごとに地域連絡協議会というのがありますから、そこの方との協議をしながら、力をかけていただけないかという話、そういったことをしてもいいのではないかな。その地域連絡協議会の協力の中で子供の見守りという、そういったことを実施してもらおうというのも1つ考えとしてあってもいいのではないかなというふうに思います。そういったことについてお考えはどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地域にミニ児童館ということでの御提案ということ、これは12月の議会でもいただきました、一つの御提案として受けとめさせていただきませんが、これをやるにしても恐らく場所の問題、あるいは地域の皆さんの合意等々考えると、なかなかすぐどうなのかなという気もいたしますし、最初私がお話したようにこれからの学童、放課後のありようについてそれぞれの学校区単位での学童施設という考え方からすると、その延長線の途中にミニ児童館というのが本当にどうなのかなということは、これ少し政策的な判断も含まれるというふうに思うので、そこは今

私のほうでちょっとどうのこうのという判断は差し控えさせていただきますが、御意見の一つとしてまた承らせていただきたいと思います。いずれにしても、今どのような決断をするにしても、できるような形でしっかりとそれぞれの可能性についての問題を一つ一つ今検証している段階でありまして、ぜひそうしたことで準備をしているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） いろんな角度で準備というか、議論、協議をしているということについては十分わかりました。ただ、ちょっと何度も言いますけれども、やはりこの4月からどういうふうになるのかなと、何かできることはないかなということを少し探っていただければというふうに思います。学童の保育であったら、ミニ児童館でもいいでしょうし、子供たち、保護者の方が少し安心をして、放課後の居場所を何とかつくるような努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。札幌の白石区であった児童の監禁とか、事件がありましたよね。なかなかこの辺ではないかもしれませんが、やはり保護者の方としてはそういった心配も含めてあるというふうに思います。そういった不安を解消する一役にもなるというふうに思いますし、4月からの体制、実は地域でも安全会議の中で下校時の見守りというものもやっていますけれども、こういった子供が安心していられる場所もあると、さらに夕方までの時間も含めて保護者の方に安心をしていただける。そういったことになっていくというふうに思いますので、政策的な判断必要かというふうに思いますけれども、ぜひ御検討をいただきたいと思いますというふうに思います。

それでは次に、バスの関係少しお話をさせていただきますというふうに思います。コミバスの関係については、12月のときの見直しの中で、それ以降の利用者が大幅に拡大をしているというこ

とで、これまでしっかり内部で協議や業者の方の意見を聞いた、そういった中で見直しが成功に導いているというふうに思います。これをいかに定着をさせていくか、そういったことが必要だというふうに思います。さらなる利用促進拡大ということで、以前私割引制度、あるいは無料の制度はどうかということでお話をしたというふうに思います。その中では、公平性の関係やそういったことも含めてすぐに実施をするということはないということだったというふうに思います。そこで、無料ということではなくて、例えば一月に1回病院に通う方が年間を通じて一月1回だと12回、そうするとそれ以外に使うかどうかもありますけれども、そういった方に対してのパスポート的なものを発行して一定の割引をするという、そういった考えについて取り組みをしてみる、そういったことのお考えはないか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） パスポートという考え、いわゆる定期券的な考え方ということなのでしょうか。これは、当然できるだけ利用者さんがふえるということはバス事業者さんにとってのメリットにもつながっていくということになっていくのでしょうから、今貴重な御提言をいただきましたので、そうした事業者さんの経営努力というのをぜひ促していけるように協議をしていきたいというふうに思います。

また、先般名寄中学校の生徒さんたちとの意見交換会がありまして、教育長と私と行ったのですが、その中でピヤシリスキー場のバスの利用に関して、小学生が半額なのですが、中学生が大人料金と。公共交通料金というのは中学生は普通大人料金ということで、しかし子供たちにとっては非常に400円が負担で、何とかありませんかというお話がありました。大人の方か小学生は基本的に車の利用が、あるいは保護者が車を運転してという利用が多いかもしれませんが、中学生はどちらかというとバス利用が多いのかも

しれません。そうした中では、例えばサンピラーさん、事業者と組んでそういうインセンティブを働かせていくというようなことも1つ施策としては可能性があるのかなど。含めて商店街のことでのインセンティブを働かせる。そのことによってのバスの一定の割引だとか、事業者さんと、いわゆるそうした使われる目的にターゲットになるであろう事業者さんとの相互取り組みによるインセンティブというものもぜひ検討、また促しをしていきたい、協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 日進ピヤシリ線の関係も含めてお話がありました。回数券なのか、パスポートなのか、いろんな形があるというふうに思いますけれども、今ありましたように日進ピヤシリ線でいくとスキー場の利用、それからお風呂の利用も含めてあるというふうな、当然振興公社の事業としてやっていますから、その利用拡大、営業にもかかわることかというふうに思います。スキーでいえば今回のオリンピックを見ていると、やっぱり代表で行く人たちは小さいころから毎日のように練習をしている。そういう意味では、ピヤシリスキー場、あそこで基礎的なことをしっかり練習した人たちがやっぱり将来的にそういったところで活躍をしてもらえることにつながることもあるというふうに思います。そういう意味では、施策として市としても一定のものがあってもいいかなというふうに思ったところであります。この間トヨタビッグエアという大きなスノーボードの大会もありました。そこで名寄の高橋さんが日本人トップの成績ということで大活躍をされているという実際の例もあるというふうに思います。そういったことも含めて御検討いただければというふうに思いますので、こういうことができるとすれば、やっぱり名寄市としての大きな施策の目玉というか、そういうことにもなり得るというふうに思いますので、ぜひ検討していただいて、とり

わけコミバスの関係でいいますと実証実験中でありますから、その間に何が、できることを次から次へとやって、最終的に事業者を引き継ぐときに安定的な利用状況、あるいは公共的なバスになっているということが重要だというふうに思いますので、この実証実験中にいろいろやるということについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 実証実験の中でいろんな運用をしていくということについては全くそのとおりでありまして、その意向に沿って、まず昨年12月にああいう見直しもさせていただき、議員からも乗りかえの無償化の8の字の御提案もいただいて、それを実証させていただいて、今相当利用者が伸びているという先ほどの報告もあったとおりでありまして、より柔軟性の高いものにしていくためにさまざまな検証をこの期間の中でやっていくということが肝要なのではないかというふうに思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 27年3月までの実証期間ということでもありますけれども、従前の話でいいますと延長することも可能だということがありました。その期間の間に利用料金の形についてもぜひ御検討、実施してみるという。その結果を受けて、それ以降の事業者の引き継ぎについてやるということでしたいただければいいかなというふうに思います。

それでは、もう一点、名寄岩関の誕生100年の関係であります。博物館での名寄岩関の生誕100年記念展というのがメインだということで一応お考えのようであります。具体的内容、多少触れられていました。9月12日からの1カ月間、そして9月27日、名寄岩関の誕生日です。そのときにビデオの上映会、それから市民の皆さんにも資料の提供、収集をしていくということでのお話だったというふうに思います。実は、私も博物館

にいましたから、いろいろ展示物があるのは見ています。そこに手形の入った色紙や手ぬぐい、それから浴衣や実際に使用していた120センチか、もうちょっとありますか、150センチかぐらいの大きな座布団とか、それから火鉢と巨大な直径20センチぐらいありますか、湯飲みがあります。あとは、実はあそこに珍しい名寄岩をかたどった煎餅の型があるのです。昔駅前のキムラお土産屋さんというところが実は販売をしていたそうであり、それはそれずっと調べればまたいろいろあるというふうに思いますけれども、そういったものをただ展示をするだけではなくて、例えば煎餅の型を使って煎餅焼いてそこに来た人に配ってみたり、ほかにも大きな湯飲みのレプリカをつくって配るなり、そういったこともしてもいいのではないかというふうに思いますけれども、せっかくの記念展でありますから、ただ来て、見ていただくというよりは、実際にみんなに触れていただく、そういったこともいいのではないかというふうに思いますけれども、市長、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうから今名寄岩煎餅も含めまして、博物館の所蔵資料を使った催し物について、奥村議員御存じのように名寄岩煎餅の型というのは、あの展示をするときに市内のお菓子屋で昔名寄の名物ということでお菓子があったと。今あるのは、1組の煎餅焼き器の型と、それから煎餅が入っていたと思われる薄緑色をした長四角い缶がございます。多分こういうひよろ長い形での煎餅があったかと思っております。煎餅につきましては、実はいわゆるどういう形の煎餅なのか、多分南部煎餅系統のものを想定しているのですけれども、ちょっとまだ調べ切っておりませんので、それにつきましては今回奥村議員からも具体的に提案がありました27日の催し物の中で、館のあらゆる名寄岩に関する資料を使っての催し物の中で、実は煎餅焼き事業というのはほかにもいろんな煎餅の型がありまして、親子でや

る事業の大変人気事業で、年間何回か開催をしている部分もありますので、名寄岩お煎餅を復元するような形での事業についても取り組みさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） せっかく1カ月間開催ということでもありますので、その中でいろんなことをやっていただいて、多くの皆さんに来ていただいて、名寄岩関をしのんでいただいたり、昔を思い出していただいたりという、そういった取り組みにすべきだというふうに思いますので、今の煎餅はぜひ実施をしていただければというふうに思います。

それで、名寄岩関が生まれて100年、それから亡くなってもう40年以上たちます。先ほど言いました映画であります「涙の敢闘賞」、例えばぎりぎり私たちの年代というか、ぐらいまでの方はよく御存じ。全国に行ってもやっぱり名寄というふうに言えば名寄岩の名寄かいというふうに言われるぐらいであります。ただ、最近の若い人たちは、子供も含めてなかなかそういう意味では身近なものにはなっていないのではないかというふうに思います。そういう意味では今回の100年を契機にしながらも、やっぱり若い人にもう一度再認識をしてもらうということも必要だというふうに思いますし、名寄を全国に有名にしてくれた名寄岩関自身の人生というか、そういうのも含めて子供たちにきちっと理解をしてもらうということが必要だというふうに思いますけれども、その取り組みについてどういうふうになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 博物館の所蔵資料等を活用しての今の若い人たちにも名寄岩の業績を再認識してもらえるような取り組みをとということでもあります。北国博物館には、実物資料で35点、文献資料で47点、写真、新聞資料等で540点

ほどの資料がございます。合わせて622点ですが、その後、これ若干古い統計ですので、少しふえているのではないかと思いますし、今後もこの事業を行う中で市民の方に収集を呼びかければもう少したくさん資料が集まるのではないかなと考えております。

その中で、いわゆる名寄岩の人物像という部分でございます。名寄岩は、大変真面目な性格、一本気な性格から、相撲の人生におきましては礼儀とか親孝行など多くの教訓となるべき逸話をたくさん残しており、文献等にも多く紹介をされてございます。これらについては、教育の分野からいえば挨拶とか言葉遣い、またそれらの基本的な生活習慣、また約束や社会の決まりを守る公德心、また家族を大切にしている態度、気持ち、また先人の努力を知って郷土を愛するという気持ちを育てる、いわゆる道徳教育、道徳に限らず人としての生きる道を教えてくれる人物像であるということが出来ます。幸い今年度名寄市の教員が所属をします上川管内の教育研究会、北部地区の道徳研究班で名寄岩を教材とした小学校の高学年と中学生向けの道徳の時間の資料、これはA4判の書いた資料でありますけれども、それを作成をしております。今後これらの指導誌、指導教案、また視覚に訴えるような視覚資料もあわせてつくっていきたいと考えております。また、これらの取り組みと連携をしまして、名寄市の教育改善プロジェクト委員会においては名寄岩を題材とした道徳の読み物、資料を完成する予定をしております。こうした取り組みを通じまして、名寄岩生誕100年を機に若い世代にも理解を深めてもらい、名寄岩が残した多くの功績をたたえて、その業績を長く後世に伝えてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今教育部長からありましたように、いろんな形で皆さんのお手本になる方だったということだというふうに思います。教材も含めてつくられていくということでもあります

ので、ぜひこれから長く活用していただいて、広く皆さんに理解をしていただくようにしていただければというふうに思います。

先ほどの市長の話の中にも相撲協会との協議ということもお話あったというふうに思います。具体的にどこまで詰められているかというのはちょっとわかりませんが、相撲協会の方もいらっしゃると思いますけれども、今回の100年、せっかくでありますから、例えば今人気の相撲取りの方に来てもらえたりすればというのも思います。相撲協会との連携での取り組みがそういうふうになるかということもあるというふうに思いますけれども、できることなら誕生日目がけてそういった相撲の関係者の方に来ていただいて、あるいは名寄岩関の家族の方もいらっしゃるというふうに思います。そういった方にもおいでいただいて、トークショーであったり、そういったことができればというふうに思いますけれども、そういったお考えについてはどうでしょうか。特に打ち合わせとかはされているのか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） そのままで具体的な打ち合わせはしておりません。今後相撲協会の皆さんとどういった事業ができるのかということのを協議はしてまいりたいと思いますけれども、人気のお相撲さんと呼ぶとなるときは大変なお金もかかるというふうに、政策的にもかかわってくる問題でありましょうから、次の政策課題ということも含めてよく協議をして決めていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 本当に例えば1興行呼ぶということであれば何百万円もというお話だというふうに思いますし、人気の方を1人呼ぶにしてもそれなりのお金がかかってしまうことだというふうに思います。今後の協議ということにはなるとは思いますけれども、きのう初日で負けましたけれども、遠藤に来ていただいて、お姫様だっこ

券か何かを出して、名寄岩をしのぶトークの中身にしながら、そういう意味では若い人たちに集まっていただく、そういった企画もできるかというふうに思いますので、ぜひ相撲協会、そして役所での企画になるでしょうか、博物館も含めて日々連携をしながら今後の事業を考えていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、市長の答弁の中にもありました名寄岩の銅像の関係であります。今スポーツセンターの庭のところに土俵をバックにしながらというか、そういう形で設置をされているというふうに思います。ただ、スポーツをする人はスポーツセンター行きますけれども、ふだんなかなか見る機会がなかったり、先日私はスポーツセンター行きましたけれども、冬はやっぱりひっそりと寂しそうにあそこに立っています。そこで、駅前よろ一なができました。市の内外からたくさんのお客さんが来られている。そして、あそこは名寄の玄関口になりますから、駅前に広場ありますよね。ああいうところに名寄岩の銅像の設置をする、そういったことをしてみたいかというふうに思いますけれども、その辺について市長、お考えがあれば。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄岩関の銅像についてでありますけれども、これ昭和56年に名寄相撲協会と市民の皆様の御協力もいただきながら、名寄岩の御逝去10年に当たって功績を長く顕彰するためにスポーツセンターの前庭に建立されたということなのだそうです。これも今議員からもお話のあったとおり、近くに土俵もありまして、毎年相撲協会によって子供相撲も開催されているということであります。しかし、見学する方も限定されて、せっかくの銅像も十分な認知が得られていないというのは議員のおっしゃるとおりであるかもしれませんし、それが実情なのではないかと思っております。今後関係者との協議が必要になりますけれども、人目に触れるという点で駅前は市の顔で

もありますし、この名寄岩の銅像を移設するということですね。という形で、市民の皆さんと協働で取り組むということは可能ではないのかなというふうに私は判断をしています。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今市長からありましたように、当然建立した当時にかかわっていただきました皆さん、そして名寄市民の皆さんとしっかり協議をする、そのことが必要だというふうに、御理解いただくということが必要だというふうに思いますけれども、せっかくあそこに大きな施設ができましたし、そういう意味では町中のにぎわいというか、名寄市に来られるお客様にまず見てもらえるものになるというふうに思います。

もう一点、名寄駅の改築があるのではないかとのお話も実は情報として聞いています。確定ではないかというふうに思いますけれども、その時期に合わせて移設がもしできるとすれば、それまた1つ大きな話題になるかというふうに思いますので、そういったことも含めてぜひ前向きに御検討、協議をいただきたいというふうに思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 名寄駅の改築の話は、私も現時点で公式にお話はお聞きはしていませんが、そのことも含めて、可能だというお話は、ではないかという、私のこれ個人的な思いですけれども、しかし協会の皆さんや市民の皆さんともよく協議をして結論を出していかなければならない政策的判断だというふうに思っていますので、これは協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 本当にせっかくの誕生100年でありますから、名寄市としてできる限りのことをしっかりやっていただくということをお願いしまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の

質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時45分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 日根野 正 敏

平成26年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年3月11日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 佐々木 雅 之 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
市 民 部 長 中 村 勝 己 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 高 橋 光 男 君
建設水道部長 長 内 和 明 君
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
市立総合病院 松 島 佳 寿 夫 君
事 務 部 長
市 立 大 学 鹿 野 裕 二 君
事 務 局 長
営 業 戦 略 室 常 本 史 之 君
長
上 下 水 道 室 齋 藤 一 彦 君
長
会 計 室 山 崎 真 理 子 君
長
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 勝 議員
1番 川 村 幸 栄 議員
2番 奥 村 英 俊 議員
3番 上 松 直 美 議員
4番 大 石 健 二 議員
5番 山 田 典 幸 議員
6番 川 口 京 二 議員
7番 植 松 正 一 議員
8番 竹 中 憲 之 議員
9番 佐 藤 靖 議員
10番 高 橋 伸 典 議員
11番 佐々木 寿 議員
12番 駒 津 喜 一 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 日 根 野 正 敏 議員
17番 山 口 祐 司 議員
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

11番 佐々木 寿 議員

13番 熊谷 吉正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

教育行政について外2件を、日根野正敏議員。

○15番（日根野正敏議員） おはようございます。ただいま議長より指名がありましたので、本定例会において大項目3件についてそれぞれ通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、教育行政についてお伺いをいたします。熱戦を繰り広げた冬季オリンピックも終わり、日本選手の熱い戦いに多くの方々が感動し、そのすばらしさにエールを送ったのではないかと思います。特に隣町出身のジャンプの葛西選手、41歳が銀ではありましたが、メダルとったときには本当にうれしく感じ、感動をいたしました。今回ソチオリンピックの出場選手のうち約42%が道内出身選手でありました。近隣では、下川町、音威子府村、和寒町出身の選手も出場し、活躍をされ、まちを挙げての応援をされていましたが、冬季スポーツ施設が充実した名寄市から出場選手がいなかったことについては非常に残念に感じるところであります。

また、平成28年度からジュニアオリンピックノルディック種目の候補地として内定をしたとの報告もありましたが、冬季スポーツに限らず施設が幾ら充実しても、そこに指導者や選手を育て、

伸ばす今以上の施策が必要と感じます。スポーツ振興に対する教育委員会としてのお考えを1点目にお伺いをいたします。

2点目に、昭和47年に完成した風連中央小学校も開校以来42年が経過し、至るところ老朽化が進み、多くの市民や保護者からも早期の改修を望む声があります。次期総合計画前期には改築が位置づけをされることと考えられますが、改築に向けた今後の進め方についてお伺いをいたします。

3点目に、明治42年に東風連尋常小学校として設置され、ことしで105年の歴史を積み重ねた東風連小学校もあと2年で閉校し、平成28年度より風連中央小学校への統合ということになり、在校生や地域の方々初め卒業生、関係者の方々も寂しさを感じているところではないかと察するところであります。閉校に当たり東風連小学校は、風連地区ではさきの日進小学校の閉校により唯一の特認校でありましたが、保護者や地域の方々の理解を得てスムーズなケースで閉校に至ったように感じます。閉校までの経緯と、また他校の特認校認定の可能性についてはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

大項目2点目の国内及び国際競争に負けない市内農業の実現に向けてについてお伺いをいたします。現在もTPP協議締結に向け、日本は安倍首相を先頭に前向きな姿勢を崩さずにアメリカなどの協議を進めています。TPP加盟締結に対しては、これまで名寄市議会としても反対の意思を明確に示してきているところではありますが、それに加えて過去50年来続けてきた米の減反政策、生産調整についても5年後の平成30年には廃止をして、TPP加盟国から入ってくる安い米に対しても対抗できるように国産の米もその前に安くなっても経営が成り立つように減反政策や価格保証制度の廃止をして、大規模化を目指した集約化促進をしてコスト減をさらに促進しようということですが、現状の名寄市の実態を考えると共同の各種農産物集出荷調製施設の共同利用や共

同による作業機械の利用、そのほか作業受委託等の作業の効率化を進めてきているところで、やれるところの集約化は既に実施され、これ以上の集約化を進めても効果は少ないと言わざるを得ない実態であります。国の方針とは別に名寄市の農業をしっかり守り、発展させるためには、市内で生産される農産物が意欲を持って再生産できる価格維持向上が必要で、そのためにも市独自の施策がますます重要になってきます。名寄市の農産物を全国的に知名度を向上させ、高値取引の確立、また市民からも愛される安心、安全が見える農産物の生産、また世界的な大きな飢餓が来ようとも市民の食料を守るといふ農民と市内消費者との連携も必要だと考えます。以上のことから、次の4点についてお伺いをいたします。

1点目に、農産物のブランド化はどのような構想を持って進められるのか。これについては、市長からの答弁を求めたいと思います。

2点目に、これまで以上の地産地消の推進と拡充についての進め方。

3点目に、地産地消を初め市内農産物の流通において農業と商業との連携強化についてはどのような考えを持っておられるのか。

4点目に、友好都市、特に人口54万人を抱える杉並区民に名寄のおいしい旬の農産物を常時供給、販売できる手段を構築し、自治体同士の交流に続けて経済的な交流にも発展させるべきと考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

次に、大項目3点目、将来に向けた介護サービス及び施設の充実についてお伺いいたします。市内65歳以上の高齢者数は、平成26年1月現在8,566人、率にして29.03%、高齢者8,566人中介護認定者数1,505人、高齢者100人に対して17.6人は何らかの支援が必要ということになり、寿命が延びればその率も高くなる可能性が考えられます。今後団塊の世代の高齢化を迎え、平成23年から平成32年までの10年間で高齢者の人口は約900人の増加が見込まれます。

先ほどの何らかの支援が必要になる率に当てはめますと、158人の介護認定者がふえることになります。現状においても風連地区のしらかばハイツ、名寄地区の清峰園の待機者を合わせて300人の待機者がいることを含め、今後の介護の必要になる方々の増加を考えると、今から真剣にその対応策を検討して実行していかなければ、介護難民の増加に加え家庭内過重疲労による問題もふえることが想定されます。

このことを踏まえて、1点目、今後増加し続ける要支援、要介護者に対する対応の確立に向けてどのように考えているのかお伺いいたします。

2点目に、政府も今後増加し続ける高齢者に対応するよう地域包括ケアシステムの推進を進めつつありますが、名寄市としての重点を置いて進めていこうとするお考えがあればお伺いいたします。

3点目に、今後自治体主体の介護施設等や新設の大幅な増設は難しいと考えられますが、さきの質問にありました地域包括ケアシステムの中でも訪問による看護や介護の推進を進めています。名寄市においてもハード事業の余り伴わない訪問による充実したサービスの実施に向け検討、努力が必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

最後に4点目に、風連特別養護老人ホームしらかばハイツは昭和63年に50床をスタートとして開設され、平成4年に30床の増設がされましたが、開設以来26年が経過し、建物の老朽化が徐々に進んでいますが、今後の改修計画についてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

壇上からは以上の質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。日根野議員から大項目で3点にわたっての御質問をいただきました。大項目2の小項目1、ブランド化ということで、こちらのほうを私から、大項目2の小項目2、小項目3及び小項目4について経

済部長、大項目1について教育部長、大項目3について健康福祉部長からのそれぞれの答弁となります。

農産物のブランド化ということでの御質問がありました。農産物のみならず、地域全体のブランド化というのが今求められていると考えています。自治体間の競争が激しくなっていく中で、その差別化を明確にして選ばれる自治体となることによって、定住人口、交流人口の増加、地域経済の活性化を図ることが肝要であるというふうに思っています。そんな中で地域のブランド化ということでは、特産品はもちろん自然環境、歴史、文化、さまざまなブランドの切り口があると思います。名寄市においては、これまで議員がお話しのとおり農畜産物の産地としてのさまざまなブランド化、加えて雪質日本一でありますとか星空、さらにはひまわり、煮込みジンギスカンなどの加工品でのブランド化も進めてきたところであります。最近の農産物のブランド化の取り組みの一つとして、もっともち米プロジェクトがございます。作付面積日本一の名寄市のモチ米を内外にさらに強力にPRをし、名寄市といえばモチ、モチといえば名寄といった地域イメージを広く広めていくことを目的としています。このことは、不断の品質向上の努力、これはもちろんであります、これに加えてモチ文化をさらに広げていくことや新たなマーケットづくり、さらには市民の誇りづくりなどさまざまな取り組み、展開を今後行う予定でございます。

差別化された価値のブランドのいわゆる確立ということは、単なる価格面での競争や大量生産の市場に飲み込まれることのない付加価値を生み出すことにつながると考えています。また、こうした地域と密着したさまざまなブランド開発の取り組みというのは、一つの農産品にとどまらず、長期的に地域のイメージ全体を高めていく。他の地域資源や農産物に対しても大きな波及効果が得られるものというふうに考えています。

また、農産物について具体的には生産量、高品質のもの、安定供給、実需者、消費者のニーズに合った安全、安心な農作物の提供、さらには市内では生産者とJA及び関係機関がよく連携をして、また生産履歴の活用、残留農薬検査、栽培技術講習会の開催など栽培基準の統一化を図るなど、さらには共同選果施設の導入による品質の安定供給もこれまで行っていますが、さらに消費者ニーズを的確に捉えて需要に応じた高品質な農畜産物を安定生産し、さらなる名寄のブランド化を図っていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私からは、大項目の2のうち小項目2、3及び4について申し上げます。

まず、小項目2、地産地消推進の充実について申し上げます。名寄市では、平成19年3月に地産地消推進計画を策定、平成25年3月からは第2次名寄市食育推進計画がスタートしており、名寄市食育推進協議会において取り組み内容を検証しながら事業を進めております。具体的には、地産地消フェアの開催、学校給食での地場産農産物の使用、各種料理教室の開催などの取り組みを行っており、各学校においても名寄の農業、農産物の理解促進のため、農業体験を実施しております。さらに、市内9カ所において農産物直売所が設けられ、多くの市民に御利用いただいております。今後も名寄市食育推進協議会における検証と各種関係団体との連携を深めながら、地場農産物のさらなる消費拡大を目指して推進してまいります。

次に、小項目3、農業と商業との連携の充実について申し上げます。名寄市では、産業まつり、地産地消フェアなどのイベントを開催し、食のモデル事業などの各種プロジェクト事業では農業者、農業団体と商工団体が連携し、実行委員会を立ち上げ事業を推進しております。また、商店街の空き地を利用した農産物の直売所、杉並区への物産

の販売など農業者と商工業者の共同による事業が進められておりますが、御指摘のとおりイベントや部門別での連携はあっても継続的かつ横断的な連携が少ないのも現状であります。今後とも農と商が一体となったまちづくりを目指し、オール名寄でのPRを含めて、行政としてその橋渡し役を含めて研究してまいります。

次に、小項目4、杉並区及び区民との農産物供給連携の発展をについて申し上げます。名寄市では、これまでに民間団体等との協働により杉並区役所で農産物を初めとする特産品の販売を行うことで区民の皆さんに対し交流自治体、名寄市、そして安全、安心でおいしい名寄市農産物等の認知度向上に努めてまいりましたが、昨年6月のグリーンアスパラガス、9月のスイートコーンの販売では予想を大幅に上回る売れ行きであり、12月に区役所内の「コミュかるショップ」で行ったモチ米、切り餅等の販売でも追加発送をするほど多くの区民の皆さんに購入していただき、これまで杉並区で行ってきたPR販売により名寄市の特産品が広く区民の皆さんに認知されてきたことを実感しました。

なお、御指摘の杉並区内に常設の売店を設置するためには、年間を通じた農産物の供給、輸送コストの問題等クリアしなければならない課題があり、当面は杉並区の協力をいただきながら、杉並区役所前や「コミュかるショップ」での販売を中心とした取り組みとならざるを得ませんが、農家所得の向上や農産物の安定的な価格維持につなげるためには農商工連携や農業6次化の推進による付加価値の高い生産、加工、販売体制を構築するとともに、杉並区を初めとした首都圏でのさらなる名寄市農産物の知名度や商品価値を高めていかなければなりませんので、引き続き農産物の旬の時期に合わせて杉並区で販売を行うとともに、各種農業団体や農業者グループが名寄市農業研修、販売促進活動支援事業等を活用して大消費地において消費者に直接販売し、消費者の動向を直接把

握することができるよう支援してまいります。

また、農業者による農産物の加工、商工業者と連携した商品開発を初めとする付加価値を向上するための取り組みやインターネット販売を通じた新たな販路拡大等を支援することで、農業者の所得確保につながるよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目1、教育行政について、小項目1、スポーツ振興についてのうちアの選手及び指導者の育成強化とその施策支援の強化についてお答えをいたします。

まず、選手及び指導者の育成強化策についてであります。平成21年度から実施をしておりますアスリートとの交流事業や教育振興補助金による助成制度、体育協会や地域スポーツクラブが実施をする事業などが挙げられますが、具体的な育成強化はそれぞれの競技の特性から、各競技団体や少年団及び中学校におきます部活動に委ねている現状にあると認識をしております。今年度のアスリートとの交流事業では、2月11日にクロスカントリーの清水康平選手を招いて子供から大人まで20人の参加者に御指導をいただいたところであります。

また、教育振興補助金では、平成26年1月末現在の実績をお知らせをいたしますと、件数で40件、補助金額で345万8,000円となっております。平成24年度実績と比較をして件数で2件、補助金額で78万8,000円の増で、多くの児童生徒の活動に対して経費の一部を補助させていただいております。この補助制度につきましては、平成20年度以降交付基準の一部見直しなど適宜弾力化を図ってきたところでもあります。現在の補助制度につきましては、妥当な基準とは考えておりますが、今後も対象となる競技種目や各種大会の参加状況を見据えまして、対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願い

申し上げます。今後におきましても引き続きスポーツセミナー、アスリートとの交流事業などの事業実施をするとともに、体育協会や地域スポーツクラブとさらなる連携強化を図り、地域のスポーツ技術力の向上を目指すとともに、環境の整備に努めてまいります。

新たな支援、施策の検討につきましては、平成30年、2018年に冬季オリンピック、韓国での平昌大会や平成32年、2020年の夏季オリンピック東京大会に向けた国、道、団体の強化策の動向も見ながら、名寄市として施策のあり方についてはスポーツ推進審議会を中心に論議をしていきたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり平成28年度からジュニアオリンピックノルディック種目の名寄開催が内定したことから、受け入れ態勢の強化とあわせ指導者、選手の育成にも取り組むための協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、風連中央小学校改築に向けた計画の早期着手をについてでございます。市内の小中学校の施設整備につきましては、平成18年に実施した学校施設耐震化優先度調査の結果に基づき、整備の必要性が高かった名寄小学校の屋内運動場を平成22年に改築し、現在は名寄南小学校の校舎、屋内運動場の改築に着手をしているところであります。御質問のありました風連中央小学校につきましては、校舎が昭和46年、屋内運動場が昭和47年に建築をされ、耐震化優先度調査の結果からも優先度ランクが上位になっていることから、教育委員会としては早期に整備をしなければならない施設と認識をしております。しかし、この間本市の学校整備につきましては、少子化による児童数の減少を配慮をし、適正配置計画と連動した施設整備を基本としてきたところであります。風連地区では、平成25年3月の風連日進小中学校の閉校に伴い、現在3校の小中学校が設置をされておりますが、東風連小学校が平成28年3月末をもって閉校し、風連中央小学校へ通

学することが地元合意がなされているということから、改築に向けた取り組みを具体化していく必要があると考えております。風連中央小学校の施設を整備するに当たっては、基本、実施設計から本体工事までおおむね3年程度の期間が必要と想定をしておりますが、財源の確保も重要な問題、課題であることから、総合計画のローリングの中での実施時期も含めての検討を進めていきたいと考えております。

次に、小項目3、東風連小学校の統合経過についてでございます。教育委員会では、学校施設の整備においては適正配置計画と連動した施設整備を基本としてきており、特に児童生徒の減少が著しい風連地区の小中学校と智恵文地区の小中学校の統合、再編を見据えた中で、情報提供を含めた地域との協議を持っていくこととしてきました。このことから、昨年度より両地域において「学校運営の現状と検討課題」と題し児童生徒の将来推計や学校施設の老朽化の現状について資料を提供し、保護者や学校評議員の方々等で論議をいただいたところであります。東風連小学校におきましても昨年9月11日に保護者への説明会を開催をさせていただきました。その後も保護者や町内会の役員など何度となく話し合いが持たれ、町内会といましては保護者の意見を尊重すると、優先するという立場、スタンスで論議が進んだと伺っております。最終的には、本年2月9日に東風連町内会と東風連小学校PTA合同の臨時総会が開かれ、平成28年3月末をもって東風連小学校を閉校するという決定がなされ、翌2月10日に町内会とPTAの代表の方々から教育委員会に報告と要望があったところであります。今後におきましては、閉校に当たっての今回の要望にありました子供たちが安全、安心に学べる学校環境の整備についてと今後設立される予定の閉校準備委員会とともに東風連小学校の閉校後の地域振興策につきまして地域との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4点目、東風連小学校の統合に伴う他校の特認校認定の可能性についてであります。本市におきましては、特認校に関する取り扱い要領によりまして、豊かな自然環境に恵まれた郊外の小規模校において基幹産業を活用した特色ある学習活動を体得し、より豊かな心とたくましい体を育てたいという希望がある場合、一定の条件のもとで特認校への就学を認めております。現在小学校では、中名寄、智恵文、東風連の3校、中学校では智恵文の1校が特認校の指定を受け、平成25年度では中名寄小学校で19名、東風連小学校で6名、智恵文中学校では1名の児童生徒が特認校制度を利用して就学をしております。御質問のありました東風連小学校閉校後の他校での特認校指定の可能性については、具体的には東風連地区のことに受け取っておりますが、特認校の指定を受けていた日進小中学校が既に閉校し、東風連小学校については現在6名の児童が在籍をしておりますが、そのうちの5名が5年生及び6年生でありまして、平成28年3月に閉校になりますと対象の方が1名となります。また、新たに指定可能となる学校については、下多寄小学校が考えられますが、教育委員会といたしましては現在適正配置計画と学校施設整備計画の中で風連中央小学校の改築計画を具体化していきたいという基本的な考え方がございます。ただし、学校から特認校制度の指定の要望があった場合には、学校基本法施行令の規定によりまして教育委員会が申請を許可することになっておりますことから、規定に沿うように取り扱ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の将来に向けた介護サービス及び施設の充実について申し上げます。

初めに、小項目1の増加し続ける要支援、要介護認定者に対する対応の確立について申し上げます。当市の被保険者に対する要介護、要支援認定

者数の割合、いわゆる認定率は、平成24年3月末現在では16.8%となっており、全道が19.1%、全国が18.1%と全道、全国平均に比べ低い認定率となっているところです。本市の介護保険給付のうち約9割を占める75歳以上の被保険者の認定率においても27.9%と全道30.1%、全国29.4%と全国、全道平均を下回っているところです。現在の75歳以上の認定率は、平成26年1月現在で29.2%ですが、これに基づき2025年、平成37年を推計いたしますと、認定者は1,568人となり、現在より240人程度増加する見込みとなります。現在の75歳以上認定者の受給率から推計いたしますと、居宅サービスで128人、地域密着型サービスで19人、施設サービスで51人程度の増加が見込まれますが、詳細につきましては検証を深めてまいりたいと考えております。今後につきましても介護予防事業を推進していくことにより、介護認定前の第1号被保険者に対し要支援、要介護状態となることを予防する施策を進める一方、要支援、要介護認定者についても平成21年度から実施しております介護給付費等費用適正化事業により市内のケアマネージャーはもとより、介護スタッフ等に対して自立支援の視点のもと、理学療法士や社会福祉士などの専門職からのケアプランに対するアドバイスをを行い、状態の悪化防止に努めているところです。また、介護福祉サービスの提供体制につきましては、新年度に策定いたします名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画において向こう3年間の本市の必要となる見込み数等を検討することになりますが、国、道の交付金等活用できるものについては積極的に取り入れてまいりたいと考えているところです。

次に、小項目2の地域包括ケアシステムの推進と名寄市における重点施策について申し上げます。介護保険制度が施行された平成12年当時、旧名寄市、旧風連町合わせて3,009人だった75歳以上の後期高齢者は、本年1月末には平成12年

の約1.5倍の4,488人となっており、昨年2月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成37年には平成12年の約1.8倍となる5,371人となることを見込まれております。全国状況では、平成12年、約900万人が現在では約1.6倍の1,400万人、平成37年では平成12年の2.2倍強となる2,000万人を突破し、後期高齢者2,000万人社会となっていくと言われており、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加するなど、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、介護保険制度が目指す高齢者の尊厳保持や自立支援を実現するとともに、できる限り住みなれた地域で最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送りながら老いていきたいという多くの人々に共通する願いをかなえるために、介護、住まい、医療、生活支援、介護予防が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した改正が平成17年以降重ねられてきているところです。本市においても平成19年度に地域包括支援センターを開設するとともに、予防給付や地域支援事業を実施してきております。また、北海道の介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金を活用し、平成23年度には認知症対応型共同生活介護、小規模ケアハウスを、平成24年度には小規模多機能型居宅介護、平成25年度に認知症対応型通所介護の介護基盤整備の支援を民間事業所に対し行ってきているところです。今後団塊の世代が75歳以上となる平成37年までの残り10年余りで地域包括ケアシステムの構築を実現するよう求められており、今国会で議論されております介護保険法改正法案でも地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実として、1つ目に在宅医療、介護連携の推進、2つ目に認知症施策の推進、3つ目に地域ケア会議の推進、4つ目に生活支援サービスの充実強化が改正内容としてうたわれております。次年度から策定いたします名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画のニーズ調査や議論の中から、今後本市における地域包括ケア

システムの重点施策の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目3の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について申し上げます。本サービスは、平成24年に新たに創設されたサービスで、平成26年1月末、全国1,580保険者中187保険者で411事業所が運営、また道内では156保険者中7保険者で35事業者が運営されており、保険者の実施率では全国で1.8%、全道で4.5%となっているところです。サービス内容は、訪問介護と訪問看護が一体的、また密接に連携しながら定期巡回型訪問を行いつつ、利用者からの通報により電話等による対応や訪問等の随時対応を行うサービスであることは御案内のとおりです。地域包括ケアを推進していくためには、有効なサービスと考えているところですが、創設されて間もないサービスであるためか、道内でも比較的人口規模が大きい保険者に事業所が集中しているところです。できる限り住みなれた地域で最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送っていただくための手段の一つとして研究してまいりたいと考えております。

次に、小項目4のしらかばハイツの改修計画の見直しについて申し上げます。特別養護老人ホームしらかばハイツは、介護保険制度が始まる以前の昭和63年4月1日に旧風連町の直営施設として多床室型、入所定員50人の規模でスタートし、その後平成2年に在宅老人デイサービスセンター、1日20人定員、平成4年には特養を30床増床して事業拡大を図り、現在は入所定員80人で名寄市社会福祉事業団に運営を委託しております。御質問のありましたしらかばハイツの改修計画につきましては、建築後26年が経過しておりますが、これまでボイラー、給水ポンプの更新、談話室の設置や浴室の改修、ベッド、食堂のテーブル、椅子などの備品の入れかえなどを実施し、日ごろから施設内外の保守点検を行い、維持管理に努めてきているところです。今年度は、利用者の安全

確保からナースコールを更新したことにより、職員同士が連携し、速やかに対応することで入所者の皆様が安心して生活を営むことのできる環境整備に努めたところです。今後とも利用者の生活にかかわる部分については、計画的に改修を進めてまいります。本格的な大規模改築につきましては今後の人口動態を見据えながら、建物の状態等を調査し、次期総合計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） それぞれ答弁いただきましたので、再質問させていただきたいと思えます。

初めに、市長から答弁をいただきました農業のブランドの関係から再質問させていただきたいと思えます。国の事業に乗ってもっとモチ米のブランド化ということで、たしか平成25年から28年までで1,900万円ぐらいの計画だったというふうに思いますが、こういったものを活用しながら、モチ米といえば名寄の農産物出荷額の約半分近いような出荷額があって、本当にこのブランド化というのは名寄市にとっても重要なことだというふうに私も考えているところでありますけれども、ブランド化を進めるに当たってやはり地域の方に愛されなければ、それが原点だというふうに思っているのですけれども、ただ市長はよく買い物に行くかどうかかわからないですけれども、例えばモチ米を買いだいたいということになったときに、道の駅では売っていますけれども、ほかで売っているところはあるのかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 私もよく買い物に行けということで行かされること多いのですけれども、スーパーや百貨店でモチ米というのはちょっと見当たらないのかな。そこはちょっとわからない。お米屋さんではあるというふうに認識しています

けれども、そこは私もちょっと記憶が定かではございません。申しわけございません。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 地場産のモチ米というのは、私も調べたのですけれども、定期的に常時置いてあるのは道の駅しかないのです。農協に問い合わせ聞いても、特別農協が保管して、それを白米にして売っているということはないわけで、それはモチ米はホクレン通して、どこのスーパーでも売っているのです、モチ米というのは1キロなり小さい形で。ところが、地元産のモチ米となると道の駅しか売っていないと。そういうものがそういう流通改革を一番先にしないでモチ米を売り出すといたって、そうしたら名寄市民は道の駅まで買いに行きにくいということになるのです。スーパーから買ったものは、もしかしたら名寄産のモチ米もまじっているのかもしれないですけれども、それはわからない話で、ホクレンが業者を通して白米にしてこちらへ戻ってきているものですから、その辺のところからまず始めなかったら、地域から愛されるブランドということはないのではないかなという気がするのですけれども、その辺の流通改革をどうしようとするのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御提言ありがとうございました。今のもっとモチ米プロジェクトの中で、毎月10日をモチ米の日ということに設定をさせていただいて、それぞれのスーパーさんとかと提携をしながら、レシピを置かせていただいで、そこでモチ米販売等していくという方向が打ち出されていると聞いておりますし、また11月23日でしたか、赤飯の日ということで、これはモチ生産組合の方々が中心となってそれぞれ市内各スーパー等に赤飯を配布をしながら、モチ米を販売していくというような事業もやっています。徐々にそうした取り組みを進めていながら、当然地域の皆さ

んに愛されるべく地域に地元のを置いていくということはもちろん進めていかなければならないというふうに考えていますし、そういうことをやっている最中だというふうに認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 私は、それが第一だと思うのです。地元の人がすぐスーパーで地元のを買える。モチ米だけでなくアスパラにしてもスイートコーンにしてもそうなのですが、そういう行政の責任というだけではない、農協ですとか商工会議所だとか、そういったものでしっかり連携をしながら、第一は市民にやっぱり名寄のものはおいしいよねと言ってもらえるように、買ったときにこれは名寄産だということがわかるような取り組みをやっていかなければ、ぼんと何かつくって売り出したとしても、それは根づいていかないと思うのです。ですから、特にモチ米なんていうのは余り使わないのかもしれませんが、名寄産のモチ米と宣伝するのであればどこでも売っているような、買えるようなシステムを農協なり行政、商工会議所と連携をとって、そこから始めなかったら、なかなか根づいていかないというふうに私はブランド化については思っているものですから、どこのブランド化した地域、私もこんな立場でいろんなところ研修に行かせてもらいますけれども、有名になっている、ブランド化されている肉にしても魚にしても加工品にしてもやっぱり地域が愛しているのです。地域が愛しているから、その口コミによってどんどんふえていくということでありますから、その辺はもっとしっかり足元見詰めてやっていただきたいというふうに思いますけれども、何か見解があれば。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） まさにここのところがもっとモチ米プロジェクトの中で地域の誇りづくりということで、名寄市のモチ米の地元のモチ米消費比率を上げていこうということで、今さまざま

な取り組みを展開しているということでございます。一方で、やはり両面で進めていかなければならないと思います。全国発信をしていくということも、これは地域の皆さんたち、名寄のモチ米が有名になっているということでの誇りにもつながっていくということでありますから、両面からやはり展開をしていくということが肝要だというふうに思っています。それぞれも含めて4つの分野にわたって今モチ米プロジェクト、専門部会をつくって展開をしているということであります。いただいた貴重な意見もぜひ含めて今後さらに推し進めていきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） ぜひ成功するように、まずは地元から足を固めながら進んでいってほしいなというふうに思います。

それから、杉並区の関係でありますけれども、今でもスイートコーンですとか、6月にはアスパラ、9月にはスイートコーン、12月には切り餅というようなことで、それぞれ時期的に行っているというふうに思いますけれども、やはりこれから常設でやるにしても、名寄だけということも難しいのかもしれませんが、杉並区はほかにもたしか9市ぐらいが交流都市になっていると思うのです、北海道以外府県でも。そういう交流都市と連携とりながら一緒に常設展を、それぞれ産地は旬が違ってくると思いますので、そういう発展も何かおもしろいのではないかなという気がするのですけれども、その辺今後検討していただければというふうに思っているのですけれども、1市だけよりほかの9市町村とそれぞれ特産はあると思いますので、切磋琢磨しながら1カ所どこか常設、区役所のところを通じて売っていくというのも結構将来性があるのではないかなという気がするのですけれども、もしその辺の検討していただければなというふうに思いますけれども、考え方教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 杉並区での販売ルートの開拓ということとつながるのですけれども、過去にも協働すぎなみというアンテナショップがあって、各交流都市の特産品とか農産物を取り扱ってこの間やってきたと。これはやってきているのですけれども、場所的な問題だとかあって、今そこについては杉並区の商店街連合会の会長さんが札幌出身ということもあって、そういう交流都市のものを取り扱ってやっているのですけれども、経営がスムーズにいったいないというところを聞いているところであります。そこのところを検証していただいて、今後どういう交流都市の物産を取り扱っていただくのかということについては今後の課題にさせていただきたいというふうに思います。いずれにしても、今御提言いただいたそれぞれの交流都市と連携してということでの進め方については今後検討させていただきたいと思えますし、ぜひ杉並区にも提案をさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、現時点で杉並区の中の「コミュかるショップ」で一定の名産物のものを売っていただいているという経緯はございます。ただ、特に農産物についてはほかの交流都市は陸地つながりということで、週に1回だとか月に数回それぞれJAが持ち込んで販売しているということについては、ここは情報としてもらっています。ただし、名寄市から杉並区までの距離とか輸送費の関係は先ほど高橋部長のほうからも回答もさせていただきましたが、いろいろと輸送費的なリスクもあるということもあって、この辺もしっかり検証しながら、今後進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） ぜひ検討して常設、どこの物産展、全国的な物産会があっても北海道の隣にはなりたくないとか、北海道のものは本当に何を食べてもおいしいということで人気があるということでもありますので、当然杉並区でも

そういう常設展があれば距離的な輸送費があったとしても私は十分成り立つというふうに考えていますので、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それから、やっぱり農協なり行政なり商工会議所、今食育推進計画なんかでも一緒にのテーブルにのって話し合いをしていると思うのですけれども、もう少し商工会議所なり商工会、農協、行政が連携をとって地場産のものを売っていきこうという、そういう気合いが感じられないとか、何かそんな感じがするのですけれども、私なんか極端なこと言ったら農協の販売部門と商工会議所が合併してもいいぐらいな、そのほうがよっぽど部門的に提携をとりながら販売には力になるのではないかなというふうに、行政がその中にどういふふうにかかわって入っていくかというのは問題があると思うのですけれども、そういったことも少し頭の中に置きながら、いろんなことを進めていっていただきたいなというふうに思います。農業関係については、あと5分しかないので、終わりたいというふうに思います。

それでは、教育の関係でありますけれども、もう余り時間がないので、要点絞っていききたいというふうに思いますけれども、名寄市の今までの少年団であったり、いろんな大会に出場する際に全道、全国については半額助成だとか、そういったことがあったのですけれども、これから国際大会ですとか世界大会とか、そういった部分で補助を設けている市も結構あるものですから、名寄市については今は現状ないということなのだと思います。今後はやっぱり少年団活動やら活動の目標に向かって、国際大会に出ても名寄市はこういう制度は持っていますよと。オリンピックなり目指して頑張ってくださいという意味も込めて、そういった制度をつくる必要があるのではないかなというふうに考えているのですけれども、教育委員会としての考え方お伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま御質問いただきました補助事業、対象事業の拡大ということでございます。名寄市教育振興補助金の交付基準では、補助対象事業につきましては一定程度の枠がございます。児童生徒が出場する大会については、主催団体が中体連、それから中文連、北海道スポーツ少年団など、その他団体が主催する大会ということになっておりますので、今までこれらの大会が国際大会を主催をする団体であれば決して出られないという基準ではなっておりません。ただ、今までの中ではこれらの大会の最上位の大会は多分全道大会だったということでありませぬ。ただ、今議員御指摘のとおり競技によりましては小中学校の大会の中で国際大会がある競技と、またない競技もあろうかと思っております。この部分につきましては、名寄市教育振興補助金という補助金の枠がなじむのかどうかは別としましても、子供たちの意欲を高めるという部分では今後調査研究させていただくことになろうかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） どこで出すようになって構わないのですけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それから、中央小の改築の関係なのですけれども、私も先般学校へ直接行ってどんな建物状況かなというふうに聞いてきたのですけれども、体育館の雨漏りは4カ所程度あるということと、また壁からも風向きによっては雨漏りがあって、業者にも見てもらったのですけれども、全部屋根を剥がさなければ恐らく直らないであろうというような判断をもらっていますというような学校側の話もありますので、ぜひそこまでもう間近に改築が迫っているということもあるのですけれども、早目な改築を進めるべきだなというふうには思っているのですけれども、今南小が30億円ですよね、大体総額で。中央小となるとそれよりはかからないでしょうけれども、20億円はかかるのではない

かなというふうに考えてはいますけれども、やっぱり計画は早い段階で進めたほうが当然検討委員会なんかもいろんな調査をしながら、いい学校を建てられるのではないかなというふうに思っておりますので、早目の実行委員会の立ち上げなり計画を進めていって、財政的なものもありますから、それはそれで何とか捻出してもらいより仕方ないのですけれども、計画は早目に立てていくべきだというふうに考えますけれども、見解を短目にお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今の風連地区の統廃合や改築等にかかわってでございますけれども、先ほども教育部長のほうからお話ししましたように、風連中央小学校の改築につきましては耐震化優先度調査の結果からも優先度ランクが上位であります。したがって、教育委員会としては早期に整備しなければならないと考えており、優先的に改築に向けた取り組みを具体化する必要があると考えております。また、御承知のように学校の施設整備におきましては少子化による児童数の減少を配慮して、適正配置計画と連動させることを基本としております。この計画では、将来風連地区の小学校は1校との予測でございます。ただ、風連中央小学校の改築に当たっては今御指摘にありましたように耐震化が大きな課題であり、統廃合などによって学級数が増加するなどの影響を受けません。このため今後風連地区の統廃合や風連中央小学校の改築等に当たりましては、東風連小、下多寄小の保護者、地域の皆様方の意向などを十分尊重しながら、あくまでも子供たちにとって望ましい対応はどうあるべきかという視点で早急かつ慎重に進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 日根野議員。

○15番（日根野正敏議員） 介護については、この次に回したいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

平成26年度予算案から、市民の暮らし、福祉に対する考え方についてを、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

平成26年度予算案から、市民の暮らし、福祉に対する考え方について伺います。加藤市長は、1月6日に開かれた部次長会議の中で、新たな年を迎えるに当たり3つの目標、活力あるまちづくり、安全、安心なまちづくり、人が輝くまちづくりを掲げられました。平成26年度予算案は骨格予算となっていますが、予算案から見てくる市民の暮らし、福祉に対する考え方について加藤市長が年頭に掲げた3つの目標に照らしてお伺いをしたいと思います。

1つ目、1次産業を核とした地域振興策の実現について伺います。もっともち米プロジェクト、モチ食文化の定着や情報発信、また地産地消フェスティバル、お祝い誕生餅事業、若手女性職員を中心に取り組んでいる飲めるみりんなどに取り組まれています。国の予算では日本食・食文化魅力発信プロジェクトの新規予算化ということで、26億5,800万円がついています。日本の食魅力再発見・利用促進事業では、学校給食における地場食材の利用拡大を図るとされています。そこで、名寄市として6次産業化、ブランド化に向けた具体的な考えをお伺いしたいと思います。

しかし、農業の置かれている現状、大変厳しい状況にあります。燃油の高騰に加え、米の直接支払交付金の半減、生産調整の廃止、農地中間管理機構の設置などTPP参加前提とも言える現政権の暴走ぶりであります。これに対抗するための市としての施策、考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

また、行政報告では、人・農地プラン地域別懇談会が2月中に7カ所で開催され、今後の担い手への農地集積などについて地域の意見交換を行っ

たとあり、意見をもとによりよいプランづくりに努めるとありました。担い手対策として極めて重要なのは、青年新規就農者を抜本的に定着、拡大することであります。青年新規就農者対策の事業費として、国は合計で223億9,800万円計上されています。市としてのお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

2つ目に、子供や高齢者に優しいまちづくりについて伺います。市長は、市立病院を核とした医療、福祉、大学を含めたまちづくり、ボランティア、町内会との連携を図りながら子供や高齢者に優しいまちづくりを目標に挙げていらっしゃいます。まず、高齢者に優しいまちづくりについて3点お聞きをしたいと思ひます。認知症の早期発見、対応の取り組みをお知らせいただきたいと思ひます。脳の血流状態が画像でわかるスペクトル検査、また認知症サポート医の養成、道内では26人がサポート医師となっていますし、またプラスして4人の養成がされたと聞いています。初期集中支援チームの事業等進められていますけれども、市の取り組みと、また大学との連携で空き店舗活用の町中休憩所、認知症カフェの設置などの考えについて伺いたいと思ひます。

2つ目には、肺炎への対応についてお聞きをしたいと思ひます。厚生労働省が出している2011年人口動態統計月報年計では、死亡原因の第3位が肺炎となっています。肺炎で死亡する人の94%が65歳以上だと言われています。誤嚥性肺炎の予防策として口腔ケア、摂食、嚥下リハビリなどとともにワクチン接種が有効と言われている。肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンを併用することで、インフルエンザや肺炎による入院率を減少させることができるし、また65歳以上の死亡率も57%減少させることができると思ひます。対応についてお知らせをいただきたいと思ひます。

次に、孤独死についてであります。地域だけでなく、行政や民間の力も必要であります。道は、

全市町村に事例の紹介を行っているところですが、自宅で死亡し、発見されるまで1週間以上かかった事例の紹介を行っています。名寄市の現状、お知らせいただきたいと思います。

市では、命のカプセルの更新や地域事業者の皆さんの御協力で地域見守りネットワーク事業など取り組まれていますけれども、高齢者の置かれている状況は非常に厳しいものがあります。介護保険料、2号被保険者の保険料が5,000円を突破しました。開始時の2.5倍です。また、年金が削減される、医療費窓口負担が70歳から74歳では1割から2割の負担増に、さらには後期高齢者医療制度、保険料のアップです。自助、共助が強調されることが多くなっていますけれども、公助が主でなくてはならないのではないのでしょうか。名寄市の取り組みについてお知らせをいただきたいと思います。

次に、子供に優しいまちづくりについて伺います。子供の貧困が言われて久しいのですが、厚労省の国民生活基礎調査の概要では、2012年、生活が苦しいと答えた方60.4%、児童のいる世帯で生活が苦しいと答えた方65.3%いらっしゃいました。その児童のいる世帯の平均所得、1996年、781万6,000円をピークに低下傾向にあり、2011年では697万円となり、15年間で84万6,000円の大幅減となっています。さらに、4月からは消費税増税が追い打ちをかけます。そこで、子供の貧困について市として調査研究の考えがあるかどうか伺いたいと思います。

DVや虐待、病気、発達、学習不足など子供の貧困の事実、現実、真実を社会的に共有することを通して解決すべき課題として正面に位置づけることが必要ではないかと考えます。部署ごとの連携強化、また名寄大学があります。スペシャリストの活用などお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、子供の医療費助成について伺います。私ども日本共産党名寄市委員会が昨年末に要望書

を出させていただきました。この中で市立病院小児科の24時間受け入れ態勢で安心できる医療環境にあると回答されていますけれども、改めて子供の医療費助成の年齢拡大の考えを伺いたいと思います。

3つ目に、人づくりについて伺います。加藤市長は、まちづくりを進めていくには人は必要不可欠なものと述べていらっしゃいます。研修の機会をふやすなど、職員のスキルアップも図りたいとしています。世代間の継承では、今定例会で再任用に関する条例が制定されました。さらには、保育士などの非正規雇用の処遇改善が望まれるところでもあります。また、市民への対応、指定管理委託事業所等における利用者さんへの対応など職員のスキルアップとともに、資質向上が求められるところでもあります。今回の予算案の中では、職員の皆さんの提案事業が出されていました。なよろうグッズの総合窓口での取り扱いや庁舎内ジョブ登録事業、職員対象の介護技術講習会、認知症サポーターの養成講座など、私は心温まる事業だなというふうに思いながら受けとめさせていただきました。こうした中で職員のスキルアップとともに、資質向上、この部分についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 川村議員から3点にわたり御質問がありました。1点目は私から、2点目は健康福祉部長、3点目は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、大項目1、平成26年度予算案から、市民の暮らし、福祉に対する考え方について、小項目1、1次産業を核とした地域振興策の実現について申し上げます。さきに質問いただきました日根野議員と重複する部分もあるかと思いますが、お許しをいただきたいというふうに思います。現在名寄市における農産物の付加価値化として、加

工販売まで手がけている生産者の方は、モチ米の加工販売を初めトマトジュースの加工販売などの6次産業化に取り組んでおります。特産品として販路拡大に向けてインターネット販売や東京有楽町の交通会館にあるアンテナショップに出店し、販路拡大に取り組んでいる事例もあります。さらには、ワイン用ブドウを作付し、将来はワイナリーの開設を計画している若手農家の方もおられます。これらの地元農産物を生産者みずから6次産業化に向けた取り組みを促進するためには、生産、加工技術、経営、マーケティングなど多様な技術と知識が必要となります。関係機関、団体と連携を図り、協力を得ながら支援してまいります。また、ブランド化については産地として生産量、高品質の安定供給、実需者、消費者ニーズを的確に捉え、需要に応じた名寄産の農畜産物を安定生産し、名寄ブランドの確立に向け取り組んでまいります。

続いて、農地中間管理機構について申し上げます。農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を進めるため、農地中間管理機構を設立します。機構は都道府県段階に1つであり、北海道では北海道農業公社が機構を立ち上げる予定です。この事業の実務は市町村等に委託される予定であり、人・農地プランの作成主体である市町村と密接に連携をとって対応することが必要不可欠となっております。出し手側の農地利用を整理し、担い手ごとに集約する場合や耕作放棄地等について農地中間管理機構が借り受けして担い手が農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。地域の農業者や市町村が農地中間管理機構と連携を密にして人・農地プランの話し合いの中で地域がまとまり、機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用の再編を進め、農地集積、耕作放棄地解消を推進します。まだ北海道の機構が立ち上がっておらず、運用に係る部分については今後北海道の機構から連絡を受けて活用してまいります。地域にとって有効に活用

してまいりたいと考えております。

人・農地プラン地域別懇談会について申し上げます。2月10日の風連日進地区の地区別懇談会を皮切りに2月17日、智恵文地区と瑞生、西風連地区、2月19日と21日の2回、名寄地区、2月20日に風連旭、東風連地区、2月24日に風連2区、2月28日に風連1区、豊里、アカシヤ地区合同の開催を含め、計8回、7カ所で152名の参加をいただきました。各地区懇談会では、経営継承事業アンケートの中間報告及び耕作状況に係るアンケート調査の中間報告並びに各地区の経営体の状況について説明後、意見交換を実施しております。

名寄市の農業施策については、人・農地プランに基づき次代の農業を担う意欲と能力をある担い手を地域農業の中心となる経営体に育成し、農地集積を図り、耕作放棄地を発生させない取り組みを推進してまいります。担い手対策としては、市内の若手農家との懇談会により後継者を対象とした青年チャレンジ事業の一部見直しをすることで若手農家の研修活動の充実を図ります。また、新規就農者を含め、農業経営の安定対策が求められております。平成23年度から平成25年度までの3年間での就農状況は、平成23年度9名、平成24年度10名、平成25年度13名、合計32名で、内訳はUターン14名、Iターン11名、新規就農7名となっております。平成24年度に北海道が実施した新規就農実態調査では、新規就農者は北海道全体で626名、上川総合振興局管内で111名となっており、他市町村と比較しても名寄市では一定の就農者が確保されておりますけれども、さらに担い手確保に向け農業者の要望、意見をお聞きして関係機関、団体と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、小項目2の子供や高齢者に優しいまちづくりについて

申し上げます。

高齢化の進展に伴い、85歳以上では3人に1人が認知症であると言われております。地域包括支援センターでは、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症への市民の理解を高めるため、認知症に関する介護予防教室や講演会の開催、さらには認知症の相談支援を行っておりますが、認知症の早期発見等の取り組みにまでは至っていないのが現状であります。認知症の対応につきましては、今国会に提出された介護保険法改正法案により認知症対策が強化され、認知症地域支援員の配置や初期集中支援チームの設置などが市町村の必須事業となりますので、今後計画的に認知症対策を推進してまいりたいと考えております。

また、市立総合病院においては、認知症の患者は心療内科、精神科外来で受診しております。認知症の早期診断の一助となるスペクト検査は、認知症サポート医師の資格を取得している医師が症状などから判断し、必要に応じて実施しているところです。さらに、現在の精神科常勤医師は2名であり、大学医局に増員を要望しているところですが、医局員の関係から増員は難しい状況ですので、物忘れ外来等の専門外来設置については現状では難しいと判断しているところであり、常勤医がふえた段階で検討したいと考えております。

次に、平成21年、22年の名寄市の死因の第3位、平成23年では第4位である肺炎ですが、肺炎による死亡者のほとんどが高齢者であります。高齢者の肺炎の特徴は、症状が緩慢で、本人や家族が気づきにくく、肺炎が判明したときには重篤な状態になっていることもあります。肺炎を起こす原因はさまざまありますが、肺炎球菌による原因菌の感染によるものが28%を占め、そのほかに嚥下障害による誤嚥性のもの、口腔内細菌によるものなどが肺炎を起こす主な原因とされております。肺炎球菌による肺炎の予防と重症化の予防のために、名寄市では平成18年10月から65歳以上の市民を対象に肺炎球菌ワクチンの接種

費用の半分に当たる1回3,500円を助成し、平成24年度には累積接種率は22.6%となっております。また、地域包括支援センターでは65歳以上を対象に生活機能評価を行う基本チェックリストにより把握された2次予防事業の対象者のうち、口腔機能が低下している方を対象に嚥下、呼吸器と身体の運動機能を向上させる嚥呼体操や口腔ケアはもとより、かむ、唾液を十分に分泌させる、舌の動きをよくする、唇や頬の筋力アップなどを行う複合型プログラムの介護予防事業を実施しております。

次に、名寄市における孤独死の状況ですが、昨日の高橋議員の御質問でもお答えいたしました。急速な高齢化の進展や高齢者の単身、夫婦世帯の増加により高齢者を取り巻く社会環境が大きく変わる中で、地域から孤立した状態で誰にもみとられず亡くなる孤独死が全国的に大きな社会問題となっているところです。北海道が全市町村を対象に行った調査によると、2013年の1年間に道内で発生した死後1週間以上発見されなかった孤独死は48件に上り、そのうち2割は死後1カ月以上経過しており、介護、医療サービスと結びついていないケースが大半を占めている状況にあります。名寄市の65歳以上の高齢者人口は、平成26年2月末で8,607人で、高齢化率は29.2%となっており、約3.4人に1人が65歳以上の高齢者であります。北海道への報告基準である死後1週間を超えて発見された場合の孤独死につきましては、私どもが把握しているところではここ数年はないものと認識しております。孤独死を防止するために行政や地域が孤独死のおそれのある世帯を全て把握し、見守ることには限界がありますが、孤独死を未然に防ぐために今後におきましても地区民生委員児童委員、町内会、社会福祉協議会、地域見守りネットワークの協力事業者とのさらなる連携を図りながら、地域の見守り活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困対策の取り組みについて申し

上げます。援助が必要な子供の生活状況等の把握については、地区の民生委員、主任児童委員の方々による見守りの中で要支援児童家庭の情報提供や近隣住民からの連絡、保育所、幼稚園、学校からの連絡が主な手段となっており、把握したケースについては家庭児童相談員等による訪問により状況を確認し、関係部局との連携により対応可能な制度の紹介や相談を受け、問題の解決に当たっております。本市においては、平成20年2月に名寄市要保護児童対策地域協議会を要保護児童の早期発見、早期対応、予防的対応を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携のもと対応していくことを目的に設置をいたしました。子供の貧困は、虐待にもつながることがあることから、必要があるときは協議会のケース検討会議を開催し、支援、指導等のあり方や見守り等地域の役割分担を協議しております。

現在国では、超党派の議員立法による子どもの貧困対策の推進に関する法律が第183回国会において成立し、平成26年1月17日に施行されました。同法は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国、地方公共団体及び国民の責務、子供の貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項等を定めております。今後国においては、子供の貧困対策会議の開催や法の基本理念であります子供の貧困の解消、教育の機会均等、健康で文化的な生活の保障、次世代への貧困の連鎖の防止などを踏まえた子供の貧困対策に関する大綱の策定が予定されておりますので、本市といたしましても国や道の動きを注視しながら、基本的施策の遂行におくることがないよう取り組んでまいります。

次に、名寄市立大学を活用した子供や親の居場所づくりについて申し上げます。本市では、気軽

に遊べる場、育児不安の相談、子育て家庭の交流の場として名寄市地域子育て支援センターを東保育所、大谷認定こども園、風連さくら保育園に開設し、多くの利用をいただいております。転勤者の多い本市において子育て中の親子にとって子育て支援センターが心地よい居場所となるよう工夫し、充実を図っているところです。

名寄市立大学との連携につきましては、平成22年10月に名寄市立大学4学科連携による子育て支援システムの構築事業として「育児や介護の孤立をなくすために～お茶の間から地域交流と多世代支援を考える」のテーマで多世代による地域シンポジウムが開催され、それに連動し、平成22年11月、平成23年1月に多世代交流サロンひまわりが名寄市立大学で開催され、市担当職員、子育て支援センター担当職員がシンポジウムの準備から開催まで、また多世代交流サロン開催に参画をいたしました。20代、30代の子育て親子と50代から70代の年配者の交流が行われ、年配の方がいてくれるだけで安心、子供の声が聞こえて癒やされるとの意見があり、年配者が長年培ってきた知恵や知識を子育て中の親子に提供し、子供たちが年配の方の癒やしとなり、子供を見る目がたくさんある環境が子育ての中の親にとって安心できることを強く感じたサロンでありました。多くの方が大学に足を運び、同じ場所と時間を共有することの大切さ、笑顔でいられる場所と時間の必要性を改めて認識した企画でした。このことが親子お出かけバスツアーの実施の大きなヒントにつながったところです。今後においてもさらなる子育て支援の充実や保育士の資質向上のため、名寄市立大学との連携を図っていきたいと考えております。

次に、乳幼児医療費無料化の拡大について申し上げます。本市では、北海道に準拠し、乳幼児医療費等助成事業及びひとり親家庭等医療費助成を実施しており、医療費での支援を行っております。平成24年度決算では、乳幼児医療費で3,642

万8,600円、ひとり親家庭等医療費で1,076万9,555円、合わせて4,719万6,555円の助成を行っており、金額から見ても多くの子育て世代に利用をいただいております。

また、本市は道北の中核となる病院を運営しており、近隣市町村の住民の方からも深く信頼され、道北地方の医療のとりでとして名寄市民には地元には大きな病院があるという生活の安心感を与えています。小児科では、受け入れ態勢を24時間とっており、道北地方では随一の医療環境を提供しております。また、これまでは市外医療機関を利用した場合、市役所窓口へ全員の方に領収証を持参していただき、償還払いの手続きを行っていただいておりますが、昨年8月よりレセプト化を行い、子育て世代へのサービスの向上に努めているところですので、御理解のほどお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、小項目3、人づくりについてお答えをいたします。

本市におきましては、団塊世代の職員の大量退職のピークは過ぎたものの、平成25年度から平成27年度までの3年間で約50名の定年退職者が見込まれており、急激な世代交代に引き続き対応する必要があることから、高齢職員の定年前に培った豊富な知識、経験等を円滑に継承することがこれまで以上に重要になっていることから、今定例会におきまして名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正を行っていただき、雇用と年金の接続のため、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員に対しまして名寄市再任用配置方針を作成して対応することとしております。配置に当たりましては、公務の能率的な運営の確保に留意しつつ、再任用希望調書や各部署からの情報、意見を踏まえ、再任用職員の知識、経験、意欲を生かせるようにしてまいります。

また、この間組織のスリム化により職員を削減してきておりますが、業務量の増加に対応するため、臨時、嘱託職員を配置して対応してきております。非正規雇用職員の待遇改善としましては、平成24年度におきましては通勤手当の見直しや有給休暇制度の拡充、平成25年度におきましては病気休暇の導入や特別休暇の拡充を図ってきております。現在専門的な技術、または高度な知識を必要とする保育士、看護師、保健師等につきましては定年年齢を65歳まで引き上げることが可能となるようにしており、昇給制度の導入につきましても職員労働組合と協議を進めてきております。

次に、職員のスキルアップと資質の向上につきましては、新名寄市人材育成基本方針に基づいて取り組みを進めてきており、今後におきましては具体的な数値目標を設定しながら、職員研修や人事管理システムの構築を行ってまいります。

住民サービスの向上という面では、平成26年2月に臨時、嘱託職員を対象としました職員倫理接遇研修を実施してきており、職員全体のレベルアップを図ることとしております。今後におきましても窓口職場における市民対応の向上や挨拶の励行を初めとして市民が利用しやすい市役所づくりに努めてまいります。

職員提案制度につきましては、平成22年度からゼロ予算事業として予算編成前に事務事業の改善、職員の士気の高揚、活力ある組織づくりなどを進めることを目的として取り組みを進めてきてまいっております。平成26年度におきましては、なよろグッズを総合窓口で販売できるように、名寄市職員福利厚生会が窓口となり、なよろ観光まちづくり協会と連携を図る中で実現に向けて協議を進めてきてまいっております。

また、庁舎内ジョブ登録事業につきましては、イベントや緊急に人手が必要となる場合や特殊な資格が必要となる状況に対応するため、総務課職員係において調査を行い、リスト登録し、円滑な

業務の執行ができるようにすることとしております。

職員対象の介護技術講習会、認知症サポーターの養成講座等につきましては、担当職員が講師となりまして実際に職員が介助を経験する中で市民サービスの向上を図ることとしております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。再質問等させていただきたいと思っております。

まず最初に、1次産業の活性化、地域振興策の実現についてであります。先ほど農地中間管理機構のことについて御説明をいただきましたけれども、私の捉えの中でも市町村が主に役割を担いというところなのですが、農業委員会のかかわりについて端的にお知らせをさせていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほど答弁の中で都道府県各1つ中間管理機構を設けるといことなので、具体的な事例については各市町村がよく御存じだというふうに認識しております。それで、中間機構から各自治体に作業内容を委託をして作業を進めるということでもあります。農地の流動化に関しましては、今までも農業委員会が中心となってやっただけの部分もありますから、その辺とお互いに協力しながら、人・農地プランに基づいた流動化対策というのを今後も進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 私は、条件のよい農地にかかわって協力金といいますか、そういう引きかえで大企業や外資系という、そういったところが入ってくるのではないかと、ちょっと危機を感じているところなのです。ですから、十分にこういった情報等収集していただいて、やっぱり地域の農業を守るという立場で取り組んでいただ

きたいというふうに要望させていただきたいと思っております。

それで、これにかかわってなのですが、実は1次産業、今6次産業化、ブランド化のお話もお聞きしましたが、調べていく中で、これは神奈川県、県単位なのですけれども、医療、食、農業ということで、医食農同源ということで取り組みを進められていて、病気の治療をするのも日常の食事をするのとともに健康を保つために欠かすことができないということで、同源ですから同じものだという事です。それに食材を育てる農を取り込んだ健康観というふうに言われていて、名寄市としても先ほどお話あったのもち米プロジェクトであるとか、毎年行われている地産地消フェア、地場産品を使った料理コンテスト、和食と農が結びついている、さらには前回の一般質問で取り上げさせていただいた給食センターが出しているいただきタイム、バックナンバーも出しているのですが、このように本当に食と健康を連携させた取り組み、私たちが例えば市立病院があるというところでは医食農同源の実現に非常に近づいているなというふうに思っているのです。市民の健康寿命を延ばしていくということでは、医療費の抑制にもつながるのではないかと、このように考えているのですが、その点についてのお考え、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今川村議員のほうから神奈川県における医食農同源という取り組みの事例を伺いましたけれども、特に名寄市においても地元で生産される安全で安心な農産物がそれぞれの立場で活用されることによって市民の健康を守ったり、そういった部分で活用されることが重要でないかというふうに考えておりますし、名寄市立大学の栄養学科もありますので、その部分も含めて食育推進協議会の中では大学の先生も委員に入っておられますので、事あるごとに機会を見つけて、そういった部分を含めて御意見を聞きな

がら対応してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 積極的に取り組んでいただきたいと思っています。やはり関連部署間の連携、ここが本当に重要なのではないかと。これは、いろんな事例にもかかわってくるかなというふうに思うのですが、やはり部署間の連携を密にさせていただきたいなと思います。

もう一点お伺いしますが、先ほど担い手の問題がありました。実は、ちょっと調べましたら2014年、ことしは国連が定めた国際家族農業年だということでした。家族経営を基本に多様な担い手づくりをしていくということでもあります。やっぱり価格保証と所得補償を組み合わせた制度の確立の中で、担い手の確保や耕作放棄農地を解消していくと。そういう中で食料自給率向上させていく、大きな家族経営を進めていくことが重要だというふうに私は思っています。先ほど担い手も随分UターンからIターンからたくさんの方々が入ってきていただいています。親の後を継いだ方、新たに就農される方についての支援なんかもされていましたがけれども、その部分についてのお考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今後についても若い農家の方が希望を持って農業ができるような施策というものを行政もできるだけ考えていかなければならないのかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、結構名寄市においてはIターン、Uターン、他の地区と比べても比較的多くの方が戻ってきて農業を継いでおられるという実態がありますので、そういう部分も含めて青年チャレンジ事業などを見直しながら、積極的にできる支援については講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 消費者といいますか、食べる側としてもやっぱりこういう地元の農業をつないでいただける若い方たちが頑張っていただける姿というのは本当にうれしいところでありまして、安全、安心な食を生産していただく皆さん方に大きな期待をしたいというふうに思います。

時間がありませんので、次に移らせていただきたいと思えます。高齢者に優しいまちづくりについて伺いたいと思えます。認知症の問題ですが、これはもう私が言うまでもなく多くの皆さんがやはり危惧されている部分だというふうに思います。先ほどスペクト検査、市立病院では常勤医の問題もあってなかなか難しいということでした。これスペクト検査は保険が適用されるということでもありますので、やはり早期発見し、病状を理解しながら治療できるというところら辺では重要な検査かなというふうに思っていますし、また市民の皆さんも今市立病院精神科病棟が新しくなる中で期待も非常に大きいものがあります。市長がおっしゃっているように病院を核とした高齢者に優しいまちづくりというところら辺にも大きな期待をしているというふうに思いますが、さらなる常勤医の確保に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

初期集中支援チームが東京世田谷区で始まっているのですが、道の対応では早期の対応というか、認知症に対する対応によって認知症の方の生活支援に効果的な役割を果たすことが期待できるということから、国の動向を逐次市町村に情報提供していきたいと、こんなふうに使われているのですけれども、その部分についてどのようになっているのかお知らせをいただければと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 市立病院の認知症の医師の部分については、後ほど病院のほうから御答弁あると思えますけれども、道といいますか、国、道の事業につきましてはちょっと今承知しておりませんでしたので、調べさせていただ

て、後ほど回答させていただきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 病院については、先ほどお知らせをいただきましたので、常勤医確保のために力を尽くしていただきたいということで求めておきたいというふうに思います。

認知症の問題では、80歳代で四、五人に1人が認知症というふうに使われていますし、5歳刻みで倍増すると言われております。寿命が延びていく中で、高齢化社会の中でどうしても認知症と向き合っていかなければならない、こういった状況にあると思います。そうした中でやはり高齢者の独居が多くなっているという先ほどの話もありました。早期発見で、早期の支援で、本人が望む暮らしを続けていく。そして、孤立化させないということで寿命を全うすることができるのではないかとこのように私は考えています。先ほど孤立化させないための大学との連携等報告がされていましたが、やっぱり空き店舗、町中に空き店舗あります。その中で町中休憩所として、例えば認知症カフェのような、こういった場所もつくりながら、まちに出てくる。なかなか高齢になるとまちに出てこれなくなるのですけれども、そういったようにまちに出てくる機会をつくっていくこと、これも必要ではないかというふうに思っています。孤立化させないことでやはり孤立死も少なくしていくというふうに私は考えているのですが、先ほど孤立死の中で名寄市では発生はないというお話でしたけれども、道では1週間以上ということでしたけれども、1週間以内で例えば二、三日発見がおくれた、四、五日発見がおくれた、そういった事例はなかったのかどうかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほども申し上げましたけれども、孤立死については法的な明確な定義がございませんので、道への報告は1週間

を超えて孤立した状態で発見された場合ということとなっております。その部分では、私どもが把握している部分ではここ数年はないものという認識をしております。また、孤独死は警察の死亡統計上は変死というような分類にされているということで、市内でも孤立死の統計上での件数はなかなか警察も発表していないというような状況であります。ただ、地域包括支援センターで把握しております福祉的支援を受けている方に限りますと、死後1日から3日程度で発見された方の件数は年1件から2件ほど確認をされております。発見された状況といたしましては、デイサービスのお迎えのときに出てこれられないとか、またホームヘルパーの方による発見というようなところでございます。

孤立死を未然に防ぐ取り組みといたしまして、町内会ネットワーク事業ですとか、地域見守りネットワーク事業、配食サービス、あわせて安否確認事業、命のカプセル事業、緊急通報システム事業など実施をしておりますけれども、これまで町内会、それから新聞販売店、配食業者等から合わせて6件の通報をいただいたおります。うち4件は、安否確認ができ、事なきを得ることができました。うち2件は、救急車の搬送につながったところです。また、命のカプセル事業におきましては、御本人の同意を得て町内会長と、それから地区の民生委員の方に設置者名簿を配付しております。また、緊急の連絡先を市の高齢者台帳に登録し、管理をさせていただいております。さらに、消防のシステムに登録をいたしまして、救急車が出動する時点でカプセルの設置者を把握できるため、より迅速に医療機関への医療情報、緊急連絡先等の伝達ができるように改善を図ってきているところでもあります。今後とも日常的な見守り活動の体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） やはり日常的なつなが

りが本当に必要だと、重要だというふうに思っていますし、地域事業者の皆さんの御協力、ぜひ感謝しながら引き続き取り組んでいただきたいと思いますし、またそこに頼ることではなくて、行政としてしっかりと取り組みを進めていただきたいというふうに思っています。

それから、肺炎の関連ですが、先ほども紹介しましたように、肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンをあわせて接種することで効果が大きいということでありました。インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの支援、助成がされていますけれども、さらなる助成の考えはないかどうか、医療費の削減にも大きく貢献するのではないかと、この部分についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 肺炎球菌ワクチンにつきましては、全国、全道に先駆けまして平成18年10月から市の単独事業という形で実施をさせていただいておりますし、大変効果があつたというふうに考えておりますし、またインフルエンザワクチンにつきましてもただいま実施をさせていただいておりますので、これらを今後とも続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） さらに支援を広めるという努力もしていただきたいということで強く求めて、次に移らせていただきたいと思えます。

子供に優しいまちづくりについてであります。私は、子供に優しいまちづくりの虐待のところ、もちろん虐待も当然なのですが、貧困にかかわって調査研究を進めていただきたいというふうな思いで述べさせていただいたところでもあります。やっぱり研究者の方々のお話によりますと、虐待は生活上のストレスをもたらすさまざまな要因に対してさらされやすく、脆弱な人々の間で極端に多くの割合が起きるといふことでもあります。貧困が児童虐待を起しやすくしているということにつ

ながっているということだといふふうに思えます。ここの部分をきっちり名寄市の子供たちがどういう状況に置かれているのか、やはり見ていく必要があるのではないかと。そういう部分で子供の医療費の年齢拡大が強く市民の皆さんからも求められているところであります。再度御答弁を求めたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほどお伝えできなかった認知症の部分についてまずお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。この事業につきましては、平成27年以降の必須事業とこれからの事業だということでありまして、平成30年までに全ての市町村で実施されることとなりますことから、第6期の介護保険事業計画策定の中で実施時期も含めまして十分検討してまいりたいと考えておりますし、また現在北海道ではモデル事業を実施していると聞いておりますので、それらの動向も確認をさせていただきたいと考えているところであります。

それから、子供の医療費の部分ですが、現在行っております子供の医療費につきましては、北海道との協調事業ということで取り組んでおりまして、国については一切助成をしていただけないというようなところであります。ほかの自治体の中には、独自に上乗せをして助成を展開しているところもございますけれども、先ほども申し上げましたが、名寄市は地域医療、特に小児医療、周産期医療に力を入れておりますので、北北海道の地域の中でも医療的には大きく貢献していると考えております。今後におきましても限られた財源の中から確実に行政サービスが実行できるように、市民の御理解を得ながら、優先度を考慮しまして、現在行っている事業の継続に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 子供に優しいまちづく

りという中では、要望の多い小学校区ごとの学童保育所、この充実があると思いますが、きのうの質問の中でもありましたが、今後の見通しについて改めて伺いたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 子供に優しいまちづくりにおきましては、放課後の子供の居場所づくりという部分につきましても小学校の保護者にとって大変関心を持たれているところでございます。昨日の奥村議員の質問にもございましたが、平成25年11月に健康福祉部こども未来課が実施いたしました名寄市子供の子育て支援に関するアンケートにおきましても児童センター、児童館、学童保育などについての記載が自由記載の中で教育関係の回答の3割近くを占めております。内容は多様ですが、今議員が指摘したように学校ごとの学童保育設置の要望というのは30件以上に上っております。このことについて教育委員会といたしましても認識を新たにするとともに、今後の大きな課題であると考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

子供に優しいまちづくりに関連するのですが、人づくりのところで、私は保育士さんの非正規雇用の処遇改善について御質問をさせていただくわけですが、以前にも名寄の保育士さん、正規と非正規でいうと非正規の方のほうが多くなっているという現状もあったかなというふうに思います。今全国的には保育士の不足が非常に強く言われていて、待機児解消に向けて困難さを増しているというふうに言われています。名寄市においては、待機児が出ないように本当に御苦労されて対応していただいていますけれども、こういった影響が及ぶのではないかと危惧をしているところであります。待遇改善によって保育士の確保をすること

が求められているというふうに思っています。これは、地元紙で書かれているのですが、保育士の生活が安定し、生きがいを持って働ける職場は子供たちにもよい影響を与える。親が安心して産み育てる環境づくりにも貢献するはずだと、こんなふうに書かれているのですが、この部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 答弁の中でも少し触れさせていただきましたとおり、専門職の人材確保という観点でいきますと、まさに保育士の皆さんの確保につきましても必要な手だてが、そんな時期に入っているというふうに考えております。御指摘のとおり、私どもでも正職にかわりまして臨時職員、それからパートと非常勤の保育士さんの確保にそれぞれ努めておりますけれども、実は募集をかけてもなかなかこちらが望む十分な数を確保できないという状況が続いております。やはり全国的な一つの傾向だというふうに押さえております。まさに人材確保のためにさまざまな手を打ちながら、待遇改善を図ってきておりますが、やはりこれから先もっと踏み込んだ形で人材の確保に向けた取り組みが必要だというふうに考えておりますので、これはぜひ検討させていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

あとは、職員のスキルアップとともに資質向上、この部分で当初総合窓口ができて市民の皆さんから歓迎の言葉が多く寄せられたのですけれども、今ここにきてなかなか窓口の対応、また利用者さんへの対応に苦情が多く寄せられているところであります。こうした部分でやはり市民に信頼していただける、そういう行政サービス、窓口対応、中身含めて資質向上が求められると思いますので、この部分を強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業振興施策について外1件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） 議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い順次質問してまいります。

初めに、大項目1点目、農業振興施策について、小項目1、国の新年度予算に対する考え方と今後の取り組みについてお伺いいたします。昨年12月、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農政改革のグランドデザインとして強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の創出を目的とする農林水産業・地域の活力創造プランが取りまとめられ、これを受けて決定された平成26年度農林水産関係予算は対前年度比101.3%の総額2兆3,267億円で、平成11年から12年以来当初予算ベースで13年ぶりの2年連続増加となりました。この農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、農林水産業を産業として強くしていく取り組みと地域における多面的機能を発揮するための取り組みを車の両輪と位置づけ、一体的な政策展開を図るという基本方針のもとで、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つの改革を柱に攻めの農林水産業を推進していくこととしております。そこで、これらのことを踏まえた国の新年度予算に対する本市としての評価を含めた考え方と今後の取り組みについてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、本市の新年度における主要農業施策についてお伺いをいたします。3月に入り、暦の上ではもう春とはいえ、いまだ雪深い当地域であり

ますが、本年の本格的な農作業シーズンに向けて除雪やビニールハウスの準備などの作業が徐々に始まってきているところであります。改めて言うまでもありませんが、近年は異常気象とも言える極端な天候の偏りが農家経営に影響を与え、国政単位ではTPP交渉の行方もいまだ不透明な状況であるなど、農業を取り巻く環境は以前不安定で先行きが見えてこないのが現状です。しかしながら、どのような状況であろうと農業の持つ役割、目的は食料の安定供給と農業の持つ多面的機能も含めた農業、農村の持続的発展であり、そのために本来あるべき農政の姿を追求していくことに何ら変わりはないわけであります。目まぐるしく変化する国内の農業情勢の中においては、国の農業政策の動向を注視しつつ、総合計画や農業・農村振興計画等との整合性を図りながら施策を展開していくのはもちろんのこと、名寄市農業の現状と課題を踏まえた上で地域の実情に即した的確かつ実効性の高い農業施策の展開が今まさに求められているというふうに思います。そこで、新年度予算に関しては骨格予算ではありますが、本市における平成26年度主要農業施策について概要をお知らせ願いたいと思っております。

次に、大項目2点目、教育行政にかかわって2点にわたってお伺いいたします。初めに、子供たちの各種スポーツ活動の現状と課題についてお伺いいたします。子供たちのスポーツ活動については、健康な体づくり、体力の向上やそれぞれの競技における技能、技術の向上という面はもとより、子供の可能性を見出す手段の一つとして、またさまざまな人とかかわりの中から社会性を身につけたり、挨拶、礼儀などの道徳的なことを学ぶ場としてのスポーツの重要性が認識をされ、本市においてもさまざまな競技において少年団活動や部活動を中心とした子供たちのスポーツ活動が行われているところであります。しかしながら、子供たちのスポーツ活動を取り巻く全般的な状況も社会的環境の変化などさまざまな要因により子供た

ち個々が望む活動が困難な状況になるなどの課題が出てきているのも現実であります。スポーツ活動は、子供たちの心身ともに健やかな成長や青少年健全育成に大きく寄与するものであり、本市としても今後一層の普及、振興を図っていかねばならないことであると思いますが、本市における子供たちのスポーツ活動の現状と課題をどのように認識されているのか、理事者の御見解をお知らせいただきたいと思っております。

2点目、学校図書館の充実についてお伺いいたします。現在子供たちの読書離れが指摘されている中、本市においては名寄市子どもの読書活動推進計画に基づき児童生徒の読書習慣の定着のためにさまざまな取り組みがなされているところであります。読書の習慣化により子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かになるという効果はもちろんのこと、読解力や語彙力が身につく、そのことが基礎学力の向上にもつながるということを考えると、子供たちにとって一番身近に利用できる学校図書館の充実が教育活動において非常に重要であると認識をするところであります。本市においては学校図書館の整備充実に関してどのような考えを持って取り組まれているのか、御見解をお伺いいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目1、農業振興施策について、小項目1、国の新年度予算に対する考え方と今後の取り組みについて申し上げます。国の農業施策においては、大きな農政の転換期と受けとめております。全国的には、担い手の農地利用は全農地の約5割を占めておりますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、国は農林水産

業・地域の活力創造プランを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業施策と農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図る地域政策を車の両輪として推進していくこととして4つの改革を打ち出したところであります。具体的には、産業政策として、まず農地の有効活用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約を目的に農地中間管理機構を制度化しました。従来の経営所得安定対策については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったものの見直しがされ、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について工程を明らかにした上で廃止する一方、ナラシ、ゲタ対策では一律の規模要件を外し、意欲のある農業者が参加できるように変更されました。加えて米の直接支払交付金の見直しが行われ、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物を振興し、意欲ある農業者がみずからの経営判断で作物を選択し、その結果、生産調整を含む米政策も行政による生産目標の配分に頼らずとも需要に応じた主食用米生産が行われる環境整備を図ることとなりました。農業、農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として日本型直接支払いが創設され、集落のコミュニティーの共同管理等により農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保し、規模拡大に取り組む担い手の負担軽減を図ることとされております。市としましては、2月に市内の農業者の参加をいただき、新たな農業、農村施策の説明会を開催し、北海道、農政事務所、旭川地域センターの担当者から情報提供を受けました。今後の取り組みにおいては、JA道北なよろとの打ち合わせを行い、今回の制度改正における産地交付金などについては関係機関、団体で構成する名寄市農業対策協議会で御検討いただき、農業者への説明会を開催してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目2、本市の新年度における農業施

策について申し上げます。平成26年度は、先ほど申し上げましたけれども、農政の大きな変革の年となります。主なものについて申し上げます。米の直接支払交付金は、26年産米から交付単価を半減した上で5年後に廃止されることになりました。平成22年度から導入された戸別所得補償制度が平成25年度からは経営所得安定対策事業と制度が変わってきております。具体的な対応方針については、今後の経緯を見きわめ、JA等の関係機関、団体と連携し、対応してまいりたいと考えております。

国の主要な施策においては、市が策定する人・農地プランでの位置づけが重要となっていることから、2月に開催しました人・農地プラン地域別懇談会での御意見を含めてプランの充実を図ってまいります。また、新年度において専門スタッフとして農業推進アドバイザーを置き、人・農地プランはもとより農業者、地域の課題などについて対応してまいります。

担い手対策では、地域おこし協力隊、農業支援員事業により平成26年度においても引き続き2名を公募してまいりたいと考えております。また、後継者のいない農業経営者を対象とした農業経営継承事業の実施に向けて検討をしております。後継者を対象としての青年チャレンジ事業の一部見直しを図るとともに、研修活動の充実を行ってまいります。高齢化、担い手不足の中で、耕作放棄地や遊休農地の発生が増加し、今後においても農地面積の減少が見込まれており、優良農地の確保と耕作放棄地の解消も必要不可欠となっており、本年度においてアンケート調査を行いました。その結果をもとに現状の把握と今後の有効な保全方法について検討してまいります。

名寄産のモチ米のブランド化などを目的として昨年国の補助金の採択を受けました食のモデル事業については、計画期間が平成25年度から5カ年となっていることから、市民に対する啓蒙活動や消費拡大に向けて取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、国の緊急補助金も継続されており、生産者の皆さんの生産意欲をそがないため、猟友会の皆さんの御理解、御協力をいただき、駆除活動を進めます。

薬用作物の推進においては、平成27年度の出荷に向けて平成26年度において苗代の一部支援を予定しております。また、生産体制の効率化も含めて農業振興センターにおいて農薬登録試験、栽培法の試験を行ってまいります。

以上、主な施策について説明させていただきましたが、名寄市の基幹産業は農業であり、農業の活性化が重要だと考えております。農家戸数も減少の傾向となっており、できる取り組みは迅速に対応するとともに、情報収集を図り、市内の農業者の御意見をいただきながら、関係機関、団体とも十分連携し、取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目2、教育行政にかかわって答弁をさせていただきます。

まず、小項目1、子供たちの各種スポーツ活動の現状と課題についてお答えいたします。主にスポーツ少年団と中学校の部活動の面からの答弁をいたします。現在名寄市内のスポーツ少年団は、名寄地区で20団体430人、風連地区では5団体79人となっており、登録されております指導者の数はそれぞれ名寄地区で71人、風連地区で21人であります。一方、中学校でのスポーツ系の部活動につきましては、4校合わせまして26部437人となっており、指導者は43人と報告をされております。

現状の課題といたしましては、少年団も中学校での部活動も各個人が選択できる競技種目に限りがあるということ、また指導者や活動に必要な協力者の確保といった点が大きなものとして挙げられると考えております。一部では、市外の団体に

所属をして活動するケースも見られますが、特にレベルの高いところでチャレンジをする場合については保護者にも相応の負担がかかっているというのが実情であります。国のスポーツ振興法の中で、自治体は地域特性に応じた施策を策定をし、実施する責務を有すると定められており、活動への支援策といたしましては、名寄市にあつてはアスリートとの交流事業や社会教育関係団体活動補助金、また教育振興補助金などによる助成制度、また各体育協会であるとか地域スポーツクラブが実施をする事業などを通じて行ってきたところであります。今後とも実情を把握しながら、改善等に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、小項目2、学校図書館の充実について、特に子どもの読書活動推進計画における動向、また学校の蔵書管理等についてのお答えをさせていただきます。学校図書館は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で教育上重要な役割を担っております。本市では、平成24年度に第2次子どもの読書活動推進計画を策定をし、児童生徒が本に興味を持ち、本の楽しさやすばらしさを知り、読書習慣を身につけることができるよう学校図書館の資料や環境整備等に努め、読書活動の充実を図っております。学校図書館における蔵書管理におきましては、平成22年度に学校図書システムを導入をし、図書の貸し出し、返却や検索、蔵書管理や利用状況の把握などが容易にできるようになり、図書担当の児童生徒が貸し出し、返却の処理などを行っております。また、図書システム導入時に古い図書の整理や児童生徒が利用しやすい環境整備を行うことにより、利用者が増加をいたしております。

市内全小中学校図書の整備状況につきましては、平成22年度末で5万2,414冊で、平成26年2月末現在6万6,352冊となっております。1万3,938冊増加をしております。また、貸し出し冊数につきましては、平成23年度が1万

8,795冊、平成24年度が2万1,316冊であります。

次に、学校でのボランティアの活動につきましては、児童生徒に定期的に朝読書のときに読み聞かせを行い、読書の大切さを伝え、本に興味を持たせ、読書習慣を身につけさせる活動をしております。学校ボランティアがいない学校では、名寄本読み聞かせ会や風連読み聞かせ会の方が学校に出向いて読み聞かせを行っております。また、市立名寄図書館では、学校からの依頼によりブックトークなどを行っております。子どもの読書活動推進計画の進展により、徐々に児童生徒の読書に関する関心が高まるとともに、読書習慣が身につけてきている状況にはございます。今後におきましても司書教諭や学校図書担当者、読み聞かせボランティアと一層連携をして、児童生徒が楽しく利用しやすい環境整備や図書資料の充実を図り、学校図書館の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、農業関係で国の新年度予算に対する考え方ということで御答弁をいただきました。今回大きく4つの改革ということで、基本的な考え方は理解するところでありますけれども、いずれにしても現場の実情に合っているものなのかどうか、農家の所得向上につながらなければ意味のないことでもありますので、一部午前中川村議員の質問の中にもありましたけれども、農地中間管理機構が創設される議論の中で、農業委員会不要論なんていうのも議論の中では出たようでありますけれども、二転三転してやはり農業委員会の地方における役割の重要性なんかも改めて国には認識されたのだと思っておりますけれども、いずれにしても検証も含めて確認をさせていただきたいと思っております。

まず、日本型直接支払制度というのが新たに創設されまして、資源向上支払いというのは今まで取り組んでいた農地・水保全管理支払いの組みかえだと思っておりますが、農地維持支払いが新たに創設されたということでもあります。この制度が実際の地域の個々の農家の所得にどの程度かわかっていくのか、イメージ的に、ちょっとイメージ的なものでしかないのですが、何となく全体的に薄まってしまふような感じが否めないところではあるのですが、そのあたりの御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今日日本型直接支払いの関係で御質問がありました。現在の農地・水保全管理支払交付金、この部分が農地維持支払いと資源向上支払いということになっていきます、新たな施策では。その中で多面的機能の増進を図る活動というのが資源向上支払い、共同活動の中に1つ含まれることとなります。この部分が従来とは違った形の中で新たに創設された項目となっています。それで、従来の活動をそのまま本年度も行うとすれば、単価的には現行制度でいくと田で2,550円のところ3,500円、畑で現行900円のところ1,300円、それから草地で150円のところ205円という形になります。それで、先ほど言った新たに創設された項目の多面的機能の増進を図る活動をした場合については、現行田で2,550円のところ3,740円、畑で900円のところを1,360円、草地で150円のところを220円になるというふうになります。

それで、3月5日の日に旭川市で担当者会議が行われたわけなのですが、多面的活動の増進を図る活動の詳細の部分についてはまだ農水との協議が調っていないということで、後ほどまた新たに中身が詳しく周知される予定となっております。従来から行っている活動とそんなに大きく変わらないのではないかとはいふ方には考えています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 従来の活動をある程度引き継ぐ部分もあるということなのではございますけれども、実際今農地・水保全活動の中でそれぞれの農家に配分されている金額と今回の制度が変わったことによる、どのくらい農家に対する、いわゆる手取りというか、その額はまだ確定……そのあたりのすり合わせというのはまだ終わっていないということなのではございますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 各活動組織ごとに金額配分をされるものですから、各活動組織の農地の面積によってそれぞれ配分額が変わっていくというふうになります。それで、先ほど言いました従来の活動の部分と新たな部分をやった場合、それについても面積の部分と、それから5年経過した後については交付金額が75%の単価になるということなので、それらも含めて一定程度表にしたものを持ち合わせてはいるのですが、総体的には従来の活動をそのままやった場合については、活動9地域あるのですが、1億8,200万円弱の事業費、交付金が予定をされています。さらに、多面的機能の部分も上乗せをする場合については、約1億7,100万円程度になるかという試算はしております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） わかりました。いずれにしても、取り組むということですから、もう中身の精査も含めて有効に活用していくことが重要だと思いますので、詳細等農家の皆さんも気にされている部分ではあるかと思っておりますので、具体的な金額等確定しましたら、情報提供等も今後速やかにお願ひしたいと思います。

次に、産地交付金に関してですけれども、これは従来の産地資金のことだと思います。25年度539億円の予算が今年度大きく804億円ということで、相当な額がふえております。これは、地方に交付される金額の増額ということでも捉え

られるかと思いますが、この金額の増加に伴って交付金も大きくなるのかどうか、また産地交付金の内容に関して水田フル活用ビジョンというものを作成するのだと思いますけれども、従来の産地資金の地域の内容に変更等があるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 産地交付金につきましては、従来とそんなに大きくは変わらないとは思いますが、単価の設定等も含めて協議会の中で確認をさせていただいて、その中で合意が得られれば各農家さんを対象にした説明会の中で具体的にこういう作物を作付した場合については交付単価幾ら幾らになりますよといった説明をできるだけ早く協議会開催後、開催をして説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） いずれにしても、額は大幅に上がっているということなので、有効に活用させていただいて、また水田フル活用ビジョンというものをつくるわけですから、やはり取り組みの方針ですとか内容を見ますとあります。3年後の目標、また作物ごとの作付予定面積ですとか、そういった将来のこの地域がどういう農業でやっていくのかという部分、明確な指針になるのかと思います。そういう部分もしっかり立てていただいて、この交付金も有効に活用されるようお願いしたいと思います。

農地中間管理機構について、中身のほうをちょっと確認をさせていただきたいと思います。午前中川村議員のほうからも質問があったかと思いますが、これは地域の実態に合っているのかどうかというのがありますけれども、いずれにしても都道府県が管理機構を設置して、業務を市町村に委託をするという形なのだと思います。農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理というのも求められておまして、また機構が農地を借り入れて適正に管理するというよ

うな表現が幾つか見られます。適正な管理という捉え方なのですけれども、これは機構が管理することに間違いのないのだろうと思いますけれども、業務を委託された市町村がやはり遊休農地になりそうな農地を借り入れて適正に管理して誰かにつくってもらおうと。その管理の実態というか、どのように運用していくのかどうかというのがこれは果たして市町村単位だけでできるのかどうかというのが非常に疑問な部分でもあるのですけれども、そのあたりの内容についてわかっている部分があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） QアンドAで見ますと、農地を貸し付けたいけれども、受け手がないとき、こういった農地については機構で一旦受け皿になって、その地域の中でどなたか借りていただく方が見つかるまで機構が管理をします。ただ管理するのではなくて、例えば新規就農者の関係で研修用の農地とするだとか、市民農園に貸し出すだとか、荒れ地にならないような管理をしていくということが言われていますけれども、名寄市の実態としては、今までもそうなのですけれども、出し手と受け手の方が十分話し合って、それで賃貸という形になったり、売買というような形が多いので、名寄市的にはちょっと実態とはそぐわない部分はあるのですけれども、一応機構としてはそういうものも受け付けて管理をしていきたいという話になっているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 管理というと、そういった部分悪く考えるとつくれない、耕作できない土地をそこに預けてしまえばきちんと畑が畑であるとか、田んぼが田んぼであるように管理してくれるのだというような捉え方もできるのかなというふうにこの文章等読んで思うのですけれども、そういった部分になると市町村というか、自治体でやる負担というのはすごく出てくるのかなという懸念もあるわけです。そのあたり実態としては

そんなに多くないというお答えでしたけれども、そのような中身のすり合わせも含めて機構のほうと、自治体独自でできることというのもやはりこれは限られてくるのだと思います。今後そのあたりの中身のすり合わせはあるのでしょうかけれども、そのあたりはしっかりと行っていただきたいと思えます。

また、業務の一部を市町村に委託という部分は、この業務の一部という捉え方はどのように考えたらいいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほども川村議員の質問にお答えしたのですが、道段階で1つしかないということで、具体的に多分札幌になるのだろうというふうに思いますが、そのところが果たして各市町村の状況をきちんと把握できるかという問題点あるのだろうというふうに思うのです。実態的に一番よく知っているのは、その市町村の担当課なり農業委員会のところがやっぱり市町村の実態をよく知っている。地区の実態もよくわかっていると。そこがやっぱり中心になってやっていかざるを得なくなるのではないかとこのように思うのです。そうならなければやっぱり農地の流動化、うまく回っていかないのではないかとこのように考えておりますので、その部分については川村議員の質問にありましたけれども、農業委員会と十分連絡、協力しながら、今後対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 今経済部長おっしゃったように、地域の実態というのは地域が一番よくわかっているわけで、特に今まで売買等農地を扱ってきた農業委員会には膨大なデータもあるわけですし、全て機構が管理するという部分はいささか本当に懸念があるわけで、やはり地域の実態に即した形でここも運用していくのが重要かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、名寄市の新年度の主要農業施策ということでお答えをいただきました。幾つか、骨格予算ということなので、具体的な予算、市長選挙の後、また第2定でいろいろとそのあたりは出てくる部分もあるのかと思えますけれども、お答えの中で1点、農業推進アドバイザーの配置、雇用ということで、これは新年度予算、人・農地問題解決加速化支援事業ということで、補助事業ですよ。予算がついていますが、具体的に雇用される人は決まっておられるのかどうか、またどのような活動をされていこうとしているか、具体的な中身少し教えていただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今山田議員から質問ありましたように、新年度から新規事業、国の補助金を受けて事業に取り組むことになっています。それで、内々的にはもう既にこの人ということが決まっているのですが、まだ正式に雇用通知や何かしていないものですから、この場では名前は伏せさせていただきたいというふうに思いますが、先ほども言いましたようにやっぱり今後の農業、農村のあり方については人・農地プランが基本となるのではないかとこのように考えているのです。その部分、きちんと農業者と農業者のつなぎ役というか、それらも含めて、それからあと営農対策の関係も含めて、この方農業をある程度理解されている方なので、そういった意味では顔も農業者の皆さんに覚えられている方なので、具体的に地域の中に入っていただいて率直な意見を聞きながら、これからプランをどうするだとか、営農活動をどうしていったらいいのだろうとかいう、そういうようなアドバイスや何かも含めて対応できる方だというふうに考えておりますので、そういう部分で行政と地域との間に入っていただいて、活動していただくという考えを持っています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） これは、大変いい取り

組みだなとか、国の補助事業を有効に活用した事業だなということで期待をしたいと思います。

いずれにしても、中長期的視点に立つ中でやはり担い手をしっかりと支えていく施策が重要だと思います。そういった中では、経済部長のお言葉の中にもありましたけれども、人・農地プランの重要性というのがやはりここにきて改めて認識されているところなのだと思います。いわゆる地域の農業の設計図というものなのだろうと思いますので、地区別懇談会も開催された中で意見聴取もされたというところで、懇談会の中で担い手の皆さん含めて地域の方から何か意見等も幾つか出てきたかと思いますが、どのような意見が出てきたか、わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 地区別懇談会の中で出ていた特徴的な意見、現在はいいのだけれども、10年後、15年後については、5年後についてはもうほとんどの方が70歳以上になって、土地の受け手も限界に近い状態になっている部分もあるだとか、地区によっては5年後70歳以上になる人はまだ少ないけれども、先ほど申しましたようにこれからどんどん、どんどんふえていく、そういった意見ですとか、それから規模拡大して農地集積したいのだけれども、土地条件が厳しいところもあって、その部分で今後どうやって土地の集積を図っていくのかということで悩んでいるといった部分だとか、あとは農地が点在をしていて作業効率が悪いのだけれども、実態として農地の交換が果たしてうまくいくのかどうか、これは中間管理機構の活用もあるのですけれども、そういったお話だとか、やっぱり今後集積計画の部分でいくと、先ほども中間管理機構のことを言ったのですけれども、一定程度市のほうでも集積計画を持って農業者と相談しながら進めていったほうがいいのではないかとか、そういった意見等も出ておりました。これらの意見踏まえて、人・農地プランの修正部分で生かせる部分については生かし

て、プランの中に取り込んでいきたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） さまざまな意見が出てきたのだと思います。そういった部分も新年度農業推進アドバイザーの方が新たに設置されるわけですから、そういった方も有効に活用してそういった問題の解決に取り組んでいただきたいと思います。

また、意見の中で、今はいいけれども、10年、15年後がどうなるかという意見も出たということであるのかなと思いますけれども、今プランの中で地域の中心となる経営体というのを位置づけているのだと思いますけれども、中心となる経営体の個々の実態というのは把握されている状況にありますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 担い手の関係でいくと、これ手挙げ方式で地域の担い手という形になっているのですけれども、個人ごとに農地の面積だとか、それから主要作物、作付の作物の部分では表にして、うちのほうでは個別に持ち合わせております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういった個々の経営体の実態というのもある程度持ち合わせているということですので、今後やはり今はいいけれどもということなのだろうと思います。例えば5年後、10年後、今は地域の中心となる経営体であるけれども、後継者がいないというような問題もそれぞれの経営体の中では出てくるのだと思うのです。そういった個々の農家をどうしていくか。そこで例えば新規就農したいという方をうまくマッチングさせる、結びつけるというような取り組みも今後必要になってくるのかなという気がしております。こういう私も今現役ではありますけれども、例えば将来10年、20年後考えると、娘1人なので、後継者がいないというくりにな

ってくるのかなと思います。そういった部分で、では私が持っている農地をどうするのかということも含めて考えていただけるような体制が、自分のことではないですよ。自分はどうでもいいのですけれども、そういった農家さんも多分多々あるのだと思います。そういった個々の農家のデータ、状況を把握した中で、やはり先を見て進んでいくというのが重要だと思いますけれども、そういった体制づくりというのをやっていくべきだと思いますけれども、経済部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 農家個々のデータについては、毎年調査をさせていただいて、任意ですけれども、アンケートで回答をいただいております。それをもとに農政系のほうでは各農家ごとのそういったものを集約をしておりますので、そういう部分も含めて先ほど言った農業推進アドバイザーの関係で具体的に相談を受けた場合については、それらを活用しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 先を見据えたそういった対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。

農業ということで関連でお許しいただきたいと思います。皆さん名寄新聞としておられると思いますけれども、私の地域の子供たちが1月からプリズムというのが掲載されているのですけれども、御存じかと思いますが、子供たちの将来の夢、何になりたい、いろいろと書かれています。農家を継ぐことが将来の夢、僕のお父さんの仕事を見ていると大変だと思うけれども、僕は農家を継ぎたい。将来は酪農家になりたい。こういった子供たち、本当に地域にいて、そういった周りの環境を見て夢を持って今すくすくと育っています。そういった将来の子供たちのためにも長期的視点に立った施策というのを今後ますます進めていくことを強くお願いしまして、農業関係は終わりに

したいと思います。

次に、子供たちのスポーツ活動についてということで再質問させていただきたいと思います。少年団、部活動の実態については細かな数字もいただきました。実際に特に部活動の実態ということで、私も幾つか聞き取り等もさせていただいた中で、やはり自分の行く学校に希望する種目の部活動がない。また、その競技に対して、その競技を希望する生徒の人数が少なくして部として機能しないので、部ができない。いわゆる部活動にならないというような状況も幾つか、特に子供たちがこの競技やりたいのにそういう環境の中で断念しているという状況もあるようであります。すばらしいなと思った例を1つ挙げますと、東中学校の女子柔道の関係です。東中学校には、女子の柔道部というのはありません。ないですよ。そんな中でもこれは地域と学校との連携ということになるかと思いますが、全道大会で団体優勝、そして全国に行っても活躍をされた。すごくいい取り組みだなというふう以前から思っておりました。子供たちのそういった行く学校によってそういう環境が変わってしまうというのは、それでやりたい部活動を断念しているという実態もあるわけですから、そういったものをどう解消したらいいのだろうかというのがやはり課題なのだろうなというふうに思います。地域と学校の連携で、そういった行政としても少し受け皿といいますか、コーディネート的な組織というのがやはり今後必要になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、そのあたりの御見解ありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） ただいま再質問で少年団活動や中学校の部活動の連結性、また連続性についての御質問をいただきました。現在の名寄市の子供のスポーツ活動の現状を改めて指摘したことではないかなと考えております。他の例も含めまして相談の窓口とか受け皿といったコーディネ

ート機能を持つ組織が今残念ながら名寄市にはございませんし、今までの中で仕組みづくりについて検討してきた経過についてはございません。ただし、1つ名寄市では区域外就学制度の中の許可要件の中には、教育的な事情として自分が行く指定された中学校に希望する部活動がなくて、希望する部活動のある指定校以外の中学校に就学を希望するときには、一応区域外就学の要件としては認められているという法的な部分がございます。ただ、部活動につきましては、少年団との連結性という部分では、名寄地区だけで申せば野球とかバレー、テニス、バスケット、それからスキー関係については名寄の中学校、名中、東中に部活動がございますけれども、そのほかの部分でいえば卓球とか水泳、また武道系の剣道であるとか柔道、また銃剣道については中学校に部活動がない場合が多い部分でございます。風連町においては、比較的少年団と部活動の連結性はあります、トランポリンについてはございませんが。こういったそれぞれの地域の事情があります。中学校に部活がない少年団におきましては、少年団活動は中学生まで包括していますので、その中で中学生も在籍しているという事実がございますけれども、それに対する指導者につきましては、地域の方、また教員、また所属する競技団体等の指導者が担っている部分もがございますけれども、それぞれについて仕事との関連性であるとか高齢化、また指導者資格の継続性等でいろんな団体それぞれ悩みを抱えておられることなのかなと思ってございます。今後においては、学校や団体などの関係者から具体的な事例等のことがございましたら、対応をそれぞれ協議をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういったことも今後研究だけではなくて実現できるように、やはり何かそういった事例も実際にはある中で、窓口があればもっとそういった学校に希望する競技がない

ので、その競技を諦めたとか、そういう子供も本当にやれる環境というか、解消できると思うのです、そういうやれる環境があれば。ですから、それはどういう団体が担うのか、新たに団体をつくるのかどうかは何がいいのか今の段階でわかりませんけれども、やはり受け皿的な組織がそういった各種団体、また地域のコーディネートをやって出て、またそうすると指導者、学校の先生の負担も減ると思いますし、指導者の方にそこに子供たちに集まってもらって指導していただくということも可能になるのかなと思います。今後前向きに検討していただきたいと思います。

指導者の確保というのがやはり何よりも今問題というか、課題な部分もあります。そういった部分解消できれば、子供たちのそういったスポーツ活動の中からやはり全国、また世界で活躍できる人材を育成できる環境が整ってくるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。午前中ソチオリンピックの話も日根野議員もされていましたが、隣町、下川では葛西選手、伊藤有希選手、また旭川、竹内選手、和寒、音威子府からも地元出身の選手が活躍をされていました。名寄も出ましたよね、テレビ。葛西選手のお姉さん、一躍名寄という名前も出ましたけれども、4年後平昌オリンピックで、その後もいいでしょう。地元出身の選手の名前で名寄を大きく世界にPRしていただければ、そういうふうになればいいなと望んでいるところでございます。

子供のスポーツ活動ということで、関連でもう一点お聞かせいただきたいと思います。3月1日、市民スキーの日が開催されました。私も午後から行きました。お昼の豚汁はいただけなかったのですけれども、久しぶりにスキー場にたくさんの子供たちがいる光景を見させていただきました。すごくよかったなと。あれだけの子供も含めて市民の方がスキーに親しむ機会ができたということは非常によかったなと率直に思っております。重要

なのは、ここからどうするのかだと思います。やはりああいった状況をできるだけ通常の土日、平日というとなかなか難しいのでしょうかけれども、通常の土曜、日曜についても、特に子供たちがあいう場にたくさんいると活気があるというか、すごくいいものだなと思って見ていましたけれども、そういった状況をつくる仕掛けづくりというか、今後たくさんスキーの日来てくれたからよかったねということではなくて、そこから先のことも考えていかなければならないのだと思いますけれども、そのことに関して御見解がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 市民スキーの日につきましては、今年は3月1日の日曜日にピヤシリスキー場を会場にスキーこどもの日と同時開催をして、リフトの無料とか豚汁サービス、それからスキー、スノーボードの講習会などの内容で行いました。今回につきましては、議員からも今まで再三指摘をいただきました早期から周知、広報を図った効果も見られまして、当日は多少風があったにもかかわらず、大人から子供まで、大人が202人、子供が281人、昨年3月16日に実施した部分の110人の4倍を超える利用となりました。一人でも多くの市民がスキー場に足を運び、スキーを楽しんでいただく。今後のスキー人口の回復につなげたいという、今回に限っては所期の目標は達成できたと思いますけれども、この効果を継続させる。また、議員の御指摘のとおり将来的にオリンピック選手を輩出するためには開催時期とか事業の内容、また共催イベントなどについて、まず足元から見直してスキー人口の底辺拡大を図るということを検討していく必要があると考えている次第です。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そこは、ある程度、一定程度のスキーの日としての結果は出てきたのだと思いますので、その先どうしていくかというこ

とをまた真剣に議論をして取り進めていただきたいということを求めておきたいと思います。

最後になりますが、学校図書館の充実についてということで、さまざまな取り組みの中である程度子供たちも読書の習慣化まではいくのかいかわりませぬけれども、特に朝読書なんか市内全校で行われているという状況だということで聞いております。今学校司書の配置に関してのお考えを最後お聞かせいただきたいなと思うのですが、道内では特に先駆的なところでは恵庭市が2004年度から全小学校に、また2年後の2006年度から全中学校、全13校、市内の全学校に学校司書を配置したということでありまして。その効果として、子供たちがみずから本を手にとって調べて行う学習が充実した、また学校司書の方が学習資料を探す手助けをすることによって、やはり子供たちの情報活用能力が高まったというような効果も出ているようであります。また、全国見ますと島根県なんかは全ての公立学校に学校司書を配置しているということでありまして。非常に効果の高い、子供たちの読書の習慣化はもとより、情報をどう活用するかという能力がすごく学力の向上にもつながるといような結果が出ているようであります。将来的に名寄市としても学校司書の配置を今後検討する考えがあるのかどうか、そのあたり最後に御見解をお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 学校司書につきましては、平成24年度から公立の小中学校に学校司書を配置するための経費として単年度約150億円、地方財政措置がなされました。週30時間の学校司書をおおむね2校に1名程度配置が可能になっているとされております。道内の例では、議員御指摘のように恵庭市を初め8都市で既に配置をしております、2市で配置に向けて検討という状況であります。名寄市におきましては、12学級以上ある名寄小学校、それから名寄南小学校、

西小学校、東中学校においては司書教諭が配属をされており、各小中学校にはいわゆる学校図書担当者がおります。ただ、いずれも両者とも教員でありますので、授業や学校行事等、また生徒の指導等さまざまな校務を行っているため、学校図書館の環境整備であるとか、図書整備、図書館だよりの発行など十分な取り組みができていないのが現状でございます。その対応として、教員ではない学校図書館の学校司書の配置というのは有効な手段であります。他市の業務内容とか雇用形態を現在調査をしております。本市に配置した場合に児童生徒にさらなる読書活動の推進であるとか、学校図書担当者の負担軽減につながるということも精査をして、現在職員配置に向けての検討のための調査研究を始めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

循環型社会とまちづくりについて外1件を、上松直美議員。

○3番（上松直美議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告に従いまして、本定例会において大項目2点について質問してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1点目の循環型社会とまちづくりについて質問いたします。森林は、多面的な機能を持ち、環境に優しく、低炭素で持続可能な社会をつくるために重要な役割を担っています。そして、森林整備、森づくりは長い年月がかかる長期スパンで計画されなければなりません。人工林は、40年から50年以上のサイクルで伐採齢期を迎え、素材原料として伐採されます。その間に植林、下刈り、間伐、枝打ち、さまざまな工程を経て管理されています。循環型社会の構築は、資源を持続可能に安定供給し、安心して暮らせるまちづくりとして、地域資源を有効に活用し、自然との共生を目指すことが環境に優しいライフサイクルになり、きれいな空気、おいしい水を未来

の子供たちに財産として残し、安定した地域社会をつくり上げることは言うまでもありません。公共施設の地域材、道産材の利用を促進することや一般建築材の利用拡大を図ることが地域の森林整備を加速することになり、安定供給を確保するための路網の整備、施業の集約化、効率的な森林施業の推進につながると考えます。

しばらくの間円高で輸入材が安く、国産材の低迷が続いておりました。しかし、昨今の状況としては円安傾向が続き、輸入材は値上がり傾向にあります。しかし、道産材の需要がふえましたけれども、まだ値上がりにまでは至っていないのが現状であります。森林所有者への利益還元ができる地域材の利用促進が望まれるところであります。そこで、地域の森林資源を適切に管理運営し、付加価値をつけ、経済効果のある製品の開発、雇用の拡大につながるための森林の多面的機能を保持し、森林、林業の活性化を推進することが地域経済の基盤となり、基幹産業の再生に寄与することと考えます。

以上の観点から、まず1点目に名寄市の森林資源の伐採量と推移をお聞かせください。

2点目、木材利用促進の国、道、市の根拠について教えてください。

3点目、今後の名寄市における木造公共施設の整備計画についてお聞かせください。

4点目、名寄市における木質バイオマスのエネルギー利用について、基本的な方向性をお聞かせください。

次に、大項目2点目、少子高齢化と過疎対策について質問します。地方における少子化、高齢化と人口減少は、労働力の減少、生産性の低下につながり、経済面でもさまざまな影響が考えられます。少子化対策は、長期ビジョンで子育て支援をしっかりと行い、将来の労働人口を確保することと雇用をしっかりと確保することが重要と考えます。また、高齢者の人口減少も地域を支える経済に与える影響は大であり、健康で高齢者が安心し

て住み続けられるまちづくりを進める政策が大切になってくると考えます。労働人口を確保したとしても、雇用がなければ人口減少に歯どめはかかりません。しっかりと生活できる雇用の拡大に重点を注ぐことも大切な政策と考えます。出生率を上げるための子育て支援、若い女性の雇用の確保と通年雇用、育休の支援等が考えられます。また、田舎暮らしの勤めの移住者の受け入れに積極的に取り組むことも重要と考えます。

以上の観点から、1点目に少子高齢化と過疎対策について、現状と課題についてお聞かせください。

2点目、少子化対策の取り組みについてお聞かせください。

3点目、地方移住のニーズとインセンティブについてどう捉えているかをお聞かせください。

以上でこの場からの質問を終了いたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 上松議員からは、大項目で2点にわたり御質問がありました。大項目1は私から、大項目2のうち小項目1と2は健康福祉部長、小項目3は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、大項目1、循環型社会とまちづくりについて、小項目1、名寄市の森林資源と伐採量について申し上げます。名寄市における森林所有区分は、国有林8,605ヘクタール、道有林9,865ヘクタール、市有林2,475ヘクタール、市有林を除く一般民有林1万2,539ヘクタールの合計3万3,484ヘクタールとなっており、林種は天然林1万7,206ヘクタール、人工林1万5,325ヘクタール、未立木地661ヘクタール、その他292ヘクタールとなっており、近郊の市町村と比べると一般民有林が多い特徴があります。人工林における樹種は、道有林がトドマツ3,044ヘクタール、カラマツ464ヘクタール、アカエゾマツ750ヘクタール、その他31ヘクタールとなっており、樹種の特徴としては道有林ではト

ドマツが71%で最も多くなっております。市有林を含む一般民有林では、トドマツ3,674ヘクタール、カラマツ2,862ヘクタール、ゲイマツF1、1,237ヘクタール、アカエゾマツ789ヘクタール、その他407ヘクタールとなっており、樹種の特徴としてはカラマツとの混合種であるゲイマツF1とカラマツを合わせて46%、トドマツが41%となっており、今後も成長が早いカラマツがふえていくのではないかと見ております。

伐採事業量に関しましては、道有林においては平成21年度が主伐20ヘクタール、間伐240ヘクタールで材積1万888立方メートル、平成22年度が主伐14ヘクタール、間伐135ヘクタールで材積5,002立方メートル、平成23年が主伐30ヘクタール、間伐155ヘクタールで材積1万1,957立方メートルとなっており、3カ年の平均材積は9,282立方メートルとなっております。市有林を含む一般民有林では、平成21年度が主伐42.1ヘクタール、間伐258.9ヘクタールで材積が1万2,836立方メートル、平成22年度が主伐65.95ヘクタール、間伐334.2ヘクタールで材積2万4,037立方メートル、平成23年度が主伐58.13ヘクタール、間伐が272.16ヘクタールで材積2万3,139立方メートルとなっており、3カ年の平均材積は2万4立方メートルとなっております。

次に、小項目2、木材利用促進の根拠について申し上げます。平成22年10月1日、国では国や地方公共団体が率先して公共施設での木材利用を促進し、木材のよさを広く発信することで民間施設や住宅などに波及させ、木材利用の拡大を目指すことを目的に公共建築物木材利用促進法を制定し、平成22年10月4日、法に基づき国が整備する公共建築物における木材の利用の目標などとして公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めました。北海道でも国の基本方針に則して平成23年3月22日、北海道地域

材利用推進方針を定めております。名寄市においても北海道の方針を受け、平成24年4月1日、名寄市地域材利用推進方針を定め、みずから整備する公共建築物の木材利用に努めることとしております。

なお、平成26年1月末現在、北海道では179市町村のうち利用方針を定めているのは147市町村、82%となっております。全国的に見て100%のところは21県あります。

次に、小項目3、木造公共施設の整備計画について申し上げます。公共施設の整備計画は、新名寄市総合計画に登載するとともに、毎年のローリングで見直しを行い、実施いたしております。木造としての公共施設は、消防法、建築基準法の制限があるとともに、制限をクリアする集成材等は高額となるため、建築費がかさむものと考えております。さらには、積雪寒冷地である名寄市においては、外装に使用した場合劣化が進むものと考えられますが、一方では温かみを感じる素材のため、内装材や建具等で（仮称）市民ホールや南小学校での活用も考慮しております。検討においては、木材の持つ優位性とあわせて木材を利用した場合の補助金とコスト、維持管理費用も含めた検討が必要となりますが、今後においても事業予算の許す範囲で積極的に活用していきたいと考えております。

次に、小項目4、木質バイオマスのエネルギー利用について申し上げます。名寄市では、今年度名寄市木質バイオマス利活用調査を実施し、名寄市での木質バイオマスの利活用の可能性について調査いたしました。調査では、林地残材を予測調査し、チップ材を活用した木質バイオマスボイラーを複数の施設で運用できる量が残されているとの可能性を示すものとなりました。しかし、集材においては確立された方法がなく、他都市の実証実験の状況を調査いたしました。事例では、森林残材全てを集める方法では化石燃料より高いコストを示したことから、今後も集材、燃料化におい

て実証実験等を踏まえた検証が必要であるとの結果となりました。今後上川総合振興局で上川管内で実証実験を行うこととしておりますので、その結果について注視していきたいと考えております。

施設モデルでの検証では、温浴施設、公共施設、農業施設をモデルとして試算し、熱需要が多い施設である通年利用の施設、複数施設での活用において利用が可能だと考えております。今後におきましては、ただいま申しあげました課題を踏まえて新名寄市総合計画で計画される施設において活用可能か協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の少子高齢化と過疎対策について、小項目1と2について申し上げます。

初めに、小項目1の現状と今後の課題について申し上げます。本市の少子化の状況といたしましては、出生率では平成22年度237人、平成23年度267人、平成24年度260人となっており、大きな減少傾向にはなく、250人から260人を推移しており、また平成22年度合計特殊出生率は1.59となり、全国平均1.39、全道平均1.26よりも上回っておりますが、本年1月末の14歳以下の人口である年少人口は3,599人となっており、昨年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計値によりますと、平成37年の推計値では3,111人とされており、平成26年度対比で13.6%減少すると見込まれています。少子化社会の問題は、結婚、妊娠、出産、就労形態などさまざまな要因による問題でもありますが、少子化傾向に歯どめがかかっている背景には子供と子育てをめぐる厳しい実態があると考えられ、総合的な政策の充実、強化によって個人の価値観や選択を前提としながらも、少子化傾向に歯どめをかけることが必要であります。本市においても若い世代に対する妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援や出産、子育てと就労継続の

ための保育の確保などに取り組んできておりますが、引き続き安心して子供を産み育てることができる環境を整備し、子育て世代の定着に寄与できるよう努力してまいります。

次に、高齢化についてお答えします。名寄市の高齢者の状況は、65歳以上人口で合併時の平成18年には7,918人、高齢化率が25.1%でありましたが、本年1月末では8,566人、29.03%となっております。昨年の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、65歳以上の高齢者人口のピークは平成32年で8,953人、31.5%となり、介護等が必要となる方が比較的多くなる75歳以上人口のピークは平成37年で5,371人と推計され、現在の後期高齢者人口よりも880人程度増加し、後期高齢化率も19.77%となる見込みとなっております。後期高齢者のピークは、全国的な傾向と本市も同じ状況となっているところです。今後団塊の世代が75歳となる平成37年を見据えた介護保険事業計画の策定が必要となりますが、今国会での今後の介護保険法改正法案審議を踏まえて、その詳細が明らかになっていくことから、国の動向を注視しながら、本市における第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の策定に努めてまいります。

次に、小項目2の少子化対策の取り組みについて申し上げます。国は、少子化の進行に対し子育てなどの不安を取り除き、安心して子供を産み育てることができ、子供が健やかに成長できる環境づくりが重要な課題であるとし、社会全体で総合的に出産や子育て、子供の成長をしっかりと支えることができる社会を目指すため、平成7年から16年まではエンゼルプランの策定、また平成17年から26年までは次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を義務づけてきました。本市においても国の方針に基づき平成13年3月に名寄市児童育成計画、エンゼルプランを、平成17年3月には次世代育成支援行動計画を、また平成22年3月には次世代育成支援後期行動計画

を策定し、「ここで育って、ここで育ててよかったといえるまちをめざして」を基本理念とし、基本目標の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。

子育てと就労が両立できるための多様なニーズに対応し、保育所においては低年齢児保育、延長保育、障害児保育、一時保育、病後児保育を実施し、入所児童増加に伴い、待機児童を出さない工夫に努めてまいりました。子育て支援の充実では、子育てに関する相談、情報提供、交流の拠点となる名寄市地域子育て支援センターを近隣市町村に先駆け平成11年に開設し、子育て不安を解消し、交流を図る取り組みを進めてまいりました。平成24年度からは、子育て支援のさらなる充実を目標に掲げ、親子お出かけバスツアー、青空保育を実施し、多くの子育て親子に参加をいただき、好評を得ており、特に親子お出かけバスツアーは総務省の市町村の活性化施策、平成24年度地域政策の動向の冊子において全国で地域活性化に大きな成果を上げている事業として特徴的、先進的な取り組みが評価され、道内から札幌市と名寄市の2市が全国に紹介をされました。平成25年度は、お祝い誕生餅引きかえ券交付事業として満1歳を迎えられた子供に誕生餅を贈呈し、お祝いしたり、3キロ以上離れた幼稚園、保育所に通園、通所する全世帯に遠距離通園通所費助成事業を拡大してまいりました。また、平成27年4月から予定されている子ども・子育て支援新制度に向けて名寄市子ども・子育て支援計画策定のため、アンケート調査を実施し、現在調査の分析をしているところです。名寄市独自の支援計画となるよう、名寄市子ども・子育て会議で議論をいただくことになっております。今後においてもさらなる子育て支援の充実を図りながら、独自の少子化対策を模索してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項

目2、少子高齢化と過疎対策について、小項目3、地方移住のニーズ、インセンティブについてお答えいたします。

当市の移住施策としましては、平成24年度に官民連携して名寄市への移住促進を図る名寄市移住促進協議会及び庁内検討会議を立ち上げて協議を進めており、その成果として昨年7月から旧風連高校教員住宅を改修整備したお試し移住住宅を供用開始しました。また、天塩川周辺13市町村で広域連携した取り組みとして、道内外の移住希望者を対象にした移住モニターツアーを今年の冬と夏に実施いたしました。さらに、北海道移住促進協議会が主催する移住PRイベント、北海道暮らしフェアに平成18年度の第1回から出展しております。

これらの取り組みを通してアンケート調査を実施しておりますが、道北の中核都市である名寄市ならではのさまざまなニーズがあり、医療環境やネット環境のほか、買い物に不便しないかなどが挙げられます。さらに、30から40代の働く世代の場合は、働く場があればすぐにでも移住したいといった声も聞かれます。また、リタイアされている方からは、冬は厳しいので、本州の暑い夏の間だけでもといったシーズステイや2地域居住を希望する声が比較的多い傾向があります。当市としましては、移住者に特化した施策ではありませんが、当市で起業等をする場合の支援として空き地、空き店舗の利用や店舗、事務所の新設、改築、増築に対する助成制度、新規開業資金の融資に係る保証料補助や利子の一部補助などを実施しております。また、名寄市移住促進協議会において構成団体の協力を得て空き住宅情報をホームページで提供することとしております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 答弁どうもありがとうございました。

初めに、循環型社会のまちづくりについて再質

問をさせていただきます。先ほど名寄市における森林資源の状況について御説明いただきました。一般民有林は、カラマツが46%とトドマツよりもカラマツが多いというふうにわかりました。道有林においてもカラマツよりもトドマツのほうが多いという状況、これは全道的という、上川管内と全く同じ、ほかのまちと同じような状況だと思います。その中で人工資源というか、人工林が今どれだけ名寄市にあって、そして人工林がほとんど90%が木材資源として使われている。90%が人工林であるという事実は隠せないということはおわかりだと思います。その中でしっかりと木材量を確保というか、量的な賦存量をしっかりと推移を見守って、どういうふうな加工をしながら付加価値をつけていくかということが大事だと思っています。それについて経済部長のほうでどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 上松議員の質問にお答えしたいと思うのですけれども、人工林については全森林面積のうち46%、天然林が51%、それから未立木地が2%、その他が1%というふうになっています。名寄市全体でいきますと、人工林よりは現状の段階では天然林のほうが多いと。特に天然林が多いのは、国有林で国有林面積の76%、道有林で道有林面積の54%が天然林ということで、市有林、民有林は逆に人工林が多い状況となっております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 埋蔵量というか、面積だけではなくて、私の言っているのは木材出荷量という概念でいくと、北海道の90%が人工林の出荷で成り立ってやって、天然林は保護されていると言ったらおかしいですけれども、伐採時期を迎えていないものがほとんどで、だからいわゆる面積で言えば経済部長の言ったとおりなのですが、木材量として今出荷している現状はどのように捉えているかということをもう一度お聞き

したい。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） これ平成24年度の実績なのですけれども、上川北部森林組合の調査によるところですけれども、皆伐、主伐ですね。主伐でいくとパルプ材が材積で2,191、逆に一般材で2,838、これは立方メートルだということです。特に主伐に関しましては、成長により材に回るものが多いので、パルプ使用よりも一般材の適用が多くなっているところです。ただ、間伐に関しては成長が満たない部分もあって、一般材に回るよりも間伐の場合、パルプ材に回る率が多くなっています。材積でいうと、パルプ材が4,856立方、一般材で3,291立方、合計で間伐の場合8,147立方メートルというふうになっています。全体的に見て主伐、間伐合わせてもパルプ材のほうが若干一般材よりも多い材積数となっております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 昨年10月に林業活性化議員連盟というものの総会に出席してきましたのですけれども、そのときのデータによると人工林の伐採量は北海道ではもうほとんど90%が人工林であると。そして、トドマツ41年成長が45%、カラマツが31年成長が80%と。どちらかといったら、カラマツのほうが全体的には80%という、カラマツの量のほうが多いというふうに北海道全体ではデータ出ています。名寄市としてしっかりと樹種における林年齢の管理をしながら、そこでどれだけの材料が今後出ていくのかという把握というか、それが大事だと思うのですけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） これは、平成23年度の実績ということになりますけれども、一般民有林の材積なのですけれども、先ほど2万3,139立方メートル、それから道有林では平成23年度で材積数でいくと1万1,957立方メートルと

いう材積はこちらのほうで押さえてはおります。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） わかりました。余り時間ないので、ちょっと先へ行きます。

平成23年度の北海道の木材利用量というのは395万立方あります。それで、10年かけて520万立方、そして約20年かけて610万立方まで持っていこうという計画があります。これは、どういった計画だということ、やっぱり今トドマツとカラマツは伐期を迎えていて、最大需要というか、最大の供給量を持っているわけです。その供給量をどうやって付加価値をつけて出すかということなのです。データは、今いろんなデータもらって、時間かけて出してもらって本当にありがとうございます。しかし、把握としてはきっちりと今伐期を迎えてどれだけの量が出せるかという。各市町村もやはり森林組合さん等通じて的確に数字をつかんでいると思います。そこで、森林計画とか、いわゆる国の全国の森林整備計画、道の森林計画、市で行っている森林整備計画、その中の最後に森林経営計画というものがありますけれども、そこをどのような形で今考えて捉えているか、今のこととあわせて。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 今上松議員から御指摘のあったとおり、伐期を迎えているトドマツ、それから落葉、カラマツですね。あることは十分承知しております。それらの部分も含めて計画的に伐採をして循環させていくという、そういう取り組みも森林整備計画の中では設けておりますので、その部分も含めて整備計画に沿った整備内容で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） では、次に進みます。

木造公共施設の整備計画ということで、先ほどお答えあったのですけれども、一番デメリットというか、消防法とか建築基準法とかがネックで、どうしても公共施設に向かないと言ったらおかし

いですが、高層とか、3階建て、4階建てにするとやはり強度の問題、いろんな問題があって建築基準法等もひっかかって先に進んでいないという面もあると思います。そして、集成材につきましても割高であるというふうに認識があると思います。それは、実際に私たちも一般建築材から見ると集成材は2.5倍の価格であるのでありまして、そこはすぐ認識は共有しています。しかし、私は今回言いたいのは、公共施設がなぜ木造化でできないのかということ、自分たちができるといって向かってほしいと思います。

いわゆる先ほど言った平成22年からの国の公共建築物の木材利用促進法に基づいて、北海道、自治体がその方針を定めています。公共事業、公共施設になるべく木を使っていこうという動きがあります。昨今CLTという可能性について、いわゆるクロス・ラミネイティド・ティンバーという方式によって新しい集成材ができました。これは、今までの繊維方向、全く同じ繊維方向で圧着するものではなくて、直交板方式による新しいものであります。これは、高知のほうで森林組合と会社で昨年からJASも通り、実証実験も通って、耐火テストも行っております。私たち北海道が、今名寄市がCLTについてもっとネットワークを広げて、どういった可能性を秘めているか、そしてそれをどのように利用するかということが大事だと思います。本年の4月には、道の研究会発足します。そこで製造工場の設置の検討やCLTの製造技術の研究、利用法の研究について始まります。これは、国と道のほうもCLTについては木材需要拡大についてかなりのウエートを占めて考えています。先ほど言った395万立方を610万立方にふやす。一つのそういう根拠として、こういうCLTとか新しい構造体をつくって、日本全国のものがいわゆる国産の木材を利用した中で動くと。その中でいろんな今まで衰退してきた森林、林業が活性化するという考えで動いていますけれども、このCLTの情報について、また今後

の考え方についてどう考えるでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 国のほうでは、ことしCLT等新たな製品技術の開発ということで、これは農水の予算ですけれども、5億900万円ほどかけて実証実験等も含めてこういう費用を設けて検討していくというスタイルになっています。構造的な部分については私専門外なので、建設水道部長のほうから答弁いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今上松議員のほうからCLT工法について御質問いただきましたけれども、実は私も正直なところ承知をしておりませんでした。国土交通省のホームページなどで調べさせていただきましたけれども、現時点では議員言われるとおり各関連法、建築基準法あるいは消防法などで確立されていない工法であるということございまして、国内においては高層建築物や公共施設における耐震性や耐火性、耐水性、構造の強度などについて現在研究段階であるとのこと、まだ実用段階には至っていないということでございます。

また、国などのCLTモデル予算につきましても調べさせていただきましたけれども、国では26年度予算、先ほど議員も言われましたとおり新たな技術や製品普及に向けた環境整備費用、これを予算化しようとしているようであります。将来的には、この工法が実用化された場合につきましても森林資源を活用した産業振興にも非常に期待できるものと思っております。国や北海道の動向など今後も注視していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） このCLTもいいのですけれども、私2月の初めにまた同じような木造構造体の中で、燃エンウッドというのを見てき

ました。竹中工務店の特許で横浜市が、第三セクターが新しい商業施設をつくっていました。日本で最初に構造体として集成材をメインとして使ったものとして、北海道のほうもすごく注目しているものとして私は見に行ってきました。新しいものに対して、すごく取っつきづらいものもあるのですけれども、公共施設の中で新しいものを使って、全国から見に来てもらって、こういうものがこの地域の材を使って公共施設にあるのだと、そういうことをしっかりと政策として提言してもらいたいと思うのですけれども、市長、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 循環型社会形成の中で、この森林資源をいかに有効活用していくかということは非常にこの地域でも重要な課題であるというふうに我々も認識をしているがゆえに、今回利活用の調査を道の補助事業を使ってやらせていただいているという経緯がございます。おっしゃるとおり、さまざまな可能性もあり、CLTに関しては岡山県真庭市の銘建工業さんが開発しているという、たまたま私も行かせていただいて感銘を受けた経過もございます。含めてこの地域は古くから製紙工場もあって、木材も集まりやすい地域だったということを含めて、いろんな可能性がある中で木材が集積して、さらに産業を立地していくということでの可能性はまだまだ十二分にあるというふうに私も認識をしまして、今議員からいろんな可能性も御示唆いただきましたので、それに向かって我々も挑戦をしていきたいというふうに思いますので、ぜひこれからも御指導、御提言をお願い申し上げたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） どうもありがとうございます。やっぱりCLTと燃エンウッドというのは、私自身ではなくて木材関係とか、地域でいろんな関係に携わっている人たちがいかにどうやって需要をふやしていくかということに対してセン

セシヨナルというか、すごく期待を持っているというか、これしかないのではないかと。これ以上のものはない、ほかに出てこないのではないかと。いうふうに私も考えています。だから、公共施設の一つでも、これから計画されるものの一部分でもいいので、木を利用しながら環境に優しい循環型社会を名寄市から発信していてもらいたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松直美議員の一般質問の途中ではありますが、ここで一旦一般質問を中断をいたします。表示板の時計をとめてください。

○議長（黒井 徹議員） 去る平成23年3月11日14時46分に発生いたしました東日本大震災から3年を迎えることとなります。ここで、犠牲になられました方々に追悼の意を表し、本議会として震災発生の時刻に合わせて黙祷をささげたいというふうに思います。

時間が来ましたら、私の発声で御起立を願い、黙祷を始めたいと思いますので、御協力のほどお願いを申し上げます。若干まだ時間がありますので、しばらくお待ちいただきます。

御起立を願います。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（黒井 徹議員） 黙祷を終わります。

御着席ください。御協力ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） それでは、一般質問を継続いたします。

上松議員。

○3番（上松直美議員） 続きまして、やらせてもらいます。

先ほど建設水道部長のほうからCLTはまだ建築基準法に適応されていないということで、利用できないというような話あったのですけれども、利用できないのではなくて、特別な申請をして検

査をすれば使用可能ということを私調べましたけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 使用できないということではなくて、まだ国の法が整備されていないので、建築基準、うちは建築の場合は、公共施設の場合はあくまでも法を遵守しながら事業を進めておりますので、建築基準法の法が整備されなければ資材としては使えないという状況。ただ、先ほど言いましたけれども、内材だとか、要するに構造、力がかからないところは使っているのかなと思っておりますけれども、それはこれからの試験データによって決めていくということでありますので、それが出ないとオープンには多分使えないと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） わかりました。昨年というか、農林水産省のほうでCLTについてはJASを制定して、きちっと内材としてはもうちゃんと使える状況で一般流通しているというふうに聞いていますので、ぜひテスト的と言ったらおかしいですけども、使える部分では公共施設の中に、構造体では使えませんが、CLTを使う方向性というものをしっかり出してもらいたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、木質バイオマスの利活用についてお聞きいたします。先ほども何かすごくマイナス思考的な答弁でしたので、ちょっとそこについてお聞きしたいのですけれども、林地残材を利用するという事はなかなか難しいということで、集材の方法とか、いろんなことでコストが上がるということで、やはり重油とか灯油のボイラーと比べると高くなる、はね上がってしまうというのが経済部長の認識だと思うのですけれども、それでよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 林地残材全部を集め

た場合ということであります。そういった場合については、一般の化石燃料よりも高いコストになってしまうので、林地残材を利用する価値がなくなるというか、そういう部分で申し上げました。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） まさにそうですね。全部持ってきて使うとなったら、やはり枝とか小さいものまで集める手間がかかってだめだと思いません。私もそれは認識しております。ただ、今現在バイオマスエネルギーの利用している状況を見ると、平成26年で62万立方を使っております。それは、全て林地残材と工場の端材とか、建築端材、その利用で、いわゆる利活用です。今まで廃棄物として投げていたものもあると思います。それを利活用して62万立方、これはかなりのエネルギーというか、量だと思えます。それを考えると、ある一定の集材というか、方法を考えればやはり成り立つのではないかと思います。それは、林地残材をどのようにうまく集めるかということだと思いますけれども、一つのアイデアとしては、いわゆる植林の時点から路網を整備します。路網を整備することによって、間伐の仕方を変えます。間伐の仕方をどうやるかといったら、択伐といって、間を抜いていくのではなくて列状間伐というやり方にすれば、いわゆる3列、4列を一気に高性能の林業機械で刈り込むというような方法であれば、バイオマスのチップ材としては間伐材を100%そこに使えます。そういうときにネックになるのは、チップ材として買うときの値段だと思います。1立方当たり幾らで買ってもらえるかと。そこが一つのネックだと思います。そこがきちんとできるのであれば、列状間伐のやり方と創意工夫で、エネルギーとしての安定供給はそこから生まれてくると思うのですけれども、そういう認識は持たれていますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員、質問をちょっと集約して質問するようにお願いいたします。

○3番（上松直美議員） わかりました。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 経済部としては、当面どこの部分が活用できるかといった部位のところをいくと、追い上げ材、トドマツもカラマツ含めて追い上げ材が一番有効活用できるのでないかといった部分持っていますので、それは集材、土場から集めて運搬をして、森林組合にあるチョッパーでチップ化するという場合については、一定程度先ほど言った化石燃料の比較からいうと、その部分でいくと化石燃料よりも低い単価設定になり得る場合もありますので、そういうことも含めてどういった集材方法が化石燃料の単価と比較をして優位性があるのかも含めて検討していきたいというふうに思いますし、ただ木材需要の場合は地域の中で全て循環をするということです。化石燃料でいくと、大もとは中近東のほうにあるものですから、そういう場合と違って林地残材を活用してチップ化してやるとなれば、地域の中でお金が循環するといった部分があるので、それらも含めてできるだけ地域材を活用するような方法を見出していきたいというふうには思っています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） わかりました。

地域残材というか、いわゆるこの前の協議会、検討委員会の中で1,700トンぐらいが大体林地残材ではないかというふうに出ているのですけれども、新聞報道で見たのですけれども、その中で1,700トンという数字が信憑性どうのこうのではなくて、1,700トンをもし持ってきて、ある1カ所で使える量なのか、それともそれでは足りないのかと。施設のボリュームにもよりますけれども、例えばサンピラーの温泉をバイオマス化したときに1,700トンの林地残材でできるのかという検討はしていますか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 平成24年度におけるサンピラー温泉の重油使用量に換算をして、そこと比較をしてどのぐらいの量が必要かといった

ような試算は比較検討しております。数値については今持ち合わせておりませんが、上松議員おっしゃられたようにその数字でいくとサンピラーでは十分活用可能かなというふうには今のところ考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） その中で、新聞記事の中で出ていたのですけれども、1トン1万7,800円がボーダーだというふうに書いていました。という、逆算して考えるとキロ17円80銭、それをボーダーとして、1キロ当たり買うときに17円80銭であればボーダーだけれども、それが20円、25円となるといわゆる重油のほうが安いというふうに、そういう考えでよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） チップの価格においては、含水率も当然その中には要素として含まれているので、含水率が低ければ低いほどチップの値段としては高くなるかと思うのです。乾燥するのに経費がかかるものですから。試算の中では、50%の含水率の試算をさせていただいて、そこをめぐって重油の使用量と、それから木質バイオマスで使う量との比較をさせていただいて、集材の方法もあわせてどの時点で重油を使うよりもメリットがあるのか、デメリットがあるかも含めて協議会の中では検討させていただいております。ちょっと今資料的に数値を持ち合わせていないので、はっきりしたと言えないのですけれども、先ほど言ったようにできれば地域の中で循環をさせていきたいというところもありますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 細かいデータはいいです。私の認識では、重油が1リットル60円がボーダーであって、やはり50円とか、それよりも安くなればバイオマスは不利だというふうに認識

しております。60円をボーダーに、それよりも今高騰しているのであればバイオマスは有効な手段であるので、しっかりとしたデータに基づいた試算とカロリー計算をしながら、今後の公共施設の導入に取り組んでもらいたいと思います。そこをよろしく願います。

続きまして、少子高齢化対策について、残された時間でちょっとやらせてもらいたいと思います。出生率の関係で先ほど答弁あったのですけれども、平成25年度の出生者と死亡者の数から、それと25年度の転出者と転入者の数、いわゆる自然減でどれだけ人が減って、社会現象というか、転勤とか何かでどれだけの人が減ったという、そのデータがもしあれば、後でいいですけれども、教えてください。今即答でなくてもいいです。もしつかめるのであれば教えてください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 済みません。これ私新聞記事でコピーしていたのですけれども、26年3月2日付の名寄新聞さん、名寄市の25年度の人口動態見ると死亡者、出生者数、死亡者数が出生者数を上回る自然減に加え、転出者が転入者を上回る社会的な人口減になっているというような記事が載っております、住基上では1月から12月まで1年間の出生者は226人で、死亡者が344人というような報道になっております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 正解でした。どうもありがとうございました。出生者が226人、死亡者が344人で、マイナス118人、これが自然減で、転出者が1,711人で、1,409人が入ってきています。ここで302人のマイナスになっています。こういった社会現象によって出ていく人、自然現象によって減っていく、この人口減少をどうやってとめるかというのがもう過疎のまちとか、本当に名寄市だけではなくて北海道全体の抱える問題だというふうに私も認識しております。

そこで、出生率を上げるというのもそんな1年、2年のスパンでは考えられていないと思います。長期的なスパンで出生率を上げるためにどのような子育て支援が、今までにない子育て支援が望まれるのかと思うのですけれども、積極的といったら財源とか下げられた中でやるのですから理想とあれありますけれども、やはりどういった支援策というのがあると思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 有効的な少子化を食いとめるような方策というのは、今すぐはちょっとお答えはできないところはありますけれども、今まで本市が行っておりました数々の子育て政策、議員も御存じだと思いますけれども、赤ちゃんが生まれましたら、まずこんにちは赤ちゃん事業から始まりまして、それで小さな1歳の誕生を皆さんでお祝いするですとか、医療費少し助成していただいていますとか、数々保育所の整備も待機児童を出さないようにこれまでも努めてきておりますし、そういったような総合的な子育て施策を通じながら、少しでも子供を産み育てやすい環境を引き続き続けてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） ありがとうございます。

子供を産むというのは女性であって、20代、30代の女性がやはり流出するのではなくて、この地域に雇用を求めて定住できる環境をつくり、整備するというか、支援するというのが大事だと思います。そういう人たちが子育てするときには手厚い医療費の全額市負担とか、ちょっと無理ですけれども、積極的なほかの市町村にはできない、名寄しかできないような支援策というのが望まれるのではないかと私は思います。

そして、高齢者が安心して暮らせるというのはどういうことかということ、1人になってもやっぱりこのまちできちっと面倒見てくれると。そういう制度がきちりとできていると。グループホー

ムであろうが、いわゆる特別養護老人ホームであろうが、しっかりと見てもらって、いろいろな人たちに支えられながら安心して暮らせると。それが逆にそういう一人でも多くの高齢者がこのまちに住んでもらえるということは、いわゆる福祉とか医療関係で働く雇用を守ることだと思います。急激な高齢者の減少が逆にそのまちの雇用を崩し、そしていわゆる人口減少の引き金となってまた衰退していく。だから、しっかりと高齢者を支えていって、そしてそれを支え、雇用がしっかりと若者に生まれてくるという、そこがすごく大事な部分だと思いますけれども、どう考えていますか。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） これまで名寄市は、住みよさランキングの関係でいうと、病院の数であるとか特養の数であるとか、一定のそういう福祉関連施設を持つことによって住みよさのランキングではポイントが高く、全道1位という点数をいただきました。この間も総合計画の議論等の中でも改めて施設の多さ、十分さだけで満足することなく、先ほど議員がおっしゃったように高齢者が本当に住みやすいためにはどうするのだと。そこは、従前は車で往来できたものがやっぱりコミュニティバスを改めて国の事業を入れて実践を試みようとか、子育ての関係につきましても保育所関係については認定こども園も含めてできるだけ待機児童を出さない努力もやっておりますので、改めてハードの部分とソフトの部分との連携というか、本当にこの地域に住んでよかったというのはフレーズだけでなく実践もその辺についてはしっかり手がけていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、今後の新しい施策については箱物重視だけではなくて、必要な箱物は老朽化施設の更新も含めてやっていきながら、ソフトについても連動する形で取り組んでいきたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○3番（上松直美議員） 以上で終わります。ど

うもありがとうございます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月12日から3月16日までの5日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、明日3月12日から3月16日までの5日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたしたいと思います。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 佐々木 寿

署名議員 熊谷 吉正

平成26年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成26年3月17日（月曜日）午後1時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 議会運営委員会委員の選任
- 日程第3 議案第42号 財産の無償貸付けについて（経済建設常任委員長報告）
議案第43号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第8号）（経済建設常任委員長報告）
- 日程第4 議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第31号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第32号 平成26年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第33号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第34号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第35号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第36号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第37号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
議案第38号 平成26年度名寄市後

期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第39号 平成26年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

議案第40号 平成26年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）

日程第5 議案第44号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 意見書案第1号 TPP交渉からの撤退を求める意見書

意見書案第2号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

意見書案第3号 食の安全・安心の確立を求める意見書

意見書案第4号 農地中間管理機構設置に関する意見書

請願第1号 国へ「TPP交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願

日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等に対する監査報告について

日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議会運営委員会委員の選任

日程第3 議案第42号 財産の無償貸付けについて（経済建設常任委員長報告）

議案第43号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第8号）（経済建設

- 常任委員長報告)
- 日程第4 議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第31号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第32号 平成26年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第33号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第34号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第35号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第36号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第37号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第38号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第39号 平成26年度名寄市病院事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 議案第40号 平成26年度名寄市水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告）
- 日程第5 議案第44号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 意見書案第1号 TPP交渉からの撤退を求める意見書

- 意見書案第2号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書
- 意見書案第3号 食の安全・安心の確立を求める意見書
- 意見書案第4号 農地中間管理機構設置に関する意見書
- 請願第1号 国へ「TPP交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願
- 日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等に対する監査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 出席議員（17名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

1. 欠席議員（1名）

	13番	熊谷	吉正	議員
--	-----	----	----	----

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
------	----	---

書 記 山 崎 直 文
 書 記 記 鷺 見 良 子
 書 記 記 佐 藤 剛 潤

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
 副 市 長 佐々木 雅 之 君
 副 市 長 久 保 和 幸 君
 教 育 長 小 野 浩 一 君
 総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君
 市 民 部 長 中 村 勝 己 君
 健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
 経 済 部 長 高 橋 光 男 君
 建設水道部長 長 内 和 明 君
 教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君
 市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君
 市立大学局長 鹿 野 裕 二 君
 営業戦略室長 常 本 史 之 君
 上下水道室長 斎 藤 一 彦 君
 会 計 室 長 山 崎 真 理 子 君
 監 査 委 員 手 間 本 剛 君

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に13番、熊谷吉正議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 上 松 直 美 議員

17番 山 口 祐 司 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 議会運営委員会委員の選任を行います。

去る3月13日に、竹中憲之議員から議会運営委員会委員を辞任したい旨の願いがありました。これを同日許可いたしました。欠員となりました議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により熊谷吉正議員を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 議案第42号 財産の無償貸付けについて、議案第43号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第8号）、以上2件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

経済建設常任委員会、竹中憲之委員長。

○経済建設常任委員長（竹中憲之議員） 当委員会に付託されました議案報告の前に一言申し上げます。

今定例会において提案されました議案第14号 名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について、当委員会の審査結果報告を3月4日にさせていただき、全議員の御理解で報告どおり原案可決となりましたが、同市場特別会計の取り扱いをめぐる

奥村英俊議員への答弁で、提案時の扇谷総務部長答弁と委員会における関係職員の答弁に差異があることを認める発言をいたしました。その後本会議と委員会における発言を検証いたしました結果、同会計存続の原則は収支の明確化であり、私の答弁が誤解を招きかねない内容でありましたので、議長において同質疑に対する文言の整理及び削除をお願いを申し上げます。議員並びに理事者関係各位に御迷惑をおかけしましたことをおわびを申し上げます。

それでは、議長より指名いただきましたので、平成26年第1回定例会、3月4日に当委員会に付託されました議案第42号 財産の無償貸付けについての審査経過並びに結果について御報告を申し上げます。

委員会は、3月4日及び3月6日、3月7日、3月10日、3月11日の5日間開催し、熱心な質疑、審査を尽くしました。審査に当たりまして高橋経済部長、常本営業戦略室長、水間営業戦略課長等の出席を願い、無償貸し付けにかかわる藤田生鮮との契約書及び経営資料、実績取り扱い高等の関係資料の提出を求め、説明を受け、慎重に審査をいたしました。提出の資料に個人情報がありましたので、秘密会として説明を受け、質疑、審査を行いました。

質疑について報告をいたします。提案説明では、破産によりという表現がされていたが、議案では準自己破産と表現されている。破産と準自己破産の差異に対しては、代表者が不在の中での取締役会で決定して裁判所に申請する場合は準自己破産という。提案理由の中で文言が足りなかったということでおわびがありました。

藤田生鮮に無償貸し付けとした根拠については、道北の安心、安全な青果物の流通安定確保が大前提で、厳しい状況下にあつて11月より青果物の流通を担っていただいたことと地元農家の生産物の受け入れを行っていただけたということ及びこの間の買い受け人として養ってきた経験を生かし、

個人営業から法人化に向けての事業拡大を進めたいとのことが根拠であるとの答弁がございました。

議案中で、無償貸付条件で流通運営の範囲とはどこまでか、また貸し付けに疑義が生じたときどうたわれているが、疑義が生じたときとは具体的に何を指すのかに対しては、集荷物扱いは生産者の受け入れなど家屋、建物と車両出入りに必要な土地を示している。貸し付けに疑義が生じたときは、貸付条件が守られなかったとき及び無償貸付期間で卸売業の認可を受けたときを想定しているとの答弁がありました。

契約期間が平成28年3月31日までとうたっているが、2年と限定すると3年目はどうするかという疑問が起きるが、3月31日までを原則とするとの整理とはならないのかに対しては、通常普通財産の貸し付けは1年となっており、藤田生鮮が北海道認可の卸業になるくらいの経営基盤の確立をしていただきたいことで、無償で2年間の支援をすることとしたとの答弁がありました。

委員間議論では、丸鱈の準自己破産に伴い青果物の流通確保を担っていただいた藤田生鮮が法人化に向けての決意と安心、安全な青果物の流通の確保をすることと生産者にとってもよい結果を生むという期待を込め、異例ではあるが、市としての対応を受けとめるといった発言でありました。

以上を踏まえ、審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、同じく平成26年第1回定例会、3月4日に当委員会に付託されました議案第43号 平成25年度名寄市一般会計補正予算（第8号）についての審査経過並びに結果について報告をいたします。

委員会は、3月4日及び3月6日、3月7日、10日、11日の5日間開催し、熱心な質疑、審査を尽くしました。審査に当たりまして久保副市長、高橋経済部長、常本営業戦略室長、水間営業戦略課長、橋本財政課長などの出席を願い、補正にかかわる説明を受け、慎重に審査を行いました。

質疑について報告いたします。単年度の黒字が目標と言いつつ、一方で行政として一定の支援を議会と相談しながらやりたいということは、財政支援ということになる。答弁の意味は違うのではないか。さらに、資金をつぎ込むということなのかに対しては、基本的には赤字計上しないということが大原則で、他の事業との関連で全体としては単年度の黒字を目指すということと施設の老朽化に対応するためのリニューアルも視野に入れることも必要と考えるとの答弁がありました。

なよろ温泉サンピラーに対し、経営安定補助金を入れて以降の温泉の経営安定が図られるのか、利用の落ち込み、人口減、高齢化、少子化にあって経営安定させるための分析はされているのか、また公社のリニューアル計画は市はなぜ取り組めなかったのかに対しては、経営改善計画を立てており、平成26年度以降経営を好転するよう企業努力してもらうよう対応していきたい。改善計画については、ローリングでも掲載している。根本的には、日進の基本構想の部分で48項目も加味しながら計画を検討していきたいとの答弁がありました。

経営安定補助金は、振興公社の要求なのか、行政がチェックしての額なのか、修正額なのかに対しては、公社が算定し、休業中の収入減の部分は行政の担当とも確認し、資本金が使用している部分については公社と所管と協議し、組み立てたとの答弁がありました。

今後の企業としての経営活動等を含めて組織体制の見直しについての考え方については、振興公社の経営を好転させる材料は収入を上げることが一番早道と思っており、宿泊施設の利活用についても付随施設であるスキー場振興などの連携が必要と考えているとの答弁がありました。26年度については、今まで以上に市民サービスの向上に努め、経営改善に向けてさらに企業努力をするよう公社に要請したいとの答弁があり、説明員の説明不足に対する謝罪もありました。

今後のサンピラーの運営にかかわり、平成27年度名寄3名の退職があり、この職員の退職金について公社規定と中小企業共済との差があるための退職金の補填が必要との答弁があり、紛糾をいたしました。副市長の出席を願い、答弁をいただきました。退職者等の取り扱いについては、振興公社の内部事情であり、平成27年度以降のことであることから、答弁をした内容について撤回をさせていただきたいとの答弁と平成26年度以降市として最大限努力を傾け、安定経営を促すとの決意がありました。

なお、委員会議論では、公益の高い公共施設として市民の福祉、健康づくり、憩いの場がなくなってしまう状況にあり、スキー場とサンピラーは表裏一体であり、合宿の里づくりの役割も大きい。振興公社、行政もりセットし、26年度は真剣に取り組んでいただくことが大前提。営業活動の強化、組織の抜本的見直しをして体制を整えていくことが確認でき、名寄市振興公社の営業努力に期待をする。我々もその都度、その都度検証していくべきだとの意見や行政としてしっかり監督責任を発揮していただきたい等の発言がありました。

以上を踏まえ、審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもって当委員会に付託されました議案の報告にさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） これより、議案第42号外1件について委員長報告に対する質疑に入ります。

初めに、議案第42号について御発言ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について御発言ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算、議案第31号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第32号 平成26年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第33号 平成26年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第34号 平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第35号 平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第36号 平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第37号 平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第38号 平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算、議案第39号 平成26年度名寄市病院事業会計予算、議案第40号 平成26年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、駒津喜一委員長。

○予算審査特別委員長（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会において予算審査特別委員会に付託されました議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算及び議案第31号から議案第40号までの各特別会計予算

並びに各企業会計予算の11件につきまして、委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回委員会は、2月26日に開会し、直ちに正副委員長互選を行い、委員長には私駒津が、副委員長に川村幸栄委員がそれぞれ選任されました。

第2回委員会は、3月12日に開会し、審査日程を3月12日、13日、14日、17日の4日間と定め、実質審査に入りました。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の出席を求め、それぞれ説明並びに答弁をいただき、慎重に審査を行いました。

その経過につきましては、詳細に報告を申し上げるところでございますが、当委員会は全議員をもって構成された委員会ですので、これを省略させていただき、審査の結果のみ御報告を申し上げます。

議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算及び議案第31号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案第32号から議案第40号までの平成26年度各特別会計予算並びに各企業会計予算9件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上を申し上げまして、簡単ではございますが、予算審査特別委員会の審査結果の御報告とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第30号外10件については、全議員をもって構成されました特別委員会でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

議案第30号 平成26年度名寄市一般会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第31号 平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（黒井 徹議員） 起立多数であります。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成26年度名寄市介護保険特別会計予算から議案第40号 平成26年度名寄市水道事業会計予算までの9件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第40号までの9件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 1時20分

再開 午後 1時21分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第5 議案第44号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第44号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、職員給与の独自削減を平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間行政職給料表の適用職員で平成18年12月31日に在職していた職員の給料月額を2.7%削減するものであります。

なお、独自削減については長期間実施をしてきており、この6月までに給与制度を見直し、早期に取りやめるべく進めてまいりたいと考えております。

また、平成26年4月から雇用と年金の接続を目的とした再任用制度が運用されることに伴い、短時間勤務職員の時間外勤務手当の規定を追加するとともに、再任用職員が適用除外となる手当の表記方法について、これまで手当ごとに規定を設けておりましたが、新たに再任用職員の適用除外の条項を設けて整理をするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 意見書案第1号 TPP交渉からの撤退を求める意見書、意見書案第2号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書、意見書案第3号 食の安全・安心の確立を求める意見書、意見書案第4号 農地中間管理機構設置に関する意見書、関連がありますので、請願第1号 国へ「TPP交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願について、以上5件を一括議題といたします。

請願第1号についてであります。TPP交渉参加についてはこれまで名寄市議会として意見書を提出するなど反対の姿勢を明確にしていまいりました。このことにより、議長裁量において採択すべきものとして議会運営委員会に文言整理の協議をお願いいたしました。このたび協議が調い、本日意見書案第1号として上程されることを報告いたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外3件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等に対する監査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午後 1時26分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 上 松 直 美

署名議員 山 口 祐 司

質問文書表（一般質問）

平成26年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	大石健二 (P 68)	1. 加藤市長4年間の市政執行に関して (1) 市政執行の総括について ア 公約の実現等と総括について 2. 名寄市の行財政運営に関して (1) 新年度予算案編成の過程から ア 健全財政等に向けた取り組みについて (2) 人材登用と組織機構の活性化等から ア 活力ある組織等の再構築について ・女性職員の管理職等への登用ほか ・商店街等の活性化を真摯に取り組む組織づくり ・不成立の相次ぐ公共工事等に即応できる施策と組織力づくり 3. 市民の声から (1) 今冬の雪害と除排雪対策から ア 現状の課題とその対応について (2) 快適で安全なまちづくりから ア (仮称) 空き家等の適正な管理条例制定に向けた取り組みについて
2	高橋伸典 (P 79)	1. ヘルプカードの普及について (1) 障がい者の状況について (2) ヘルプカード普及について 2. 孤立死対策について (1) 独居世帯の高齢者世帯・障がい者世帯の状況及び孤立死の状況について (2) 高齢者及び障がい者の独居世帯に対する取り組み状況と課題について (3) 課題解決と今後の施策について

<p>3</p>	<p>佐々木 寿 (P 87)</p>	<p>1. 地域づくりについて (1) 定住促進事業の推進状況と今後の見通しについて (2) 職員の自主研究制度の進捗状況について</p> <p>2. 建設行政について (1) 街路灯のLEDへの更新状況について</p> <p>3. 環境行政について (1) 子供たちへの「ごみ減量」の習慣づけ施策について</p> <p>4. 保健施策について (1) 生活習慣病対策事業の状況について</p>
<p>4</p>	<p>奥村 英俊 (P 97)</p>	<p>1. 放課後の子供の居場所について (1) 横断的な内部協議の結果について (2) 民間との共同と地域との協働について (3) 実施時期について</p> <p>2. 市内運行バス利用の年間パスポートについて (1) コミュニティバスの利用促進策として (2) ピヤシリスキー場、なよろ温泉サンピラーの利用拡大策として</p> <p>3. 「名寄岩」関 誕生100年について (1) 名寄市としての考えについて (2) 具体的な取り組みと実施時期について</p>
<p>5</p>	<p>日根野 正敏 (P 108)</p>	<p>1. 教育行政について (1) スポーツ振興について ア 選手及び指導者の育成強化とその施策支援の強化を</p> <p>(2) 風連中央小学校改築に向けた計画の早期着手を</p> <p>(3) 東風連小学校統合の経過について</p> <p>(4) 東風連小学校廃止に伴い他校の特認校認定の可能性について</p> <p>2. 国内及び国際競争に負けない市内農業の実現にむけて (1) ブランド化に向けた市の構想は</p> <p>(2) 地産地消推進の充実</p> <p>(3) 農業と商業との連携の充実を</p> <p>(4) 杉並区及び区民との農産物供給連携の発展を</p> <p>3. 将来に向けた介護サービス及び施設の充実について (1) 増加し続ける要支援・要介護者に対する対応の確立を</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムの推進と名寄市における重点施策は</p> <p>(3) 訪問介護・訪問看護(24時間365日型)サービス実施に向け</p>

		<p>て努力を</p> <p>(4) しらかばハイツの改修計画の見通しについて</p>
6	川 村 幸 栄 (P 1 1 9)	<p>1. 平成26年度予算案から ～市民のくらし、福祉に対する考え方について～</p> <p>(1) 一次産業を核とした地域振興策の実現について</p> <p>(2) 子どもや高齢者にやさしいまちづくりについて</p> <p>(3) 人づくりについて</p>
7	山 田 典 幸 (P 1 3 0)	<p>1. 農業振興施策について</p> <p>(1) 国の新年度予算に対する考え方と今後の取り組みについて</p> <p>(2) 当市の新年度における主要農業施策について</p> <p>2. 教育行政にかかわって</p> <p>(1) 子どもたちの各種スポーツ活動の現状と課題について</p> <p>(2) 学校図書館の充実について</p>
8	上 松 直 美 (P 1 4 1)	<p>1. 循環型社会とまちづくりについて</p> <p>(1) 名寄市の森林資源と伐採量の推移</p> <p>(2) 木材利用促進の国、道、市の根拠について</p> <p>(3) 木造公共施設の整備計画について</p> <p>(4) 木質バイオマスのエネルギー利用について</p> <p>2. 少子高齢化と過疎対策について</p> <p>(1) 現状と今後の課題</p> <p>(2) 少子化対策の取り組みについて</p> <p>(3) 地方移住のニーズ、インセンティブについて</p>

平成 26 年 第 1 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 26 年 2 月 26 日～平成 26 年 3 月 17 日 20 日間
 本会議時間数 12 時間 28 分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 号	名寄市職員の再任用に関する条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 2 号	名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 3 号	名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 4 号	名寄市基金条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 5 号	名寄市税条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 6 号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 7 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 8 号	名寄市社会教育委員設置条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 9 号	名寄市風連米乾燥調製施設条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 10 号	名寄市職員住宅に関する条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 11 号	名寄市総合療育センター条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 12 号	名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 13 号	名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について	—	—	26. 2. 26 原案可決
第 14 号	名寄市公設地方卸売市場条例の廃止について	26. 2. 26 経済建設委員会付託	26. 2. 27 原案可決すべき	26. 3. 4 原案可決
第 15 号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	—	—	26. 2. 26 原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 6 号	名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 1 7 号	平成25年度名寄市一般会計補正予算(第7号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 1 8 号	平成25年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 1 9 号	平成25年度名寄市介護保険特別会計補正予算(第3号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 0 号	平成25年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 1 号	平成25年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 2 号	平成25年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 3 号	平成25年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算(第3号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 4 号	平成25年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算(第1号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 5 号	平成25年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 6 号	平成25年度名寄市病院事業会計補正予算(第3号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 7 号	平成25年度名寄市水道事業会計補正予算(第3号)	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 8 号	平成25年度名寄市水道事業会計資本金の額の減少について	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 2 9 号	平成25年度名寄市水道事業会計資本剰余金の処分について	—	—	26. 2. 26
		—	—	原案可決
第 3 0 号	平成26年度名寄市一般会計予算	26. 2. 26	26. 3. 14	26. 3. 17
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 3 1 号	平成26年度名寄市国民健康保険特別会計予算	26. 2. 26	26. 3. 14	26. 3. 17
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決
第 3 2 号	平成26年度名寄市介護保険特別会計予算	26. 2. 26	26. 3. 14	26. 3. 17
		予算審査特別付託	原案可決すべき	原案可決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 3 3 号	平成26年度名寄市下水道事業特別会計予算	26. 2. 26 予算審査特別付託	26. 3. 14 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 3 4 号	平成26年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	26. 2. 26 予算審査特別付託	26. 3. 14 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 3 5 号	平成26年度名寄市簡易水道事業特別会計予算	26. 2. 26 予算審査特別付託	26. 3. 14 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 3 6 号	平成26年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算	26. 2. 26 予算審査特別付託	26. 3. 14 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 3 7 号	平成26年度名寄市食肉センター事業特別会計予算	26. 2. 26 予算審査特別付託	26. 3. 14 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 3 8 号	平成26年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算	26. 2. 26 予算審査特別付託	26. 3. 14 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 3 9 号	平成26年度名寄市病院事業会計予算	26. 2. 26 予算審査特別付託	26. 3. 17 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 4 0 号	平成26年度名寄市水道事業会計予算	26. 2. 26 予算審査特別付託	26. 3. 14 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 4 1 号	特別職の職員の給与の支給特例に関する条例の制定について	— —	— —	26. 3. 4 原案可決
第 4 2 号	財産の無償貸付けについて	26. 3. 4 経済建設委員会付託	26. 3. 11 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 4 3 号	平成25年度名寄市一般会計補正予算（第8号）	26. 3. 4 経済建設委員会付託	26. 3. 11 原案可決すべき	26. 3. 17 原案可決
第 4 4 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	— —	— —	26. 3. 17 原案可決
報 告 第 1 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	26. 2. 26 報告済
報 告 第 2 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	26. 2. 26 報告済
報 告 第 3 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	26. 2. 26 報告済
報 告 第 4 号	例月現金出納検査報告、定期監査報告及び財政援助団体等に対する監査報告について	— —	— —	26. 3. 17 報告済
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	— —	— —	26. 2. 26 適任と認める

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意見書案 第 1 号	TPP交渉からの撤退を求める意見書	— —	— —	26. 3. 17 原案可決
意見書案 第 2 号	手話言語法（仮称）の制定を求める意見書	— —	— —	26. 3. 17 原案可決
意見書案 第 3 号	食の安全・安心の確立を求める意見書	— —	— —	26. 3. 17 原案可決
意見書案 第 4 号	農地中間管理機構設置に関する意見書	— —	— —	26. 3. 17 原案可決
請 願 第 1 号	国へ「TPP交渉からの撤退を求める意見書」提出の請願	— —	— —	26. 3. 17 採 択
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	— —	— —	26. 3. 17 決 定